

資料編 目次

資料1	国の存立を全うし、国民を守るための 切れ目のない安全保障法制の整備について	1	資料36	留学生受入実績(令和3(2021)年度の新規受入人数)	111
資料2	国家安全保障戦略(概要)	5	資料37	最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	112
資料3	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について (別表)	10	資料38	最近の日印防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	114
資料4	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について (別表)	22	資料39	最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	116
資料5	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度) について	33	資料40	最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	120
	(別表)	43	資料41	最近の欧州諸国、カナダ及びニュージーランドとの 防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	121
資料6	中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度) について	44	資料42	最近の日中防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	126
	(別表)	52	資料43	最近の日露防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	126
資料7	戦車、主要火器などの保有数	53	資料44	最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	127
資料8	主要航空機の保有数・性能諸元	53	資料45	最近の中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	127
資料9	主要艦艇の就役数	53	資料46	最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	129
資料10	防衛関係費(当初予算)の推移	54	資料47	最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)	130
資料11	各国国防費の推移	55	資料48	多国間安全保障対話の主要実績 (インド太平洋地域・過去3年間)	130
資料12	自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む)と 武器使用権限等について	56	資料49	防衛省主催による多国間安全保障対話	131
資料13	中国海警局に所属する船舶などの 尖閣諸島周辺の領海への侵入日数・隻数	60	資料50	その他の多国間安全保障対話など	133
資料14	わが国のBMD整備への取組の変遷	60	資料51	ビエンチャン・ビジョン2.0	136
資料15	国民保護にかかる国と地方公共団体との 共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況 (令和3(2021)年度)	61	資料52	多国間共同訓練の参加など(過去3年間)	137
資料16	防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組	61	資料53	国際機関への防衛省職員の派遣実績	147
資料17	災害派遣の実績(過去5年間)	62	資料54	国際平和協力活動関連法の概要比較	149
資料18	在外邦人等の輸送実績	62	資料55	自衛隊が行った国際平和協力活動など	150
資料19	米軍等の部隊の武器等防護の警護実績 (自衛隊法第95条の2関係)	63	資料56	自衛官の定員及び現員並びに 自衛官の定数と現員数の推移	155
資料20	中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する 政府の取組について	63	資料57	自衛官などの応募及び採用状況 (令和3(2021)年度)	156
資料21	日米防衛協力のための指針(平成27年4月27日) (仮訳)	65	資料58	防衛省の職員等の内訳	157
	日米防衛協力のための指針(1997年9月27日) (仮訳)	72	資料59	再就職等支援のための主な施策	157
	(別表)周辺事態における協力の対象となる機能及び 分野並びに協力項目例	75	資料60	退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における 在職状況	158
資料22	日米協議の実績(2018年以降)	78	資料61	防衛装備移転三原則	159
資料23	日米安全保障協議委員会(F2+2J)共同発表(仮訳)	85	資料62	防衛装備移転三原則の運用指針	161
資料24	日米安全保障協議委員会(F2+2J)閣僚会合(概要) (令和4年1月7日)	87	資料63	演習場一覧	163
資料25	主な日米共同訓練の実績(2021年度)	88	資料64	市民生活の中での活動	164
資料26	日米共同研究・開発プロジェクト	93	資料65	在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む。)別一覧	165
資料27	再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳)	94	資料66	防衛施設と周辺地域との調和を図るための 主な施策の概要	170
資料28	23事案の概要	97	資料67	南極地域観測協力実績	171
資料29	SACO最終報告(仮訳)	98	資料68	部外土木工事の実績	172
	普天間飛行場に関するSACO最終報告(仮訳)	100	資料69	小型無人機等飛行禁止法に基づき 対象防衛関係施設に指定された施設一覧	173
資料30	SACO最終報告の主な進捗状況	102	資料70	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋 (内閣府大臣官房政府広報室)	175
資料31	普天間飛行場代替施設に関する経緯	104	資料71	防衛省における情報公開の実績(2021年度)	175
資料32	嘉手納以南 施設・区域の返還時期(見込み)	107			
資料33	米軍オスプレイのわが国への配備の経緯	108			
資料34	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する 特別措置法の概要	109			
資料35	各種協定締結状況	110			
			防衛年表		176

■資料編はこちら

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2022/pdf/R04shiryo.pdf>



■防衛年表はこちら

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2022/pdf/R04nenpyo.pdf>



資料1 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

平成26年7月1日 国家安全保障会議決定
閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにならなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることができず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応すると基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。

(3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合（武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。）の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(4) さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参

考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施

できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

(2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加することが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる

我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

- (イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということの意味する。
- (ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。
- (エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

- (1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。
- (2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採用することを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表

明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集团的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

- (3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

- (4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集团的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。
- (5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際し

ては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

4 今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛

隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

資料2 国家安全保障戦略（概要）

（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定）

I 策定の趣旨

- 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である。
- グローバル化が進む世界において、国際社会における主要なプレーヤーとしてこれまで以上により積極的な役割を果たしていくべきである。
- 本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。
- 国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十全に発揮できるよう、国家安全保障上の観点を十分に考慮する。
- 本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、政策の実施過程を通じてNSCにおいて定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていく。

II 国家安全保障の基本理念

1 我が国が掲げる理念

- 我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。また「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。
- 戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。
- 日米の同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現してきている。人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与している。
- 国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。国際平和協力活動にも継続的に参加している。

また唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」を実現させるため、国際社会の取組を主導している。

- 我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。これこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。

2 我が国の国益と国家安全保障の目標

【国益】

- 我が国自身の主権・独立を維持し領域を保全し国民の生命・身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつつ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること。
- 経済発展を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする（そのためには、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現が不可欠）。
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

【国家安全保障の目標】

- 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること。
- 日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること。
- 不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること。

III 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

- (1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展
 - 新興国（中国・インド等）の台頭により国家間のパワーバランスが変化している。特に中国は国際社会における存在感を高めている。世界最大の総合的な国力を有する米国は、安全保障政策及び経済政策上の重点をアジア太平洋地域にシフトさせる方針を明らかにしている。
 - グローバル化の進展や技術革新の急速な進展によ

り、非国家主体の相対的影響力の増大、非国家主体によるテロや犯罪の脅威が拡大しつつある。

(2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威

○大量破壊兵器・弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威である。

(3) 国際テロの脅威

○グローバル化の進展により、国際テロの拡散・多様化が進んでいる。

○現に海外において法人や我が国権益が被害を受けるテロが発生しており、我が国・国民は、国内外において、国際テロの脅威に直面している。

(4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク

○近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といったグローバル・コモンズに対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化している。

○海洋においては、近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から、力を背景とした一方的な現状変更を図る動きが増加しつつある。

○このような動きや海賊問題等により、シーレーンの安定や航行の自由が脅かされる危険性も高まっている。

○人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミの増加を始め、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在している。

○基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつある。

(5) 「人間の安全保障」に関する課題

○貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦、災害等による人道上の危機といった一国のみでは対処できない地球規模の問題が、個人の生存と尊厳を脅かす人間の安全保障上の重要かつ緊急な課題となっている。

○こうした問題は、国際社会の平和と安定に影響をもたらす可能性がある。

(6) リスクを抱えるグローバル経済

○一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっている。

○保護主義的な動きや新たな貿易ルール作りに消極的な姿勢等も顕在化している。

○資源国による資源ナショナリズムの高揚や新興国によるエネルギー・鉱物資源等の獲得競争の激化等が見られる。

2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

(1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性

○様々な政治体制が存在し、核兵器国を含む大規模

な軍事力を有する国が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されていない。

(2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為

○北朝鮮は、核兵器を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの能力を増強するとともに、軍事的な挑発行為や我が国等に対する様々な挑発的言動を繰り返し、地域の緊張を高めている。我が国等の安全保障に対する脅威が質的に深刻化している。

○金正恩体制の確立が進められる中、北朝鮮内の情勢を引き続き注視する必要がある。

○北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

(3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出

○国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より積極的かつ協調的な役割を果たすことが期待されている。

○十分な透明性を欠いた中で軍事力を広範かつ急速に強化している。

○東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力による現状の変更の試みとみられる対応（尖閣諸島付近の領海侵入・領空侵犯、独自の「防空識別区」の設定等）を示している。

○兩岸関係は、経済的関係を深める一方、軍事バランスは変化しており、安定化の動きと潜在的な不安定性が併存している。

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

・国家安全保障の確保のためには、まず我が国自身の能力とそれを発揮し得る基盤を強化するとともに、自らが果たすべき役割を果たしつつ、状況の変化に応じ、自身の能力を適応させていくことが必要である。

・経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めることは、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につながる。

・国家安全保障上の課題を克服し、目標を達成するためには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進する必要がある。

(1) 安定した国際環境創出のための外交の強化

○国家安全保障の要諦は、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことにある。

○国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保

障環境を実現していく必要がある。

- 我が国の主張を国際社会に浸透させ、我が国の立場への支持を集める外交的な創造力及び交渉力が必要である。
 - 我が国の魅力を活かし、国際社会に利益をもたらすソフトパワーの強化や我が国企業や国民のニーズを感度高く把握し、これらのグローバルな展開をサポートする力の充実が重要である。
 - 国連を始めとする国際機関に対し、邦人職員の増強を含め、より積極的に貢献を行っていく。
- (2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築
- 厳しい安全保障環境の中、戦略環境の変化や国力国情に応じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める。
 - 政府機関・地方公共団体・民間部門との間の連携を深め、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制を平素から構築していく。
 - その中核を担う自衛隊の体制整備に当たっては、統合的・総合的視点から重要となる機能を優先しつつ、各種事態の抑止・対処のための体制を強化する。
 - 核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に連携していくとともに、弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。
- (3) 領域保全に関する取組の強化
- 領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。
 - 様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。
 - 国境離島の保全・管理・振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地利用等の在り方について検討する。
- (4) 海洋安全保障の確保
- 海洋国家として、力ではなく、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。
 - 海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用を含めて総合的に強化する。
 - シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。
- (5) サイバーセキュリティの強化

- 不正行為からサイバー空間を守り、その自由かつ安全な利用を確保するとともに、国家の関与が疑われる場合を含むサイバー攻撃から我が国の重要な社会システムを防護するため、国全体として防護・対応能力を強化し、サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化を図る。
 - 平素から官民の連携を強化するとともに、セキュリティ人材層の強化等についても総合的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
 - 技術・運用両面における国際協力の強化のための施策を講ずるとともに、サイバー防衛協力を推進する。
- (6) 国際テロ対策の強化
- 原子力関連施設の安全確保等の国内における国際テロ対策の徹底はもとより、世界各地で活動する在留邦人等の安全を確保するため、国際テロ情勢に関する情報収集・分析を含め、国際テロ対策を強化する。
- (7) 情報機能の強化
- 人的情報、公開情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。
 - 情報専門家の育成等により、情報の分析・集約・共有機能を強化し、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）を推進する。資料・情報をNSCに提供し、政策に適切に反映していく。
- (8) 防衛装備・技術協力
- 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。
 - 武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。
- (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
- 情報収集衛星の機能の拡充・強化を図るほか、各種衛星の有効活用を図るとともに、宇宙空間の状況監視体制の確立を図る。
 - 宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資するように配慮する。
- (10) 技術力の強化
- デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある。

○科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させ、安全保障分野においても有効活用を努める。

○我が国が国際的に優位にある技術等を積極的に外交に活用していく。

2 日米同盟の強化

・日米両国は、二国間のみならず、アジア太平洋地域を始めとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

・米国は、アジア太平洋地域を重視する国防戦略指針の下、同地域におけるプレゼンスの充実や我が国を始めとする同盟国等との連携・協力の強化を志向している。

・今後、我が国の安全に加え、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定及び繁栄の維持・増進を図るためには、日米安全保障体制の実効性を一層高め、より強い日米同盟を実現していく必要がある。

(1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化

○米国との間で、具体的な防衛協力の在り方や、日米の役割・任務・能力の考え方等についての議論を通じ、本戦略を踏まえた各種政策との整合性を図りつつ、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行う。

○事態対処や中長期的な戦略を含め、運用協力及び政策調整を緊密に行うとともに、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い協力を強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させていく。

(2) 安定的な米軍プレゼンスの確保

○在日米軍駐留経費負担等の施策のほか、抑止力を向上しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、在日米軍再編を日米合意に従って着実に実施する。

3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

我が国を取り巻く安全保障環境の改善のため、域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。

○我が国と普遍的価値や戦略的利益を共有する、アジア太平洋地域の国々との協力関係を強化。

－ 韓国：安全保障協力の基盤を強化するとともに、日米韓で北朝鮮の核・ミサイル問題に緊密に対応する。

－ オーストラリア：戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進めていくとともに、戦略的パートナーシップを一層強化する。

－ ASEAN諸国：40年以上にわたる伝統的なパートナーシップに基づき、あらゆる分野にお

ける協力を深化・発展させるとともに、一体性の維持・強化に向けたASEANの努力を一層支援する。

－ インド：二国間で構築された戦略的グローバル・パートナーシップに基づいて、海洋安全保障を含む幅広い分野で関係を強化していく。

○中国には、大局的かつ中長期的見地から、「戦略的互惠関係」の構築に向けて取り組み、地域の平和と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を果たすよう促すとともに、力による現状変更の試みとみられる対応については冷静かつ毅然として対応していく。

○北朝鮮問題には、日朝平壤宣言、六者会合共同声明及び安保理決議に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、取り組んでいく。

○ロシアとの間では安全保障及びエネルギー分野を始めとするあらゆる分野で協力を進め、日露関係を全体として高める。

○これらの取組に当たっては、多国間・三か国間の協力枠組みを積極的に活用する。

○アジア太平洋地域の友好諸国とも地域の安定の確保に向けて協力する。

○欧州諸国は、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーであり、EU、NATO、OSCEとの協力を含め、関係を更に強化していく。

○新興国との間で、二国間関係のみならず、グローバルな課題での協力を推進する。

○湾岸諸国との間で、資源・エネルギーを中心とする関係を越えた政治・安全保障協力も含めた重層的な協力関係を構築。また、中東の安定に重要な問題の解決に向けて、我が国として積極的な役割を果たす。

○TICADプロセス等を通じ、アフリカの発展と平和の定着に引き続き貢献する。

4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

国際協調主義に基づく積極的平和主義から、国際社会の平和と安定のため、積極的な役割を果たしていく。

(1) 国連外交の強化

○国連における国際の平和と安全の維持・回復に向けた取組に更に積極的に寄与していく。

○常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を追求する。

(2) 法の支配の強化

○国際社会における法の支配の強化に向けて、様々な国際ルール作りに構想段階から積極的に参加し、我が国の理念や主張を反映させていく。

- 海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現や法制度整備支援等に積極的に取り組む。
- (3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導
 - 「核兵器のない世界」に向けて積極的に取り組む。
 - 日米同盟の下での拡大抑止への信頼性維持と整合性をとりつつ、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題の解決を含む軍縮・不拡散に向けた国際的取組を主導する。
- (4) 国際平和協力の推進
 - 国連PKO等に一層積極的に協力する。
 - PKOとODA事業との連携の推進、ODAと能力構築支援を更に戦略的に活用を図る。
 - 平和構築人材や各国PKO要員の育成を、関係国等との緊密な連携の下、積極的に行う。
- (5) 国際テロ対策における国際協力の推進
 - 国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換、国際的な法的枠組みを強化する。
 - 開発途上国等に対する支援等に積極的に取り組む。
- 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化

国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化、国際社会の平和と安定の阻害要因となりにかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、以下の取組を進める。

 - (1) 普遍的価値の共有
 - 自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々との連帯を通じグローバルな課題に貢献する外交を展開する。
 - 民主化支援、法制度整備支援、人権分野のODA等を積極的に活用する。
 - 女性に関する外交課題に積極的に取り組む。
 - (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現
 - 開発問題への対応は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一つの要素として、今後とも一層強化する必要がある。
 - ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取組を強化し、次期国際開発目標の策定にも主導的な役割を果たす。
 - 国際社会における「人間の安全保障」の理念の主流化を一層促す。
 - (3) 開発途上国の人材育成に対する協力
 - 開発途上国から、学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、教育訓練を提供し、出身国の発展に役立てるための人材育成を一層推進する。
 - (4) 自由貿易体制の維持・強化
 - TPP、日EU・EPA、日中韓FTA、RCEP等の経済連携の取組を推進。こうした取組を通じ、アジア太平洋地域の活力と繁栄を強化する。
 - (5) エネルギー・環境問題への対応
 - エネルギーを含む資源の安定供給に向けた各種取組に外交的手段を積極的に活用する。
 - 気候変動分野に関しては、攻めの地球温暖化外交戦略を展開する。
- 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進
 - ・国家安全保障を十全に確保するためには、外交力、防衛力等が効果的に発揮されることを支える国内基盤を整備することが不可欠である。
 - ・国家安全保障を達成するためには、国家安全保障政策に対する国際社会や国民の広範な理解を得ることが極めて重要である。
 - (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
 - 防衛装備品の効果的・効率的な取得に努めるとともに、国際競争力の強化含め、防衛生産・技術基盤を維持・強化していく。
 - (2) 情報発信の強化
 - 国家安全保障政策の考え方について、国内外に積極的かつ効果的に発信し、国民の理解を深め、諸外国との協力関係の強化等を図る必要がある。
 - 官邸を司令塔として、政府一体となった統一かつ戦略的な情報発信を行うこととし、各種情報技術を最大限に活用しつつ、多様なメディアを通じ、外国語による発信の強化等を行う。
 - 教育機関や有識者、シンクタンク等との連携を図りつつ、世界における日本語の普及、戦略的広報に資する人材の育成等を図る。
 - 客観的な事実を中心とする関連情報を正確かつ効果的に発信することにより、国際世論の正確な理解を深める。
 - (3) 社会的基盤の強化
 - 国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識することが不可欠。
 - 諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養う。
 - 領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組等を推進する。
 - (4) 知的基盤の強化
 - 高等教育機関における安全保障教育の拡充等を図る。
 - 高等教育機関、シンクタンク等と政府の交流を深める。
 - 民間の専門家・行政官の育成を促進する。

資料3 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について

（平成30年12月18日 国家安全保障会議決定）
閣議決定

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は、平成30年度限りで廃止する。

（別紙）

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国は、戦後一貫して、平和国家としての道を歩んできた。これは、平和主義の理念の下、先人達の不断の努力によって成し遂げられてきたものである。

我が国政府の最も重大な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして、領土・領海・領空を守り抜くことである。これは、我が国が独立国家として第一義的に果たすべき責任であり、我が国が自らの主体的・自主的な努力によってかかる責任を果たしていくことが、我が国の安全保障の根幹である。我が国の防衛力は、これを最終的に担保するものであり、平和国家である我が国の揺るぎない意思と能力を明確に示すものである。そして、我が国の平和と安全が維持されることは、我が国の繁栄の不可欠の前提である。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大している。また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大は、陸・海・空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方を根本から変えようとしている。

我が国は、その中であっても、平和国家としてより力強く歩んでいく。そのためには、激変する安全保障環境の中、我が国自身が、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空、そして、主権・独立は主体的・自主的な努力によって守る体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく必要がある。今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。日米同盟や各国との安全保障協力の強化は、我が国の安全保障にとって不可欠であり、我が国自身の努力なくしてこれを達成することはできない。国際社会もまた、我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。

今後の防衛力の強化に当たっては、以上のような安全保障の現実に正面から向き合い、従来の延長線上ではない真に実効的な防衛力を構築するため、防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保していく必要がある。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域については、我が国としての優位性を獲得することが死活的に重要と

なっており、陸・海・空という従来の区分に依拠した発想から完全に脱却し、全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく必要がある。一方、急速な少子高齢化や厳しい財政状況を踏まえれば、過去にとらわれぬ徹底した合理化なくして、かかる防衛力の強化を実現することはできない。

日米同盟は、我が国自身の防衛体制とあいまって、引き続き我が国の安全保障の基軸であり続ける。上述のとおり、我が国が独立国家としての第一義的な責任をしっかりと果たしていくことこそが、日米同盟の下での我が国の役割を十全に果たし、その抑止力と対処力を一層強化していく道であり、また、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、安全保障協力を戦略的に進めていくための基盤である。

このような考え方の下、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「国家安全保障戦略」という。）を踏まえ、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

1 現在の安全保障環境の特徴

国際社会においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化する一方、中国等の更なる国力の伸長等によるパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性が増している。こうした中、自らに有利な国際秩序・地域秩序の形成や影響力の拡大を目指した、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化している。

このような国家間の競争は、軍や法執行機関を用いて他国の主権を脅かすことや、ソーシャル・ネットワーク等を用いて他国の世論を操作することなど、多様な手段により、平素から恒常的に行われている。また、いわゆるグレーゾーンの事態は、国家間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向にあり、今後、更に増加・拡大していく可能性がある。こうしたグレーゾーンの事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。さらに、いわゆる「ハイブリッド戦」のような、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いている。

また、情報通信等の分野における急速な技術革新に伴い、軍事技術の進展は目覚ましいものとなっている。こうした技術の進展を背景に、現在の戦闘様相は、陸・海・空のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を組み合わせたものとなり、各国は、全般的な軍事能力の向上のため、新たな領域における能力を裏付ける技術の優位を追求している。宇宙

領域やサイバー領域は、民生分野でも広範に活用されており、この安定的な利用が妨げられれば、国家・国民の安全に重大な影響が及ぶおそれがある。

軍事技術の進展により、現在では、様々な脅威が容易に国境を越えてくるものとなっている。さらに、各国は、ゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を活用した兵器の開発に注力するとともに、人工知能(AI)を搭載した自律型の無人兵器システムの研究にも取り組んでいる。今後の更なる技術革新は、将来の戦闘様相を更に予見困難なものにするとみられる。

国際社会においては、一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が広範化・多様化している。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールや規範作りが安全保障上の課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例がみられ、公海における自由が不当に侵害される状況が生じている。また、核・生物・化学兵器等の大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散及び深刻化する国際テロは、引き続き、国際社会にとっての重大な課題である。

こうした中、我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

2 各国の動向

米国は、依然として世界最大の総合的な国力を有しているが、あらゆる分野における国家間の競争が顕在化化する中で、世界的・地域的な秩序の修正を試みる中国やロシアとの戦略的競争が特に重要な課題であるとの認識を示している。

米国は、軍事力の再建のため、技術革新等による全ての領域における軍事的優位の維持、核抑止力の強化、ミサイル防衛能力の高度化等に取り組んでいる。また、同盟国やパートナー国に対しては、防衛のコミットメントを維持し、戦力の前方展開を継続するとともに、責任分担の増加を求めている。さらに、インド太平洋地域を優先地域と位置付け、同盟とパートナーシップを強化するとの方針を掲げている。

また、米国を始めとする北大西洋条約機構(NATO)加盟国は、力を背景とした現状変更や「ハイブリッド戦」に対応するため、戦略の再検討等を行うとともに、安全保障環境の変化等を踏まえ、国防費を増加させてきている。

中国は、今世紀中葉までに「世界一流の軍隊」を建設することを目標に、透明性を欠いたまま、高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。その際、指揮系統の混乱等を可能とするサイバー領域や電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、対衛星兵器の開発・実験を始めとする宇宙領域における能力強化も継続するなど、新たな領

域における優勢の確保を重視している。また、ミサイル防衛を突破するための能力や揚陸能力の向上を図っている。このような軍事能力の強化は、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力、いわゆる「接近阻止／領域拒否」(「A2/AD」)能力の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものである。これらに加え、国防・科学技術・工業の軍民融合政策を推進するとともに、軍事利用が可能とされる先端技術の開発・獲得に積極的に取り組んでいる。このほか、海上法執行機関と軍との間では連携が強化されている。

中国は、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした一方的な現状変更を試みるとともに、東シナ海を始めとする海空域において、軍事活動を拡大・活発化させている。我が国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、我が国の強い抗議にもかかわらず公船による断続的な領海侵入や海軍艦艇による恒常的な活動等を行っている。太平洋や日本海においても軍事活動を拡大・活発化させており、特に、太平洋への進出は近年高い頻度で行われ、その経路や部隊構成が多様化している。南シナ海においては、大規模かつ急速な埋立てを強行し、その軍事拠点化を進めるとともに、海空域における活動も拡大・活発化させている。

こうした中国の軍事動向等については、国防政策や軍事力の不透明性とあいまって、我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。中国には、地域や国際社会において、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される。

北朝鮮は、近年、前例のない頻度で弾道ミサイルの発射を行い、同時発射能力や奇襲的攻撃能力等を急速に強化してきた。また、核実験を通じた技術的成熟等を踏まえれば、弾道ミサイルに搭載するための核兵器の小型化・弾頭化を既に実現しているとみられる。北朝鮮は、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない。

また、北朝鮮は、非対称的な軍事能力として、サイバー領域について、大規模な部隊を保持するとともに、軍事機密情報の窃取や他国の重要インフラへの攻撃能力の開発を行っていると考えられる。これらに加え、大規模な特殊部隊を保持している。

このような北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている。国際社会も、国際連合安全保障理事会決議において、北

朝鮮の核及び弾道ミサイル関連活動が国際の平和及び安全に対する明白な脅威であるとの認識を明確にしている。

ロシアは、核戦力を中心に軍事力の近代化に向けた取組を継続することで軍事態勢の強化を図っており、ウクライナ情勢等をめぐり、欧米と激しく対立している。また、北極圏、欧州、米国周辺、中東に加え、北方領土を含む極東においても軍事活動を活発化させる傾向にあり、その動向を注視していく必要がある。

3 我が国の特性

四面環海で長い海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有しており、そこには守り抜くべき国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源が広く存在している。また、海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である。

一方、我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在している。

これらに加えて、我が国においては、人口減少と少子高齢化が経験をしたことのない速度で急速に進展しているとともに、厳しい財政状況が続いている。

4 まとめ

以上を踏まえると、今日の我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低いと考えられる一方、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「前大綱」という。）を策定した際に想定したものよりも、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

我が国に対する脅威が現実化し、国民の命と平和な暮らしを脅かすことを防ぐためには、この現実を踏まえた措置を講ずることが必要となっている。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・

領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

防衛の目標として、まず、平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。

これらの防衛の目標を確実に達成するため、その手段である我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していく。これは、格段に変化の速度を増し、複雑化する安全保障環境に対応できるよう、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優位性を早期に獲得することを含め、迅速かつ柔軟に行っていかなければならない。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、我が国は、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、総合ミサイル防空や国民保護を含む我が国自身による対処のための取組を強化する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

1 我が国自身の防衛体制の強化

(1) 総合的な防衛体制の構築

これまでに直面したことのない安全保障環境の現実に正面から向き合い、防衛の目標を確実に達成するため、あらゆる段階において、防衛省・自衛隊のみならず、政府一体となった取組及び地方公共団体、民間団体等との協力を可能とし、我が国が持てる力を総合する防衛体制を構築する。特に、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術といった分野における取組及び協力を加速するほか、宇宙、サイバー等の分野の国際的な規範の形成に係る取組を推進する。

我が国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する。

有事やグレーゾーンの事態等の各種事態に対しては、文民統制の下、これまでも態勢の強化に努めてきたが、今後、政治がより強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ的確に意思決定を行うことにより、政府一体となってシームレスに対応する必要があり、これを補佐する態勢も充実させる。また、国民の生命・身体・財産を守る観点から、各種災害への対応及び国民の保護のための体制を引き続き強化し、地方公共団体と連携して避難施設の確保に取り組むとともに、緊急事態における在外邦人等の迅速な退避

及び安全の確保のために万全の態勢を整える。さらに、電力、通信といった国民生活に重要なインフラや、サイバー空間を守るための施策を進める。

以上の取組に加え、各種対応を的確に行うため、平素から、関連する計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力の強化

ア 防衛力の意義・必要性

防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産と我が国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、我が国の意思と能力を表すものである。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、我が国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力における我が国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の下で、我が国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

イ 真に実効的な防衛力—多次元統合防衛力

厳しさを増す安全保障環境の中で、軍事力の質・量に優れた脅威に対する実効的な抑止及び対処を可能とするためには、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と陸・海・空という従来の領域の組合せによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっている。

このため、今後の防衛力については、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うできるものとする必要がある。

また、不確実性を増す安全保障環境の中で、我が国を確実に防衛するためには、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できることが重要である。これまでも、多様な活動を機動的・持続的に行い得る防衛力の構築に

努めてきたが、近年では、平素からのプレゼンス維持、情報収集・警戒監視等の活動をより広範かつ高頻度を実施しなければならず、このため、人員、装備等に慢性的な負荷がかかり、部隊の練度や活動量を維持できなくなるおそれが生じている。

このため、今後の防衛力については、各種活動の持続性・強靱性を支える能力の質及び量を強化しつつ、平素から、事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとする必要がある。

さらに、我が国の防衛力は、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものであるとともに、多角的・多層的な安全保障協力を推進し得るものである必要がある。

以上の観点から、今後、我が国は、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。

(3) 防衛力が果たすべき役割

我が国の防衛力は、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するため、以下の役割をシームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない。特に、国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要である。

ア 平時からグレーゾーンの事態への対応

積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する。また、全ての領域における能力を活用して、我が国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置等により事態の発生・深刻化を未然に防止する。これら各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といった我が国の主権を侵害する行為に対し、警察機関等とも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる。

弾道ミサイル等の飛来に対しては、常時持続的に我が国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

イ 島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応

島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

ミサイル、航空機等の経空攻撃に対しては、最適の手段により、機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の搜索及び撃破を行う。

ウ あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応

平素から、宇宙・サイバー・電磁波の領域において、自衛隊の活動を妨げる行為を未然に防止するために常時継続的に監視し、関連する情報の収集・分析を行う。かかる行為の発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限、被害復旧等を迅速に行う。

我が国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する。

また、社会全般が宇宙空間やサイバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機関との適切な連携・役割分担の下、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

エ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、国民の生命・身体・財産を守るため、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期するとともに、必要に応じ、対応態勢を長期間にわたり持続する。また、被災者や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

オ 日米同盟に基づく米国との共同

平時から有事までのあらゆる段階において、「日米防衛協力のための指針」を踏まえ、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすことにより、2で後述するような日米共同の活動を効果的に実施する。

カ 安全保障協力の推進

地域の特性や相手国の実情を考慮した方針の下、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流を戦略的に推進するなど、3で後述するような安全保障協力の強化のための取組を積極的に実施する。

2 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身の防衛体制とあいまって、我が国の安全保障の基軸である。また、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果たしている。

国家間の競争が顕在化する中、普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化は、我が国の安全保障にとってこれまで以上に重要となっている。また、米国も、同盟国との協力がより重要になっているとの認識を示している。

日米同盟は、平和安全法制により新たに可能となった活動等を通じて、これまでも強化されてきたが、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、我が国の防衛の目標を達成するためには、「日米防衛協力のための指針」の下で、一層の強化を図ることが必要である。

日米同盟の一層の強化に当たっては、我が国が自らの防衛力を主体的・自主的に強化していくことが不可欠の前提であり、その上で、同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要がある。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

平時から有事までのあらゆる段階や災害等の発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずる。

このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。特に、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図る。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を実施する。

また、日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全等に関し、協力を強化・拡大する。

特に、日米共同の活動に資する装備品の共通化や

各種ネットワークの共有を推進する。また、我が国周辺における米軍の持続的な活動を支援し、我が国装備品の高い可動率の確保にも資するため、米国製装備品の国内における整備能力を確保する。

また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、有償援助（FMS）調達の合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する。

さらに、訓練施設や訓練区域を含む自衛隊施設及び米軍施設・区域について、共同使用に係る協力や、強靱性の向上のための取組を推進する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。

特に、沖縄については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、近年、米軍施設・区域の返還等の沖縄の負担軽減を一層推進してきているところであり、引き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていく。

3 安全保障協力の強化

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。その一環として、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流に取り組む。また、グローバルな安全保障上の課題への対応にも貢献する。こうした取組の実施に当たっては、外交政策との調整を十分に図るとともに、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図る。

(1) 防衛協力・交流の推進

オーストラリアとの間では、相互運用性の更なる向上等のため、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）等の枠組みも活用しつつ、共同訓練・演習の拡充、防衛装備・技術協力を一層推進するとともに、地域の平和と安定のため、二国間で連携した能力構築支援等の協力を進める。また、普遍的価値と戦略的利益を共有する日米豪三国間の枠組みによる協力関係を一層強化する。

インドとの間では、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障を始めとする幅広い分野において、共同訓練・

演習や防衛装備・技術協力を中心とする協力を推進する。また、日米印三国間の連携を強化する。

東南アジア諸国との間では、地域協力の要となる東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心性・一体性の強化の動きを支援しつつ、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援等の具体的な二国間・多国間協力を推進する。

韓国との間では、幅広い分野での防衛協力を進めるとともに、連携の基盤の確立に努める。また、地域における平和と安定を維持するため、日米韓三国間の連携を引き続き強化する。

英国やフランスとの間では、インド太平洋地域における海洋秩序の安定等のため、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、より実践的な共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。欧州諸国並びにNATO及び欧州連合（EU）との協力を強化する。

カナダ及びニュージーランドとの間では、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。

中国との間では、相互理解・信頼関係を増進するため、多層的な対話や交流を推進する。この際、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化に係る透明性を向上するよう引き続き促していく。また、両国間における不測の事態を回避すべく、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を両国間の信頼関係の構築に資する形で運用していく。中国による我が国周辺海空域等における活動に対しては、冷静かつ毅然として対応する。

ロシアについては、相互理解・信頼関係の増進のため、「2+2」を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、共同訓練・演習を深化させる。

太平洋島嶼国との間では、自衛隊の部隊による寄港・寄航を行うとともに、各自衛隊の能力・特性を活かした交流や協力を推進する。

中央アジア・中東・アフリカ諸国との間では、協力関係の構築・強化を図るため、ハイレベルを含めた交流や国連平和維持活動に係る能力構築支援等の協力を推進する。

また、多国間枠組みについては、インド太平洋地域の安全保障分野に係る議論や協力・交流の重要な基盤となっている東アジア首脳会議（EAS）、拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス）、ASEAN地域フォーラム（ARF）等を重視し、域内諸国間の協力・信頼関係の強化に貢献していく。

(2) グローバルな課題への対応

海洋における航行・飛行の自由や安全を確保する

観点から、インド、スリランカ等の南アジア諸国、東南アジア諸国といったインド太平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力の向上に資する協力を推進する。また、共同訓練・演習や部隊間交流、これらに合わせた積極的な寄港等を推進するとともに、関係国と協力した海賊への対応や海洋状況把握(MDA)の能力強化に係る協力等の取組を行う。

宇宙領域の利用については、関係国との協議や情報共有、多国間演習への積極的な参加等を通じ、宇宙状況監視(SSA)や宇宙システム全体の機能保証等を含めた様々な分野での連携・協力を推進する。また、サイバー領域の利用については、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加等により、関係国との連携・協力を強化する。

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に参与する。

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的關係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成等に取り組みつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣や我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を通じ積極的に貢献する。なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。

IV 防衛力強化に当たっての優先事項

1 基本的考え方

防衛力の強化は、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するために、従来とは抜本的に異なる速度で行わなければならない。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。

このため、防衛力の強化に当たっては、特に優先すべき事項について、可能な限り早期に強化することとし、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要の抜本的な改革を行う。

この際、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新

たな領域における能力、総合ミサイル防空、被害復旧、輸送、整備、補給、警備、教育、衛生、研究等の幅広い分野において統合を推進する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より徹底した効率化・合理化を図る。

2 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項 (1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化する。この際、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。

ア 宇宙領域における能力

情報収集、通信、測位等のための人工衛星の活用は領域横断作戦の実現に不可欠である一方、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は増大している。

このため、宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるとともに、宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築する。また、機能保証のための能力や相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組む。

その際、民生技術を積極的に活用するとともに、宇宙航空研究開発機構(JAXA)等の関係機関や米国等の関係国との連携強化を図る。また、宇宙領域を専門とする部隊や職種の新設等の体制構築を行うとともに、宇宙分野での人材育成と知見の蓄積を進める。

イ サイバー領域における能力

サイバー領域を活用した情報通信ネットワークは、様々な領域における自衛隊の活動の基盤であり、これに対する攻撃は、自衛隊の組織的な活動に重大な障害を生じさせるため、こうした攻撃を未然に防止するための自衛隊の指揮通信システムやネットワークに係る常時継続的な監視能力や被害の局限、被害復旧等の必要な措置を迅速に行う能力を引き続き強化する。また、有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化を図る。

その際、専門的な知識・技術を持つ人材を大幅に増強するとともに、政府全体の取組への寄与に

も留意する。

ウ 電磁波領域における能力

電磁波は、活用範囲や用途の拡大により、現在の戦闘様相における攻防の最前線として、主要な領域の一つと認識されるようになってきている。電磁波領域の優越を確保することも、領域横断作戦の実現のために不可欠である。

このため、情報通信能力の強化、電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築を推進するとともに、相手からの電磁波領域における妨害等に際して、その効果を局限する能力等を向上させる。また、我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化するための能力を強化する。こうした各種活動を円滑に行うため、電磁波の利用を適切に管理・調整する機能を強化する。

(2) 従来の領域における能力の強化

領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するための能力を強化する。

ア 海空領域における能力

我が国への攻撃に実効的に対応するため、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが極めて重要である。

このため、我が国周辺海空域における常統監視を広域にわたって実施する態勢を強化する。

また、無人水中航走体(UUV)を含む水中・水上における対処能力を強化する。

さらに、柔軟な運用が可能な短距離離陸・垂直着陸(STOVL)機を含む戦闘機体系の構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空における対処能力を強化する。その際、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、自衛隊員の安全を確保しつつ、戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる。

イ スタンド・オフ防衛能力

各国の早期警戒管制能力や各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要がある。

このため、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力等の必要な能力を獲得するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

ウ 総合ミサイル防空能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限する必要がある。

このため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。将来的な経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。

また、日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。

エ 機動・展開能力

島嶼部への攻撃を始めとする各種事態に実効的に対応するためには、適切な地域で所要の部隊が平素から常時継続的に活動するとともに、状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。

このため、水陸両用作戦能力等を強化する。また、迅速かつ大規模な輸送のため、島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化するとともに、平素から民間輸送力との連携を図る。

(3) 持続性・強靱性の強化

平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化することが必要である。

このため、弾薬、燃料等の確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護等に必要な措置を推進する。特に、関係府省等とも連携を図りつつ、弾薬、燃料等の安全かつ着実な整備・備蓄等により持続性を向上させる。また、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等により、多層的に強靱性を向上させる。さらに、従来の維持整備方法の見直し等により、より効果的・効率的な維持整備を図り、装備品の高い可動率を確保する。

3 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(1) 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠である。これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観点からも、自衛隊員を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要がある。

このため、地方公共団体等との連携を含む募集施策の推進、大卒者等を含む採用層の拡大や女性の活躍推進のための取組、自衛官の定年年齢の適切な引

上げや退職自衛官の活用、予備自衛官等の活用や充足向上のための取組といった、より幅広い層から多様かつ優秀な人材を確保するための制度面を含む取組に加え、人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進する。

また、全ての自衛隊員が高い士気を維持し自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図るとともに、ワークライフバランスの確保のため、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。

さらに、統合教育・研究の強化等、自衛隊の能力及びその一体性を高めるための教育・研究の充実を促進するほか、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。これらに加え、栄典・礼遇に関する施策の推進、任務の特殊性等を踏まえた給与面の改善といった処遇の向上や、若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえた再就職支援の一層の充実を図る。

(2) 装備体系の見直し

現有の装備体系を統合運用の観点も踏まえて検証し、合理的な装備体系を構築する。その際、各自衛隊の運用に必要な能力等を踏まえつつ、装備品のファミリー化、装備品の仕様の最適化・共通化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。

(3) 技術基盤の強化

軍事技術の進展を背景に戦闘様相が大きく変化する中、我が国の優れた科学技術を活かし、政府全体として、防衛装備につながる技術基盤を強化することがこれまで以上に重要となっている。

このため、新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間の大幅な短縮を図る。この際、企画提案方式の積極的な活用や、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する研究開発ビジョンの策定等による予見可能性の向上により、企業の先行投資の促進を図るとともに、その力を最大限に引き出す。

さらに、国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用を努める。

国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強

化する。

(4) 装備調達の最適化

自衛隊の装備品の質及び量を必要かつ十分に確保するためには、高性能の装備品を可能な限り安価に取得する必要がある。予算の計上のみならず執行に際しても、徹底したコスト管理・抑制を行う必要がある。

このため、長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用や維持整備の効率化を推進する。また、国内外の企業間競争の促進を図るとともに、国際共同開発・生産や海外移転も念頭に置いた装備品の開発等を推進する。さらに、米国の高性能な装備品を効率的に調達するため、FMS調達の合理化を推進するとともに、米軍等との調達時期・仕様の整合に努める。これらに際しては、ライフサイクル全体を通じたプロジェクト管理の取組を更に強化する。

(5) 産業基盤の強靱化

我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。

このため、装備体系、技術基盤及び装備調達に係る各種施策に加え、企業へのインセンティブの付与も含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、装備品のサプライチェーンのリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に参画できるよう努める。さらに、我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努める。同時に、装備品に係る重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び情報保全の強化を進める。以上の各種施策を通じて、コストダウンと企業競争力の向上を図ることにより、強靱な産業基盤の構築を目指すとともに、そのための更なる方策についても検討していく。

(6) 情報機能の強化

政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施するため、情報機能を強化する。特に、各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理、分析・共有、保全の各段階における機能を強化する。

その際、情報処理分野における技術動向にも留意しつつ、新たな領域に係るものも含め、電波情報、画像情報、人的情報、公開情報等に関する収集能

力・態勢を強化するとともに、情報収集衛星を運用する内閣衛星情報センター等の国内の関係機関や同盟国等との連携を強化する。また、情報収集・分析要員の確保・育成や、情報共有のためのシステムの整備・連接等を進める。さらに、より強固な情報保全体制を確立するとともに、カウンターインテリジェンスに係る機能を強化する。

V 自衛隊の体制等

宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現するため、1のとおり統合運用を強化するとともに、各自衛隊の体制を2から4までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

1 領域横断作戦の実現のための統合運用

- (1) あらゆる分野で陸海空自衛隊の統合を一層推進するため、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を統合幕僚監部において強化するとともに、将来的な統合運用の在り方について検討する。また、各自衛隊間の相互協力の観点で踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築するなど、各自衛隊の要員の柔軟な活用を図る。
- (2) 宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げることを含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊を保持するとともに、統合運用に係る態勢を強化する。
- (3) 自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。
- (4) 電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化する。また、電磁波領域に係る情報収集・分析や、侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等の無力化を行い得るよう、各自衛隊における態勢を強化する。
- (5) 平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得るよう、陸上自衛隊において地对空誘導弾部隊及び弾道ミサイル防衛部隊、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦、航空自衛隊において地对空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築する。
- (6) 平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊を保

持する。

2 陸上自衛隊の体制

- (1) 各種事態に即応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）のほか、サイバー領域や電磁波領域における各種作戦、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護、各国等との安全保障協力等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた部隊を、機動運用部隊として保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、水陸機動団等の機動運用部隊による艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、海上自衛隊及び航空自衛隊とのネットワーク化の確立等により、抑止力・対処力の強化を図る。

- (2) 島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう、地对艦誘導弾部隊及び島嶼防衛用高速滑空弾部隊を保持する。
- (3) (1) に示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊（師団・旅団）について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直すほか、各方面隊直轄部隊についても航空火力に係る部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

3 海上自衛隊の体制

- (1) 常統監視や対潜戦・対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保、各国等との安全保障協力等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦等を含む増強された護衛艦部隊、掃海艦艇部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持し、これら護衛艦部隊及び掃海艦艇部隊から構成される水上艦艇部隊を編成する。また、我が国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を保持する。

その際、多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦について、複数クルーでの交替勤務の導入や、警戒監視能力に優れた哨戒艦との連携により、常統監視のための態勢を強化する。

- (2) 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

その際、試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のた

めの態勢を強化する。

- (3) 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

4 航空自衛隊の体制

- (1) 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の常時継続的な警戒監視等を行い得る警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。
- (2) 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域において、戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が各種作戦を広域かつ持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。
- (3) 陸上部隊等の機動・展開、各国等との安全保障協力等を効果的に実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。
- (4) 我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、無人機部隊を保持する。

VI 防衛力を支える要素

防衛力がその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとともに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

1 訓練・演習

自衛隊の戦術技量の維持・向上のため、必要に応じて、関係機関、地方公共団体や民間部門とも連携しながら、より実践的で効果的かつ計画的な訓練・演習を実施する。その際、より実践的に訓練を行うため、北海道を始めとした国内の演習場等や国外の良好な訓練環境の整備・活用に加え、米軍施設・区域の共同使用、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用等を促進するとともに、シミュレーター等をより積極的に導入する。さらに、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直すため、訓練・演習を積極的に活用する。

2 衛生

自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、衛生機能を強化する必要がある。

このため、隊員の生命を最大限守れるよう、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢を強化する。その際、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における自衛隊の衛生機能の強化を重視する。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等により、効率的

で質の高い医療体制を確立する。さらに、自衛隊の部隊の衛生に係る人材確保のため、防衛医科大学校の運営改善を始めとする取組や、戦傷医療対処能力の向上を含む教育・研究を充実・強化する。このほか、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。

3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

4 知的基盤

安全保障・危機管理に対する国民の理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛省・自衛隊において、防衛研究所による研究と政策支援を高い水準で両立させるため、政策部門との間の連携を促進するとともに、防衛研究所を中心とする研究体制を一層強化する。その際、政府内の他の研究教育機関や国内外における優れた大学、シンクタンク等との教育・研究に係る組織的な連携を推進する。

VII 留意事項

- 1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。また、安全保障環境の変化を見据え、真に実効的な防衛力を構築していくため、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する検証を実施する。
- 2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる

場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行う。

3 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、防衛力整備の一層の効率

化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(別表)

共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊		1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		15万9千人 15万1千人 8千人
	基幹部隊	機動運用部隊	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地域配備部隊	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊
		島嶼防衛用高速滑空弾部隊	2個高速滑空弾大隊
		地对空誘導弾部隊	7個高射特科群／連隊
		弾道ミサイル防衛部隊	2個弾道ミサイル防衛隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊 うち護衛艦部隊 護衛艦・掃海艦艇部隊 潜水艦部隊 哨戒機部隊	4個群 (8個隊) 2個群 (13個隊) 6個潜水隊 9個航空隊
	主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 哨戒艦 作戦用航空機	54隻 (8隻) 22隻 12隻 約190機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊 宇宙領域専門部隊 無人機部隊	28個警戒隊 1個警戒航空団 (3個飛行隊) 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 4個高射群 (24個高射隊) 1個隊 1個飛行隊
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約370機 約290機

- (注) 1 戦車及び火砲の現状 (平成30年度末定数) の規模はそれぞれ約600両、約500両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。
2 上記の戦闘機部隊13個飛行隊は、STOVL機で構成される戦闘機部隊を含むものとする。

資料4 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)は、平成25年度限りで廃止する。

(別紙)

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の防衛の在り方について、「平成25年度の防衛力整備等について」(平成25年1月25日安全保障会議及び閣議決定)に基づき、「国家安全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)を踏まえ、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

- 1 グローバルな安全保障環境においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化し、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体が直面する安全保障上の課題や不安定要因に拡大するリスクが増大している。また、中国、インド等の更なる発展及び米国の影響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化により、国際社会の多極化が進行しているものの、米国は、依然として世界最大の国力を有しており、世界の平和と安定のための役割を引き続き果たしていくと考えられる。

国家間では、地域紛争が引き続き発生していることに加え、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が、増加する傾向にある。

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散については、その防止に向けた国際社会の取組にもかかわらず、依然として大きな懸念となっている。また、統治機構が弱体化した国家や破綻国家の存在は、国際テロの拡大・拡散の温床となっている。これらは、引き続き差し迫った課題となっている。

海洋においては、各地で海賊行為等が発生していることに加え、沿岸国が海洋に関する国際法についての独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られるようになっており、公海

の自由が不当に侵害されるような状況が生じている。また、技術革新の急速な進展を背景として、国際公共財としての宇宙空間・サイバー空間といった領域の安定的利用の確保が、我が国を含む国際社会の安全保障上の重要な課題となっている。さらに、精密誘導兵器関連技術、無人化技術、ステルス技術、ナノテクノロジー等の進歩や拡散が進んでおり、今後の軍事戦略

や戦力バランスに大きな影響を与えるものとなっている。

- 2 我が国周辺を含むアジア太平洋地域においては、安全保障上の課題等の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的かつ実践的な協力・連携の進展が見られる。他方、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐるグレーゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これらがより重大な事態に転じる可能性が懸念されている。

北朝鮮は、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力を展開している。また、核兵器を始めとする大量破壊兵器やその運搬手段となり得る弾道ミサイルの開発・配備・拡散等を進行させるとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、非対称的な軍事能力を引き続き維持・強化している。

さらに、北朝鮮は、朝鮮半島における軍事的な挑発行為や、我が国を含む関係国に対する挑発的言動を強め、地域の緊張を高める行為を繰り返してきている。こうした北朝鮮の軍事動向は、我が国はもとより、地域・国際社会の安全保障にとっても重大な不安定要因となっており、我が国として、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。

特に、北朝鮮の弾道ミサイル開発は、累次にわたるミサイル発射により、長射程化や高精度化に資する技術の向上が図られており、新たな段階に入ったと考えられる。また、北朝鮮は、国際社会からの自制要求を顧みず、核実験を実施しており、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できない。こうした北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。

中国は、地域と世界においてより協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待されている一方、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化している。また、中国は、その一環として、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での他国の軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力の強化に取り組んでいると見られる。他方、中国は、このような軍事力の強化の目的や目標を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する透明性が十分確保されていない。

また、中国は、東シナ海や南シナ海を始めとする海空域等における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試み等、高圧的とも言える対応を示しており、我が国周辺海空域において、我が国領海への断続的な侵入や我が国領空の侵犯等を行うとともに、独自の主張に基づく「東シナ海防

空識別区」の設定といった公海上空の飛行の自由を妨げるような動きを含む、不測の事態を招きかねない危険な行為を引き起こしている。

これに加えて、中国は、軍の艦艇や航空機による太平洋への進出を常態化させ、我が国の北方を含む形で活動領域を一層拡大するなど、より前方の海空域における活動を拡大・活発化させている。

こうした中国の軍事動向等については、我が国として強く懸念しており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。また、地域・国際社会の安全保障上も懸念されるところとなっている。

ロシアは、軍改革を進展させ、即応態勢の強化とともに新型装備の導入等を中心とした軍事力の近代化に向けた取組が見られる。また、ロシア軍の活動は、引き続き活発化の傾向にある。

米国は、安全保障を含む戦略の重点をよりアジア太平洋地域に置くとの方針（アジア太平洋地域へのリバランス）を明確にし、財政面を始めとする様々な制約がある中でも、地域の安定・成長のため、同盟国との関係の強化や友好国との協力の拡大を図りつつ、地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。また、この地域における力を背景とした現状変更の試みに対しても、同盟国、友好国等と連携しつつ、これを阻止する姿勢を明確にしている。

3 四面環海の我が国は、長い海岸線、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有している。海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である。

また、我が国は、自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在しているという安全保障上の脆弱性を抱えている。東日本大震災のような大規模震災が発生した場合、極めて甚大な被害が生じ、その影響は、国内はもとより国際社会にも波及し得る。今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生する可能性があり、大規模災害等への対処に万全を期す必要性が増している。

4 以上を踏まえると、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している。こうした安全保障上の課題や不安定要因は、多様かつ広範であり、一国のみでは対応が困難である。こうした中、軍事部門と非軍

事部門との連携とともに、それぞれの安全保障上の課題等への対応に利益を共有する各国が、地域・国際社会の安定のために協調しつつ積極的に対応する必要性が更に増大している。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

1 基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。

かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。

この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、同盟国、友好国その他の関係国（以下「同盟国等」という。）とも連携しつつ、国家安全保障会議の司令塔機能の下、平素から国として総力を挙げて主体的に取り組み、各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する。

(1) 総合的な防衛体制の構築

一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、平素から、関係機関が緊密な連携を確保する。また、各種事態の発生に際しては、政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ的確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空

を確実に守り抜く。

また、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人等を迅速に退避させ、その安全を確保するために万全の態勢を整える。

以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力－統合機動防衛力の構築

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという我が国の意思と能力を表すものである。

今後の防衛力の在り方を検討するに当たっては、我が国を取り巻く安全保障環境が刻々と変化する中で、防衛力を不断に見直し、その変化に適応していかなければならない。このため、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すことにより、限られた資源を重点的かつ柔軟に配分していく必要がある。

また、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加しており、かつ、そのような事態における対応も長期化しつつある。このため、平素から、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）を行うとともに、事態の推移に応じ、訓練・演習を戦略的に実施し、また、安全保障環境に即した部隊配置と部隊の機動展開を含む対処態勢の構築を迅速に行うことにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止する。また、各種事態が発生した場合には、事態に応じ、必要な海上優勢及び航空優勢を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜く上で重要である。

そのため、装備の運用水準を高め、その活動量を増加させ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくことに加え、防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく。

同時に、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全保障と密接な関係を有するアジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化するとともに、防衛力の役割の多様化と増大を踏まえ、グローバルな安全保障上の課

題等への取組として、国際平和協力活動（国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。）等をより積極的に実施していく。

以上の観点から、今後の防衛力については、安全保障環境の変化を踏まえ、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくことが必要である。このため、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した統合機動防衛力を構築する。

3 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身の努力とあいまって我が国の安全保障の基軸であり、また、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。

米国は、アジア太平洋地域へのリバランス政策に基づき、我が国を始めとする同盟国等との連携・協力を強化しつつ、当該地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。その一方で、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、日米同盟を強化し、よりバランスのとれた、より実効的なものとするのが我が国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進め、日米防衛協力を更に強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していく。

同時に、一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築する。

そのため、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進するとともに、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議等、事態対処や中長期的な戦略を含め、各種の運用協力及び政策調整を一層緊密に推進する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、

平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化し、アジア太平洋地域を含む国際社会の平和と安定に寄与する。

災害対応に関しては、在日米軍施設・区域の存在を含め、米軍が国民の安全に大いに寄与した東日本大震災における事例を踏まえつつ、国内外における自衛隊と米軍との連携を一層強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野での協力関係を不断に強化・拡大し、安定的かつ効果的な同盟関係を構築する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。特に、沖縄県については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等により、沖縄の負担軽減を図っていく。

4 安全保障協力の積極的な推進

(1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域においては、災害救援を始めとする非伝統的安全保障分野を中心とする具体的な協力関係が進展していることに加え、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、東アジア首脳会議（EAS）等の多国間枠組みや、ASEANによる地域統合への取組が進展してきているものの、特に北東アジアにおける安全保障上の課題等は深刻化している。このため、域内の対立的な機運や相互の警戒感を軽減するための協調的な各種取組を更に多層的に推進する。

我が国と共に北東アジアにおける米国のプレゼンスを支える立場にある韓国との緊密な連携を推進し、情報保護協定や物品役務相互提供協定（ACSA）の締結等、今後の連携の基盤の確立に努める。

また、安全保障上の利益を共有し我が国との安全保障協力が進展しているオーストラリアとの関係を一層深化させ、国際平和協力活動等の分野での協力を強化するとともに、共同訓練等を積極的に行い、相互運用性の向上を図る。

さらに、日米韓・日米豪の三国間の枠組みによる協力関係を強化し、この地域における米国の同盟国相互の連携を推進する。

中国の動向は地域の安全保障に大きな影響を与え得るため、相互理解の観点から、同国との安全保障対話や交流を推進するとともに、不測の事態を防

止・回避するための信頼醸成措置の構築を進めていく。なお、同国による我が国周辺海空域等における活動の急速な拡大・活発化に関しては、冷静かつ毅然として対応していく。

ロシアに関しては、その軍の活動の意図に関する理解を深め、信頼関係の増進を図るため、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、地域の安定に資するべく、共同訓練・演習を深化させる。

また、東南アジア諸国等の域内パートナー国との関係をより一層強化し、共同訓練・演習や能力構築支援等を積極的に推進するほか、この地域における災害の多発化・巨大化を踏まえ、防災面の協力を強化する。インドとは、海洋安全保障分野を始めとする幅広い分野において、共同訓練・演習、国際平和協力活動等の共同実施等を通じて関係の強化を図る。

能力構築支援は、今後の安全保障環境の安定化及び二国間の防衛協力強化に有効な取組であることから、ODAを含む外交政策との調整を十分に図りつつ、共同訓練・演習、国際平和協力活動等と連携しながら推進する。また、積極的に能力構築支援を実施している関係国との連携を強化しつつ、能力構築支援の対象国及び支援内容を拡充していく。

現在進展しつつある域内の多国間安全保障協力・対話において、米国やオーストラリアとも連携しながら、域内の協力関係の構築に主体的に貢献していく。また、多国間共同訓練・演習に積極的に参加していくとともに、ARF、ADMMプラス等の多国間枠組みも重視し域内諸国間の信頼醸成の強化に主要な役割を果たす。

(2) 国際社会との協力

グローバルな安全保障上の課題等は、一国のみで対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、紛争の抑止・対処や平和維持のみならず、紛争直後期の復興支援等の平和構築や国家間の信頼醸成・友好関係の増進において重要な役割を果たす機会が増大している。

このため、我が国は、平素から、国際社会と連携しつつ、グローバルな安全保障環境の改善のため、各種取組を推進する。

同盟国や安全保障上の利益を共有する関係国及び国際機関等と平素から協力しつつ、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散、海洋・宇宙空間・サイバー空間を巡る問題を始めとするグローバルな安全保障上の課題等に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散、能力構築支援等に関する各種取組を継続・強化する。

その際、特に欧州連合（EU）、北大西洋条約機構

(NATO) 及び欧州安全保障協力機構 (OSCE) 並びに英国及びフランスを始めとする欧州諸国との協力を一層強化し、これらの課題に連携して取り組むとともに、装備・技術面での協力・交流を推進する。

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のため、防衛・外交当局間の密接な連携を保ちつつ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案し、国際平和協力業務や国際緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動等を積極的かつ多層的に推進する。

特に、国際平和協力活動等については、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局等における責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大する。また、幅広い分野における派遣を可能にするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。併せて、自衛隊の経験・知見を活かし、国内及び諸外国の平和構築のための人材の育成に寄与する。

IV 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記Ⅲ2(2)の防衛力を構築するとの考え方の下、以下の分野において、求められる役割を実効的に果たし得るものとし、その役割に十分対応できる態勢を保持することとする。

(1) 各種事態における実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くため、平素から諸外国の軍事動向等を把握するとともに、各種兆候を早期に察知するため、我が国周辺を広域にわたり常統監視することで、情報優越を確保する。

このような活動等により、力による現状変更を許容しないとの我が国の意思を明示し、各種事態の発生を未然に防止する。

一方、グレーゾーンの事態を含む各種事態に対しては、その兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化にも持続的に対応し得る態勢を確保する。

また、複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。

このような取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 周辺海空域における安全確保

平素から我が国周辺を広域にわたり常統監視するとともに、領空侵犯に対して即時適切な措置を

講じる。また、グレーゾーンの事態も含め、我が国の主権を侵害し得る行為に対して実効的かつ機動的に対応するとともに、当該行為が長期化・深刻化した場合にも、事態の推移に応じシームレスに対応し、我が国周辺海空域の防衛及び安全確保に万全を期す。

イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部に対する攻撃に対しては、安全保障環境に即して配置された部隊に加え、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに機動展開し、海上優勢及び航空優勢を確保しつつ、侵略を阻止・排除し、島嶼への侵攻があった場合には、これを奪回する。その際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻撃に対して的確に対応する。

ウ 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防護態勢により、機動的かつ持続的に対応する。万が一被害が発生した場合には、これを局限する。また、弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合には、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う。

エ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

宇宙空間及びサイバー空間に関しては、平素から、自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を未然に防止するための常統監視態勢を構築するとともに、事態発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限等必要な措置をとりつつ、被害復旧等を迅速に行う。また、社会全般が宇宙空間及びサイバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機関の連携強化と役割分担の明確化を図る中で、自衛隊の能力を活かし、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

オ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する。また、被災住民や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

(2) アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。

また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠

組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において重要な役割を実効的に果たす。

軍事力の役割が多様化する中、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散等といったグローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散に関する各種取組を強化するとともに、国際平和協力活動、海賊対処、能力構築支援等の各種活動を積極的に推進し、グローバルな安全保障環境の改善に取り組む。

以上の取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するとともに、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すとともに、関係国との協力関係を構築・強化する。

イ 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は、安全保障環境の安定化の基礎である。これに加え、人道支援・災害救援、海洋・宇宙空間・サイバー空間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する幅広い安全保障上の課題等について協力関係を構築・強化するなど多層的な防衛協力・交流を更に推進する。

ウ 能力構築支援の推進

自衛隊の能力を活用し、平素から継続的に人材育成や技術支援等を通じて途上国自身の能力を向上させることにより、主としてアジア太平洋地域における安定を積極的・能動的に創出し、安全保障環境の改善を図る。

エ 海洋安全保障の確保

海洋国家として、平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化することは極めて重要であることから、海上交通の安全確保に万全を期す。また、関係国と協力して海賊に対応するとともに、この分野における沿岸国自身の能力向上の支援、我が国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実等、各種取組を推進する。

オ 国際平和協力活動の実施

関係機関や非政府組織等と連携しつつ、平和維持から平和構築まで多様なニーズを有する国際平和協力業務や国際緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動に積極的に取り組むとともに、より主導的な役割を果たすことを重視する。その際、事態に応じて迅速に国外に派遣できるよう即応態勢を充実するとともに、海外での任務の長期化に

備えて、持続的に対処し得る態勢を強化する。

カ 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に積極的に関与する。その際、人的貢献を含め、自衛隊の有する知見の積極的な活用を図る。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・技術の拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。

2 自衛隊の体制整備に当たっての重視事項

(1) 基本的考え方

自衛隊は、上記の防衛力の役割を実効的に果たし得る体制を保持することとし、体制の整備に当たって、今後の防衛力整備において特に重視すべき機能・能力を明らかにするため、想定される各種事態について、統合運用の観点から能力評価を実施した。

かかる能力評価の結果を踏まえ、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層の効率化・合理化を徹底する。

(2) 重視すべき機能・能力

効果的な防衛力を効率的に整備する観点から、米軍との相互運用性にも配慮した統合機能の充実に留意しつつ、特に以下の機能・能力について重点的に強化する。

ア 警戒監視能力

各種事態への実効的な抑止及び対処を確保するため、無人装備も活用しつつ、我が国周辺海空域において航空機や艦艇等の目標に対する常統監視を広域にわたって実施するとともに、情勢の悪化に応じて態勢を柔軟に増強する。

イ 情報機能

各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、我が国周辺におけるものを始めとする中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制を強化する。

この際、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等に関する収集機能及び無人機による常統監

視機能の拡充を図るほか、画像・地図上において各種情報を融合して高度に活用するための地理空間情報機能の統合的強化、能力の高い情報収集・分析要員の統合的かつ体系的な確保・育成のための体制の確立等を図る。

ウ 輸送能力

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、所要の部隊を機動的に展開・移動させるため、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、海上輸送力及び航空輸送力を含め、統合輸送能力を強化する。その際、多様な輸送手段の特性に応じ、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

エ 指揮統制・情報通信能力

全国の部隊を機動的かつ統合的に運用し得る指揮統制の体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知識及び経験の活用を可能とするとともに、陸上自衛隊の各方面隊を束ねる統一司令部の新設と各方面総監部の指揮・管理機能の効率化・合理化等により、陸上自衛隊の作戦基本部隊（師団・旅団）等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とする。

また、全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網や各自衛隊間のデータリンク機能を始めとして、その充実・強化を図る。

オ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対して実効的に対応するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するため、航空機や艦艇、ミサイル等による攻撃への対処能力を強化する。

また、島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止するための統合的な能力を強化するとともに、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備する。

さらに、南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上させる。

なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

カ 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル防衛システムについては、我が国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する。

また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米

同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

キ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組等を通じて衛星の抗たん性を高め、各種事態が発生した際にも継続的に能力を発揮できるよう、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保する。こうした取組に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図る。

サイバー空間における対応については、自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を防止するため、統合的な常統監視・対処能力を強化するとともに、専門的な知識・技術を持つ人材や最新の機材を継続的に強化・確保する。

ク 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集、救助活動、応急復旧等の迅速な対応が死活的に重要であることを踏まえ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたり、持続可能な対処態勢を構築する。

ケ 国際平和協力活動等への対応

国際平和協力活動等において人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な防護能力を強化する。また、アフリカ等の遠隔地での長期間の活動も見据えた輸送・展開能力及び情報通信能力並びに円滑かつ継続的な活動実施のための補給・衛生等の体制整備に取り組む。

加えて、国際平和協力活動等を効果的に実施する観点から、海賊対処のために自衛隊がジブチに有する拠点を一層活用するための方策を検討する。

さらに、活動に必要な情報収集能力を強化するとともに、任務に応じた適切な能力を有する人材を継続的に派遣し得る教育・訓練・人事管理体制を強化する。

3 各自衛隊の体制

各自衛隊の体制については、(1) から (3) までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

(1) 陸上自衛隊

ア 島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即

応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）を保持するほか、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護及び国際平和協力活動等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた機動運用部隊を保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、2(2)ウに示す統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、上記の各種部隊の機動運用、海上自衛隊及び航空自衛隊との有機的な連携・ネットワーク化の確立等により、島嶼部における防衛態勢の充実・強化を図る。

イ 島嶼部等に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止し得るよう、地对艦誘導弾部隊を保持する。

ウ (3)エの地对空誘導弾部隊と連携し、作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行い得るよう、地对空誘導弾部隊を保持する。

エ アに示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊（師団・旅団）について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

(2) 海上自衛隊

ア 常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保及び国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦等により増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持する。

なお、当該護衛艦部隊は、(3)エの地对空誘導弾部隊とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦を保持する。

イ 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

ウ 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

エ アの多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦と連携し、

我が国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、掃海部隊を保持する。

(3) 航空自衛隊

ア 我が国周辺のはほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾し得る地上警戒管制レーダーを備えた警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。

イ 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。

ウ 陸上部隊等の機動展開や国際平和協力活動等を効果的に実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。

エ (1)ウの地对空誘導弾部隊と連携し、重要地域の防空を実施するほか、(2)アのイージス・システム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る機能を備えた地对空誘導弾部隊を保持する。

V 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。

1 訓練・演習

平素から、訓練・演習を通じ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直すとともに、各自衛隊の戦術技量の向上のため、訓練・演習の充実・強化に努める。その際、北海道の良好な訓練環境を一層活用するとともに、関係機関や民間部門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に実施する。

自衛隊の演習場等に制約がある南西地域において、日米共同訓練・演習を含む適時・適切な訓練・演習を実施し得るよう、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を進めること等により、良好な訓練環境を確保する。

2 運用基盤

部隊等が迅速に展開し、各種事態に効果的に対応し得るよう、その運用基盤である各種支援機能を維持する観点から、駐屯地・基地等の復旧能力を含めた抗たん性を高める。

また、各自衛隊施設について、その一部が老朽化し

ている現状等も踏まえ、着実な整備に努めるとともに、各種事態に際しての迅速な参集のため、必要な宿舎の整備を進め、即応性を確保する。

民間空港及び港湾についても事態に応じて早期に自衛隊等の運用基盤として使用し得るよう、平素からの体制の在り方も含め、必要な検討を行う。さらに、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施する。

必要な弾薬を確保・備蓄するとともに、装備品の維持整備に万全を期すことにより、装備品の可動率の向上等、装備品の運用基盤の充実・強化を図る。

3 人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。

そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。

女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び栄典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

社会の少子化・高学歴化に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。

さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的技能を要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。

4 衛生

自衛隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務への対応能力を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化等を進め、防衛医科大学校病院等の運営の改善を含め効率的かつ質の高い医療体制を確立する。また医官・看護師・救急救命士等の確保・育成を一層重視する。

このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点を踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。

5 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。

一方、厳しい財政事情や、装備品の高度化・複雑化に伴う単価の上昇等を背景に、各種装備品の調達数量は減少傾向にある。また、国外において、国境を越えた防衛産業の大規模な再編が進展した結果、海外企業の競争力が増しつつあるなど、我が国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は厳しさを増している。

以上の状況の下、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。

また、平和貢献・国際協力において、自衛隊が携行する重機等の防衛装備品の活用や被災国等への供与（以下「防衛装備品の活用等」という。）を通じ、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっている。こうした中、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。

こうした状況を踏まえ、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。

6 装備品の効率的な取得

研究開発を含め、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、技術的視点も含め、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を強化するとともに、更なる長期契約の導入の可否や企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備を検討し、ライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図る。

また、民間能力の有効活用等による補給態勢の改革により、即応性及び対処能力の向上を目指す。さらに、取得プロセスの透明化及び契約制度の適正化を不断に追求し、装備品を一層厳正な手続を経て取得するように努める。

7 研究開発

厳しい財政事情の下、自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発の優先的な実施を担保するため、研

究開発の開始に当たっては、防衛力整備上の優先順位との整合性を確保する。

また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつつ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。

安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用にも努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の取組の目的を達成するための防衛省の研究開発態勢について検討する。

8 地域コミュニティとの連携

各種事態において自衛隊が的確に対処するため、地方公共団体、警察・消防機関等の関係機関との連携を一層強化する。こうした地方公共団体等との緊密な連携は、防衛施設の効果的な整備及び円滑な運営のみならず、自衛官の募集、再就職支援等の確保といった観点からも極めて重要である。

このため、防衛施設の整備・運営のための防衛施設周辺対策事業を引き続き推進するとともに、平素から地方公共団体や地元住民に対し、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等の各種施策を行い、その理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮す

る。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

9 情報発信の強化

自衛隊の任務を効果的に遂行していく上で必要な国内外の理解を得るため、戦略的な広報活動を強化し、多様な情報媒体を活用して情報発信の充実に努める。

10 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を強化するとともに、政府内の他の研究教育機関や国内外の大学、シンクタンク等との教育・研究交流を含む各種連携を推進する。

11 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。

VI 留意事項

- 1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、適時・適切にこれを発展させていきながら、円滑・迅速・的確な移行を推進する。
- 2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行う。
- 3 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようになる。

(別表)

区 分		現状 (平成25年度末)	将 来	
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	約15万9千人 約15万1千人 約8千人	15万9千人 15万1千人 8千人	
	基幹部隊	機動運用部隊	中央即応集団 1個機甲師団	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地域配備部隊	8個師団 6個師団	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊	5個地对艦ミサイル連隊
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群 (8個護衛隊) 5個護衛隊 5個潜水隊 1個掃海隊群 9個航空隊	
	主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 作戦用航空機	47隻 (6隻) 16隻 約170機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群	
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約340機 約260機	

- (注) 1 戦車及び火砲の現状 (平成25年度末定数) の規模はそれぞれ約700両、約600両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。
- 2 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊については、上記の護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

資料5 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について

平成30年12月18日 国家安全保障会議決定
閣議決定

平成31年度から平成35年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

（別紙）

中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）

I 計画の方針

平成31年度から平成35年度（2023年度）までの防衛力整備に当たっては、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力の大幅な強化を行う。

この際、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力を強化する。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえ、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分し、効果的に防衛力を強化する。さらに、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化するとともに、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。また、領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するため、海空領域における能力、スタンド・オフ防衛能力、総合ミサイル防空能力、機動・展開能力を強化する。さらに、平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化する。
- 2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に

組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、最先端技術等に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間を大幅に短縮する。

- 3 人口減少と少子高齢化が急速に進展する中、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上を図る観点から、採用層の拡大や女性の活躍推進、予備自衛官等の活用を含む多様かつ優秀な人材の確保、生活・勤務環境の改善、働き方改革の推進、処遇の向上等、人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。
- 4 米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるとともに、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進するため、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流を含む防衛協力・交流のための取組等を推進する。

- 5 なお、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、徹底した効率化・合理化により、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現できる体制を構築し得るよう、統合幕僚監部において、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を強化するほか、将来的な統合運用の在り方として、新たな領域に係る機能を一元的に運用する組織等の統合運用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、強化された統合幕僚監部の態勢を踏まえつつ、大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制の在り方について検討の上、結論を得る。また、各自衛隊間の相互協力の観点を踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築するなど、各自衛隊の要員の柔軟な活用を図る。

宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊1個隊を新編する。

自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊1個隊を新編する。

電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化するとともに、各自衛隊において、電磁波利用に関する能力強化のための取組を推進する。

平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得るよう、陸上自衛隊において弾道ミサイル防衛部隊2個隊を新編する。また、弾道ミサイル対処能力の向上に伴い、指揮統制を含め、より効率的な部隊運用を行い得るよう、航空自衛隊において地対空誘導弾部隊24個高射隊は維持しつつ、6個高射群から4個高射群に改編する。

平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊1個群を新編する。

- 2 陸上自衛隊については、新たな領域における作戦能力を強化するため、陸上総隊の隷下部隊にサイバー部隊及び電磁波作戦部隊を新編する。

各種事態に即応し、実効的かつ機動的に抑止及び対処し得るよう、1個師団及び2個旅団について、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする1個機動師団及び2個機動旅団に改編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行うことにより、抑止力・対処力の強化を図る。また、引き続き、初動を担任する警備部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊の新編等を行い、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。さらに、島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう、島嶼防衛用高速滑空弾部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速かつ柔軟な運用を可能とする観点から、機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進める。また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火炮について、新編する各方面隊直轄の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。さらに、戦闘ヘリコプターについて、各方

面隊直轄の戦闘ヘリコプター部隊を縮小するとともに、効果的かつ効率的に運用できるよう配備の見直し等を検討する。

- 3 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するほか、各国との安全保障協力等を機動的に実施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個群に加え、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦（FFM）や掃海艦艇から構成される2個群を保持し、これら護衛艦部隊及び掃海部隊から構成される水上艦艇部隊を新編する。また、我が国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を新編する。さらに、既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のための態勢を強化するとともに、我が国周辺海域において水中における情報収集・警戒監視、哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、引き続き潜水艦増勢のために必要な措置を講ずる。

- 4 航空自衛隊については、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢の充実や効率的な運用を図るため、航空警戒管制部隊について8個警戒群及び20個警戒隊から28個警戒隊への改編のほか、1個警戒航空団を新編するとともに、戦闘機部隊1個飛行隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

偵察機（RF-4）の退役に伴い、航空偵察部隊1個飛行隊を廃止するとともに、空中給油・輸送機能を強化するため、空中給油・輸送部隊1個飛行隊を新編する。

我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、無人機部隊1個飛行隊を新編する。

- 5 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を目途とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数については、平成30年度末の水準を目途とする。

なお、計画期間中においては、重要性が低下した既存の組織及び業務を見直し、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を中心に人員を充当するなどの組織や業務を最適化する取組を推進する。

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項
（1）宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

（ア）宇宙領域における能力

宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙領

域専門部隊の新編や宇宙状況監視（SSA）システムの整備等により、関係府省との適切な役割分担の下、宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制を構築するとともに、宇宙設置型光学望遠鏡及びSSAレーザー測距装置を新たに導入する。

宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるため、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高機能的なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化するとともに、準天頂衛星を含む複数の測位衛星信号の受信や情報収集衛星（IGS）・超小型衛星を含む商用衛星等の利用等により、冗長性の確保に努める。また、継続的にこれらの能力を利用できるよう、必要な調査研究を行った上で、我が国衛星の脆弱性への対応を検討・演練するための訓練用装置や我が国衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置を新たに導入する。このような状況を把握する態勢の強化により、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を構築する。

その際、宇宙領域を専門とする職種の新設や教育の充実を図るほか、民生技術を積極的に利活用するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の関係国に宇宙に係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

（イ）サイバー領域における能力

サイバー攻撃に対して常時十分な安全を確保し、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を保持し得るよう、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、サイバー防衛隊等の体制を拡充するとともに、自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー防衛能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成するとともに、部外の優れた知見を活用し、自衛隊のサイバー防衛能力を強化する。

サイバー領域において、政府全体として総合的な対処を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するとともに、訓練・演習の充実を図る。

（ウ）電磁波領域における能力

防衛省・自衛隊における効果的・効率的な電磁波の利用に係る企画立案及び他府省との調整機能を強化するため、内部部局及び統合幕僚監部にそれぞれ専門部署を新設する。

電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢を構築するため、電波情報収集機や地上電波測定装置等の整備、自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上、防衛情報通信基盤（DII）を含む各自衛隊間のシステムの接続及びデータリンクの整備を推進する。

我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化し得るよう、戦闘機（F-35A）及びネットワーク電子戦装置の整備並びに戦闘機（F-15）及び多用機（EP-3及びUP-3D）の能力向上を進めるとともに、スタンド・オフ電子戦機、高出力の電子戦装備、高出力マイクロウェーブ装置、電磁パルス（EMP）弾等の導入に向けた調査や研究開発を迅速に進める。

（2）従来の領域における能力の強化

（ア）海空領域における能力

（イ）常統監視態勢の強化

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺海空域で広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦（FFM）、潜水艦、哨戒艦、固定翼哨戒機（P-1）、哨戒ヘリコプター（SH-60K及びSH-60K（能力向上型））及び艦載型無人機の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J及びSH-60K）の延命を行うとともに、固定翼哨戒機（P-1）等の能力向上を行う。この際、新型護衛艦（FFM）については複数クルーでの交替勤務の導入による稼働日数の増加や新たに導入する哨戒艦との連携、潜水艦については既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入による潜水艦部隊の平素における運用機会の増加により、常統監視のための態勢を強化する。また、早期警戒機（E-2D）及び滞空型無人機（グローバルホーク）の整備、現有の早期警戒管制機（E-767）の能力向上並びに新たな固定式警戒管制レーダーの開発を行うほか、前記Ⅱ4に示すとおり、航空警戒管制部隊に1個警戒航空団を新編するとともに、移動式警戒管制レーダー等を運用するた

めの基盤の太平洋側の島嶼部への整備及び見通し外レーダー機能の強化により、隙のない情報収集・警戒監視態勢を保持する。

(ii) 航空優勢の獲得・維持

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空能力の総合的な向上を図る。

近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、戦闘機（F-35A）の増勢による代替を進めるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機（以下「STOVL機」という。）を新たに導入する。この際、隊員の安全確保を図りつつ、戦闘機運用の柔軟性を更に向上させ、かつ、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合にはSTOVL機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修を行う。同護衛艦は、改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事するものとする。なお、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もない。また、近代化改修を行った戦闘機（F-15）について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を行う。さらに、戦闘機（F-2）について、ネットワーク機能等の能力向上を行う。

将来戦闘機について、戦闘機（F-2）の退役時期までに、将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機を取得する。そのために必要な研究を推進するとともに、国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手する。

中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地对空誘導弾ペトリオットの能力向上を引き続き行う。また、空中給油・輸送機（KC-46A）及び救難ヘリコプター（UH-60J）を引き続き整備する。

(iii) 海上優勢の獲得・維持

常続監視や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記（i）に示すとおり、新型護衛艦（FFM）等の整備、既存の護衛艦等の延命及び固定翼哨戒機（P-1）等の

能力向上を行うとともに、掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）の整備を行う。また、掃海艦艇及び救難飛行艇（US-2）を引き続き整備するとともに、戦術開発・教育訓練能力の向上を図るための体制を整備する。さらに、地对艦誘導弾を引き続き整備するとともに、更なる射程延伸を図った新たな地对艦誘導弾及び空対艦誘導弾を導入する。加えて、太平洋側の広域における洋上監視能力の強化のため、滞空型無人機の導入について検討の上、必要な措置を講ずる。このほか、指揮統制・情報通信能力の着実な向上を図るとともに、無人水中航走体（UUV）等の配備を行い、海洋観測や警戒監視等に活用すべく、更なる能力向上に向けた研究開発を推進する。

(イ) スタンド・オフ防衛能力

我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル（JSM、JASSM及びLRASM）の整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

(ウ) 総合ミサイル防空能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。

この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含め共通化・合理化を図る。

弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層かつ常時持続的に防護する体制の強化に向け、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を整備するほか、現有のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）の能力向上を引き続き行うとともに、前記（ア）（ii）に示すとおり、地对空誘導弾ペトリオットの能力向上を引き続き行う。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行う。

ミサイル攻撃等に実効的に対処するため、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロック

IB及びブロックⅡA)、能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE)、長距離艦対空ミサイル(SM-6)、中距離地对空誘導弾等を整備する。

ミサイル等の探知・追尾能力を強化し、各自衛隊が保有する各種装備品を一元的に指揮統制するため、自動警戒管制システム(JADGE)の能力向上及び対空戦闘指揮統制システム(ADCCS)の整備、新たな固定式警戒管制レーダーの開発、E-2Dへの共同交戦能力(CEC)の付与、汎用護衛艦(DD)間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム(FCネットワーク)の研究開発、衛星搭載型2波長赤外線センサの研究等の取組を推進するとともに、将来の経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。

日米間の基本的な役割を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。

ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視・対処器材、機動戦闘車、輸送ヘリコプター(CH-47JA)、無人航空機(UAV)等を整備するとともに、部隊間のネットワーク化を進め、情報共有を強化し、効果的かつ効率的に対処する能力を向上する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講ずる。

(エ) 機動・展開能力

多様な事態に迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な抑止及び対処能力の向上を図るため、統合幕僚監部における輸送調整機能の強化を含め、平素からの各自衛隊の輸送力の一元的な統制・調整の在り方を検討の上、必要な措置を講ずる。

輸送機(C-2)及び輸送ヘリコプター(CH-47JA)を引き続き整備するほか、新たな多用途ヘリコプターを導入するとともに、陸上自衛隊のオスプレイ(V-22)を速やかに配備するため、関係地方公共団体等の協力を得られるよう取組を推進する。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図るなど、一層の効率化・合理化について検討の上、必要な措置を講ずる。

島嶼部への輸送機能を強化するため、中型級船舶(LSV)及び小型級船舶(LCU)を新たに導入するとともに、今後の水陸両用作戦等の円滑な

実施に必要な新たな艦艇の在り方について検討する。また、民間事業者の資金や知見を活用した船舶については、災害派遣や部隊輸送等に効果的に用いられている現状も踏まえ、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、引き続き、積極的に活用しつつ、更なる拡大について検討する。

前記Ⅱ2に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車等を装備し、各種事態に即応する即応機動連隊を引き続き新編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行う。また、引き続き、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊の新編等を行うとともに、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。

(3) 持続性・強靱性の強化

(ア) 継続的な運用の確保

平時から有事までのあらゆる段階において、部隊運用を継続的に実施し得るよう、弾薬及び燃料の確保、自衛隊の運用に係る基盤等の防護等に必要な措置を推進する。

弾薬の確保については、統合運用上の所要を踏まえた上で、航空優勢の確保に必要な対空ミサイル、海上優勢の確保に必要な魚雷、脅威圏外からの対処に必要なスタンド・オフ火力、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルを優先的に整備する。

燃料の確保については、有事の燃料供給の安定化の観点から、緊急調達等の実効性を確保するとともに、油槽船を新たに導入するなどの必要な施策を推進する。

各種攻撃からの被害を局限し、機能を早期回復し得るよう、電磁パルス攻撃からの防護の観点も踏まえ、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進するとともに、各自衛隊間の相互協力の観点を踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするための各種施策を推進する。

補給基盤の強化については、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用品等を運用上最適な場所に保管し、必要な施設整備を進めるほか、一部の弾薬庫について拡張及び各自衛隊による協同での使用を可能とするとともに、後方補給を含む後方支援の在り方に関し、統合運用の観点等から最適化するため、検討の上、必要な措置を講ずる。

駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舎の着実な整備を進めるほか、施設の老朽化対策及び

耐震化対策を推進するとともに、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

(イ) 装備品の可動率確保

各種事態に即応し、実効的に対処するためには、取得した装備品に係る高い可動率の確保のため、装備品の維持整備に必要十分な経費を確保するほか、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）等の包括契約の拡大及び補給データに関する官民の情報共有を図るとともに、複雑形状を迅速かつ高精度で造形する三次元積層造形（3Dプリンター）等の活用、部品等の国際市場からの調達等の措置を推進する。

2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(1) 人的基盤の強化

人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るとともに、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を重点的に推進する。

(ア) 採用の取組強化

少子高齢化等に伴う厳しい採用環境の中でも、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。また、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、採用広報の充実や採用体制の強化を含め、多様な募集施策を推進するとともに、地方公共団体や関係機関等との連携を強化する。さらに、採用における魅力化を図るため、生活・勤務環境を改善するとともに、任期满了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実を図る。

(イ) 人材の有効活用

女性自衛官の全自衛官に占める割合の更なる拡大に向け、女性の採用を積極的に行うとともに、女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進する。

精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢の引上げを行うとともに、再任用の拡大や、自衛隊の専門性の高い分野において部隊等における退職自衛官の技能等の活用を推進する。また、民間の人材の有効活用により、専門性の高い分野を担う部隊等の人員を確保する。

(ウ) 生活・勤務環境の改善

厳しい安全保障環境に対応して部隊等の活動が長期化する中、国民の命と平和な暮らしを守るという崇高な任務に取り組む全ての隊員が自らの能力を十分に発揮し、士気高く任務を全うできるよ

う、必要な隊舎・宿舍の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品等の所要数の確実な確保、複数クルーでの交替勤務の導入による艦艇要員1名当たりの洋上勤務日数の縮減を行うなど、生活・勤務環境の改善を図る。

(エ) 働き方改革の推進

社会構造の大きな変化により育児や介護等で時間や移動に制約のある隊員が増えていく中において、全ての隊員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、ワークライフバランスの確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。さらに、庁内託児所の整備等の取組を進めるとともに、緊急登庁せざるを得ない隊員のための子供一時預かり等、地方公共団体等との連携を強化しつつ、家族支援施策を推進する。

(オ) 教育の充実

各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するため、統合運用に関する教育及び研究の在り方について、既存の組織において十分な教育及び研究が可能か検討の上、必要な措置を講ずるとともに、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。また、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育を推進する。さらに、防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする。なお、教育訓練を着実に実施するため、現有の初等練習機（T-7）の後継となる新たな初等練習機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる。

(カ) 処遇の向上及び再就職支援

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行できるよう、防衛功労章の拡充を始めとした栄典・礼遇に関する施策や、任務・勤務環境の特殊性等を踏まえた給与面の改善を含む処遇の向上を推進するとともに、家族支援を含めた福利厚生の実施を図る。

若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、地方公共団体の防災関係部局等

及び関係府省における退職自衛官の更なる活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。

(キ) 予備自衛官等の活用

多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める。また、予備自衛官等の充足向上のため、自衛官経験のない者を対象とする予備自衛官補の採用者数を拡大するとともに、予備自衛官補出身の予備自衛官から即応予備自衛官への任用を進める。さらに、予備自衛官等が訓練招集に応じやすくなるよう、教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直しに取り組むとともに、雇用企業等の理解と協力を得るための施策を実施する。

(2) 装備体系の見直し

現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築するための統合幕僚監部の機能を強化するほか、装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。

限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化するため、情報処理や部隊運用に係る判断を始めとする各分野への人工知能（AI）の導入、無人航空機（UAV）の整備、無人水上航走体（USV）及び無人水中航走体（UUV）の研究開発等の無人化の取組を積極的に推進するとともに、新型護衛艦（FFM）や潜水艦等の設計の工夫、レーダーサイト等の各種装備品のリモート化等による省人化の取組を積極的に推進する。

(3) 技術基盤の強化

新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行うことで、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保し得るよう、中長期技術見直しを見直すとともに、将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定する。

島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾、無人水中航走体（UUV）、極超音速誘導弾等について、研究開発のプロセスの合理化等により、研究開発期間の大幅な短縮を図るため、ブロック化、モジュール化等の新たな手法を柔軟かつ積極的に活用するとともに、研究開発段階の初期において技術実証を用いた代替案分析を行うなどして、装備品の能力を早期に可視化する。

国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連

携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用を努める。この際、ゲーム・チェンジャー技術に大規模な投資を行う米国等との協力関係を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開発を推進する。また、国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化する。

(4) 装備調達の最適化

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組を要求事項として盛り込むことや、民生分野における成功事例の装備品製造等への取り込み、民間の知見の活用等に資する企画競争方式等の契約方式の積極的な適用、コスト管理の厳格化等により、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性を高める。その際、プロジェクト管理の対象品目を拡大するとともに、ライフサイクルコストとの関係も含め、仕様や事業計画の見直しに関する基準の適正化を図り、これを適用する。

市場価格のない装備品の価格積算について、装備品の製造等に要する加工費等の算定の精緻化・適正化を行うなど、より適正な費用の算定に取り組むほか、情報システムについて適切な価格水準で調達を行う。また、こうした取組を効果的に実施するため、専門的な知識・技能・経験を有する民間の人材を活用するなど、人材育成・配置を積極的に行うとともに、企業の見積資料・契約実績及び装備品の各部位を単位とした価格等の情報のデータベース化を推進する。

長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用及びPBL等の包括契約の拡大を含む維持整備の効率化を推進する。また、国内調達の費用対効果が低い装備品について、輸入における価格低減の検討、国内向け独自仕様の縮小等の検討により、国内外の企業間競争の促進を図る。さらに、有償援助調達（以下「FMS調達」という。）における価格、納期等の管理の重要性が増していることを踏まえ、日米協議等を通じて米国政府等と緊密に連携し、米軍等との調達時期・仕様を整合させた装備品の取得や履行状況の適時適切な管理に努めるなど、FMS調達の合理化に向けた取組を推進する。

(5) 産業基盤の強靱化

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化するため、競争環境に乏しい我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府とし

て主体的な取組を推進する。こうした取組の一環として、防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入を含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノンを推進する。さらに、装備品に係るサプライチェーンの調査等を通じてその脆弱性等に係るリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等における我が国の防衛産業の参画を促進する。

我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、諸外国との安全保障・防衛分野の協力の進展等を踏まえ、必要な運用改善に努めるとともに、情報収集・発信等のための官民連携の推進や、海外移転に際して装備品に係る重要技術の流出を防ぐための技術管理及び知的財産管理の強化、海外移転を念頭に置いた装備品の開発を進める。また、我が国の防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。さらに、我が国の強みをいかし、諸外国との間で、国際共同開発・生産を積極的に進める。

このほか、装備品の製造プロセスの効率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組み、これらの結果生じ得る企業の再編や統合も視野に、我が国の防衛産業基盤の効率化・強靱化を図る。

(6) 情報機能の強化

政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施し得るよう、情報の収集・分析・共有・保全等の各段階における情報機能を総合的に強化するための取組を推進する。

情報収集・分析機能については、情報収集施設の整備や能力向上、情報収集衛星・商用衛星等の活用、滞空型無人機を含む新たな装備品による情報収集手段の多様化等により、電波情報・画像情報の収集態勢を強化するとともに、防衛駐在官制度の充実を始めとする人的情報の収集態勢の強化、公開情報の収集態勢の強化、同盟国等との協力の強化等により、新たな領域に関するものも含め、ニーズに十分に対応できるよう、情報収集・分析機能を抜本的に強化する。その際、情報処理における最新の技術の積極的活用等により、一層効果的・効率的な態勢の実現を図るとともに、多様な情報源を融合したオールソース分析を推進する。また、情報を有効に活用する観点から、情報共有のためのシステムの効果的な整備・連接を図る。

多様化するニーズに情報部門が的確にこたえていく

ため、能力の高い情報収集・分析要員の確保・育成を進め、採用、教育・研修、人事配置等の様々な面において着実な措置を講じ、総合的な情報収集・分析機能を強化する。

情報保全については、関係部局間で連携しつつ、教育等を通じて、知るべき者の間での情報共有を徹底し、情報漏えい防止のための措置を講じる等、情報保全のための取組を徹底するとともに、関係機関との連携の推進等により、防衛省・自衛隊におけるカウンターインテリジェンス機能の強化を図る。

3 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、災害用ドローン、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリSAT）、人命救助システム及び非常用電源の整備を始め対処態勢を強化するための措置を進める。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

4 日米同盟の強化

(1) 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化する。

宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習や共同のISR活動を推進するとともに、共同計画の策定・更新、拡大抑止協議等の各種の運用協力や政策調整を一層深化させる。

日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、日米共同の活動に資する装備品の共通化、各種ネットワークの共有、米国製装備品の国内における整備能力の確保、情報協力・情報保全の取組等を進める。また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、FMS調達合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する。さらに、自衛隊及び米軍施設・区域の共同使用に係る協力や、強靱性向上のための取組を推進する。

(2) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

5 安全保障協力の強化

我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するこ

とは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせ、戦略的に実施する。

こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく業務要領の改善、体制の整備、制度の見直し等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、取組を実施するに当たっては、関係府省との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。その際、特に以下を重視する。

(1) 共同訓練・演習

防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。

(2) 装備・技術協力

防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、必要に応じて、訓練・演習や能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。

(3) 能力構築支援

インド太平洋地域の各国等に対して、その能力向上に向けた自律的・主体的な取組が着実に進展するよう協力することにより、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することを目指す。その際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するほか、外交政策との調整を十分に図るとともに、能力構築支援を実施する米国・オーストラリア等との連携を図り、多様な手段を組み合わせることで最大の効果が得られるよう効率的に取り組む。

(4) 海洋安全保障

開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進す

る。これにより、海洋秩序の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。

(5) 国際平和協力活動等

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。

6 防衛力を支える要素

(1) 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、演習場等周辺環境を十分把握し、安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、北海道を始めとする国内の演習場等の整備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行う。また、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を促進する。さらに、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリア等の国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーター等を一層積極的に導入する。このほか、陸上自衛隊及び海上自衛隊による米海兵隊

等と連携した訓練・演習の実施により、水陸両用作戦能力の更なる充実を図る。こうした国内外の訓練環境を活用した訓練・演習を有機的に連携させることにより、平素からの部隊の迅速かつ継続的な展開の実効性向上やプレゼンスの強化を図る。

各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化する。また、国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用する。

(2) 衛生

自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得る衛生機能の強化を図る。

各種事態に対応するため、統合運用の観点も含め、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化として、速やかに医療拠点を展開し患者の症状を安定化させるためのダメージコントロール手術を行う機能及び後送中の患者を管理する機能の充実を図る。その際、患者情報について第一線から最終後送先まで共有するシステムを整備する。また、衛生資材の相互運用性を考慮して共通化等を図るとともに、必要な衛生資材の備蓄を図る。さらに、患者搬送を安全に実施するため、装甲化した救急車の導入に向け、必要な措置を講ずる。こうした整備に当たっては、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における衛生機能の強化を重視する。

平素からの自衛隊の衛生運用に係る統制・調整を行うため、統合幕僚監部の組織強化を図る。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等をより一層推進し、効率的で質の高い医療体制を確立する。さらに、防衛医科大学校の運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努めるとともに、医官の臨床経験を充実させ、医官の充足向上を図りつつ、医師である予備自衛官の任用を推進する。加えて、戦傷医療対処能力を向上させるために必要な各自衛隊共通の衛生教育訓練基盤等の整備や、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。

(3) 地域コミュニティとの連携

地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態にお

いて自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

(4) 知的基盤

国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣や公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を一層強化するため、国内外の研究教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。さらに、高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果等を政策立案部門等に適時・適切に提供することによって政策立案に寄与することを図る。

IV 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

V 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成30年度価格でおおむね27兆4,700億円程度を目途とする。
- 2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね25兆5,000億円程度を目途とする。なお、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力の強化を図り、装備品等の整備を迅速に図る観点から、事業管理を柔軟かつ機動的に行うとともに、経済財政事情等を勘案しつつ、各年度の予算編成を実施する。

- 3 この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、平成30年度価格でおおむね17兆1,700億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）の枠内とし、後年度負担について適切に管理することとする。
- 4 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の

動向、財政事情等の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

VI 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元への負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

(別表)

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	134両
	装甲車	29両
	新多用途ヘリコプター	34機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	3機
	地对艦誘導弾	3個中隊
	中距離地对空誘導弾	5個中隊
	陸上配備型イージス・システム （イージス・アショア）	2基
	戦車	30両
海上自衛隊	火砲（迫撃砲を除く。）	40両
	護衛艦	10隻
	潜水艦	5隻
	哨戒艦	4隻
	その他	4隻
	自衛艦建造計 （トン数）	23隻 （約6.6万トン）
	固定翼哨戒機（P-1）	12機
	哨戒ヘリコプター（SH-60K/K（能力向上型））	13機
航空自衛隊	艦載型無人機	3機
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	1機
	早期警戒機（E-2D）	9機
	戦闘機（F-35A）	45機
	戦闘機（F-15）の能力向上	20機
	空中給油・輸送機（KC-46A）	4機
	輸送機（C-2）	5機
	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 （PAC-3MSE）	4個群 （16個高射隊）
滞空型無人機（グローバルホーク）	1機	

- (注) 1 哨戒ヘリコプターと艦載型無人機の内訳については、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」完成時に、有人機75機、無人機20機を基本としつつ、総計95機となる範囲内で「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」の期間中に検討することとする。
- 2 戦闘機（F-35A）の機数45機のうち、18機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機を整備するものとする。

資料6 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について

（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定）
閣議決定

平成26年度から平成30年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

（別紙）

中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）

I 計画の方針

平成26年度から平成30年度までの防衛力整備に当たっては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「25大綱」という。）に従い、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的な防衛力として統合機動防衛力を構築する。同時に、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した防衛力とする。このため、自衛隊の体制強化に当たっては、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価等を踏まえ、総合的に導き出した特に重視すべき機能・能力の整備を優先し、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、統合機能の更なる充実に留意しつつ、特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動（国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。）等への対応のための機能・能力を重視する。また、これらの機能・能力の効果的な発揮のための基盤の着実な整備を図る。
- 2 その際、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先することとし、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵

力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層の効率化・合理化を徹底する。

- 3 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。
- 4 装備品の高度化・複雑化や任務の多様化・国際化の中で、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の根幹をなす人的資源を効果的に活用する観点から、女性自衛官や予備自衛官等の更なる活用を含め、人事制度改革に関する施策を推進する。
- 5 一層厳しさを増す安全保障環境に対応し、米国のアジア太平洋地域へのリバランスとあいまって、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していくため、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行うなど、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 陸上自衛隊については、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、統合運用の下、作戦基本部隊（機動師団・機動旅団・機甲師団及び師団・旅団）や各種部隊等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするため、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊を新編する。その際、中央即応集団を廃止し、その隷下部隊を陸上総隊に編入する。

島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう、2個師団及び2個旅団について、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする2個機動師団及び2個機動旅団に改編する。また、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。島嶼への侵攻があった場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備するため、連隊規模の複数の水陸両用作戦専門部隊等から構成される水陸機動団を新編する。

また、大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速かつ柔軟な運用を可能とする観点か

ら、新たに導入する機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進めるとともに、九州に所在する戦車について、新編する西部方面隊直轄の戦車部隊に集約する。また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火炮について、新編する各方面隊直轄の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。

2 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するとともに、国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個の護衛隊群に加え、その他の護衛艦から構成される5個の護衛隊を保持する。また、潜水艦増勢のために必要な措置を引き続き講ずる。

3 航空自衛隊については、南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させる。また、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備する。

我が国の防空能力の相対的低下を回避し、航空優勢を確実に維持できるよう、高度な戦術技量の一層効果的な向上のため、訓練支援機能を有する部隊を統合する。

4 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を目途とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数については、平成25年度末の水準を目途とする。

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

1 各種事態における実効的な抑止及び対処

（1）周辺海空域における安全確保

広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）、汎用護衛艦（DD）、潜水艦、固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K）の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J）の延命を行うほか、哨戒機能を有する艦載型無人機について検討の上、必要な措置を講ずる。また、護衛艦部隊の増勢に向け、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。さらに、新たな早期警戒管制機又は早期警戒機のほか、固定式警戒管制レーダーを整備するとともに、引き続き、現有の早期警戒管制機（E-767）の改善を行う。加えて、広域における常統監視能力の強化のための共同の部隊の新編に向け、

滞空型無人機を新たに導入する。このほか、海上自衛隊及び航空自衛隊が担う陸上配備の航空救難機能の航空自衛隊への一元化に向けた体制整備に着手する。

（2）島嶼部に対する攻撃への対応

（ア）常統監視体制の整備

平素からの常統監視に必要な体制を整備し、各種事態発生時の迅速な対処を可能とするため、与那国島に陸上自衛隊の沿岸監視部隊を配備する。また、現有の早期警戒管制機（E-767）及び早期警戒機（E-2C）の運用状況等を踏まえ、前記（1）に示すとおり、新たな早期警戒管制機又は早期警戒機を整備するほか、前記Ⅱ3に示すとおり、警戒航空部隊に早期警戒機（E-2C）から構成される1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備するとともに、移動式警戒管制レーダーの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備することにより、隙のない警戒監視態勢を保持する。

（イ）航空優勢の獲得・維持

巡航ミサイル対処能力を含む防空能力の総合的な向上を図るため、前記Ⅱ3に示すとおり、那覇基地における戦闘機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に増勢するほか、戦闘機（F-35A）の整備、戦闘機（F-15）の近代化改修、戦闘機（F-2）の空対空能力及びネットワーク機能の向上を引き続き推進するとともに、近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、能力の高い戦闘機に代替するための検討を行い、必要な措置を講ずる。また、中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地对空誘導弾ペトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、新たな空中給油・輸送機を整備するとともに、輸送機（C-130H）への空中給油機能の付加及び救難ヘリコプター（UH-60J）の整備を引き続き進める。なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

（ウ）海上優勢の獲得・維持

常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記（1）に示すとおり、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）、汎用護衛艦（DD）、潜水艦、固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K）の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J）の延命を行うほか、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。また、護衛艦部隊が事態に応じた活動を持続的に行うため

に必要な多用途ヘリコプター（艦載型）を新たに導入するとともに、掃海艦、救難飛行艇（US-2）及び地対艦誘導弾を引き続き整備する。

（エ）迅速な展開・対処能力の向上

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な対処能力の向上を図るため、輸送機（C-2）及び輸送ヘリコプター（CH-47JA）を引き続き整備する。また、前記（ウ）に示す多用途ヘリコプター（艦載型）のほか、輸送ヘリコプター（CH-47JA）の輸送能力を巡航速度や航続距離等の観点から補完・強化し得るティルト・ローター機を新たに導入する。さらに、現有の多用途ヘリコプター（UH-1J）の後継となる新たな多用途ヘリコプターの在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

海上から島嶼等に部隊を上陸させるための水陸両用車の整備や現有の輸送艦の改修等により、輸送・展開能力等を強化する。また、水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方について検討の上、結論を得る。さらに、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間事業者の資金や知見を利用する手法や予備自衛官の活用も含め、民間輸送力の積極的な活用について検討の上、必要な措置を講ずる。

前記Ⅱ1に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団・機動旅団）に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車を導入し、各種事態に即応する即応機動連隊を新編するとともに、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を新編等するほか、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。また、精密誘導爆弾の誘導能力及び地対艦誘導弾を整備するとともに、艦対艦誘導弾について、射程の延伸を始めとする能力向上のための開発を推進する。

（オ）指揮統制・情報通信体制の整備

統合機能の充実の観点から、全国の部隊を機動的に運用し、島嶼部を始めとする所要の地域に迅速に集中できる指揮統制体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知見及び経験の活用を可能とするとともに、前記Ⅱ1に示すとおり、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊の新編を進める。

全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網を強化するため、自衛隊専用回線と与那国島まで延伸す

るとともに、那覇基地に移動式多重通信装置を新たに配備する。また、各自衛隊間のデータリンク機能の充実や野外通信システムの能力向上を図るほか、引き続き、防衛分野での宇宙利用を促進し、高機能なXバンド衛星通信網を整備するとともに、当該通信網の一層の充実の必要性について検討の上、必要な措置を講ずる。

（3）弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ持続的に防護する体制の強化に向け、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）を整備するとともに、引き続き、現有のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）の能力向上を行う。また、前記（2）（イ）に示すとおり、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地対空誘導弾ペトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を強化するため、自動警戒管制システムの能力向上や固定式警戒管制レーダー（FPS-7）の整備及び能力向上を推進する。

弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）に関する日米共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行うほか、弾道ミサイル対処の際の展開基盤の確保に努める。

弾道ミサイル防衛用の新たな装備品も含め、将来の弾道ミサイル防衛システム全体の在り方についての検討を行う。また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視器材、軽装甲機動車、NBC偵察車、輸送ヘリコプター（CH-47JA）等を整備する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

（4）宇宙空間及びサイバー空間における対応

（ア）宇宙利用の推進

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用

した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高機能なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化する。また、各種事態発生時にも継続的にこれらの能力を利用できるよう、宇宙状況監視に係る取組や人工衛星の防護に係る研究を積極的に推進し、人工衛星の抗たん性の向上に努める。その際、国内の関係機関や米国に宇宙に係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

(イ) サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃に対する十分なサイバー・セキュリティを常時確保できるよう、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、自衛隊の各種の指揮統制システムや情報通信ネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー攻撃対処能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。その際、攻撃側が圧倒的に優位であるサイバー空間での対処能力を確保するため、相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力の保有の可能性についても視野に入れる。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成する。

サイバー攻撃に対しては、政府全体として総合的な対処を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するほか、訓練・演習の充実を図る。

(5) 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする。その際、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集や迅速な救助活動が人命を保護する上で死活的に重要であり、また、道路啓開等の速やかな応急復旧活動の実施が民間による円滑な救援物資の輸送等に不可欠であるといった東日本大震災の教訓を十分に踏まえるものとする。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に

連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

(6) 情報機能の強化

高度な情報機能は、防衛省・自衛隊がその役割を十分に果たしていくための基礎となるものであり、情報の収集・分析・共有・保全等の全ての段階において情報能力を総合的に強化する。

情報収集・分析機能については、安全保障環境の変化に伴うニーズに柔軟に対応できるよう、情報収集施設の整備や能力向上、宇宙空間や滞空型無人機の積極的活用等を進め、電波情報や画像情報を含む多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。その際、地理空間情報に関し、画像・地図上において各種情報を融合して情勢の可視化・将来予測等を行うなど、その高度な活用を実現するとともに、データ基盤の統合的かつ効率的な整備を行う。また、防衛駐在官の新規派遣のための増員を始めとして、人的情報収集機能の強化に資する措置を講ずるほか、同盟国等との協力や公開情報の収集態勢の強化等により、海外情報の収集・分析態勢を強化する。

情報収集・分析に携わる要員については、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、政策部門・運用部門の複雑化・多様化するニーズに情報部門が適時かつ確にこたえられるよう、能力の高い分析官を確保するための採用方法及び人事構成の検討、複数の組織にまたがる情報に係る教育課程の統合・強化、情報部門の要員の政策部門・運用部門への一定期間の配置の着実な実施等を通じ、総合的な情報収集・分析能力を強化する。

厳しい財政事情の下、より効率的な情報収集を実現するため、効果的な収集管理態勢の充実を図るとともに、情報保全の重要性を踏まえつつ、関係府省を含め、知るべき者間での情報共有を徹底し、高い相乗効果が期待できる総合分析を推進する。

2 アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、アジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化し、訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施するとともに、グローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、国際平和協力活動等により積極的に実施する。その際、特に以下を重視する。

(1) 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するとともに、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の安定化に向けた我が国

の意思と高い能力を示すとともに、関係国との相互運用性の向上と実際的な協力関係の構築・強化を図る。

(2) 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は安全保障環境の安定化の基礎として重要である。これに加え、人道支援・災害救援、海洋安全保障、サイバー空間及び宇宙空間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する安全保障上の課題等について具体的な協力関係を構築・強化するため、ハイレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進する。

(3) 能力構築支援の推進

自衛隊がこれまでに蓄積してきた能力を有効に活用することにより、人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学等の分野における支援対象国の軍等の能力を強化し、安全保障環境の安定化を図るとともに、支援対象国の防衛当局との関係強化を推進する。また、能力構築支援を積極的に実施する米国、豪州等と連携するとともに、政府開発援助（ODA）を始めとする外交政策との調整を十分に図りつつ、効果的かつ効率的な能力構築支援の実施に努める。

(4) 海洋安全保障の確保

海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通の安全を確保するため、同盟国等とより緊密に協力し、ソマリア沖・アデン湾における海賊に対応するほか、沿岸国自身の能力向上を支援する。また、インド洋や南シナ海等、我が国周辺以外の海域においても、様々な機会を利用して、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習を充実する。

(5) 国際平和協力活動の実施

派遣先で迅速に活動を開始するため、初動態勢や輸送能力を強化するほか、長期にわたって安定的に活動を継続できるよう、派遣先での情報収集能力の強化や装備品の耐弾性の向上等により一層の安全確保に努めるとともに、引き続き、通信、補給、衛生、家族支援等に係る態勢の充実を図る。また、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実を図り、派遣先のニーズに一層即した国際平和協力活動の実施に努める。さらに、現地ミッション司令部や国連PKO局への自衛隊員の派遣を通じ、国際平和協力活動へのより効果的な参画を実現するとともに、かかる人材を安定的に確保するため、長期的視点に立った人材育成に取り組む。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省

や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

また、国連平和維持活動の実態を踏まえ、我が国の参加の在り方について引き続き検討する。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に協力するため、引き続き、人的貢献を含め積極的に関与する。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの不拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や国際機関と協力しつつ、不拡散に対する安全保障構想（PSI）への参画等の不拡散のための取組を推進する。

3 防衛力の能力発揮のための基盤

(1) 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、全国の部隊による北海道の良好な訓練環境の活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行うほか、輸送艦や民間輸送力の積極的な活用や部隊の機動性の向上を進め、北海道に所在する練度を高めた部隊の全国への展開を可能とする。また、自衛隊の演習場等に制約がある南西地域における効果的な訓練・演習の実現のため、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を図る。このほか、国内外において米海兵隊を始めとする米軍との共同訓練に積極的に取り組み、本格的な水陸両用作戦能力の速やかな整備に努める。

各種事態に国として一体的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護を含め、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から計画的に実施する。

(2) 運用基盤

各種事態発生時に迅速に展開・対処するとともに、対処態勢を長期間にわたり持続させる上で、駐屯地・基地等が不可欠の基盤となることを踏まえ、駐屯地・基地等の抗たん性を高める。特に、滑走路や情報通信基盤の維持、燃料の安定的供給の確保を始めとして、駐屯地・基地等の各種支援機能を迅速に復旧させる能力を強化する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするため、特に、南西地域における展開基盤の確保に留意しつつ、各種施策を推進する。さら

に、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用部品等を運用上最適な場所に保管するとともに、駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舎の着実な整備を進める。このほか、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

装備品の可動率をより低コストかつ高水準で維持できるよう、装備品の可動率の向上を阻む原因に係る調査を行うとともに、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式（PBL：Performance Based Logistics）について、より長期の契約が予見可能性を増大させ、費用対効果の向上につながることを踏まえつつ、その活用の拡大を図る。

（3）人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。

（ア）階級構成及び年齢構成等

各部隊等の特性を踏まえた上で、各自衛隊の任務を最も適切かつ継続的に遂行できる階級構成を実現するため、所要の能力を有する幹部・准曹を適正な規模で確保・育成するとともに、質の高い士を計画的に確保するための施策を推進する。

適正な年齢構成を確保するため、60歳定年職域の定年の在り方を見直すとともに、中途退職制度の積極的な活用やより適切な士の人事管理等、幹部・准曹・士の各階層において年齢構成の適正化のための施策を講ずるほか、自衛官の身分保障に留意しつつ、諸外国の例も参考にしながら、新たな中途退職制度に関する研究を行う。また、航空機操縦士について、年齢構成の適正化を図るため民間部門に操縦士として再就職させる施策（以下「割愛」という。）を実施する。さらに、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮したより適切な人事管理を行う。

（イ）人材の有効活用等

一層効果的な人材活用を図るため、女性自衛官の更なる活用を進めるとともに、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、総合的に精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行う。

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行するため、防衛功労章の拡充を始め、栄典・礼遇に関する施策を推進する。

統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等

を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

（ウ）募集及び再就職支援

社会の少子化・高学歴化に伴い募集環境が悪化する中、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、国の防衛や安全保障に関する理解を促進するための環境整備、時代の変化に応じた効果的な募集広報、関係府省・地方公共団体等との連携・協力の強化等を推進する。

一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛官の知識・技能・経験を社会に還元するとの観点から、退職自衛官の雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策の検討や公的部門における退職自衛官の更なる活用等を進め、再就職環境の改善を図る。

（エ）予備自衛官等の活用

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。

（4）衛生

隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務に対応し得る衛生機能を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化や病院・医務室間のネットワーク化を進め、地域医療にも貢献しつつ、防衛医科大学校病院等の運営の改善も含め効率的かつ質の高い医療体制の確立を図る。また、医官・看護師・救急救命士等の教育を強化し、より専門的かつ高度な技能を有する要員の確保に努める。このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点から踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。さらに、防衛医学の教育・

研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化する。

(5) 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。

我が国の防衛生産・技術基盤の技術力の向上や生産性の改善を図り、国際競争力を強化するとの観点から、我が国として強みを有する技術分野を活かした、米国や英国を始めとする諸外国との国際共同開発・生産等の防衛装備・技術協力を積極的に進める。また、関係府省と連携の上、防衛省・自衛隊が開発した航空機を始めとする装備品の民間転用を進める。

その際、国際共同開発・生産等や民間転用の推進が製造事業者と国の双方に裨益するものとなるよう検討の上、これを推進する。

(6) 装備品の効率的な取得

装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、装備品の構想段階から、研究開発、量産取得、維持整備、能力向上等の段階を経て、廃棄段階に至るまでそのライフサイクルを通じ、技術的視点も含め、一貫したプロジェクト管理を強化する。その際、より適正な取得価格を独自に積算できるよう、過去の契約実績のデータベース化やそれに基づく価格推算シミュレーション・モデルの整備を行う。また、コスト分析の専門家等、装備品の取得業務に係る専門的な知識・技能・経験が必要とされる人材について、民間の知見も活用し、積極的に育成・配置する。さらに、このようにして分析したライフサイクルコストに係る見積と実績との間で一定以上の乖離が生じた場合には、仕様や事業計画の見直しを含めた検討を行う制度を整備する。

取得業務の迅速かつ効率的な実施のため、透明性・公平性を確保しつつ、随意契約が可能な対象を類型化・明確化し、その活用を図る。また、各種の装備品の効率的な取得を可能とする多様な契約を活用し得よう、企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備、企業の子見可能性を高め、コスト低減につながる更なる長期契約の導入の可否、国際競争力を有する各企業の技術の結集を可能とする共同企業体の活用といった柔軟な受注体制の構築等についても検討の上、必要な措置を講ずる。

(7) 研究開発

厳しい財政事情の下、費用対効果を踏まえつつ、

自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発を優先的に実施する。

防空能力の向上のため、陸上自衛隊の中距離地対空誘導弾と航空自衛隊の地対空誘導弾ペトリオットの能力を代替することも視野に入れ、将来地対空誘導弾の技術的検討を進めるほか、将来戦闘機に関し、国際共同開発の可能性も含め、戦闘機（F-2）の退役時期までに開発を選択肢として考慮できるよう、国内において戦闘機関連技術の蓄積・高度化を図るため、実証研究を含む戦略的な検討を推進し、必要な措置を講ずる。また、警戒監視能力の向上のため、電波情報収集機の開発のほか、新たな固定式警戒管制レーダーや複数のソーナーの同時並行的な利用により探知能力を向上させたソーナーの研究を推進する。加えて、大規模災害を含む各種事態発生時に柔軟な運用が可能な無人装備等の研究を行うほか、車両、艦船及び航空機といった既存装備品の能力向上に関する研究開発を推進する。

新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保できるよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、国際共同研究開発の可能性、主要装備品相互の効果的な統合運用の可能性等を勘案し、先進的な研究を中長期的な視点に基づいて体系的に行うため、主要な装備品ごとに中長期的な研究開発の方向性を定める将来装備ビジョンを策定する。

安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得よう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の点を踏まえた効果的・効率的な研究開発を実現するため、防衛省・自衛隊の研究開発態勢について改めて検討の上、必要な措置を講ずる。

(8) 地域コミュニティとの連携

各種事態発生時の実効的な対処や自衛官の募集・再就職支援等における地方公共団体等との緊密な連携の重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、防衛施設周辺対策事業を推進するとともに、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等により、地方公共団体や地元住民の理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たって

は、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。その際、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

(9) 情報発信の強化

自衛隊の任務の安定的な遂行には、何より国民や諸外国の理解と支持が不可欠であることを踏まえ、発信内容の整合性に留意しつつ、ソーシャルネットワーク等の多様な情報媒体の更なる活用も含め、積極的かつ効果的な情報発信の充実に努めるとともに、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自衛隊の取組について、英語版ホームページの充実等を通じ、諸外国に対する情報発信を強化する。

(10) 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、安全保障・危機管理の専門家としての職員の論文発表や講師としての派遣等を通じ、教育機関等における安全保障教育の推進に寄与する。また、防衛研究所について、市ヶ谷地区への移転による政策立案部門等との連携の促進、米国や豪州を始めとする諸外国の研究機関との研究交流の推進等により、防衛省のシンクタンクとしての機能を強化し、防衛省が直面する政策課題に適時・適切に対応できる組織運営に努める。

(11) 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。その際、防衛力整備の全体最適化が図られるよう、統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視した防衛力整備の計画体系の確立等を行うとともに、外局の設置も視野に入れ、装備品取得の効率化・最適化に向けた取組を行う。また、自衛隊の運用の迅速性・効率性の向上のため、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化すること等により、内部部局及び統合幕僚監部の間の実態としての業務の重複を解消し、運用企画局の改廃を含めた組織の見直しを行う。

IV 日米同盟の強化のための施策

1 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するた

め、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進める。

同時に、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を推進するほか、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議等の各種の運用協力や政策調整を一層緊密に進める。

また、海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野で日米の協力関係を強化・拡大する。

2 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

V 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。おおむね10年程度で25大綱の別表の体制を構築することを目指し、本計画期間においては、現下の状況に即応するための防衛力を着実に整備することとする。

VI 所要経費

1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。

2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

3 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

VII 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元への負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

(別表)

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車 装甲車 水陸両用車 ティルト・ローター機 輸送ヘリコプター (CH-47JA) 地对艦誘導弾 中距離地对空誘導弾 戦車 火砲 (迫撃砲を除く。)	99両 24両 52両 17機 6機 9個中隊 5個中隊 44両 31両
海上自衛隊	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 その他 自衛艦建造計 (トン数) 固定翼哨戒機 (P-1) 哨戒ヘリコプター (SH-60K) 多用途ヘリコプター (艦載型)	5隻 (2隻) 5隻 5隻 15隻 (約5.2万トン) 23機 23機 9機
航空自衛隊	新早期警戒 (管制) 機 戦闘機 (F-35A) 戦闘機 (F-15) 近代化改修 新空中給油・輸送機 輸送機 (C-2) 地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 (PAC-3MSE)	4機 28機 26機 3機 10機 2個群及び教育所要
共同の部隊	対空型無人機	3機

(注) 哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒ヘリコプター (SH-60K) の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

資料7 戦車、主要火器などの保有数

(2022.3.31 現在)

種類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾 発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車	機動戦闘車
保有概数	2,600	1,200	400	50	50	540	990	120

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料8 主要航空機の保有数・性能諸元

(2022.3.31 現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸上 自衛隊	固定翼	LR-2	連絡偵察	8	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
		AH-1S	対戦車	48	120	2	14	3	ターボシャフト、単発
	回転翼	OH-1	観測	37	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1J	多用途	115	110	2 (11)	13	3	ターボシャフト、単発
		UH-2	多用途	1	130	2 (11)	13	3	ターボシャフト、双発
		CH-47J/JA	輸送	50	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	40	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
AH-64D	戦闘	12	150	2	15	6	ターボシャフト、双発		
ティルト・ ローター機	V-22	輸送	9	280	3 (24)	17	15	ターボシャフト、双発	
海上 自衛隊	固定翼	P-1	哨戒	33	450	11	38	35	ターボファン、4発
		P-3C	哨戒	40	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
		US-2	救難	6	320	11	33	33	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	12	150	4	15	5	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	75	140	4	16	5	ターボシャフト、双発
MCH-101	掃海・輸送	10	150	4	20	5	ターボシャフト、3発		
航空 自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	200	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-2A/B	戦闘	91	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
		F-35A	戦闘	27	1.6マッハ	1	16	11	ターボファン、単発
		C-1	輸送	7	0.76マッハ	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C-2	輸送	14	0.82マッハ	2~5 (110)	44	44	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	13	320	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	0.84マッハ	4~8 (200)	49	48	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油・輸送	3	320	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	10	320	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-2D	早期警戒	3	350	5	18	25	ターボプロップ、双発
	E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発	
	回転翼	CH-47J	輸送	15	160	5 (48)	16	5	ターボシャフト、双発
UH-60J		救難	37	140	5	16	5	ターボシャフト、双発	

- (注) 1 保有数は、2022.3.31 現在の国有財産台帳数値である。
 2 乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。
 3 回転翼機及びティルト・ローター機の全長、全幅はローター径を含まない数値である。
 4 最大速度、全長、全幅は概数である。

資料9 主要艦艇の就役数

(2022.3.31 現在)

区分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数 (隻)	47	22	22	6	11	29
基準排水量 (千トン)	268	63	22	1	28	130

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料10 防衛関係費（当初予算）の推移

（単位：億円、％）

区分 年度	GNP・GDP (当初見通し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の対GNP・ GDP比 (D/A)	防衛関係費 の対一般会 計歳出比 (D/B)	防衛関係費 の対一般歳 出比 (D/C)
昭30 (1955)	75,590	9,915	△0.8	8,107	△2.8	1,349	△3.3	1.78	13.61	16.6
40 (1965)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (1975)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (1985)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7 (1995)	4,928,000	709,871	△2.9	421,417	3.1	47,236	0.9	0.959	6.65	11.2
25 (2013)	4,877,000	926,115	2.5	539,774	5.3	46,804 47,538	0.8 0.8	0.960 0.975	5.05 5.13	8.67 8.81
26 (2014)	5,004,000	958,823	3.5	564,697	4.6	47,838 48,848	2.2 2.8	0.956 0.976	4.99 5.09	8.47 8.65
27 (2015)	5,049,000	963,420	0.5	573,555	1.6	48,221 49,801	0.8 2.0	0.955 0.986	5.01 5.17	8.41 8.68
28 (2016)	5,188,000	967,218	0.4	578,286	0.8	48,607 50,541	0.8 1.5	0.937 0.974	5.03 5.23	8.41 8.74
29 (2017)	5,535,000	974,547	0.8	583,591	0.9	48,996 51,251	0.8 1.4	0.885 0.926	5.03 5.26	8.40 8.78
30 (2018)	5,643,000	977,128	0.3	588,958	0.9	49,388 51,911	0.8 1.3	0.875 0.920	5.05 5.31	8.39 8.81
令和 (2019)	5,661,000	994,291 (1,014,571)	3.8	599,359 (619,639)	5.2	50,070 52,574	1.4 1.3	0.884 0.929	5.04 5.18	8.35 8.48
2 (2020)	5,702,000	1,008,791 (1,026,580)	1.2	617,184 (634,972)	2.5	50,688 53,133	1.2 1.1	0.889 0.932	5.02 5.18	8.21 8.37
3 (2021)	5,595,000	1,066,097	3.8	669,020	5.4	51,235 53,422	1.1 0.5	0.916 0.955	4.81 5.01	7.66 7.99
4 (2022)	5,646,000	1,075,964	0.9	673,746	0.7	51,788 54,005	1.1 1.1	0.917 0.957	4.81 5.02	7.69 8.02

- (注) 1 平成25年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（平成25（2013）年度：88億円、平成26（2014）年度：120億円、平成27（2015）年度：46億円、平成28（2016）年度：28億円、平成29（2017）年度：28億円、平成30年度（2018）：51億円、令和元（2019）年度：256億円、令和2（2020）年度：138億円、令和3（2021）年度：144億円、令和4（2022）年度：137億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（平成25（2013）年度：646億円、平成26（2014）年度：890億円、平成27（2015）年度：1,426億円、平成28（2016）年度：1,766億円、平成29（2017）年度：2,011億円、平成30（2018）年度：2,161億円、令和元（2019）年度：1,679億円、令和2（2020）年度：1,799億円、令和3（2021）年度：2,044億円、令和4（2022）年度：2,080億円）、新たな政府専用機導入に伴う経費（平成27（2015）年度：108億円、平成28（2016）年度：140億円、平成29（2017）年度：216億円、平成30（2018）年度：312億円、令和元（2019）年度：62億円、令和2（2020）年度：0.3億円、令和3（2021）年度：0.3億円、令和4（2022）年度：0.08億円）及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費（令和元（2019）年度：508億円、令和2（2020）年度：508億円）を除いたもの、下段は含んだものである。
- 2 令和元年度及び令和2年度の一般会計歳出及び一般歳出における下段（ ）書きは、臨時・特別の措置を含んだものである。
- 3 デジタル庁にかかる経費として、令和3（2021）年度予算額には187億円、令和4（2022）年度予算額には318億円を含む。

資料11 各国国防費の推移

国名	年度	2018	2019	2020	2021	2022
日本 (億円)		49,388	50,070	50,688	51,235	51,788
		51,911	52,574	53,133	53,422	54,005
		0.8%	1.4%	1.2%	1.1%	1.1%
		1.3%	1.3%	1.1%	0.5%	1.1%
米国 (百万ドル)		600,683	653,986	690,420	717,581	740,977
		5.6%	8.9%	5.6%	3.9%	3.3%
中国 (億元)		11,070	11,899	12,680	13,553	14,505
		8.3%	7.5%	6.6%	6.8%	7.1%
ロシア (億ルーブル)		28,270	29,974	31,688	35,761	35,021
		△0.9%	6.0%	5.7%	12.9%	△2.1%
韓国 (億ウォン)		431,581	466,971	501,527	528,401	546,112
		7.0%	8.2%	7.4%	5.4%	3.4%
オーストラリア (百万豪ドル)		36,231	38,562	42,612	44,568	47,979
		3.0%	6.4%	10.5%	4.6%	7.7%
英国 (百万ポンド)		37,800	38,800	41,400	46,000	48,200
		5.0%	2.6%	6.7%	11.1%	4.8%
フランス (百万ユーロ)		42,741	44,354	46,076	47,695	—
		4.7%	3.8%	3.9%	3.5%	—
ドイツ (百万ユーロ)		38,520	43,228	45,053	46,930	—
		4.1%	12.2%	4.2%	4.2%	—

- (注) 1 各国予算書、国防白書などを基に作成。
2 %表示は、対前年度伸び率。
3 日本については、上段は、SACO関係経費（2018年度：51億円、2019年度：256億円、2020年度：138億円、2021年度：144億円、2022年度：137億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（2018年度：2,161億円、2019年度：1,679億円、2020年度：1,799億円、21年度：2,044億円、2022年度：2,080億円）、新たな政府専用機導入に伴う経費（2018年度：312億円、2019年度：62億円、2020年度：0.3億円、2021年度：0.3億円、2022年度：0.1億円）及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費（2019年度：508億円、2020年度：508億円）を除いたもの、下段はそれらを含んだ当初予算である。
4 米国については、Historical Tablesによる狭義の支出額。2022年度の数値は推定額。
5 中国については、国防費は全人代財政報告における当初予算額を記載（基本的に中央本級支出（中央財政支出の一部）における国防費のみ公表。）対前年度伸び率については、中央本級支出における国防費を比較して算出。伸び率の数値は中国公表値を含む。
6 ロシアについては、ロシア連邦財務省及びロシア連邦国庫公表資料における2018-2021年度の執行額及び2022年度の当初予算額。
7 韓国については、国防部HPによる当初予算額。
8 オーストラリアについては、豪国防省公表「Defence Portfolio Budget Statements」における当初予算額。
9 英国については、予算教書による当初予算案。
10 フランスについては、フランス軍事省公表における当初予算額。2022年度国防費については、2022年4月現在未公表。
11 ドイツについては、ドイツ連邦予算法による当初予算額。2022年度については、2022年4月現在未公表。

資料12 自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	① 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合 ② 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（原則として事前承認） ③ 閣議決定：必要	○ 我が国を防衛するため必要な武力の行使等 ○ 海上保安庁の統制（武力攻撃事態におけるものに限る）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令（武力攻撃事態におけるものに限る）が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認）	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 【武器の使用】 ○ 防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
防衛出動下令前の行動関連措置 〔自衛隊法第77条の3 及び米軍等行動関連措置法〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ② 国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後） ③ 閣議決定：（物品提供）不要（役務提供）必要（内閣総理大臣の承認）	○ 米軍等行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 【武器の使用】 ○ 行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：都道府県知事の要請又は事態対策本部長（内閣総理大臣）の求め	○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置、交通の規制等 ○ 警察官職務執行法の一部準用（避難、犯罪の予防・制止、立入等。警察官がその場にいない場合に限る。） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請等） 【武器の使用】 ○ 国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用する。
命令による治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議） ③ 閣議決定：必要	○ 警察官職務執行法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止等） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） ○ 海上保安庁の統制 【武器の使用】 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人等が暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合において、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合等の武器の使用を規定。

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
治安出動下令前に行う 情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：防衛大臣と国家公安委員会と協議	【武器の使用】 ○ 治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
要請による治安出動 〔自衛隊法 第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警察官職務執行法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止等） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人等が暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合において、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合等の武器の使用を規定。
自衛隊の施設等の 警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議	○ 警察官職務執行法の一部準用（質問、避難、立入（以上は警察官がその場にいない場合のみ）、犯罪の予防・制止） 【武器の使用】 ○ 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
海上における警備行動 〔自衛隊法 第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認）	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○ 海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
海賊対処行動 〔自衛隊法第82条の2〕 及び海賊対処法〕	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したとき及び海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：防衛大臣が対処要項を内閣総理大臣に提出	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○ 海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できる。
弾道ミサイル等に対する破壊措置 〔自衛隊法 第82条の3〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（措置がとられたときの事後報告） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：緊急の場合に備え、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる。	【武器の使用】 ○ 我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用できる。

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合等	① 命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く。）	○ 警察官職務執行法の一部準用（避難、立入等。警察官がその場にいない場合に限る。） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保等。市町村長、警察官等がその場にいない場合に限る。）
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要	○ 領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため必要な措置（警告、誘導、武器使用等）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕	—	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の保護措置 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：外務大臣から生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置の依頼があった場合、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ戦闘行為が行われることがないと認められること、保護措置を行うことについて当該外国の同意があること等	【武器の使用】 ○ 在外邦人等の保護措置の職務に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、①自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命・身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の4〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合	【武器の使用】 ○ 在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。
後方支援活動等 〔自衛隊法第84条の5 重要影響事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供、搜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（原則として措置の実施前） ③ 閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認）	【武器の使用】 ○ 後方支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって米軍等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。 ○ 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
協力支援活動等 自衛隊法第84条の5 国際平和支援法 及び船舶検査活動法	国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合	① 命令権者：(物品提供) 防衛大臣又はその委任を受けた者、(役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動) 防衛大臣 ② 国会の承認：必要(例外なき事前承認) ③ 閣議決定：必要(対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認)	【武器の使用】 ○ 協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 ○ 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際緊急援助活動 自衛隊法第84条の5 及び国際緊急援助隊法	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	—
国際平和協力活動 自衛隊法第84条の5 及び国際平和協法力	国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動	① 命令権者：国際平和協力本部長(内閣総理大臣)(個人派遣される自衛官) 防衛大臣(部隊派遣される自衛官) ② 国会の承認：(自衛隊の部隊等がいわゆる本体業務及び安全確保業務を行う場合) 必要(原則事前承認)、(いわゆる本体業務及び安全確保業務以外) 不要 ③ 閣議決定：必要(国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案) ④ その他：国際平和協力本部長(内閣総理大臣)の要請	【武器の使用】 ○ 国際平和協力業務について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②宿営する宿営地であって国際平和協力業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、③いわゆる「安全確保業務」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又は他人の生命・身体・財産を防護し、又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、④いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料13 中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺の領海への侵入日数・隻数

西暦（暦年）	期	侵入日数	侵入隻数
2018年	1～4月	8	27
2018年	5～8月	8	31
2018年	9～12月	3	12
2019年	1～4月	12	48
2019年	5～8月	12	46
2019年	9～12月	8	32
2020年	1～4月	7	28
2020年	5～8月	13	38
2020年	9～12月	9	22
2021年	1～4月	15	36
2021年	5～8月	19	52
2021年	9～12月	6	22
2022年	1～3月	4	14

資料14 わが国のBMD整備への取組の変遷

1993年	5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
1995年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
1998年	8月31日：北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安保会議了承
1999年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始
2002年	米国がBMDの初期配備を決定
2003年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
2005年	自衛隊法改正（弾道ミサイル等に対する破壊措置） 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定
2006年	7月5日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発
2007年	パトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始
2009年	3月27日：初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
2012年	3月30日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過
2014年	北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイル計11発を発射
2015年	3月2日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下
2016年	北朝鮮が「人工衛星」と称するものを含め、1年間に23発の弾道ミサイルを発射 2月3日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月22日：国家安全保障会議（NSC）9大臣会合において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の共同生産・配備段階への移行について決定
2017年	北朝鮮が2月以降、17発の弾道ミサイルを発射 6月22日：SM-3 Block IIA 海上発射試験実施 12月19日：陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基の導入について安全保障会議及び閣議決定
2018年	1月31日：米国がSM-3 Block IIA 発射試験実施 6月1日：イージス・アショア2基の配備候補地（秋田県陸上自衛隊新屋演習場、山口県陸上自衛隊むつみ演習場）を公表 7月30日：イージス・アショアの構成部品（LMSSR）を選定 10月26日：米国がSM-3 Block IIA 海上発射試験実施 10月29日：イージス・アショア配備に係る各種調査を開始 12月11日：米国がSM-3 Block IIA 発射試験実施
2019年	北朝鮮が5月以降、25発の弾道ミサイル等を発射 5月27日・28日：イージス・アショア配備に係る各種調査の結果及び防衛省の検討結果を秋田県・山口県の首長等に説明 12月17日：イージス・アショア配備に係る再調査の結果を踏まえた再説明を山口県の首長等に実施
2020年	北朝鮮が3月に8発の弾道ミサイルを発射 6月15日：イージス・アショアの配備に関するプロセスの停止を発表 12月18日：イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することを安全保障会議及び閣議決定
2021年	北朝鮮が3月以降、6発の弾道ミサイル等を発射
2022年	北朝鮮が1月以降、20発の弾道ミサイル等を発射

資料15 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（令和3（2021）年度）

形態	訓練内容（想定）	日付	場所（累積回数）
図上・実動訓練	緊急対処事態想定訓練	3.11.10	富山県（12回） 高知県（4回） 愛媛県（10回） 山口県（4回）
	武力攻撃予測事態想定訓練	4.1.14	
図上訓練	爆発物を用いたテロ	3.7.7	三重県（7回）
	各種検討会	3.8.20	奈良県（5回）
	化学剤を用いたテロ	3.11.16	群馬県（4回）
	たてこもり事案	3.11.19	大分県（8回）
	化学剤を用いたテロ、爆発物を用いたテロ	3.11.22	神奈川県（7回）
	各種検討会	3.12.10	滋賀県（6回）
	各種検討会	3.12.14~15	島根県（5回）
	爆発物を用いたテロ	3.12.19	宮城県（5回）
	各種検討会	3.12.22	長崎県（5回）
	各種検討会	4.1.25	栃木県（4回）
	不審船発見事案、化学剤を用いたテロ	4.1.25	福井県（14回）
	爆発物を用いたテロ、たてこもり事案	4.1.26	京都府（4回）
	各種検討会	4.1.28	岩手県（9回）
爆発物を用いたテロ、たてこもり事案	4.2.2	愛知県（7回）	

（注）平成19（2007）年度については、15府県で実施
平成20（2008）年度については、18県で実施
平成21（2009）年度については、14都県で実施
平成22（2010）年度については、10府県で実施
平成23（2011）年度については、12道県で実施
平成24（2012）年度については、11県で実施
平成25（2013）年度については、12都県で実施
平成26（2014）年度については、13県で実施
平成27（2015）年度については、15都道県で実施
平成28（2016）年度については、22都府県で実施
平成29（2017）年度については、28都府県で実施
平成30（2018）年度については、24都府県で実施
令和元（2019）年度については、20都道府県で実施
令和2（2020）年度については、11県で実施
令和3（2021）年度については、18府県で実施

資料16 防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組

2012年	4月：日米首脳会談において、サイバー問題についての政府一体となった関与を強化するべく包括的対話を立ち上げること で一致 6月：「内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）」に「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT：CYber incident Mobile Assistance Team）」設置 9月：「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」策定
2013年	5月：日米首脳会談を踏まえ、「第1回日米サイバー対話」開催 7月：防衛省及びサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業にて「サイバーディフェンス連携協議会（CDC：Cyber Defense Council）」を設置 8月：日米防衛相会談において、サイバーセキュリティ分野における日米防衛協力を一層促進する観点から、防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討することで一致 10月：日米防衛当局間で「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG：Cyber Defense Policy Working Group）」を設置
2014年	3月：「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」新編 11月：「サイバーセキュリティ基本法」成立
2015年	1月：内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」設置 1月：内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）」設置 5月：CDPWG共同声明発表 9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定
2016年	4月：防衛省に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を設置
2018年	1月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）への日本の参加が承認される 7月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定 12月：「サイバーセキュリティ基本法」改正
2019年	3月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に防衛省職員を派遣 4月：NISCを中心とした官民の枠組み「サイバーセキュリティ協議会」設置 4月：日米安全保障協議委員会（日米2+2）において、サイバー分野における協力を一層強化していくことで一致するとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認 12月：NATO主催のサイバー防衛演習「サイバー・コアリション2019」に初めて正式に参加
2021年	3月：防衛省サイバーコンテストを開催 4月：CCDCOE主催のサイバー防衛演習「ロッド・シールズ2021」に初めて正式に参加 9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定

資料17 災害派遣の実績（過去5年間）

年度	平成29 (2017)	九州北部 豪雨 (平成29 (2017))	平成30 (2018)	平成30年 7月豪雨	平成30年北 海道胆振東 部地震	令和元 (2019)	令和元年 房総半島台風 (台風第15号)	令和元年 東日本台風 (台風第19号)	令和2 (2020)	令和2年 7月豪雨	令和3 (2021)	令和3年 7月1日 からの大雨
件数	501	—	430	12	1	447	1	1	530	1	382	1
人員(人)	2万3,838	約8万1,950	2万2,665	約95万7,000	約21万1,000	4万3,285	現地活動人員 約5万4,000 活動人員 約9万6,000	現地活動人員 約8万4,000 活動人員 約88万0,000	5万8,828	現地活動人員 約6万1,000 活動人員 約35万0,000	約18,000	現地活動人員 約11,000 活動人員 約27,000
車両(両)	3,340	約7,140	3,090	約4万9,500	約1万7,800	7,597	約1万9,000	約4万 9,400	8,132	約1万 3,000	約3,200	約3,500
航空機(機)	792	169	644	340	230	707	約20	約1,610	567	約270	約450	約30
艦艇(隻)	39	0	11	150	20	9	約20	約100	4	4	0	0

※ 九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨及び令和3年7月1日からの大雨については、それぞれの年度の派遣実績から除く。

※ 活動人員とは、現地活動人員に加えて整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員等の後方活動人員を含めた人員数

※ 令和2年度に含まれている新型コロナウイルスに係る教育支援は人員のみ計上

資料18 在外邦人等の輸送実績

実施時期	概要	細部
2004年4月	在イラク邦人等の輸送	(背景) 日本人を含む外国人の拘束事件が多発。報道各社からサマーワからの速やかな退避の希望が表明され、特に必要が高いと判断 (活動) イラク（タリル飛行場）からクウェート（ムバラク飛行場）までのC-130による邦人（報道関係者）10名の輸送
2013年1月	在アルジェリア邦人等の輸送	(背景) アルジェリア民主人民共和国において邦人拘束事件が発生し、同邦人を可及的速やかに本邦に輸送する必要が生起 (活動) アルジェリア（ウアリ・ブーメディアン空港）から本邦（羽田空港）までのB-747政府専用機による邦人7名及び邦人9名の遺体を輸送
2016年7月	在バングラデシュ邦人等の輸送	(背景) バングラデシュ人民共和国において邦人襲撃事案が発生し、同邦人を可及的速やかに本邦に輸送する必要が生起 (活動) バングラデシュ（ハズラト・シャージャラル空港）から本邦（羽田空港）までのB-747政府専用機による邦人7名の遺体及び17名の家族の輸送
2016年7月	在南スーダン邦人等の輸送	(背景) 南スーダン共和国において発砲事案が発生し、同邦人を可及的速やかに南スーダン国外に輸送する必要が生起 (活動) C-130により、南スーダン（ジュバ空港）からジブチ共和国（ジブチ空港）まで邦人（大使館員）4名を輸送
2021年8月	在アフガニスタン邦人等の輸送	(背景) アフガニスタン・イスラム共和国においてタリバンが首都カブールを制圧し、同邦人等を可及的速やかにアフガニスタン国外に輸送する必要が生起 (活動) 統合任務部隊を編成し、C-130により、アフガニスタン（カブール空港）から周辺国内拠点まで邦人1名及び米国から依頼を受けたアフガニスタン人14名を輸送。 この際、初めてとなる誘導輸送隊（陸自部隊）を派遣

資料19 米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係）

時 期	国名	対 象 (自衛隊の主体)	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数				合計
			弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動	我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他	
2017年	米国	艦 艇(艦 艇)	0	0	1	0	2
		航空機(航空機)	0	0	1	0	
2018年	米国	艦 艇(艦 艇)	3	0	3	0	16
		航空機(航空機)	0	0	10	0	
2019年	米国	艦 艇(艦 艇)	4	0	1	0	14
		航空機(航空機)	0	0	9	0	
2020年	米国	艦 艇(艦 艇)	4	0	0	0	25
		航空機(航空機)	0	0	21	0	
2021年	米国	艦 艇(艦 艇)	4	0	10	0	22
		航空機(航空機)	0	0	7	0	
	豪州	艦 艇(艦 艇)	0	0	1	0	
		航空機(航空機)	0	0	0	0	

資料20 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について

令和元年12月27日 国家安全保障会議決定
閣 議 決 定
令和2年12月11日
一 部 変 更
令和3年12月24日
一 部 変 更

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶（日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。以下同じ。）の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域において高い緊張状態が継続する中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、令和元年6月には日本関係船舶の被害も発生している。このような状況に鑑み、各国は、同地域において艦船、航空機などを活用した航行の安全確保に取り組んでいる。米国は、海洋安全保障イニシアティブの下、英国等と共に、艦船等による活動を行っており、フランスも、欧州諸国のイニシアティブに取り組んでおり、アラブ首長国連邦に司令部を設置した。このほか、インドや韓国も艦船による活動を独自に行っている。このように、国際社会において、多様な手段で船舶の航行の安全のための情報を収集し、あるいは安全確保に万全を期すという取組が行われている状況にある。

以上の点に鑑み、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策

の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議決定を行い、下記により対応する。

記

1. 更なる外交努力

我が国は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これを活かし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを含む更なる外交努力を行う。また、船舶の安全な航行に大きな役割を有する沿岸諸国に対し、航行安全確保のための働きかけを引き続き実施する。中東地域における自衛隊の活動については、これまでも地域の関係国の理解を得るよう努めてきているが、下記3. における自衛隊の情報収集活動について、地域の関係国の理解を得られるよう努力を継続する。

2. 航行安全対策の徹底

関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策を徹底する。具体的には、下記3. の自衛隊による情報収集活動で得られた情報及び関係省庁が得た情報の共有を含めた政府内及び政府と関係業界との間の連携体制を構築する。また、船舶の航行安全に影響を及ぼし得る情報に基づき、関係業界に対する迅速な情報提供及び適時の警戒要請を行うとともに、関係業界による航行上の措置の実施などの自主的な安全対策の徹底を促す。

3. 自衛隊による情報収集活動

中東地域においては、日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはないものの、中東地域で高い緊張状態が継続している状況を踏まえると、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要である。そのため、我が国から中東地域までの距離、この地

域における活動実績及び情報収集に際して行う各国部隊・機関との連携の重要性を勘案し、自衛隊による情報収集活動を行うこととする。

この自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応として以下(4)に定める自衛隊法(昭和29年法律第165号)第82条に規定する海上における警備行動(以下「海上警備行動」という。)に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要なことから、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第1項第18号の規定に基づき実施する。

基本的な実施方針は以下のとおりであり、その詳細は、防衛大臣の命令に定めることとする。

(1) 収集する情報

下記(3)に示す海域において、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 装備

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律第55号。以下「海賊対処法」という。)第7条第1項の規定による海賊対処行動に現に従事する自衛隊の部隊の護衛艦及び固定翼哨戒機P-3Cを活用する。

(3) 活動の地理的範囲

(2)の護衛艦及び固定翼哨戒機による情報収集活動の地理的範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(沿岸国の排他的経済水域を含む。)とする。護衛艦が補給等を行う場合には、当該三海域に面する港に寄港するものとする。

(4) 不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応

不測の事態が発生するなど状況が変化する場合には、関係省庁は連携して状況の把握に努め、相互に緊密かつ迅速に情報共有するとともに、政府全体としての対応を強化する。その上で、当該状況への対応として、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第82条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する。当該発令に際しては、迅速な

意思決定に努めることとする。

海上警備行動に際してとり得る措置は、旗国主義の原則をはじめとする国際法を踏まえ、保護対象船舶が日本籍船か外国籍船かの別、侵害の態様といった個別具体的な状況に応じて対応することとなる。

(5) 自衛隊の部隊の安全確保

情報収集活動の実施に当たっては、活動海域の情勢に係る十分な情報収集、安全確保に必要な機材の搭載、事前の適切な教育訓練等を通じ、自衛隊の部隊の安全の確保に万全を期す。

(6) 関係省庁間の協力

情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の実効性確保のため、関係省庁は連携を密にし、当該対応についての認識を共有するとともに、訓練等を通じて対処能力向上等を図り、状況に迅速に対応することができる態勢を整備する。

(7) 諸外国等との連携

我が国は中東地域の航行の安全に係る特定の枠組みには参加せず、自衛隊の情報収集活動は我が国独自の取組として行うものであるが、諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う。

(8) 自衛隊の活動期間

本閣議決定に基づく自衛隊による活動を行うべき期間(訓練等の準備期間を含む。)は、令和元年12月27日から令和4年11月19日までとする。なお、本閣議決定に基づく自衛隊による活動を延長する必要があると認められる場合には、再度閣議決定を行う。右期間の満了前に、本項に記す必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化があった場合は、国家安全保障会議において対応を検討する。

4. 国会報告

海賊対処法に基づく自衛隊の行動に係る事項については、海賊対処法第7条第3項の規定により国会に報告されていることにも鑑み、本閣議決定(これを変更する場合を含む。)及び当該活動が終了したときはその結果を国会に報告する。

以上

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取組
- ・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針(以下「指針」という。)は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(日米安全保障条約)及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。
- C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではない。

く、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

III. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況を評価すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化す

る。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に

行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処
同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にいままで至ってない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安

全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第IV章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となつての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となつての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航

空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破

する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第Ⅵ章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 搜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘搜索・救難活動を含む搜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行

う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 搜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘搜索・救難活動を含む搜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なきときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のた

め、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なきときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なきときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なきときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なきときは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となつての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利

用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となつての取組に寄与すること
- ・平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実にを行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

VII. 日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。
- ・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探索する。

B. 情報協力・情報保全

日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。

- ・日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。
- ・日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探索する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

Ⅷ. 見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

日米防衛協力のための指針（1997年9月27日）（仮訳）

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用

のある国内法令に従う。

III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」の通り、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとと

もに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自

衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦
自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分

担の決定、作戦行動の整合性の確保等について
の手續をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じ協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が

責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 搜索・救難

日米両国政府は、搜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において搜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での搜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

(別表) 周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	・被災地への人員及び補給品の輸送 ・被災地における衛生、通信及び輸送 ・避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給
	搜索・救難	・日本領域及び日本の周囲の海域における搜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換
	非戦闘員を退避させるための活動	・情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 ・非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 ・日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	・経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 ・情報の交換

機能及び分野		協力項目例	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用		<ul style="list-style-type: none"> ・補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ・米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ・米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ・訓練・演習区域の提供 ・米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設
米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	補給	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ・米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ・公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
		整備	<ul style="list-style-type: none"> ・米航空機・船舶・車両の修理・整備 ・修理部品の提供 ・整備用資器材の一時提供
		衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内における傷病者の治療 ・日本国内における傷病者の輸送 ・医薬品及び衛生機具の提供
		警備	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍施設・区域の警備 ・米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ・日本国内の輸送経路上の警備 ・情報の交換
		通信	<ul style="list-style-type: none"> ・日米両国の関係機関間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・米船舶の出入港に対する支援 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ・米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ・米軍施設・区域従業員の一時増員
運用面における日米協力	警戒監視		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の交換
	機雷除去		<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整		<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ・日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

Ⅵ 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委

員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力

計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

Ⅶ 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

資料22 日米協議の実績（2018年以降）

	概要・成果など
2018.4.20 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 小野寺防衛大臣 マティス 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・米朝首脳会談を含めた今後の北朝鮮問題への対応に関し、国防当局間の認識・方針を綿密にすり合わせ、一致していることを確認 ・最近、北朝鮮側から対話を求めてきているといった姿勢の変化はあるものの、北朝鮮による非核化に向けた具体的な取組が確認されていないことに留意し、引き続き北朝鮮の動向を注視する必要があるとの認識で一致 ・日本側から、北朝鮮に全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄させるため、最大限の圧力を維持する必要があることを述べ、北朝鮮が完全で、検証可能な、不可逆的な方法で全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画の放棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持していくことを確認 ・海上自衛隊によるいわゆる「瀬取り」に関する取組について、米側から、同取組を賞賛するとともに、米国は他の多様なパートナーと共に、日本と連携してこの取組を進めていく旨の発言 ・共同訓練の実施等を通じて日米韓三カ国や多国間の協力を推進していくことを確認 ・いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致 ・自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供等、平和安全法制及びガイドラインの下での新たな日米協力が進められていることを歓迎し、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米防衛協力の一層の推進を再確認 ・日本側から、我が国の将来の防衛力整備について、本年末に向けて防衛大綱の見直しや次期中期防策定の検討を進めている旨説明し、両閣僚は、引き続き緊密に情報交換していくことで一致 ・日本側から、厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国の防衛力強化のため、今後とも米国装備品を含む高性能な装備品の導入が重要であることを伝え、両閣僚は、イージス・アショアを始めとする我が国の米国製装備品の導入について、FMSに関する諸課題の改善等を通じ、円滑かつ速やかに日本側が調達できるよう協力して取り組んでいくことを確認 ・日本側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、安全な運用の確保は重要である旨の認識 ・日本側から、沖縄を始めとする地域の負担軽減に向けた協力を要請し、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致
2018.5.29 日米防衛相会談 ／ハワイ 出席者 小野寺防衛大臣 マティス 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当局間の認識・方針をすり合わせ、一致していることを改めて確認 ・日本側から、米朝首脳会談を、核、ミサイル、拉致問題といった諸懸案が前進する機会にすることが重要との認識を伝え、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持し、国際社会の連携の下で北朝鮮の政策を変えさせることが重要との認識で一致 ・北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、英国、豪州、カナダ等の関係国との連携した取組を歓迎し、引き続き日米が有志国と連携して進めていくことで一致するとともに、在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の重要性を再確認 ・米側から、米国の日本防衛へのコミットメントが改めて示され、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致 ・地域の課題について意見交換し、中国が東シナ海・南シナ海で力を背景とした一方的な現状変更の試みが続いていることを踏まえ、引き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力していくことと、南シナ海への日米の継続的な関与が重要であることで一致 ・中国の軍事力強化や我が国周辺海域における活動の活発化に留意しつつ、地域の平和と安定のために日米が連携し、防衛力強化の取組を通じて同盟の抑止力・対処力の強化に取り組むことで一致 ・自由で開かれたインド太平洋の確保のため、同盟国や多様なパートナーと協力していくことの重要性を改めて確認し、法の支配、航行の自由等の基本的原則の定着や能力構築支援などにおいて、日米や日米豪が連携して進めることで一致 ・日本側から、米軍の安全な運用の確保や沖縄を含む地域の理解を得る取組に向けた協力を改めて要請
2018.6.29 日米防衛相会談 ／東京 出席者 小野寺防衛大臣 マティス 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当局間の認識・方針をすり合わせ、一致していることを改めて確認 ・国連安保理決議に従い、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄を実現するため、日米が国際社会と連携して取り組むことで一致し、北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことを確認 ・米側から、米韓合同軍事演習の停止について説明があり、在韓米軍の撤退・縮小は検討されていないこと、在韓米軍を含む地域における米軍の抑止力の重要性を再確認 ・米側から、日本防衛へのコミットメントが改めて示され、日米共同訓練の着実な実施をはじめ、同盟の抑止力・対処力強化の取組を進めることで一致 ・米国防長官の中国訪問を踏まえ意見交換を行い、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致 ・尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、引き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力していくことで一致 ・法の支配、航行の自由等の基本的原則の定着に向けた協力の重要性を確認 ・FMSに関わる諸課題の改善等が進捗していることを歓迎し、日本側が効率的な調達をできるよう引き続き協力して取り組んでいくことを確認 ・米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致し、日本側から、米軍の安全な運用の確保に向けた協力を要請

	概要・成果など
2018.10.19 日米防衛相会談 ／シンガポール 出席者 岩屋防衛大臣 マティス 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・自由で開かれたインド太平洋の重要性についてあらためて認識を共有するとともに、日米や多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 ・ADMMプラスの枠組みによる域内の多国間安全保障協力・対話の発展を歓迎し、法の支配、航行の自由等の基本的原則の定着や能力構築支援等の平和と安定のための取組において、関係国との協力を強化していくことで一致 ・中国が東シナ海・南シナ海で力を背景とした一方的な現状変更の試みを続けていることを踏まえ、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認。また、南シナ海への日米の関与が重要であることを確認 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を求めていくことを確認 ・安保理決議の実効性を確保する取組の一環として、北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、関係国との連携した取組が重要であることを確認するとともに、2018年9月以降、豪州、ニュージーランド及びカナダの参加を得て警戒監視活動が実施されていることを歓迎し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 ・在韓米軍が地域を安定化させるものであり、在韓米軍の変更は何ら計画されていないことを確認 ・日米共同訓練の着実な実施をはじめ、同盟の抑止力・対処力強化のため取り組んでいくことで一致 ・日本側の米国装備品の導入について、FMSに関わる諸課題の改善等に関し引き続き協力していくことを確認 ・日本側から、防衛計画の大綱の見直しや次期中期防策定の検討状況を説明し、引き続き緊密に情報交換していくことで一致 ・普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを改めて確認 ・米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致 ・日本側から、米軍の安全な運用の確保や地元の理解を得る取組に向けた協力を要請
2019.1.16 米国防長官代行 との会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン 米国防長官代行	<ul style="list-style-type: none"> ・米側は、大綱・中期防を支持するとともに、日本が大綱・中期防により、防衛体制を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく強い決意を示したことを歓迎 ・現在の安全保障環境について、国家間の競争が顕在化していること、また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における技術優位の重要性が高まっているとの認識を共有 ・防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画、米国国家防衛戦略に基づき双方が行う取組において緊密に連携すること、また、日米ガイドラインの下、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むこと、さらには、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、他国とも連携しながら日米が基軸となって、望ましい安全保障環境の創出に取り組むことで一致 ・下記の各点を含め、幅広い分野における協力を強化・拡大させていくことを確認 <ul style="list-style-type: none"> ○宇宙、サイバー、電磁波といった「新たな領域」における日米協力を推進していくこと。米国は、日本のシュリーパー演習への初の参加を歓迎 ○インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案し、共同訓練、能力構築支援等の分野において緊密に連携していくこと ○自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供等、平和安全法制及びガイドラインの下での運用面での日米協力が進捗していることを歓迎し、より一層推進していくこと ○FMSに関わる諸課題の改善等が進捗していることを歓迎しつつ、FMS合理化に引き続き取り組むこと。価格の透明性確保や精算遅延の改善、複数年度調達の実現・促進に係る取組の強化についての協力 ○イージス・アショア、E-2D、F-35を始めとする高性能な米国製装備品の導入について、引き続き導入コストの管理を含め、円滑かつ速やかに日本側が導入できるよう協力すること ○日米共同研究・開発の推進を含め、防衛装備・技術協力を強化していくこと ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を求めていくことを確認 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 ・日米同盟と米韓同盟に基づく抑止力は地域の安全保障に不可欠との認識を共有しつつ日米共同訓練を着実に実施することで一致 ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認 ・尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認 ・普天間飛行場代替施設の建設工事に係る最近の進展を確認し、普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認するとともに、日本側から、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、引き続き、米軍再編計画の着実な進展や訓練移転の着実な実施のため、日米で緊密に協力していくことで一致 ・米軍の安全な運用の確保の重要性を確認

	概要・成果など
2019.4.19 日米安全保障協議 委員会 ([2+2]) ／ワシントンD.C. 出席者 岩屋防衛大臣 河野外務大臣 シャナハン 米国防長官代行 ボンペオ国務長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米同盟が、インド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であることで一致するとともに、日米両国が共に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むことで一致 共同訓練や寄港などを通じ、地域のパートナー国とも連携しつつ、日米が共同で地域におけるプレゼンスを高めていくことを確認 わが国の新たな「防衛大綱」を含む日米両国の戦略的政策文書の整合性を歓迎し、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致 安保理決議に従って、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での放棄を実現すべく取り組むことで一致するとともに、「瀬取り」への対処を含む国連安保理決議の完全な履行に関し、他のパートナー国とも連携して日米で引き続き協力していくことを確認 地域における米軍の態勢が強固であり続けることを再確認するとともに、地域における抑止力や安全の確保について対話を深め、今後も日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致 北朝鮮に対し、日本人拉致問題を即時に解決するよう求めることで一致 インド太平洋地域の安全保障環境について、東シナ海及び南シナ海における現状を変更しようとする一方的かつ威圧的な試みに関し、深刻な懸念及び強い反対の意を表明 東シナ海の平和と安定の確保のために協働する決意を再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること及び両国は同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認 宇宙関連能力に係る協力を深めることを確認し、日本によるディープ・スペース・レーダーの開発や日本の準天頂衛星への米国の宇宙状況監視（SSA）ペイロードの搭載を通じたSSA能力向上のための協力を促進していくことで一致 サイバー分野における協力を強化していくことで一致し、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認 日米同盟の抑止力・対処力を高めるため、効率的かつ効果的な防衛力整備を進めることが重要であることを確認し、高性能の装備品の日本への導入を進めるとともに、FMS調達の合理化を更に進めるために協力していくことで一致 情報保全の重要性を確認するとともに、任務保証に必要となる、防衛産業基盤、政府ネットワーク及び重要インフラに対する脅威に留意しつつ、一層のサプライチェーン・セキュリティの必要性につき一致 日米同盟の即応性を高めるため、相互のアセット防護、後方支援、共同ISRといった運用面における協力を更に深化させることで一致 日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することで一致 普天間飛行場代替施設（FRF）の建設にかかる意義のある進展を歓迎しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるためには、辺野古への移設が唯一の解決策であることを改めて確認 河野外務大臣から、こうした米軍再編を着実に実施しつつ、米軍の運用や地位協定をめぐる課題について、一つ一つ前に進めることを含め、地域住民の負担を軽減していくことが重要である旨を米側に伝達 岩屋防衛大臣からは、外来機の騒音を含め、米軍の運用が地元と与える影響が最小限となるよう米側に要請 日本側から、事件・事故の防止についても米側に要請
2019.4.19 米国防長官代行 との会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン 米国防長官代行	<ul style="list-style-type: none"> 日米「2+2」が成功裏に開催されたことを歓迎するとともに、今後とも、日米両国の国防当局間で緊密に連携して日米同盟強化に取り組むことを確認 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 日米同盟と米韓同盟に基づく抑止力の重要性について確認するとともに、日米共同訓練を着実に実施することで一致 日米防衛協力について、領域横断作戦のための日米協力を推進することで一致し、宇宙・サイバー・電磁波領域における協力をより一層進展させることを確認 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認するとともに、日米共同研究・開発を推進し、防衛装備・技術協力を強化していくことで一致 米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致
2019.6.4 岩屋防衛大臣と シャナハン米国防 長官代行との 会談／東京	<ul style="list-style-type: none"> 両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について、日米「2+2」会合で確認された方針に沿って緊密に連携することを確認 宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域について、日米連携の深化をスピード感をもって進める必要性を確認するとともに、領域横断作戦のための日米協力を推進していくことを確認 米国の「インド太平洋戦略レポート」を歓迎。同レポートで示された、自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するための米国の取組との連携強化について一致し、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 先のシャングリラ会合での議論等を踏まえて地域情勢等について議論 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認しつつ、今後も日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認 米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致
2019.8.7 日米防衛相会談 ／東京	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が関係国と連携して取り組むことで一致 在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の重要性を確認 東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認 尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認 両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について緊密に連携すること、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 日本側から沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致 日本側から、米軍の運用が地元と与える影響が最小限となるよう要請し、米軍の安全な運用の確保の重要性を確認

	概要・成果など
2019.11.18 日米防衛相会談 ／タイ 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮による弾道ミサイルの発射が地域の安全保障にとって重大な脅威となることを確認 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認 ・両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携して新たな領域における協力の推進を含め、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 ・FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認 ・在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 ・日本側から沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致 ・日本側から、米軍の運用が地元を与える影響が最小限となるよう要請し、米軍の安全な運用の確保の重要性を確認
2020.1.14 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・中東地域の情勢について意見交換 ・日本側からは中東地域が緊迫の度を高めていくことを深く憂慮している旨述べ、事態のさらなるエスカレーションを避けるべきという点で一致 ・閣議決定した中東地域への自衛隊派遣について説明 ・北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、我が国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が関係国と連携して取り組むことで一致 ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認 ・日本安全保障条約署名から60周年を迎える現在において、日米同盟が最も強固な関係にあることを歓迎 ・両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 ・恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）の候補地となっている馬毛島について、日本政府による土地の取得に関する最近の進展を歓迎するとともに、引き続き、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 ・日本側から、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請 ・PFOS等への対応についても日米間の協力に関する議論を行い、包括的に検討を進めていくことで一致 ・在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致 ・米軍の安全な運用の確保の重要性を確認
2020.8.29 日米防衛相会談 ／グアム 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認 ・東シナ海の平和と安定の確保のため、より緊密に協働していくことで一致し、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、及び両国は同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施などを通じ、多様なパートナーと協力を強化していくことの重要性を確認 ・北朝鮮問題を巡る直近の状況について意見交換を行うとともに、北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議違反であり、我が国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 ・ポストコロナの時代も見据え、強固な日米同盟関係を基盤として日米両国がアジア太平洋地域の平和と繁栄により一層大きな役割を果たしていくことを確認 ・整合する両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 ・上記の一環として、周辺国における軍事活動の活発化や軍事技術の進展も踏まえ、総合ミサイル防衛能力やISR能力を強化していく必要性について一致 ・グアム移転事業の進捗を確認し、その着実な進展を歓迎 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びその影響を緩和すべく、日米で緊密に連携していくことを確認 ・在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致

概要・成果など	
<p>2021.3.16 日米安全保障協議 委員会（「2+2」） ／東京</p> <p>出席者 岸防衛大臣 茂木外務大臣 オースティン 米国防長官 ブリンケン 米國務長官</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また、拡大する地政学的な競争や新型コロナウイルス、気候変動、民主主義の再活性化といった課題の中で、四閣僚は、自由で開かれたインド太平洋とルールに基づく国際秩序を推進していくことで一致 厳しい安全保障環境を踏まえ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致。また、日本は、国防及び同盟の強化に向け、自らの能力を向上させる決意を表明し、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調 「2+2」の議論や共同発表を踏まえ、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示。また、その成果を確認するべく、年内に日米安全保障協議委員会を改めて開催することで一致 中国による、既存の国際秩序と合致しない行動は、日米同盟及び国際社会に対する政治的、経済的、軍事的及び技術的な課題を提起しているとの認識で一致。また、ルールに基づく国際体制を損なう、地域の他者に対する威圧や安定を損なう行動に反対することを確認 東シナ海及び南シナ海を含め、現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも反対するとともに、中国による海警法に関する深刻な懸念を表明。また、日本側から、日本の領土をあらゆる手段で守る決意を表明。尖閣諸島に対する日米安保条約第5条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認 南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明 台湾海峡の平和と安定の重要性を強調した。また、香港及び新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有 北朝鮮の完全な非核化の実現に向けて、国連安保理決議の完全な履行の重要性を確認し、日米及び日米韓3か国で引き続き協力していくことで一致。拉致問題の即時解決の必要性についても確認 日米豪印を通じた協力を確認した。また、ASEANの中心性及び一体性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」への強固な支持を確認しつつ、ASEANと協働することを誓約 一層深刻化する地域の安全保障環境を認識した上で、役割・任務・能力に関する協議を通じ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより深めることで一致 米国で各種政策レビューが行われる中、日米の戦略・政策を緊密にすり合わせていくことで一致 全ての領域を横断する防衛協力を深化させ、拡大抑止を強化することで一致。また、宇宙及びサイバーに関する協力の重要性並びに情報保全を更に強化していくことを強調 同盟の運用の即応性・抑止態勢を維持し、将来的な課題に対処するため、実践的な二国間及び多国間の演習及び訓練の必要性を改めて表明 日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することで一致 米軍再編の取組に係る進展を歓迎するとともに、地元への影響を軽減しつつ、運用の即応性及び持続可能なプレゼンスを維持できるように現在の取決めを実施していくことに対するコミットメントを再確認 普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であり、早期完了に取り組むことを再確認 在日米軍駐留経費負担につき、現行の特別協定を1年延長する改正に合意したことを受け、双方の交渉官に、双方が裨益する新たな複数年度の合意に向けて取り組むことを指示 日本側から、米軍再編を着実に進める重要性を強調し、在日米軍の地元への影響に最大限配慮した安全な運用や事件・事故での円滑な対応等について要請 日本側から、東日本大震災における米側の支援に対して改めて謝意を表した上で、四閣僚は、犠牲者を追悼し、日米同盟の協力の精神を再確認
<p>2021.3.16 日米防衛相会談 ／東京</p> <p>出席者 岸防衛大臣 オースティン 米国防長官</p>	<ul style="list-style-type: none"> 急激に厳しさを増す安全保障環境の中、日米同盟が地域の平和と安定にとってこれまでになく重要であることを確認 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって取り組んでいくことを確認 日本側から、日本の防衛に対する断固たる決意を述べるとともに、地域の平和と安定のために日本が積極的に役割を果たしていく考えを述べた。米側から、これを歓迎するとともに、米国による日本の防衛に対するコミットメントが揺るぎないことを確認 日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 中国による、既存の国際秩序と整合的でない行動が、同盟及び国際社会に対して課題となっている中、防衛当局としてとるべき対応について協議していくことで一致 日本側から、国際法との整合性に問題のある規定を含む中国海警法により、東シナ海や南シナ海などの海域において緊張を高めることになることは断じて受け入れられない旨を述べ、両閣僚は深刻な懸念を表明。また、両閣僚は、台湾海峡の平和と安定の重要性について認識を共有 北朝鮮の完全な非核化に向けたコミットメントを再確認するとともに、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めた。また、北朝鮮関連船舶による違法な「瀬取り」対策に関し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、地域内外の多様なパートナーとの協力を強化していくことの重要性を確認 双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせ、宇宙・サイバー領域を含む全ての領域において、協力を深めていくことで一致 同盟の抑止力・対処力を高めるためには、自衛隊と在日米軍の双方が、日米共同訓練を含む各種の高度な訓練の実施等を通じ、即応性を強化していくことが重要であることで一致 米国による「世界的な戦力態勢見直し（G P R）」に関し、今後緊密に調整していくことを確認 普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認し、これを進めていくことで一致 在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が不可欠であること、また、米軍の安全かつ環境に配慮した運用の確保が重要であることを確認

	概要・成果など
2021/4/16 日米首脳会談 ／ワシントンD.C. 出席者 菅内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 自由、民主主義、人権、法の支配等の普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致。 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、豪州やインド、ASEANといった同志国等と連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認。 東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや、威圧に反対するとともに、こうした問題に対処する観点から、中国との率直な対話の必要性が指摘されるとともに、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係における安定を追求していくことで一致。 北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めることで一致。 ミャンマー国軍・警察の実力行使により多数の民間人が死傷している状況を強く非難し、民間人に対する暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に対し日米で連携しながら強く求めていく方針を改めて確認。 一層深刻化する地域の安全保障環境を踏まえ、両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくことで一致。 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することで一致。 日米間の緊密な経済関係を更に発展させていくことで一致するとともに、インド太平洋地域やグローバルな経済における日米協力の重要性を確認し、両首脳は、こうした議論を踏まえて、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出することで一致。 両国が「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）」パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致。 気候変動については、米国主催の気候サミットを始め、COP26及びその先に向け、日米で世界の脱炭素化をリードしていくことを確認。
2022/1/7 日米安全保障協 議委員会（[2+2]） ／テレビ会議 出席者 岸防衛大臣 林外務大臣 オースティン 米国防長官 ブリンケン 米國務長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米は、自由で開かれたインド太平洋へのコミットメント、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の重要な役割を確認。日米が一体となって新たな安全保障上の課題に対応するため、同盟の能力を継続的に前進させることにつき一致。 日本側は、自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べ、米側は、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意を表明。 日米は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた対日防衛義務への揺るぎないコミットメントを表明し、日米安保条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。日米は、拡大抑止が信頼でき、強靱なものであることを確保する決定的な重要性を確認。 日米は、尖閣諸島に対する日本の施政を損なおうとする、いかなる一方的な行動にも引き続き日米が結束して反対すること、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張、軍事化及び威圧的な活動への強い反対、地域における安定を損なう行動をともに抑止し、必要であれば対処することについて一致。 日米は、新疆ウイグル自治区及び香港の人権問題について、深刻な、かつ継続する懸念を表明。 台湾に関し、日米は台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した。 北朝鮮について、日米は北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、核・ミサイル開発の進展への強い懸念を表明。 同志国との協力について、日米は2021年9月の日米豪印首脳会合において確認した自由で開かれたルールに基づく秩序の推進へのコミットメントを改めて確認したほか、豪州、欧州、韓国、ASEAN等との連携及び協力の強化の重要性に関して一致。 日米は、ウクライナ情勢を含む共通の関心事項について意見交換を行い、ウクライナの主権及び領土一体性への一貫した支持を改めて表明。 日米は、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行うっていくことの重要性について一致。 日米は、両国の戦略及び政策をすり合わせるために引き続き緊密に連携することを確認。 日米は、役割・任務・能力の進化及び共同計画作業に関する力強い進展を歓迎。 日米は、領域横断的な能力の強化の重要性を強調。宇宙及びサイバーにおける安全保障協力の更なる強化を確認。 日米は、共同研究・開発・生産等に関する枠組み交換公文に基づき、新興技術での協力を進展させることを確認。 日米は、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 日米は、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとして、その推進にコミット。 日米は、沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地返還の取組及び2024年に開始される約4,000人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。 日本から、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題について協力を要請し、日米は、引き続き緊密に連携することを確認。 日米は、同盟の即応性と抗たん性を高める、新たな在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る実質合意及び特別協定への署名を歓迎。
2022/1/21 日米首脳会談 ／テレビ会議 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、豪州、インド、ASEAN、欧州等の同志国との協力を深化させることで一致。 東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや経済的威圧に反対するとともに、中国をめぐり諸課題への対応に当たり日米両国で緊密に連携していくことで一致。 台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸関係の平和的解決を促した。 香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有。 弾道ミサイル発射を始めとした北朝鮮による核・ミサイル活動は、日本、地域及び国際社会の平和と安定を脅かすものであるとの共通認識のもと、安保理決議に沿った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米・日米韓で緊密に連携していくことで一致。 ウクライナ情勢について、引き続き日米で連携していくことで一致するとともに、ロシアによるウクライナへの侵攻を抑止するために共に緊密に取り組むことにコミット。 2022年1月7日の日米「[2+2]」の共同発表を支持するとともに、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致。 米側より、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む、ゆるぎない対日防衛コミットメント及び拡大抑止について力強い発信。 宇宙・サイバー、情報保全、先進技術等に関する協力を進めていくことを確認。 在日米軍施設・区域及びその周辺における日米の取組の調整を含め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために引き続き緊密に協力することで一致。 閣僚レベルの日米経済政策協議委員会（経済版「[2+2]」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」等に基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致。

	概要・成果など
2022/5/4 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岸防衛大臣 オースティン 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であるとともに、国際秩序に対する深刻な挑戦であり断じて容認できないとして、これを厳しく非難。日米が連携し、ウクライナに対しできる限りの支援を継続していくことを確認。 米側は、ウクライナへの支援において日本が発揮しているリーダーシップに謝意を表明。日本側は、インド太平洋地域と欧州の安全保障は区別して考えることができない、欧州の安全保障へのコミットメントを強化していく旨発言。 自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを再確認。 東シナ海・南シナ海における威圧的な行動など、インド太平洋地域における中国の最近の行動について議論。インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容せず、これを抑止し、必要であれば対処するために連携を強化していくことを確認。 米側は、尖閣諸島は日本の施政下にある領域であり、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、尖閣諸島の現状変更を試みる、または、日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する旨を表明。 双方は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調。 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射や核開発等は、地域と国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威であり、断じて容認できないとの認識で一致。北朝鮮の挑発行動に対して、日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。 豪州、インド、東南アジア、太平洋島嶼国及び欧州諸国といった地域内外のパートナー国との防衛協力を強化していくことで一致。 日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組を速やかに具体化していくことで一致。 日本側は、国家安全保障戦略等の策定を通じた、日本の防衛力の抜本的強化に対する断固たる決意を述べ、米側は、これを歓迎する旨発言。双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせていくことを確認。 米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨発言。日本側は、現下の国際情勢において核抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるためのあらゆるレベルでの二国間の取組が従来にも増して重要である旨発言し、双方で認識を共有。 日米防衛協力の基盤である情報保全・サイバーセキュリティの重要性を確認するとともに、その強化に取り組んでいくことで一致。 同盟の技術的優位性を確保するため、極超音速技術に対抗するための技術を含め、装備・技術分野での協力をさらに深化させることで一致。 普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 日米双方が引き続き緊密に連携し、本年、本土復帰50周年を迎える沖縄の負担軽減について、協力を一層加速させていくことの重要性を共有。
2022/5/23 日米首脳会談 ／東京 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 日本側から、今回の訪日は、米国がいかなる状況にあってもインド太平洋地域にコミットし続けることを示すものであり、心から歓迎する旨述べ、米側から、今回の訪日を通じて、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨述べた。 ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認。その上で、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米が国際社会を主導していくことで一致。 ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、対露制裁措置を講じつつウクライナ支援を進めていくことを改めて確認。国際社会の連帯強化に向けた連携で一致。 今回の侵略のような力による一方的な現状変更の試みをいかなる地域においても許してはならず、その試みには重大なコストが伴うことを明確に示していくことが重要との認識で一致。 ウクライナ情勢がインド太平洋地域に及ぼし得る影響について議論し、最近の中露両国による共同軍事演習等の動向を注視していくことで一致。東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に強く反対し、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。 台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。 ICBM級弾道ミサイルの発射を始めとする北朝鮮による核・ミサイル開発活動を非難。安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対してこれらの決議の下での義務に従うことを求めた。安全保障協力を含む日米韓の三か国協力を一層強化していくことで一致。 日本側から、バイデン大統領が拉致被害者の御家族と面会することに謝意を伝えつつ、拉致問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。 日米同盟の抑止力・対処力を早急に強化していくことで一致。米側から、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致。 尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明。 日本側から、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、米側から、強い支持を得た。

資料23 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

（令和4年1月7日）

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

2022年1月7日（日本時間。米国東部時間6日）、東京とワシントンDCそれぞれにおいて、林外務大臣、岸防衛大臣、プリンケン國務長官及びオースティン国防長官は、バーチャル形式で日米安全保障協議委員会を開催した。

閣僚は、自由で開かれたインド太平洋地域へのコミットメントを強く再確認し、また、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の不可欠な役割を認識した。閣僚は、変化する安全保障上の課題に、パートナーと共に、国力のあらゆる手段、領域、あらゆる状況の事態を横断して、未だかつてなく統合された形で対応するため、戦略を完全に整合させ、共に目標を優先づけることによって、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する決意を表明した。閣僚は、地政学的な緊張、新型コロナウイルスのパンデミック、恣意的で威圧的な経済政策、そして気候危機により提起された喫緊の諸課題を認識し、ルールに基づく国際秩序や基本的な価値及び原則へのコミットメントを新たにした。閣僚は、地域の戦略バランスを悪化させる急速かつ不透明な軍事力の増強に直面する中で、核兵器、弾道・巡航ミサイル及び極超音速兵器を含む先進兵器システムの大規模な開発や配備について、懸念を共有した。閣僚はまた、サイバー、宇宙及びその他の領域において増加する悪意ある行動、並びに武力紛争に至らない、威圧的又は利己的な手段を通じた現状変更の試みの潮流について議論した。

日本は、国家の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する決意を改めて表明した。米国は、日本の決意を歓迎するとともに、最近完了した「世界的な戦力態勢の見直し（GPR）」において表明したように、インド太平洋における態勢及び能力を最適化する決意を表明した。米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを改めて表明した。日米は、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を確認した。

閣僚は、ルールに基づく秩序を損なう中国による現在進行中の取組は、地域及び世界に対する政治的、経済的、軍事的及び技術的な課題を提起するものであるとの懸念を表明した。閣僚は、地域における安定を損なう行動を抑止し、必要であれば対処するために協力することを決意した。閣僚は、自由かつ適法な通商への支持、航行及び上空飛行の自由並びにその他の適法な海洋の利用を含む国際法の尊重を再確認した。閣僚は、地域の平和と安定を損なう威圧的な行動に関するデータを収集・分析するための取組を通じたものを含め、情報共有の取組を強化する意図を共有した。閣僚は、地域の平和と安定を更に損なう東シナ海における中国の活動に懸念を表明した。米国は、尖閣諸島の現状変更を試みる、あるいは、その日本の施政を損なお

うとする、いかなる一方的な行動にも反対することに関し日本と固く結束していることを改めて表明し、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認した。また、閣僚は、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張、軍事化及び威圧的な活動への強い反対を改めて表明し、1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）の下で設置されたフィリピンと中国との間の仲裁裁判所の2016年7月の判断が最終的であり、当事国を法的に拘束することを強調して想起した。閣僚は、新疆ウイグル自治区及び香港の人権問題について深刻、かつ、継続する懸念を表明した。閣僚は、自由、民主主義、人権、法の支配、国際法、多国間主義及び自由で公正な経済秩序の尊重へのコミットメントを共有する全ての主体と協力することにコミットした。閣僚は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した。

閣僚は、朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での義務に従うことを求め、北朝鮮の核及びミサイル開発活動の進展への強い懸念を表明し、拉致問題の即時解決の必要性を確認した。閣僚は、インド太平洋地域及び世界で、共有された安全、平和及び繁栄にとって不可欠な、日本、米国及び韓国それぞれの二国間協力及び三か国間協力の深化にコミットした。

閣僚は、自由で開かれたルールに基づく秩序を推進するという、日米豪印（クアッド）のメンバーである豪州及びインドとの2021年9月のコミットメントを新たにした。閣僚は、画期的な日豪円滑化協定（RAA）の署名、昨年11月の日本による初めての豪州の艦船に対する武器等防護任務及びAUKUSパートナーシップによって示された、日米それぞれの豪州との安全保障・防衛協力を支持した。閣僚は、英国、フランス、ドイツ及びオランダそしてEU及びNATOを通じたものも含めた、欧州のパートナーや同盟国による、インド太平洋における更なる関与を歓迎し、多国間演習や展開の拡大に支持を表明した。

閣僚は、ASEAN一体性・中心性及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック」への強固な支持を再確認した。閣僚は、東南アジア及び太平洋島嶼国のパートナーとの安全保障協力や能力構築の取組を強化する必要性に留意した。閣僚は、ミャンマーの人々に対する暴力を非難し、全ての暴力の即時停止及び包摂的な民主主義への道への早期回帰に向けた努力を継続していくことを決意した。

困難を増す地域の安全保障環境に対応するにあたり、日米は、今後作成されるそれぞれの安全保障戦略に関する主要な文書を通じて、同盟としてのビジョンや優先事項の整合性を確保することを決意した。日本は、戦略見直しのプロセスを通じて、ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明した。日米は、このプロセスを通じて緊密に連携する必要性を強調し、同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した。

閣僚は、とりわけ陸、海、空、ミサイル防衛、宇宙、サイバー、電磁波領域及びその他の領域を統合した領域横断的な能力の強化が死活的に重要であることを強調した。即応性、抗たん性及び相互運用性を向上させる必要性を強調し、閣僚は、アセット防護任務、共同の情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動、実践的な訓練・演習、そして、柔軟に選択される抑止措置（FDO）、戦略的メッセージを含む協力の深化を歓迎した。閣僚はまた、日本の南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させることにコミットした。

閣僚は、同盟の即応性と抗たん性を高めるために日本の米軍への支援を拡大し、再編成することとなる、新たな在日米軍駐留経費負担（「同盟強韌化予算」）に係る実質合意及び特別協定への署名を歓迎した。閣僚は、予算要求のための全ての必要な手続の完了を前提として、優先付けされた事業への資金となる日本の提供施設整備（FIP）の総額が1641億円となることを再確認し、二国間の訓練及び協力の増加を可能にする、訓練の能力に係る新たなカテゴリーの創設を賞賛した。

閣僚は、先進武器システムに関する秘密軍事情報の保全措置強化に関する2021年5月の交換公文に示されるような、情報保全に係る取組及びインフラの強化及び増強にコミットした。閣僚は、悪意あるサイバー主体に起因するかつて無いほど複雑で破壊的な脅威及びそうした脅威が国家安全保障に及ぼすリスクに対する懸念を共有し、強固なネットワーク防衛及びあらゆる種類のサイバー脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。閣僚は、各国に対し、国際法に従うこと、及び、国家は自国の領域を国際的に不法な行為にそれと知りつつ使用させるべきでないことを含む、責任ある行動に関するコンセンサス方式で合意された規範を履行することを求めた。

閣僚は、安全で、安定的かつ持続可能な宇宙領域及び責任ある行動の規範を確立させることへのコミットメントを新たにした。閣僚は、低軌道衛星コンステレーションにつ

いての議論を継続することも含め、宇宙状況把握、機能保証、相互運用性及びに、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処に関する協力を深化させていくことで一致した。

閣僚は、人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び量子計算を含む重要な新興分野において、イノベーションを加速し、同盟が技術的優位性を確保するための共同の投資を追求することにコミットした。閣僚は、極超音速技術に対抗するための将来の協力を焦点を当てた共同分析を実施することで一致した。閣僚はまた、共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力に係る枠組みに関する交換公文を歓迎した。これに基づき日米は、新興技術に関する協力を前進及び加速化させていく。閣僚は、調達の合理化及び防衛分野におけるサプライチェーンの強化に関する協力を強調した。

閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調した。米国は、2011年日米安全保障協議委員会（SCC）文書の記述と一致する馬毛島の施設について、2022日本会計年度日本政府予算案への建設費の計上による日本の決定を歓迎した。閣僚は、新型コロナウイルス感染症対策、事件・事故に関する適時な情報共有、地元の影響軽減及び地元との強固な関係の後押しに係る二国間の連携の重要性を再確認した。閣僚は、沖縄における米軍施設の土地返還及び統合並びに2024年に開始される米海兵隊要員約4,000人の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

閣僚は、同盟の共同での決意を改めて表明し、インド太平洋地域の平和と安定を維持するために緊密なパートナーシップの下で取り組んでいくことへのコミットメントを強調した。

（了）

総論

- ・自由で開かれたインド太平洋へコミット。地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の不可欠な役割を確認。統合された形で新たな安全保障上の課題に対応するため、同盟の能力を強化することを決意。
- ・日本は、自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する決意を強調。米国は、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力の最適化を決意。地域の戦略バランスを悪化させる急速かつ不透明な軍事力の増強に直面する中、核兵器、弾道・巡航ミサイル及び極超音速兵器を含む先進技術兵器の大規模な開発や配備について、懸念を共有。
- ・米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた対日防衛義務への揺るぎないコミットメントを表明。拡大抑止が信頼でき、強靱なものであることを確保。

地域情勢

- ・ルールに基づく秩序を損なう中国による現在進行中の取組は、地域及び世界に対する政治的、経済的、軍事的及び技術的な課題を提起するものであり懸念。地域における安定を損なう行動をともに抑止し、必要であれば対処することを決意。威圧的な行動に関するデータを収集・分析するための取組を通じたものを含め情報共有を強化。
- ・地域の平和と安定を更に損なう東シナ海における中国の活動を懸念。また、米国は、尖閣諸島の現状変更を試みる、あるいは、その日本の施政を損なおうとする、いかなる一方的な行動にも固く結束して反対すること、及び日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を再確認。
- ・南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張、軍事化及び威圧的な活動への強い反対を改めて表明。新疆ウイグル自治区及び香港の人権問題に関し、深刻かつ継続する懸念を表明。台湾海峡の平和と安定の重要性を強調。兩岸問題の平和的解決を促す。
- ・朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認。核・ミサイル開発活動の進展への強い懸念を表明。拉致問題の即時解決の必要性を確認。日米韓協力の深化にコミット。
- ・日米豪印へのコミットメントを確認。日豪RAA署名・豪艦防護やAUKUSパートナーシップを始め、豪との安保・防衛協力を支持。欧州諸国、EU及びNATOによるインド太平洋への関与拡大を歓迎。
- ・ASEAN一体性及び中心性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」を強く支持。東南アジア諸国及び太平洋島嶼国との安保協力強化が必要。ミャンマーにおける暴力を非難。

日米安保・防衛協力

- ・日米それぞれの安全保障戦略に関する各種文書によって同盟のビジョンや優先事項の整合性を確保することを決意。日本は、ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明。日米は、プロセスを通して緊密に連携することの必要性を強調。
- ・役割・任務・能力の進化及び共同計画作業に関する確固とした進展を歓迎。
- ・領域横断的な能力の強化が重要。即応性、抗たん性及び相互運用性を前進させることが重要。アセット防護、共同ISR、実践的訓練、FDO、戦略的メッセージなどの協力深化を歓迎。南西地域を含めた自衛隊の態勢強化のため、日米の施設の共同使用を増加。HNSの合意を歓迎。
- ・情報保全の強化等を確認。サイバーに関し、強固なネットワーク防衛及びあらゆる種類のサイバー脅威への共同対処は同盟にとって必須。
- ・宇宙状況把握、機能保証、相互運用性、並びに、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処について、低軌道衛星コンステレーションについての議論を加速することも含め、協力を深化。
- ・人工知能、機械学習、指向性エネルギー、量子計算を含む新興分野における同盟の技術的優位を確保。極超音速技術への対応に関する将来の協力を焦点をあてた共同分析の実施で一致。また、共同研究・開発・生産等に関する枠組み交換公文に署名し、新興技術での協力を進展。

米軍の態勢

- ・普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策として、その推進にコミット。
- ・米国は、2011年日米安全保障協議委員会（SCC）文書の記述と一致する馬毛島の施設について、2022日本会計年度日本政府予算案への建設費の計上による日本の決定を歓迎。
- ・沖縄統合計画に基づく土地返還及び2024年に開始する在沖米海兵隊のグアム移転を含め、在日米軍再編の取組の加速化の重要性を確認。
- ・新型コロナウイルス感染症対応、事件・事故に関する適時な情報共有、地元の影響軽減につき、連携の重要性を確認。

資料25 主な日米共同訓練の実績（2021年度）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同統合演習 (指揮所演習) [Keen Edge22/03CPX]	22.1.27 ～2.3	防衛省市ヶ谷地区その 他の演習参加部隊等の 所在地及びアメリカ合 衆国ハワイ州パール ハーバー・ヒッカム統 合基地など	【自衛隊】 各幕僚監部、情報本部、陸上総隊、 各方面隊など、自衛艦隊、各地方 隊など、航空総隊、航空支援集団 など 【米軍】 インド太平洋軍など	—	—
日米共同統合防災訓練 [O3TREX]	22.2.10 ～2.11	和歌山県及び訓練参加 部隊等の所在地並びに 関東地方、東海地方、 近畿地方、中国地方、 四国地方及び九州地方 周辺海空域	【自衛隊】 各幕僚監部、情報本部、陸上総隊、 各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、 航空総隊、航空支援集団等 【米軍】 在日米軍	人員約920名 艦艇 1隻 航空機 12機	人員 5名 航空機 1機
日米共同統合防空・ ミサイル防衛訓練 [RS22]	22.2.21 ～2.25	陸上自衛隊松戸駐屯地、 下志津駐屯地、青野原 駐屯地、飯塚駐屯地、 宮古島駐屯地及び八重 瀬分屯地、海上自衛隊 横須賀地区並びに航空 自衛隊横田基地、入間 基地、春日基地、築城 基地、新田原基地及び 那覇基地	【自衛隊】 統合幕僚監部、陸上総隊、東部方 面隊、中部方面隊、西部方面隊、 陸上自衛隊高射学校、自衛艦隊及 び航空総隊 【米軍】 第7艦隊司令部、艦艇数隻、他	—	—

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
国内における 米陸軍との実動訓練 (オリエン・シールド 21)	21.6.18 ～7.11	伊丹駐屯地、奄美駐屯 地、明野駐屯地、経ヶ 岬分屯基地、米軍経ヶ 岬通信所、饗庭野演習 場、矢臼別演習場等	【自衛隊】 中部方面隊、第1特科団、中央特 殊武器防護隊等 【米軍】 在日米陸軍司令部、第40歩兵師団 司令部、第17砲兵旅団、第28歩 兵連隊第1大隊、第38防空砲兵旅 団第1防空砲兵連隊第1大隊等	—	—
米国における 米陸軍との実動訓練 (共同降下訓練等)	21.7.9 ～8.3 実動訓練: 21.7.24 ～7.30	米国グアム島アンダー セン米空軍基地等	【自衛隊】 陸上総隊司令部、第1空挺団等 【米軍】 第1特殊部隊群等	—	—
日米共同方面隊 指揮所演習(日本) (YS-81)	21.12.1 ～12.13	伊丹駐屯地、朝霞駐屯 地、座間駐屯地、相浦 駐屯地等	【自衛隊】 陸上幕僚監部、陸上総隊、中部方 面隊、教育訓練研究本部、統合幕 僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊 等 【米軍】 太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司 司令部、第1軍団、第25歩兵師団、 第3海兵機動展開旅団等	—	—
米国における 米陸軍との実動訓練 (ライジング・サンダー 21)	21.12.1 ～12.15	米国ワシントン州ヤキ マ演習場	【自衛隊】 第32普通科連隊、第1戦闘ヘリコ プター隊、第6情報隊 【米軍】 第2-2ストライカー旅団戦闘団第 1-17歩兵大隊、第16戦闘航空旅 団等	—	—
国内における 米海兵隊との実動訓練 (レジュート・ドラ ゴン21)	21.12.4 ～12.17	王城寺原演習場、岩手 山演習場、八戸演習 場、霞目駐屯地、矢臼 別演習場等	【自衛隊】 第9師団第5普通科連隊基幹、 東北方面特科隊、東北方面航空隊等 【米軍】 第3海兵師団第4海兵連隊第2-8大 隊基幹、 第1海兵航空団第36海兵航空群等	—	—
米海兵隊との実動訓練 (アイアン・フィスト 22)	22.1.10 ～2.16	米国カリフォルニア州 キャンプ・ベンデルト ン、29パーマス、コ ロナド海軍基地、サン ディエゴ海軍基地及び 同周辺海空域	【自衛隊】 水陸機動団各部隊(第2水陸機動 連隊、戦闘上陸大隊、特科大隊等) 【米軍】 第15海兵機動展開隊、第3海兵航 空団等	—	—
日米共同訓練 (注1)	22.2.28 ～3.4	関東南方からグアム北 方海空域	【自衛隊】 水陸機動団 【米軍】 米海軍、米海兵隊	—	—

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
第31海兵機動展開隊との共同訓練	22.3.4 ～3.25	東富士演習場、沼津海浜訓練場	【自衛隊】 水陸機動団第1水陸機動連隊基幹、 第1ヘリコプター団 【米軍】 第31海兵機動展開隊、第1海兵航空団	—	—

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	21.4.5	奄美東方	P-3C 1機	航空機 1機	P-8A 1機
日米共同訓練	21.4.13 ～4.15	東シナ海	EP-3 1機	航空機 1機	EP-3E 1機
日米共同訓練	21.4.20	相模湾周辺	SH-60K 2機	航空機 2機	MH-60R 1機
日米共同訓練	21.5.11 ～5.16	関東南方	護衛艦「まや」	艦艇 1隻	空母「ロナルド・レーガン」
日米共同訓練 (ILEX21-2)	21.5.22	四国南方	補給艦「はまな」	艦艇 1隻	強襲揚陸艦「アメリカ」
日米共同訓練	21.5.26 ～5.29	沖縄東方	護衛艦「いせ」	艦艇 1隻	空母「ロナルド・レーガン」 駆逐艦「シャイロー」 補給艦「ベコス」
日米共同訓練	21.6.4	日本海	護衛艦「あたご」	艦艇 1隻	EA-18G 2機
日米共同訓練	21.6.12 ～6.14	沖縄東方	輸送艦「しもきた」	艦艇 1隻	強襲揚陸艦「アメリカ」 ドック型輸送揚陸艦「ニューオリンズ」 ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」
日米共同訓練 (サイバー共同対処訓練)	21.6.15	護衛艦「いずも」	システム通信隊群保全監査隊	—	米海軍 NIOC-Y (U.S.Navy Information Operation Command Yokosuka)
日米共同訓練	21.6.21	インド洋	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	空母「ロナルド・レーガン」 巡洋艦「シャイロー」 駆逐艦「ハルゼー」
対潜特別訓練	21.6.22 ～6.24	紀伊半島沖	潜水艦 1隻、P-1 3機	艦艇 1隻 航空機 3機	P-8A 4機
日米共同訓練	21.6.23	グアム西方	護衛艦「まきなみ」	艦艇 1隻	哨戒艦 (MK-VI)
日米共同訓練	21.6.23 ～6.24	関東南方	護衛艦「きりしま」、「まや」、 「はぐる」、補給艦「ときわ」	艦艇 4隻	駆逐艦「マスティン」
日米共同訓練	21.6.25 ～6.30	オーストラリア北方	護衛艦「まきなみ」、搭載航空機 (SH-60K) 1機	艦艇 1隻 航空機 1機	駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」 補給艦「サカガウィア」
機雷戦訓練（陸奥湾） 及び 掃海特別訓練 (日米共同訓練)	21.7.18 ～7.30	陸奥湾	掃海母艦 2隻、掃海艦 2隻、 掃海艇 10隻 MCH-101 2機、P-3C 3機、 P-1 2機	艦艇 14隻 航空機 7機	掃海艦 1隻
日米共同訓練	21.8.14 ～8.15	東シナ海	護衛艦「ちょうかい」	艦艇 1隻	駆逐艦「ベンフォールド」
日米共同訓練	21.8.22 ～8.23	沖縄東方	輸送艦「しもきた」	艦艇 1隻	ドック型輸送揚陸艦「ニューオリンズ」
日米共同訓練 (ILEX21-3)	21.8.26	東シナ海	補給艦「おうみ」	艦艇 1隻	巡視船「マンロー」
日米共同訓練	21.9.2	関東南方	護衛艦「たかなみ」	艦艇 1隻	空母「カール・ヴィンソン」
日米共同訓練 (ILEX21-4)	21.9.4	東シナ海	補給艦「ときわ」	艦艇 1隻	駆逐艦「バリー」
日米共同訓練 (サイバー共同対処訓練)	21.9.16	米海軍横須賀基地	システム通信隊群保全監査隊	—	米海軍 NIOC-Y (U.S.Navy Information Operation Command Yokosuka)
日米共同訓練	21.9.18 ～10.1	沖縄南方	護衛艦「ちょうかい」、「いかづち」、 「きりしま」、「やまぎり」	艦艇 4隻	空母「カール・ヴィンソン」 駆逐艦「チャフィー」 巡洋艦「レイク・シャンプレーン」 補給艦「ラパハノック」
日米共同訓練	21.9.21	日本海	護衛艦「みょうこう」、EP-3、 OP-3C、UP-3D	艦艇 1隻 航空機	EA-18G
海上自衛隊演習 (図上演習（日米共同 演習）)	21.9.28 ～10.1	海上作戦センター及び 演習参加部隊等の所在地	自衛隊、佐世保地方隊、システ ム通信隊群、海上自衛隊補給本部	—	米海軍、米海兵隊
日米共同訓練	21.9.29	インド洋東方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	補給艦「ユーコン」
日米共同訓練（サイ バー共同対処訓練）	21.10.8	海上自衛隊保全監査隊 (市ヶ谷地区)	海上自衛隊システム通信隊群 (中央システム通信隊、横須賀シ ステム通信隊及び保全監査隊)	—	米海軍 NIOC-Y (U.S. Navy Information Operation Command Yokosuka)
日米共同訓練	21.10.12 ～10.16	四国南方から関東南方	護衛艦「こんごう」	艦艇 1隻	空母「ロナルド・レーガン」 巡洋艦「シャイロー」

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	21.10.19 ～10.23	南シナ海	護衛艦「あきづき」	艦艇 1隻	駆逐艦「ミリウス」
日米共同訓練	21.10.19 ～10.24	南シナ海	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	駆逐艦「ヒギンズ」
日米共同訓練	21.10.28	房総半島南方	SH-60J SH-60K	航空機	MH-60R
日米共同訓練	21.10.28	南シナ海	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	沿海域戦闘艦「ジャクソン」
日米共同訓練	21.10.28 ～11.4	南シナ海、東シナ海、 日本海	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	駆逐艦「ヒギンズ」 補給艦「ビッグホーン」
日米共同訓練	21.10.29 ～11.4	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	空母「カール・ヴィンソン」 巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、 「シャイロー」 駆逐艦「ミリウス」
日米共同訓練 (ILEX21-5)	21.11.3	東シナ海	補給艦「おうみ」	艦艇 1隻	駆逐艦「デューイ」
日米共同訓練	21.11.3	東シナ海	護衛艦「いせ」、「はるさめ」、 「あさひ」、 ミサイル艇「おおたか」、 掃海艇「ひらしま」、「やくしま」、 「たかしま」	艦艇 7隻	強襲揚陸艦「アメリカ」
日米共同訓練	21.11.5	厚木航空基地	第51航空隊(厚木) P-1 1機	航空機 1機	第138電子戦飛行隊 EA-18G 2機
日米共同訓練	21.11.8 ～11.12	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	駆逐艦「ミリウス」
日米共同対潜訓練	21.11.16	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」、 潜水艦、P-1	艦艇 3隻 航空機	駆逐艦「ミリウス」 P-8A
令和3年度機雷戦訓練 (日向灘)及び掃海特別訓練 (日米共同訓練)	21.11.18 ～11.28	日向灘	掃海母艦 1隻、掃海艦 2隻、 掃海艇 15隻 MCH-101 2機	艦艇 18隻 航空機 2機	掃海艦 2隻 MH-53E 2機
日米共同訓練	21.11.14 ～11.17	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	駆逐艦「ミリウス」
海上自衛隊演習	21.11.21 ～11.30	日本周辺	艦艇 約20隻 航空機 約40機	艦艇 約20隻 航空機 約40機	艦艇 約10隻
対潜特別訓練	21.12.14	房総半島南方	P-1、SH-60K、潜水艦	艦艇 1隻 航空機	P-8A、MH-60R
日米共同訓練(サイバー共同対処訓練)	21.12.16 ～12.17	米海軍横須賀基地	海上自衛隊システム通信隊群保全 監査隊	—	米海軍NIOC—HAWAII N3J部 (U.S. Navy Information Operation Command Hawaii N3J部)
日米共同訓練	22.1.17 ～1.22	沖縄南方	護衛艦「ひゅうが」	艦艇 1隻	空母「カール・ヴィンソン」、「エイブラハム・リンカーン」 巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、 「モービル・ベイ」 駆逐艦「チャフィー」、「グリッドレイ」、 「スプルーアンス」 強襲揚陸艦「アメリカ」、「エセックス」 ドック型揚陸艦「パール・ハーバー」
対潜特別訓練	22.1.28 ～2.1	関東南方	護衛艦「たかなみ」、潜水艦、P-1	艦艇 2隻 航空機	駆逐艦「フィッツジェラルド」 P-8A
機雷戦訓練(伊勢湾)及び掃海特別訓練(日米共同訓練)	22.2.1 ～2.10	伊勢湾	掃海母艦 1隻、掃海艦 2隻、 掃海艇 12隻 MCH-101 1～3機	艦艇 15隻 航空機 1～3機	UUV操作員 約5名
日米共同訓練	22.2.4 ～2.7	東シナ海及び西太平洋	護衛艦「こんごう」、P-3C 陸上自衛隊第1ヘリコプター団及び水陸機動団	艦艇 1隻 航空機	空母「エイブラハム・リンカーン」 強襲揚陸艦「アメリカ」、「エセックス」 ドック型輸送揚陸艦「グリーン・ベイ」 ドック型揚陸艦「アシュランド」、 「パール・ハーバー」 巡洋艦「モービル・ベイ」 駆逐艦「スプルーアンス」、「デューイ」 掃海艦「ウォーリア」 遠征用海上基地艦「ミゲル・キース」 P-8
日米共同訓練	22.2.16 ～2.17	沖縄東方	護衛艦「いなづま」、 練習艦「はたかぜ」	艦艇 2隻	空母「エイブラハム・リンカーン」 巡洋艦「モービル・ベイ」 駆逐艦「スプルーアンス」
日米共同訓練	22.2.19 ～2.22	沖縄周辺	護衛艦「みょうこう」	艦艇 1隻	空母「エイブラハム・リンカーン」 巡洋艦「モービル・ベイ」 駆逐艦「スプルーアンス」
日米共同訓練(注2)	22.2.28 ～3.4	関東南方から グアム北方	護衛艦「しらぬい」、「ひゅうが」	艦艇 2隻	駆逐艦「バリー」、「ミリウス」、 「ヒギンズ」、「デューイ」 貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」 第3海兵機動展開部隊第5航空艦砲連絡 中隊
日米共同訓練	22.3.8	日本周辺(太平洋)	P-3C、OP-3C、UP-3D	航空機	EA-18G

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	22.3.8、 3.10	相模湾	SH-60K	航空機	MH-60R
日米共同訓練	22.3.17 ～3.18	三陸沖	P-3C	航空機	P-8A
日米共同訓練	22.3.28 ～3.29	東シナ海	EP-3	航空機	EP-3E

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
米軍との共同訓練	21.4.1	三沢西方の日本海上の 空域	第3航空団	F-35A × 4機	F-22 × 4機 F-16 × 1機 KC-135 × 2機
米軍との共同訓練	21.4.8	九州西方の東シナ海上の 空域	第5航空団 第8航空団	F-15 × 4機 F-2 × 4機	F-15 × 4機 E-3 × 1機 KC-135 × 2機 F-35B × 2機
米軍との共同訓練	21.4.27	陸上自衛隊日出生台演 習場	航空救難団芦屋救難隊	U-125A × 1機 UH-60J × 1機	F/A-18 × 2機
米軍との共同訓練	21.4.27	日本海及び沖縄北方を 含む東シナ海上の空域	第2航空団 第5航空団 第6航空団 第7航空団 第9航空団	F-15 × 13機 F-2 × 2機	B-52 × 2機
米空軍の実施する演習 (レッド・フラッグ・ アラスカ)	21.6.11 ～6.26	米国アラスカ州アイ ソン空軍基地及びエレ メンドルフ・リチャ ードソン統合基地並び に同周辺空域等	第9航空団、警戒航空団	F-15J/DJ × 6機、 E-767 × 1機	—
米軍との共同訓練	21.8.31	日本海、東シナ海及び 沖縄周辺空域	第2航空団 第5航空団 第6航空団 第7航空団 第8航空団 第9航空団	F-15 × 13機 F-2 × 6機	B-52 × 1機
米軍再編に係る 嘉手納飛行場から 千歳基地への訓練移転	21.9.13 ～9.22	千歳基地、北海道西方 空域及び三沢東方空域	第2航空団、航空救難団	F-15 × 12機程度 U-125A × 1機 UH-60J × 1機	人員 240名程度 F-15 × 12機程度、E-3C × 1機
米軍との共同訓練	21.9.14 ～9.16	那覇北西の東シナ海上 の空域	航空救難団	UH-60J × 1機	MC-130 × 1機
米軍との共同訓練	21.9.21	日本海、東シナ海及び 沖縄周辺空域	第2航空団 第5航空団 第7航空団 第8航空団	F-15 × 8機 F-2 × 6機	B-52 × 2機
米軍との共同訓練	21.9.24	那覇北西の東シナ海上 の空域	第9航空団	F-15 × 2機	B-52 × 1機 F-35B × 2機
米軍との共同訓練	21.10.21	関東東方の太平洋上の 空域	第7航空団	F-2 × 3機	B-1 × 1機、KC-135 × 1機
米軍との共同訓練	21.10.28	那覇北西の東シナ海上 の空域	第9航空団 第1輸送航空隊 第2輸送航空隊 第3輸送航空隊 航空救難団	F-15 × 12機 C-130H × 1機 C-1 × 1機 C-2 × 1機 U-125A × 1機 UH-60J × 1機	F-15 × 10機 KC-135 × 1機 MC-130J × 1機 C-130J × 1機
米軍との共同訓練	21.11.9	宮古島・石垣島北方の 海空域	航空救難団	U-125A × 1機 UH-60J × 1機	CV-22 × 1機 MC-130J × 1機
米軍との共同訓練	21.12.9	日本海上の空域	第2航空団 第6航空団 第7航空団 第8航空団	F-15 × 8機 F-2 × 8機	B-52 × 1機 F-35A × 7機 KC-135 × 1機
米軍再編に係る 岩国飛行場から 百里基地への訓練移転	21.12.13 ～12.17	百里基地、百里沖空域	第7航空団	F-2 × 8機程度	F/A-18 × 8機程度 人員 170名程度
米軍との共同訓練	22.1.11	日本海及び三沢東方の 太平洋上の空域	第3航空団 第6航空団 第7航空団	F-35A × 2機 F-15 × 2機 F-2 × 2機	B-1 × 2機
米軍との共同訓練	22.1.18 ～1.19	那覇南東の太平洋上の 空域	第9航空団 南西航空警戒管制団 警戒航空団 第1輸送航空隊 第2輸送航空隊	F-15 × 8機 E-2C × 1機 C-130H × 1機 C-1 × 1機	F-15 × 14機 E-3 × 1機 KC-135 × 2機 HH-60 × 2機
米軍との共同訓練	22.2.15 ～2.17	那覇南東の太平洋上の 空域	第9航空団 南西航空警戒管制団	F-15	F-35B F-15

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
米軍との共同訓練	22.2.24	那覇南東の太平洋上の空域	第9航空団	F-15×2機	B-52×2機 F-35A×2機 KC-135×1機
米軍との共同訓練	22.3.4	那覇北西の東シナ海上の空域	第9航空団 南西航空警戒管制団	F-15×6機	F-35A×2機
米軍との共同訓練	22.3.10	青森県三沢西方の日本海上の空域	第3航空団 北部航空警戒管制団 (三沢)	F-35A×4機	F-35A×4機

(注1) 海上自衛隊も参加（海自の欄に重複で記載）

(注2) 陸上自衛隊も参加（陸自の欄に重複で記載）

(注3) この他、各自衛隊と米軍の部隊の間で平素より小規模な訓練等を実施

(注4) 人員数については公表時のものを基準

資料26 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	共同研究・開発実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクトドケット・エンジン、先進鋼技術、戦闘車両用セラミック・エンジン、アイセーフ・レーザーレーダー、射出座席、先進ハイブリッド推進技術、浅海域音響技術、弾道ミサイル防衛技術、野戦砲用高安全性発射薬、P-3Cの後継機の搭載電子機器ソフトウェア無線機、先進船体材料・構造技術、艦載型対空レーダ、艦載型戦闘指揮システム、携帯型化学剤自動検知器、航空燃料及びそれらのエンジン排気にさらされる者への影響、航空機器への応用のための画像ジャイロ、ハイブリッド電気駆動、高速多胴船の最適化、化学剤呈色反応識別装置		終了	
弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	2019年3月 (共同生産・配備段階に移行)
部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較	航空機整備員を対象に燃料成分曝露、騒音レベル、聴力測定を行い、作業環境でのジェット燃料の聴覚への影響について調査を実施する研究	2015年11月	継続中
高耐熱性ケース技術	ロケットモータ用の高耐熱性CFRP※モータケースを設計・製造し、試験を実施する研究(※CFRP: Carbon Fiber Reinforced Plastic 炭素繊維強化プラスチック)	2018年7月	継続中
次世代水陸両用技術	水陸両用車のデジタルモデルを基に、シミュレーションにより実現可能性の検討を実施する研究	2019年5月	継続中
日米間のネットワーク間インターフェース	日米両国のネットワークの間のインターフェースを設計、構築し、試験を実施する研究	2020年9月	継続中
モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム	モジュール型のハイブリッド電気駆動車両システムを設計、製造し、試験評価を行う研究	2020年10月	継続中

資料27 再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討さ

れ、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
 - 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。
- (b) 兵力削減とグアムへの移転
- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
 - 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
 - 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
 - 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。
- (c) 土地の返還及び施設の共同使用
- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
 - 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

○陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率のかつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べ

き追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
 - 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
 - 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
 - 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
 - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
 - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。
- #### 4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐
- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
 - 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊

EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本政府と共有する。

- 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(別添概念図省略)

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1.浦添・宜野湾市間のバイプライン	4			○		平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2.地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1		○			平.3.9.30.返還
	20.泡瀬ゴルフ場	47			○		平.22.7.31.返還
北部訓練場	3.国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区	480		○			平.5.3.31.返還
	4.県道名護国頭線以南の一部	(256)	○				
キャンプ・シュワブ	5.国道329号沿いの一部(辺野古)	1	○				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6.全部	0.1				○	平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7.全部	建物	○				平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8.全部	0.3				○	平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9.南側(名護市)および北側(本部町)	19	○				平.6.9.30.返還
恩納通信所	10.全部	62			○		平.7.11.30.返還
	11.東側部分	(26)	○				
嘉手納飛行場	12.南側の一部(桃原)	2		○			平.8.1.31.返還
知花サイト	13.全部	0.1				○	平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14.金武町内の一部(金武)	3		○			平.8.12.31.返還
	23.東シナ海側斜面の一部(名護市)	162	○				平.26.6.30.返還(55ha) 平.29.6.30.返還(107ha)
嘉手納弾薬庫地区	(22.国道58号沿い東側部分(喜納~比謝)、 南西隅部分(山中エリア))	74	○				平.11.3.25.返還
	15.嘉手納バイパス(国道58号西側)	3	○	○			平.11.3.25.返還
	22.旧東恩納弾薬庫部分	98	○				平.17.3.31.返還(9ha) 平.18.10.31.返還(58ha) 令.4.3.31.返還(31ha)
トリー通信施設	16.嘉手納バイパス	4		○			平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17.全部	4	○				平.14.9.30.返還
キャンプ桑江	(19.東側部分の南側)	2	○	○			平.6.12.31.返還
	18.北側部分(伊平)	38		○			平.15.3.31.返還
	(18.国道58号沿い)	(5)	○				
普天間飛行場	21.東側沿いの土地(中原~宜野湾)	4		○			平.29.7.31.返還
	17施設、22事案	1,008	8	8	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19.東側部分の北側(桑江)	0.5	○				平.13.12.21.返還合意
	1施設、1事案	0.5	1	0	0	0	
合計	17施設、23事案	1,009	9	8	3	3	

- (注) 1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
 2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
 3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
 4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち90(平成2)年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国防府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

資料29 SACO最終報告（仮訳）

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SSC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSSCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SSCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SSCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SSCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SSCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SSCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SSCの構成員は、SSC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SSCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSSCに

報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SSCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SSCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－ 普天間飛行場 付属文書のとおり

－ 北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・ 北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－ 安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

－ ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

－ 楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

－ 読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

－ キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

－ 瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持さ

れる。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

－任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

－請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供すると新たな制度が、平成9年度末までに導入される。

- ・米政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

－検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

－キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

－日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関する SACO 最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO 最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

（a）平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち（1）ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、（2）キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに（3）海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

（b）平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

（c）SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

（a）海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは

約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

（b）岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。

（c）現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。

（d）危機の際に必要なとなる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。

（e）今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

（a）普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。

（b）普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。

（c）海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、棧橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。

（d）海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、

電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

(e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。

(f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

(a) 杭式栈橋方式(浮体工法):海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

(b) 箱(ポンツーン)方式:鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。

(c) 半潜水(セミサブ)方式:潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

(a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。

(b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。

(c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料30 SACO最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

1. 返還済みの施設

施設名（事案名）	進捗状況
北部訓練場 【過半】	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還することで日米合同委員会合意 平成18年2月、平成11年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 平成28年12月、過半の返還（約4,000ha）
あは 安波訓練場 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年12月、全面返還（共同使用の解除）
ギンバル訓練場 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成23年7月、全面返還（約60ha）
えへ 楚辺通信所 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システム等のキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成18年12月、全面返還（約53ha）
よみたん 読谷補助飛行場 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成18年12月、全面返還（約191ha）
せなは 瀬名波通信施設 【大部分】	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年3月、アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 平成18年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） 平成18年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 米軍再編事案として返還されることとされた施設

施設名（事案名）	進捗状況
普天間飛行場 【全面】 → 【全面】 ※	<ul style="list-style-type: none"> ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 平成27年12月、市道用地としての一部土地の早期返還について、日米間で合意 <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年5月、一部土地の返還（約473m²） 平成9年9月、一部土地の返還（約62m²） 平成29年7月、一部土地の返還（約4ha） 平成30年3月、一部土地の返還（約0.4ha） 令和2年12月、一部土地の返還（約0.1ha）
キャンプ桑江 【大部分】 → 【全面】 ※	<ul style="list-style-type: none"> ※平成18年5月、「再編実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 平成14年7月、青少年センターを提供 平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 平成20年2月、海軍病院の附帯施設（ヘリコプター着陸帯等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成20年12月、海軍病院の附帯施設（ユーティリティ）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成21年5月、海軍病院の関連施設（独身下士官宿舎等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成21年10月、海軍病院の関連施設（第1水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成22年10月、海軍病院の関連施設（第2水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成23年9月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成25年2月、海軍病院本体等13棟を提供 平成25年3月、海軍病院開院 平成25年12月、海軍病院の関連施設（予防医療センター・アルコールリハビリセンター等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成27年12月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）を提供 <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月、北側部分（約38ha）返還
※まみなと 牧港補給地区 【部分】 → 【全面】 ※	<ul style="list-style-type: none"> ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 平成27年12月、国道拡幅を目的とした一部土地の返還について、合同委員会合意 平成30年3月、一部土地の返還（約3ha） <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年5月、一部土地の返還（約38m²） 平成13年9月、一部土地の返還（約1ha） 平成25年8月、北側進入路の返還（約1ha） 平成30年3月、一部土地の返還（約3ha） 平成31年3月、第5ゲート付近の区域の返還（約2ha） 令和3年5月、一部土地の返還（約0.2ha）
那覇港湾施設 【全面】 → 【全面】 ※	<ul style="list-style-type: none"> ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年6月、一部土地の返還（約1ha）

施設名（事案名）	進捗状況
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 【部分】→ 【部分】※	第一段階 ゴルフレンジ地区 ・平成11年4月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成14年7月、高層住宅2棟を提供 ・平成18年7月、アンダーパスを提供 第二段階 サダ地区 ・平成14年2月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等を提供 第三段階 北谷東地区 ・平成16年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成20年6月、低層住宅35棟等を提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 ・平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成22年2月、アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟等を提供 ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載 ※平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸（整備区域において撤去される住宅の代替を含む。）を建設と記載
	【返還済み区域】 ・平成9年3月、一部土地の返還（約371m ² ） ・平成9年5月、一部土地の返還（約598m ² ） ・平成9年6月、一部土地の返還（約353m ² ） ・平成9年12月、一部土地の返還（約0.3ha） ・平成10年3月、一部土地の返還（約2ha） ・平成12年2月、一部土地の返還（約3ha） ・平成18年12月、一部土地の返還（約145m ² ） ・平成27年3月、西普天間住宅地区の返還（約51ha） ・令和2年3月、施設技術部地区の一部土地の返還（約11ha）

【訓練及び運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練	・平成9年度、本土の5演習場に移転
パラシュート降下訓練	・平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済みのもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	・平成17年6月、洗機施設の移転・整備について日米合同委員会合意 ・平成20年9月、洗機施設を提供 ・平成21年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・平成22年10月、敷地造成、駐機場・誘導路等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成23年4月、駐車場及びユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年2月、整備格納庫タイプⅡ等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年7月、駐機スペース等を提供 ・平成26年7月、格納庫等の建設の実施について、日米合同委員会合意 ・平成28年12月、整備格納庫等の提供について、日米合同委員会合意 ・平成29年1月、移駐完了 ・令和2年2月、既存施設の一部解体の実施について、日米合同委員会合意 ・令和3年3月、既存施設の一部について解体完了
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・平成12年7月、提供

2. 米軍再編事案として取り組んでいるもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開と記載

資料31 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
1996年 4月	橋本総理（当時）・モンデール大使（当時）会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設（撤去可能なもの）
1999年 11月	稲嶺沖縄県知事（当時）、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長（当時）、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定） →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
2002年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
2003年 11月	ラムズフェルド国防長官（当時）、沖縄訪問
2004年 8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
2005年 10月	「2+2」共同発表 →新たな案（キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型）で合意
2006年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意（V字案）
5月	・「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（閣議決定） →1999（平成11）年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
2007年 8月	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
2009年 4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
2010年 5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書
2011年 6月	「2+2」共同発表 →代替施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替施設の計画を14（平成26）年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
2011年 12月 ～12年 1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
2012年 2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認 海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて、合意
12月	環境影響評価書（修正後の評価書）を沖縄県知事などに送付
2013年 3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
4月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 →移設等により22（平成34）年度又はその後には普天間飛行場を返還可能
10月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認
12月	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認
2014年 7月	代替施設建設事業に着手
2015年 4月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
10月	・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を取消し ・沖縄防衛局長が国土交通大臣に対し、沖縄県知事からの普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認の取消処分に対する審査請求書及び執行停止申立て ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の執行停止を決定

年 月	経 緯
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認取消処分取消しを求め、代執行訴訟を提起 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策である旨発言
2016年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国が裁判所の和解案受入れ ・埋立工事の中止 ・国土交通大臣が沖縄県知事に対し、取消処分の是正指示 ・沖縄県知事が国土交通大臣が出した是正指示につき、国地方係争処理委員会への審査申出
4月	<p>日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決断したものである旨説明したうえで、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続きともに取り組んでいきたい旨発言。米側から、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨発言</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・国地方係争処理委員会が審査結果を通知 ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを確認
7月	国土交通大臣が不作為の違法確認訴訟を提起
9月	<p>日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを確認</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・不作為の違法確認訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却（国勝訴が確定） ・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立ての承認取消処分を取り消し ・普天間飛行場代替施設建設事業を再開 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変であり、最高裁判決を受け、工事を再開した、今後政府として工事を着実に進めていきたい旨発言
2017年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
4月	公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始
7月	沖縄県が、知事の許可を受けることなく、岩礁破碎等をしてはならないことを求める訴訟を提起
6月	<p>日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認</p>
8月	<p>「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認</p>
11月	<p>日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認</p>
2018年 3月	岩礁破碎等行為の差止訴訟について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
4月	<p>日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認</p>
8月	沖縄県副知事が公有水面の埋立承認を取消し（撤回）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄防衛局長が国土交通大臣に対し、沖縄県副知事からの公有水面の埋立承認の撤回処分に対する審査請求及び執行停止申立て ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認の撤回処分の執行停止を決定
11月	沖縄県知事が、国土交通大臣の執行停止決定を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 ・キャンプ・シュワブ南側の海域における埋立工事に着手
2019年 1月	<p>岩屋防衛大臣（当時）とシャナハン国防長官代行（当時）との会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認</p>
2月	国地方係争処理委員会が沖縄県知事の審査申出を却下
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事が、埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消を求める訴訟を提起 ・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、沖縄県が最高裁への上告受理申立てを取下げ（国勝訴が確定）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が沖縄防衛局長の審査請求に対し、沖縄県副知事による埋立承認の撤回処分を取り消す裁決 ・「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消訴訟について、沖縄県知事が訴えを取下げ ・沖縄県知事が、国土交通大臣の裁決を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出

年 月	経 緯
2019年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・岩屋防衛大臣（当時）とシャナハン国防長官代行（当時）との会談 →普天間飛行場の辺野古移設を含めた米軍再編計画の着実な進展のため、緊密に協力していくことで一致 ・国地方係争処理委員会が、沖縄県知事の審査申出を却下
7月	沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の却下を不服とし、国の関与（裁決）の取消訴訟を提起
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事が、国土交通大臣の裁決を不服とし、裁決の取消しを求める訴訟を提起 ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与（裁決）の取消訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県知事の訴えを却下する裁決 ・国の関与（裁決）の取消訴訟について、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立て
11月	<ul style="list-style-type: none"> 日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
2020年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
3月	国の関与（裁決）の取消訴訟について、最高裁判所が沖縄県知事の上告を棄却
4月	地盤改良工事の追加等に伴う埋立の変更承認申請書を沖縄県知事に提出
8月	<ul style="list-style-type: none"> 日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
11月	裁決の取消訴訟について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
12月	裁決の取消訴訟について、沖縄県が福岡高裁那覇支部に控訴
2021年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 ・キャンプ・シュワブ南側の海域における海水面から3.1m（一部護岸沿いは4.0m）までの埋立てが完了
8月	・キャンプ・シュワブ南側の海域の埋立てについて海水面から4.0mまで到達
11月	・沖縄県知事が変更承認申請を不承認
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄防衛局長が国土交通大臣に対し、不承認処分の取消しを求める審査請求を申立て ・裁決の取消訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 ・裁決の取消訴訟について、沖縄県が最高裁に上告受理申立て
2022年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設継続を確認
2022年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が沖縄防衛局長の審査請求に対し、沖縄県知事による不承認処分を取り消す裁決 ・国土交通大臣が沖縄県に対して変更承認申請を承認するよう是正の指示
2022年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事が国土交通大臣の裁決を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出 ・沖縄県知事が、国土交通大臣が出した是正の指示につき、国地方係争処理委員会へ審査申出 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認

資料32 嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区	返還済（2015年3月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路	返還済（2013年8月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域	返還済（2019年3月31日）
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区の一部	返還済（2020年3月31日） ¹
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）	2025年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー	2024年度またはその後 ^{2、3}
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度またはその後
那覇港湾施設	2028年度またはその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度またはその後
普天間飛行場	2022年度またはその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分	—
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分	2024年度またはその後 ⁴

- (注) 1 白比川沿岸区域も同時期に返還済
 2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
 3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能
 4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料33 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

2011年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表
2012年6月13日～	環境レビューの結果、MV-22のパンフレットなどを沖縄県および関係自治体などに説明
6月29日～	MV-22オスプレイの沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース ・2012年10月に1個飛行隊を配備（7月下旬に岩国陸揚げ） ・2013年夏にさらに1個飛行隊を配備 ・墜落事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用もせず
7月23日	岩国飛行場へ陸揚げ
9月19日	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表（政府として安全性を確認） 合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意
10月 6日	普天間飛行場への移動完了
2013年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明（2013年夏に岩国陸揚げ）を関係自治体に説明
7月30日	2個目飛行隊、岩国飛行場へ陸揚げ
9月25日	普天間飛行場への移動完了
2015年 5月11日	米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表
2016年12月13日	沖縄県名護市沖でMV-22オスプレイ1機が不時着水
2017年 2月 1日	木更津駐屯地におけるMV-22オスプレイの定期機体整備の開始
3月14日	米国防省が横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイの到着を延期する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
8月 5日	第31海兵機動展開部隊（普天間）所属のMV-22オスプレイが豪州東海岸沖で事故
2018年 4月 3日	在日米軍が、2018年夏頃に、CV-22オスプレイを5機配備すること、今後数年間で段階的に計10機を配備する旨の発表
8月22日	在日米軍から、5機のCV-22オスプレイを2018年10月1日に横田飛行場に配備し、2024年頃までに段階的に計10機のCV-22を横田飛行場へ配備する旨の通報があったことを関係自治体などに提供
10月 1日	5機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備
2021年 7月 6日	6機目のCV-22オスプレイが横田飛行場に到着

資料34 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要

1 目的

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、次に掲げる特別の措置等を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的

2 特別の措置等

(1) 負担が増加する市町村に対する再編交付金

- 国は、駐留軍等の再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定。駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、当該防衛施設の周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付
- 再編交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じて交付

(2) 特に負担の大きい地域に対する公共事業の特例

- 特に負担の大きな市町村を含む地域を再編関連振興特別地域として指定し、道路、港湾等を整備する際の自治体の負担割合の特例を設けること等により、当該地域の振興を図ること
- 関係閣僚からなる「駐留軍等再編関連振興会議」を防衛省に設置し、同会議において、再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画(再編関連振興特別地域整備計画)の策定等に関して審議すること

(3) 駐留軍等労働者に係る措置

- 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように技能教育訓練等を実施




















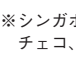
3 法律の期限

平成39年3月31日まで。ただし、再編交付金の交付については、再編の実施の状況に応じて最長で平成44年3月31日まで

- ※1：本法の有効期限については、制定当初は平成29年3月31日までであったが、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により10年間延長され、平成39年3月31日までとなった。
- 2：本法による特別の措置等については、制定当初は、上記の2(1)～(3)のほか、駐留軍のアメリカ合衆国(グアム)への移転を促進するため、当該移転に係る家族住宅及びインフラの整備への出融資を実施するための株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていた。しかしながら、平成24年4月の「2+2」共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転に係る日本側の財政的コミットメントは直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援(出融資)は利用しないことが確認されたことを受け、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により、当該規定は廃止された。

資料35 各種協定締結状況

(2022.3.31 現在)

	安保・防衛協力文書	地位協定・円滑化協定	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定
 米国	日米安全保障条約 1951年 9月 署名 1952年 4月 発効 1960年 1月 署名 1960年 6月 発効 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン) 1978年 11月 策定 1997年 9月 策定 2015年 4月 策定 1996年 4月 日米安全保障共同宣言	日米地位協定 1960年 1月 署名 1960年 6月 発効 2015年 9月 環境補足協定署名・発効 2017年 1月 軍属補足協定署名・発効	日米相互防衛援助協定 1954年 3月 署名 1954年 5月 発効 対米武器技術供与取極 1983年 11月 締結 (交換公文) 対米武器・武器技術供与取極 2006年 6月 締結 (交換公文)	1996年 4月 署名 1996年 10月 発効 1998年 4月 署名 1999年 9月 改正 2004年 2月 署名 2004年 7月 改正 2016年 9月 署名 2017年 4月 発効	2007年 8月 署名・発効
 オーストラリア	2003年 9月 覚書署名 2007年 3月 日豪安全保障共同宣言 2008年 12月 改定	2022年 1月 日豪円滑化協定署名	2014年 7月 署名 2014年 12月 発効	2010年 5月 署名 2013年 1月 発効 2017年 1月 署名 2017年 9月 発効	2012年 5月 署名 2013年 3月 発効
 インド	2008年 10月 日印安全保障共同宣言 2014年 9月 覚書署名		2015年 12月 署名 2016年 3月 発効	2020年 9月 署名	2015年 12月 署名・発効
 インドネシア	2015年 3月 覚書署名		2021年 3月 署名・発効	—	—
 ベトナム	2011年 10月 覚書署名 (防衛協力・交流) 2015年 9月 覚書署名 (PKO分野) 2018年 4月 日越共同ビジョン署名 2019年 5月 覚書署名 (防衛産業界間協力) 2021年 11月 覚書署名 (サイバー分野) 2021年 11月 覚書署名 (衛生分野)		2021年 9月 署名・発効	—	—
 フィリピン	2012年 7月 意図表明文書署名 2015年 1月 覚書署名		2016年 2月 署名 2016年 4月 発効	—	—
 タイ	2019年 11月 覚書署名		—	—	—
 ラオス	2019年 10月 覚書署名		—	—	—
 マレーシア	2018年 9月 覚書署名		2018年 4月 署名・発効	—	—
 韓国	2009年 4月 意図表明文書署名		—	2011年 1月 日韓防衛相会談で、意見交換を進めることで一致	2016年 11月 署名・発効
 英国	2004年 1月 覚書署名 2012年 6月 改定 2017年 8月 日英安全保障共同宣言		2013年 7月 署名・発効	2017年 1月 署名 2017年 8月 発効	2013年 7月 署名 2014年 1月 発効
 フランス	2014年 7月 意図表明文書署名		2015年 3月 署名 2016年 12月 発効	2018年 7月 署名 2019年 6月 発効	2011年 10月 署名・発効
 カナダ	2010年 11月 日加安全保障共同宣言		—	2018年 4月 署名 2019年 7月 発効	—
 ニュージーランド	2013年 8月 覚書署名		—	2014年 7月 日 NZ首脳会談で、情報保護に関する国際約束についての予備協議開始について一致	2019年 9月、日 NZ首脳会談で、情報保護に関する国際約束についての予備協議開始について一致
 NATO	2014年 5月 日NATO国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) 発表		—	—	2010年 6月 署名・発効
 ドイツ	—		2017年 7月 署名・発効	—	2021年 3月 署名・発効
 イタリア	2012年 6月 意図表明文書署名 2017年 5月 覚書署名		2017年 5月 署名 2019年 4月 発効	—	2016年 3月 署名 2016年 6月 発効
 ロシア	1999年 8月 覚書署名 2006年 1月 改定		—	—	—
 UAE	2018年 5月 覚書署名		—	—	—
 ブラジル	2020年 12月 覚書署名		—	—	—

※シンガポール、モンゴル、バーレーン、カンボジア、スウェーデン、スペイン、カタール、ジョージア、サウジアラビア、ヨルダン、コロンビア、オランダ、カザフスタン、チェコ、フィンランド、ウクライナ、オマーン、イスラエル、パキスタン、スリランカ、ポーランドとも覚書に署名、トルコとも意図表明文書に署名

資料36 留学生受入実績（令和3（2021）年度の新規受入人数）

（単位：人）

機関名	国名																
	米国	オーストラリア	インド	インドネシア	ベトナム	フィリピン	タイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	マレーシア	韓国	モンゴル	パキスタン	フランス	東ティモール	小計
防衛研究所	2	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	—	1	—	7
防衛大学校	7	—	—	2	12	2	5	2	2	1	2	4	3	—	5	—	47
陸自 （教育訓練研究本部など）	2	1	1	2	—	—	1	—	1	—	—	3	2	3	—	—	16
海自 （幹部学校など）	—	1	1	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	6
空自 （幹部学校など）	—	—	1	1	1	—	1	—	1	—	—	3	—	2	—	—	10
統合幕僚学校	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2	—	—	6
合計	11	2	5	7	13	2	10	3	4	1	2	13	5	7	6	1	92

ハイレベル交流など	19.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））
	19.9	豪空軍本部長訪日
	19.10	日豪防衛相電話会談
	19.10	日豪防衛相電話会談
	19.11	日豪防衛相会談（東京）
	19.11	☆防衛協力の進展に係る2019年日豪防衛相共同声明
	19.11	豪国防軍司令官訪日
	19.12	日豪防衛相電話会談
	20.4	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	20.5	日豪防衛相電話会談
	20.5	空幕長と豪空軍本部長との電話会談
	20.7	陸幕長と豪陸軍本部長との電話会談
	20.8	海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談
	20.8	空幕長と豪空軍本部長との電話会談
	20.10	日豪防衛相電話会談
	20.10	日豪防衛相会談（東京）
	20.10	☆防衛協力の進展に係る2020年日豪防衛相共同声明
	20.10	空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談
	20.12	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	21.4	陸幕長と豪陸軍本部長の電話会談
	21.5	日豪防衛相電話会談
	21.6	第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）（VTC）
	21.6	空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談
	21.11	豪陸軍本部長訪日
	22.1	☆日豪円滑化協定署名
	22.1	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	22.2	日豪防衛相電話会談
22.2	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談	
22.2	海幕長と豪海軍本部長との懇談（ハワイ）	
防衛当局者間の定期協議	19.5	日豪防衛当局間協議
部隊間の交流など	19.9-10	豪空軍機（KC-30A）の小牧基地訪問及び空中給油・輸送機部隊間交流（姉妹飛行隊間交流）
	19.11	豪統合作戦本部長の航空総隊司令部訪問
	20.1	空自C-130の豪州派遣（国際緊急援助活動）
	22.3	豪空軍P-8Aの訪日に伴う部隊間交流
日米豪 3か国の協力	19.5	日米豪安全保障・協力会合（SDCF）
	19.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））
	19.8	第6回日米豪シニア・レベル・セミナー（ハワイ）（統幕長）
	19.8	第7回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー（ハワイ）（陸幕長）
	20.7	日米豪防衛相テレビ会談
	20.9	第8回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー（VTC）（陸幕長）
	21.7	第9回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー（VTC）（陸幕長）
22.2	日米豪海軍種3国間懇談（ハワイ）（海幕長）	

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オーストラリア)
日豪共同巡航訓練	19.5.20 ～5.22	本州南方からグアム島周辺に至る海域	護衛艦「ありあけ」、「あさひ」	艦艇 2隻	フリゲート「メルボルン」、「パラマタ」
日豪共同訓練 (日豪トライデント)	19.9.17 ～9.29 19.10.15 ～10.23	関東南方から沖縄周辺を経て九州西方へ至る海空域	護衛艦「はるさめ」、「てるづき」、「あさひ」、「あたご」、補給艦「ましゅう」、潜水艦哨戒機	艦艇 約6隻 航空機	艦艇及び潜水艦
日豪共同訓練	20.9.13 ～9.17	南シナ海	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	駆逐艦「ホバート」、補給艦「シリウス」
日豪共同訓練	20.11.12	九州西方海空域	護衛艦「しまかぜ」	艦艇 1隻	フリゲート「アラント」
日豪共同訓練	21.3.29 ～3.31	南シナ海	護衛艦「あけぼの」	艦艇 1隻	フリゲート「アンザック」
日豪共同訓練	21.6.2	関東南方	護衛艦「むらさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「バララット」
日豪共同訓練	21.9.18	オーストラリア北方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	哨戒艇「マイトランド」
日豪共同訓練 (日豪トライデント)	21.11.10 ～11.12	四国南方	護衛艦「いなづま」	艦艇 1隻	フリゲート「ワラマンガ」
日豪共同訓練	22.3.5	ベンガル湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート「アラント」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オーストラリア)
日豪共同訓練 (武士道ガーディアン19)	19.9.11 ～10.8	千歳基地、三沢基地及び同周辺空域	航空総隊	F-15×10機 F-2×3機	F/A-18A/B戦闘機7機 KC-30空中給油機×1機 C-17輸送機×1機 C-130J輸送機×1機 人員 約150名
日豪共同訓練	22.3.28 ～3.30	関東東方の太平洋上の空域	航空戦術教導団	RC-2×1機	P-8A×1機

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【インド】

ハイレベル交流など	19.9	日印防衛相会談（東京）
	19.10	日印防衛相電話会談
	19.10	陸幕長インド訪問
	19.11	日印防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	19.11	日印防衛相会談、第1回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（デリー）
	19.12	インド陸軍参謀長訪日
	20.1	日印防衛相電話会談
	20.1	統幕長インド訪問（ライシナ・ダイアログ）
	20.2	海幕長インド訪問
	20.4	空幕長とインド空軍参謀長との電話会談
	20.5	日印防衛相電話会談
	20.8	空幕長とインド空軍参謀長との電話会談
	20.9	海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談
	20.9	☆日印物品役務相互提供協定（日印ACSA）署名、発効（21.7）
	20.9	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話懇談
	20.9	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	統幕長とインド国防参謀長との電話会談
	20.12	空幕長インド訪問
	20.12	日印防衛相電話会談
	21.2	インド空軍主催空軍参謀長等会議（エアロ・インドア）（VTC）
	21.3	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	21.4	統幕長ライシナ・ダイアログ参加（VTC）
	21.6	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
21.6	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談	
21.9	海幕長とインド海軍参謀長との会談（（ニューポート・米国）国際シーパワーシンポジウム）	
21.10	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談	
22.2	海幕長訪印	
22.3	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談	
防衛当局者間の定期協議	18.6	第5回次官級「2+2」（デリー）、第6回防衛政策対話（デリー）
部隊間の交流など	19.4	戦闘機操縦者交流（空）
	19.6	戦闘機操縦者交流（空）
	19.9	インド空軍と防空関連部隊などとの交流（空）
	20.10	塩害対処に係る日印ヘリ部隊間交流（VTC）（空）
	21.11	日印空軍種間部隊間交流（ドバイ・エアショー参加時）

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インド)
インドにおけるインド陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン19）	19.10.15 ～11.5	インド ミヅラム州 対内乱・ジャングル戦学校及びその周辺	第1師団第34普通科連隊第5中隊	人員 約30名	人員 約30名
インドにおけるインド陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン21）	22.2.27 ～3.10	インド カルナータカ州 ベルガウムコマンドトレーニングセンター及びその周辺	第12旅団第30普通科連隊	人員 約40名	人員 約40名

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インド)
インド海軍との 共同訓練	19.4.24	インド ゴア沖海空域	第5航空隊	P-3C × 1機	潜水艦 1隻 P-8I × 1機
インド海軍との 共同訓練	19.4.28	インド ヴィシャカパトナム港 及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第32次水上 部隊 第4護衛隊護衛艦「さみ だれ」	艦艇 1隻	駆逐艦「ラージプート」
日印共同訓練	19.5.23 ～5.24	スマトラ島北方海空域（アン ダマン海）	護衛艦「いずも」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート「サヒャドゥ リ」
インド海軍との 共同訓練	19.12.23	インド ムンバイ港及び同周 辺海空域	派遣海賊対処行動第34次水上 部隊 護衛艦「さざなみ」	艦艇 1隻	フリゲート「タルカシュ」、 潜水艦
日印親善訓練	20.6.27	インド洋	練習艦「かしま」、「しまゆき」	艦艇 2隻	駆逐艦「ラーナ」、コル ベット「クリッシュ」
日印共同訓練 (JIMEX)	20.9.26 ～9.28	インド西方海空域	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	駆逐艦「チェンナイ」、フ リゲート「タルカシュ」、 補給艦「ディバック」、航 空機
日印共同訓練	21.6.13	インド洋	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	コルベット「クリシュ」
日印共同訓練	21.6.29	東シナ海	補給艦「はまな」	艦艇 1隻	コルベット「キルタン」
日印共同訓練 (JIMEX)	21.10.6 ～10.8	インド西方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	駆逐艦「コチ」 フリゲート「テグ」 MIG-29K P-8I等
日印共同訓練	22.1.13	ベンガル湾	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひ らど」	艦艇 2隻	フリゲート「シヴァリク」 コルベット「カドマット」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インド)
日印共同訓練 (シンユウ・ マイトゥリ19)	19.10.15 ～10.25	インド西ベンガル州アルジャ ン・シン空軍基地	第1輸送航空隊など	C-130H × 1 機 人員 約20名	C-130J など

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウン
ターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【インドネシア】

ハイレベル交流など	19.10	インドネシア国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日インドネシア防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	19.12	日インドネシア防衛相会談（東京）
	20.5	日インドネシア防衛相電話会談
	20.8	日インドネシア防衛相テレビ会談
	20.9	統幕長とインドネシア国軍司令官との電話会談
	20.11	海幕長とインドネシア海軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	日インドネシア防衛相テレビ会談
	20.11	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談
	21.3	日インドネシア防衛相会談（東京（第2回外務・防衛閣僚会合））
21.3	☆日インドネシア防衛装備品・技術移転協定署名・発効	
21.8	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談	
防衛当局者間の定期協議	19.8	第9回日インドネシア防衛当局間協議（ジャカルタ）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インドネシア)
インドネシア海軍との親善訓練	19.5.10	ジャカルタ港及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第32次水上部隊 第4護衛隊 護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	哨戒艦「ブン・トモ」
インドネシア海軍との親善訓練	20.10.6	南シナ海	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	フリゲート「ジョン・リー」、コルベット「スタント」
インドネシア海軍との親善訓練	21.6.30	スラバヤ北方	令和3年度遠洋練習航海 練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	フリゲート「Gusti Ngurah Rai KRI-332」

【ベトナム】

ハイレベル交流など	19.5	日ベトナム防衛相会談（ハノイ）
	19.5	☆防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書署名
	19.10	ベトナム国軍副統参謀長訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	防衛審議官ベトナム訪問（ハノイ（第7回日ベトナム次官級協議））
	19.12	海幕長ベトナム訪問
	20.2	ベトナム国防次官訪日
	20.3	統幕長ベトナム訪問
	20.6	日ベトナム次官級協議（VTC）
	20.11	日ベトナム防衛相テレビ会談
	21.6	日ベトナム防衛相テレビ会談
	21.7	陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長とのテレビ会談
	21.9	日ベトナム防衛相会談（ハノイ）
	21.9	☆日ベトナム防衛装備品・技術移転協定署名・発効
	21.11	統合幕僚長とベトナム人民軍総参謀長とのテレビ会談
21.11	日ベトナム防衛相会談（東京）及びベトナム国防次官訪日	
21.11	☆サイバーセキュリティ分野での協力に関する覚書署名	
21.11	☆衛生分野での協力に関する覚書署名	
防衛当局者間の定期協議	19.6	第7回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話（ハノイ）
部隊間の交流など	19.10	日ベトナム部隊間交流（空）
	21.3	空自U-4、C-2、C-130Hのベトナム派遣（国外運航訓練）
	21.9	空自C-2のベトナム派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ベトナム)
ベトナム海軍との親善訓練	19.6.17	カムラン沖	護衛艦「いずも」、「むらさめ」	艦艇 2隻	コルベット「381号」
ベトナム海軍との親善訓練	21.10.26	ハイフォン沖	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	哨戒艦「266号」
ベトナム海軍との親善訓練	21.11.7	カムラン沖	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート「ディン・ティエン・ホアン」
ベトナム海軍との親善訓練	22.2.26	ダナン沖	護衛艦「いなづま」、練習艦「はたかぜ」	艦艇 2隻	TT400TP「HQ-277」

【シンガポール】

ハイレベル交流など	19.5	海幕長シンガポール訪問
	19.6	統幕長シンガポール訪問（シンガポール（第18回シャングリラ会合））
	19.10	空幕長シンガポール訪問
	19.10	シンガポール国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日シンガポール防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	20.2	防衛審議官シンガポール訪問
	20.5	日シンガポール防衛相電話会談
	20.8	統幕長とシンガポール国軍司令官とのテレビ会談
	20.9	海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談
	20.11	陸幕長とシンガポール陸軍司令官とのテレビ会談
	20.12	日シンガポール防衛相テレビ会談
21.4	海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談	
21.7	海幕長シンガポール訪問（IMSC（International Maritime Security Conference））	
防衛当局者間の定期協議	20.11	第16回日シンガポール防衛当局間協議（シンガポール）
部隊間の交流など	19.7	日シンガポール部隊間交流（バヤレバ）（空）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (シンガポール)
日星親善訓練	20.6.22	南シナ海	練習艦「かしま」、「しまゆき」	艦艇 2隻	フリゲート「ストルワート」
日星親善訓練	22.3.6	ベンガル湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート「テネイシャス」

【フィリピン】

ハイレベル交流など	19.4	防衛審議官とフィリピン国防次官の会談（バンコク）
	19.4	日フィリピン防衛相会談（東京）
	19.6	空幕長フィリピン訪問
	19.10	フィリピン国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日フィリピン防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	19.11	防衛審議官フィリピン訪問（マニラ（第6回日フィリピン次官級協議））
	19.12	フィリピン参謀総長訪日
	20.4	空幕長とフィリピン空軍司令官との電話会談
	20.5	日フィリピン防衛相電話会談
	20.7	海幕長とフィリピン海軍司令官とのテレビ会談
	20.8	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話懇談
	20.10	日フィリピン防衛相テレビ会談
	20.11	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	21.1	第7回日フィリピン次官級協議（VTC）
	21.6	日フィリピン防衛相テレビ会談
	21.6	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話会談
	21.9	海幕長とフィリピン海軍司令官との会談（（ニューポート・米国）国際シーパワーシンポジウム）
21.9	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談（（ハワイ）太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム）	
21.11	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談	
22.1	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談	
防衛当局者間の定期協議	19.6	第8回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第8回日フィリピン防衛当局間会議（東京）
部隊間の交流など	19.7	空自C-1のフィリピン派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施）
	22.1	空自C-130Hのフィリピン寄航（国外運航訓練）

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィリピン)
米比共同訓練 (カマンダグ21)	21.9.28 ～10.8	フィリピン共和国	水陸機動団	—	(フィリピン海兵隊) 海兵大隊

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィリピン)
フィリピン海軍との 共同訓練	19.5.15	パラワン島東方海空域	派遣海賊対処行動第32次水上 部隊 第4護衛隊 護衛艦「さ みだれ」	艦艇 1隻	駆潜艇「フェデリコ マル ティア」 アイランダー312(固定翼)
フィリピン海軍との 共同訓練	19.6.28	パラワン島周辺海空域(スー ール海)	護衛艦「いずも」、「むらさめ」、 「あけぼの」	艦艇 3隻	揚陸艦「ダバオ・デル・ スール」
フィリピン海軍との 共同訓練	19.9.26	フィリピン スービック港及び 同周辺海空域	派遣海賊対処行動第33次水上 部隊 護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	コルベット「エミリオ・ハ シント」
日比共同訓練	20.7.18	南シナ海	護衛艦「てるづき」	艦艇 1隻	C-90
日比親善訓練	21.7.11	セレベス海	練艦隊「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	コルベット「アポリナリ オ・マビニ」
日比親善訓練	21.11.14	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート「ホセ・リサール」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィリピン)
日比人道支援・ 災害救援共同訓練	21.7.5～ 7.8	フィリピン共和国クラーク空 軍基地及び同周辺空域	航空支援集団第1輸送航空隊 C-130H	C-130H×1機	—

(注) ※訓練直前に生じた比空軍の事故により比空軍機は不参加
※多国間で行った訓練は資料52を参照

【タイ】

ハイレベル交流など	19.4	防衛審議官タイ訪問
	19.5	タイ空軍司令官訪日
	19.8	統幕長タイ訪問
	19.9	陸幕長タイ訪問
	19.11	日タイ防衛相会談(バンコク(第6回ADMMプラス))
	19.11	☆日本国防衛省とタイ防衛省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	20.3	防衛審議官タイ訪問
	20.3	統幕長タイ訪問
	20.9	統幕長とタイ国軍司令官とのテレビ会談
	21.5	日タイ防衛相テレビ会談
22.1	海幕長とタイ海軍司令官とのテレビ会談	
防衛当局者間の 定期協議	18.9	第14回日タイ防衛当局間協議(東京)
部隊間の交流など	18.10	日タイ部隊間交流(チェンマイ)(陸)
	18.10	日タイ部隊間交流(チェンマイ)(空)

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (タイ)
タイ海軍との 親善訓練	20.1.6	タイ プーケット港周辺海空域	派遣海賊対処行動第34次水上 部隊 護衛艦「さざなみ」	艦艇 1隻	哨戒艇「ソクラー」 回転翼航空機「S-76」
タイ海軍との 親善訓練	22.3.30	タイ タイランド港沖	外洋練習航海(飛行)派遣部隊 護衛艦「すずつき」	艦艇 1隻	哨戒艇「タビ」

【カンボジア】

ハイレベル交流など	19.7	防衛審議官カンボジア訪問
	19.10	カンボジア国防長官(次官級)訪日(東京(第11回日ASEAN防衛当局次官級会合))
	20.2	陸幕長カンボジア訪問
	20.9	陸幕長とカンボジア陸軍司令官との電話懇談
	21.6	日カンボジア防衛相テレビ会談
	22.2	カンボジア陸軍司令官訪日
防衛当局者間の 定期協議	19.12	第5回日カンボジア外務・防衛当局間協議(東京)
	19.12	第6回日カンボジア防衛当局間協議(東京)

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (カンボジア)
カンボジア海軍との 親善訓練	22.3.15	カンボジア シハヌークビル 港周辺海域	インド太平洋・中東方面派遣 (IMED21)部隊 掃海母艦「う らが」及び掃海艦「ひらど」	—	カンボジア海軍

【ミャンマー】

ハイレベル交流など	19.10	ミャンマー国軍司令官訪日
	19.10	ミャンマー国防副大臣訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日ミャンマー防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
部隊間の交流など	19.11	日ミャンマー部隊間交流（ミンガラドン）（空）

【ラオス】

ハイレベル交流など	19.10	日ラオス防衛副大臣会談（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.10	☆日本国防衛省とラオス国防衛省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	19.10	ラオス国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	21.6	日ラオス防衛相テレビ会談
防衛当局者間の定期協議	20.3	第3回日ラオス安全保障対話（ビエンチャン）

【マレーシア】

ハイレベル交流など	19.6	マレーシア海軍参謀長訪日
	19.10	空幕長マレーシア訪問
	19.10	マレーシア国防事務総長訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.12	日マレーシア防衛相会談（第19回ドーハ・フォーラム）
	20.2	防衛審議官マレーシア訪問
	20.7	日マレーシア防衛相電話会談
	20.9	統幕長とマレーシア国軍司令官とのテレビ会談
	21.4	日マレーシア防衛相テレビ会談
	21.4	海幕長とマレーシア海軍司令官とのテレビ会談
	21.7	空幕長とマレーシア空軍司令官とのテレビ会談
21.11	空幕長とマレーシア空軍司令官との会談（ドバイ）	
部隊間の交流など	21.11	日マレーシア部隊間交流（マレーシア）（空）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (マレーシア)
マレーシア海軍との親善訓練	19.4.18	伊予灘	訓練支援艦「くろべ」	艦艇 1隻	フリゲート「レキウ」
マレーシア海軍との親善訓練	19.5.29	マレーシア ポートクラン沖海空域	護衛艦「いずも」及び「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート「レキウ」
マレーシア海軍との親善訓練	19.9.20	マレーシア クアantan港及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第33次水上部隊 護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	ミサイル艇「ハンダラン」、 「ガンヤン」、「ベルダナ」
マレーシア海軍との親善訓練	19.12.1	マレーシア ヘナン周辺海域	インド洋方面海上訓練部隊「ぶんご」「たかしま」	艦艇 2隻	コルベット「ルクサマ・ツン・アブドゥル・ジャミル」
マレーシア海軍との親善訓練	21.4.2	マレーシア ポートクラン周辺海空域	外洋練習航海「あけぼの」	艦艇 1隻	フリゲート「ジェバット」

【ブルネイ】

ハイレベル交流など	19.10	ブルネイ国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	20.3	防衛審議官ブルネイ訪問
	20.7	日ブルネイ次官級協議（電話）
	21.5	日ブルネイ防衛相級テレビ会談
	21.12	日ブルネイ防衛相テレビ会談
部隊間の交流など	19.4	日ブルネイ部隊間交流（海）
	20.1	日ブルネイ部隊間交流（海）
	21.12	海自インド太平洋・中東方面派遣部隊寄港（ムアラ）
	22.1	空自C-130のブルネイ派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ブルネイ)
ブルネイ軍との共同訓練	19.4.26	ブルネイ沖海空域	第5航空隊	P-3C×1機	空軍航空機(ヘリ) 1機 海軍艦艇 1隻
ブルネイ海軍との親善訓練	19.6.26	ムアラ沖海空域	護衛艦「いずも」、「むらさめ」、「あけぼの」	艦艇 3隻	哨戒艦「ダルタクワ」
ブルネイ海軍との親善訓練	21.6.8	ムアラ沖周辺	遠洋練習航海部隊「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	巡視船「ダルタクワ」、警備艇「アフィアット」
ブルネイ海軍との親善訓練	21.12.27	ムアラ沖周辺	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	哨戒艦「ダルエーサン」

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料40 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)

(2019.4.1~2022.3.31)

ハイレベル交流など	19.11	日韓防衛相会談 (バンコク (第6回ADMM プラス))
日米韓3か国の協力 (訓練は資料編46参照)	19.5	日米韓防衛実務者協議 (ソウル)
	19.6	日米韓防衛相会談 (シンガポール (第18回シャングリラ会合))
	19.10	日米韓参謀総長級会議 (ワシントン)
	19.11	日米韓参謀総長級会議 (VTC)
	19.11	日米韓防衛相会談 (バンコク (第6回ADMM プラス))
	20.5	日米韓防衛実務者協議 (VTC)
	20.11	日米韓参謀総長級会議 (VTC)
	21.4	日米韓参謀総長級会議 (ハワイ)
	21.10	日米韓防衛当局局長級会議 (電話)
	22.1	日米韓防衛当局局長級会議 (電話)
	22.2	日米韓防衛当局局長級会議 (電話)
	22.2	日米韓防衛相電話会談
22.3	日米韓参謀総長級会議 (ハワイ)	

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

【英国】

ハイレベル交流など	19.7	空幕長訪英
	19.9	英国防事務次官訪日
	19.11	日英防衛相電話会談
	20.1	空幕長訪英
	20.4	日英防衛相電話会談
	20.5	空幕長と英空軍参謀長との電話会談
	20.7	統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談
	20.9	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長とのテレビ会談
	21.1	日英防衛相テレビ会談
	21.2	第4回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	21.3	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長とのテレビ会談
	21.3	日英防衛相電話会談
	21.6	防衛審議官と英国防次官とのテレビ会談
	21.7	英国防大臣訪日
	21.7	英第1海軍卿訪日
	21.7	英空軍参謀長訪日
	21.7	陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.7	海幕長と英第2海軍卿との会談（シンガポール）
	21.7	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会談
	21.8	空幕長と英空軍参謀長との会談（（コロラドスプリングス・米国）宇宙シンポジウム）
21.9	英国防閣外大臣訪日	
21.10	統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談	
22.1	陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談	
防衛当局者間の定期協議	20.9	第18回日英外務・防衛当局間協議（VTC）
	20.10	第14回日英防衛当局間協議（VTC）
部隊間の交流など	19.12	日英部隊間交流（コニングスビー）（空）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (英国)
英海軍との 海賊対処共同訓練	20.8.29	アラビア海北部西方海域	派遣海賊対処行動第36次水上 部隊 護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート「アーガイル」
英空母打撃群との 共同訓練	21.11.11	アデン湾	派遣海賊対処行動第39次水上 部隊 護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	空母「クイーンエリザベ ス」、駆逐艦「ダイヤモンド」、 「ディフェンダー」、 補給艦「フォートビクトリ ア」、「タイドスプリング」

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (英国)
英国における 英陸軍との実動訓練 (ヴィジラント・ アイルズ19)	19.9.29 ～10.24	英国ゲアロックヘッド・トレー ニング・キャンプ、ストロー ン・キャンプ及びユー湖周辺	【自衛隊】 富士学校など 【英軍】 第1情報・監視・偵察旅団名誉 砲兵隊	人員 約20名	人員 約30名

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (英国)
日英共同訓練	19.10.18	関東南方海空域	護衛艦「てるづき」	艦艇 1隻	測量艦「エンタープライ ズ」
日英共同訓練	21.9.14 ～9.15	日本周辺	潜水艦	艦艇 1隻	潜水艦

【フランス】

ハイレベル交流など	19.4	フランス陸軍参謀総長訪日
	19.11	日仏防衛相会談（マナーマ（第15回マナーマ対話））
	20.1	空幕長フランス訪問
	20.2	日仏防衛相会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議））
	20.4	日仏防衛相電話会談
	20.6	空幕長とフランス空軍参謀長との電話会談
	20.7	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談
	20.10	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	フランス海軍参謀長訪日
	20.12	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.1	日仏防衛相テレビ会談
	21.5	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.5	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	21.5	空幕長とフランス航空・宇宙軍参謀長とのテレビ会談
21.7	海幕長とフランス海軍参謀長との会談（シンガポール）	
21.8	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談	
21.10	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談	
21.11	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（ドバイ）	
22.1	第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）	
22.2	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談	
防衛当局者間の定期協議	20.7	第22回日フランス外務・防衛当局間協議（VTC）
	21.10	第23回日フランス外務・防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	19.6	海自P-1のフランス派遣（パリ国際航空宇宙ショーへの参加）
	19.6	空自C-2のフランス派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施、パリ国際航空宇宙ショーへの参加）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フランス)
フランス空軍との 海賊対処共同訓練	20.1.27	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上 部隊 護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	航空機「PUMA」
フランス海軍との 海賊対処共同訓練	20.2.21	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上 部隊 護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「FORBIN」
フランス海軍との 海賊対処共同訓練	20.3.18	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上 部隊 護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	強襲揚陸艦「MISTRAL」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フランス)
フランス海軍との 共同訓練	19.4.14	九州西方海空域	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「ヴァンデミ エール」
日仏共同訓練	21.5.4	沖縄周辺	補給艦「ましゅう」	艦艇 1隻	フリゲート「シュルクー フ」
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー)	21.9.17	ニューカレドニア周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	哨戒機
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー)	22.3.17	東シナ海	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「ヴァンデミ エール」

【ドイツ】

ハイレベル交流など	19.10 19.11 20.2 20.4 20.10 20.11 20.11 20.12 21.2 21.3 21.4 21.6 21.11 21.11 21.11 21.11 22.1 22.3	ドイツ政務次官訪日 日独防衛相電話会談 日独防衛相会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議）） 日独防衛相電話会談 陸幕長とドイツ陸軍総監との電話会談 日独防衛相テレビ会談 海幕長とドイツ海軍総監とのテレビ会談 日独防衛相フォーラム（VTC） 防衛審議官とドイツ国防次官とのテレビ会談 ☆日独情報保護協定署名・発効 第1回日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC） 日独防衛相テレビ会談 ドイツ連邦軍総監訪日 ドイツ海軍総監訪日 空幕長とドイツ空軍総監との会談（ドバイ） 陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談 陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談 防衛審議官とドイツ国防次官との会談【P】
防衛当局者間の定期協議	19.11 21.6 21.9	第17回日独政務局長級外務・防衛当局間協議、第14回日独防衛当局間協議（ベルリン） 第18回日独政務局長級外務・防衛当局間協議（東京）、第15回日独防衛当局間協議（東京） 第16回日独防衛当局間協議（VTC）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ドイツ)
ドイツ海軍との 共同訓練	21.8.29	アデン湾	派遣海賊対処行動第39次水上 部隊 護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート「バイエルン」
ドイツ海軍との 共同訓練	22.1.29	アデン湾	派遣海賊対処行動第40次水上 部隊 護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート「バイエルン」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ドイツ)
日独共同訓練	21.9.24	インド洋東方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート「バイエルン」
日独共同訓練	21.11.4 ～11.5	関東南方	護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	フリゲート「バイエルン」
日独共同訓練	21.12.13	沖縄南方	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート「バイエルン」

【カナダ】

ハイレベル交流など	19.6 19.10 20.2 20.2 20.5 20.6 20.11 20.11 21.1 21.4 21.8 21.9 21.11 21.12 22.3	日加防衛相会談（東京） 陸幕長カナダ訪問 日加防衛相会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議）） カナダ空軍司令官訪日 日加防衛相電話会談 統幕長とカナダ参謀総長との電話会談 海幕長とカナダ海軍司令官とのテレビ会談 日加防衛相電話会談 空幕長とカナダ空軍司令官とのテレビ会談 日加防衛相テレビ会談 空幕長とカナダ空軍司令官との会談（（ハワイ）太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム） 海幕長とカナダ海軍司令官との会談（（ニューポート・米国）国際シーパワーシンポジウム） 空幕長とカナダ空軍司令官との会談（ドバイ） 日加防衛相テレビ会談 第5回日加次官級「2+2」対話（VTC）
防衛当局者間の定期協議	19.12	第11回日カナダ外務・防衛当局間協議、第12回日カナダ防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	19.7	カナダCC-177の小牧基地訪問及び輸送機部隊間交流

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (カナダ)
日加共同訓練 (KAEDEX19-1)	19.6.13 ～6.15	ベトナム沖海空域 (南シナ海)	護衛艦「いずも」、「むらさめ」、 「あけぼの」	艦艇 3隻	フリゲート「レジャイナ」 補給艦「アステリクス」
日加共同訓練 (KAEDEX19-2)	19.10.16 ～10.17	関東南方海空域	護衛艦「しまかぜ」、「ちょうかい」	艦艇 2隻	フリゲート「オタワ」
日加共同訓練	20.8.13	ハワイ周辺海空域	護衛艦「あしがら」	艦艇 1隻	フリゲート「レジーナ」、 「ウィニベグ」
日加共同訓練 (KAEDEX20)	20.11.17	九州西方海空域	護衛艦「しまかぜ」	艦艇 1隻	フリゲート「ウィニベグ」
日加共同訓練 (KAEDEX21)	21.11.9	東シナ海	護衛艦「じんつう」	艦艇 1隻	フリゲート「ウィニベグ」

【ニュージーランド】

ハイレベル交流など	19.6 19.8 19.9 19.11 19.11 20.5 20.9 20.12 21.4 21.12 22.1	防衛大臣政務官ニュージーランド訪問 統幕長とニュージーランド国防軍司令官との会談 (バンコク) ニュージーランド陸軍司令官訪日 日ニュージーランド防衛相会談 (バンコク (第6回 ADMM プラス)) ニュージーランド空軍司令官訪日 日ニュージーランド防衛相テレビ会談 防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談 防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談 日ニュージーランド防衛相テレビ会談 防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談 統幕長とニュージーランド国防軍司令官とのテレビ会談
防衛当局者間の定期協議	19.9 20.12 21.12	第12回日ニュージーランド防衛当局間協議 (ウェリントン) 第13回日ニュージーランド防衛当局間協議 (VTC) 第14回日ニュージーランド防衛当局間協議 (VTC)
部隊間の交流など	20.11	海自鹿屋航空基地における海自隊員とニュージーランド空軍哨戒機搭乗員の交流

※多国間で行った訓練は資料52を参照

【オランダ】

ハイレベル交流など	21.9 21.10 21.11	海幕長とオランダ海軍司令官との会談 ((ニューポート・米国) 国際シーパワーシンポジウム) 統幕長とオランダ参謀総長とのテレビ会談 空幕長とオランダ空軍司令官との会談 (ドバイ)
-----------	------------------------	---

【NATO】

ハイレベル交流など	19.6 20.2 20.4 20.7 20.11 21.4 21.10	NATO軍事委員長訪日 防衛大臣とNATO事務総長との会談 (ミュンヘン (第56回ミュンヘン安全保障会議)) 統幕長とNATO軍事委員長との電話会談 防衛大臣とNATO事務総長との電話会談 統幕長とNATO軍事委員長との電話会談 統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談 統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談
防衛当局者間の定期協議	20.10	第16回日NATO高級事務レベル協議 (VTC)

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)
NATOサイバー防衛演習 (サイバー・コアリション2019)	19.12	エストニア、 日本	日本 (内部部局、統合幕僚監部、 自衛隊指揮通信システム隊)、 NATO加盟国、 パートナー国、EU	約20名
サイバー防衛演習 (ロックド・シールズ2021)	21.4	エストニア、日本	日本 (内部部局、統合幕僚監部、 自衛隊指揮通信システム隊)、 NATO加盟国を含む約30か国	約30名 (防衛 省・自衛隊以 外の参加者 を含む。)

【ウクライナ】

ハイレベル交流など	20.2 21.3 22.3	日ウクライナ防衛相会談 (ミュンヘン (第56回ミュンヘン安全保障会議)) 日ウクライナ防衛相テレビ会談 日ウクライナ防衛相テレビ会談
防衛当局者間の定期協議	19.9	第1回日ウクライナ防衛当局間協議 (キエフ)

【ポーランド】

ハイレベル交流など	20.6	防衛審議官とポーランド国防次官との電話会談
	22.2	日ポーランド防衛相テレビ会談
	22.2	☆日本国防衛省とポーランド共和国国防大臣との間の防衛協力及び交流に関する覚書
	22.3	統幕長とポーランド軍参謀総長とのテレビ会談

【EU】

ハイレベル交流など	20.2	防衛大臣とEU上級代表との会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議））
	20.6	統幕長とEU軍事委員長との電話会談
防衛当局者間の定期協議	20.1	第2回日EU安全保障・防衛協議（東京）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (EU)
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.1.18	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上部隊護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「VICTORIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.2.7～2.8	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上部隊護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「VICTORIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.6.12	アデン湾西方海域	派遣海賊対処行動第36次水上部隊護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート「NUMANCIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.6.21	アデン湾西方海域	派遣海賊対処行動第36次水上部隊護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート「SANTA MARIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	21.2.19	アラビア海北部西方海域	派遣海賊対処行動第37次水上部隊護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	揚陸艦「CASTILLA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（イタリア）	21.9.14	アデン湾	派遣海賊対処行動第39次水上部隊護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート「フェデリコ・マルティネンゴ」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	21.10.16	アデン湾	派遣海賊対処行動第39次水上部隊護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート「ビクトリア」

【イタリア】

ハイレベル交流など	19.4	☆日イタリア防衛装備品・技術移転協定発効
	19.10	海幕長イタリア訪問
	20.1	空幕長イタリア訪問
	20.5	日伊防衛相電話会談
	20.8	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
	20.10	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
	21.8	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（コロラドスプリングス・米国）宇宙シンポジウム
	21.10	空幕長とイタリア空軍参謀長とのテレビ会談
	22.3	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
防衛当局者間の定期協議	20.2	第6回日イタリア防衛当局間協議（ローマ）

【スペイン】

防衛当局者間の定期協議	19.6	第3回日スペイン防衛当局間協議（マドリード）
-------------	------	------------------------

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (スペイン)
日スペイン親善訓練	21.2.26	グアム周辺	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	練習帆船「ファン・セバステイアン・デ・エルカーノ」

【フィンランド】

ハイレベル交流など	20.8	日フィンランド防衛相テレビ会談
防衛当局者間の定期協議	19.9	第3回日フィンランド防衛当局間協議（ヘルシンキ）

【デンマーク】

ハイレベル交流など	19.10	日デンマーク防衛相電話会談
-----------	-------	---------------

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料42 最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2019.4.1～2022.3.31)

ハイレベル交流など	19.6 19.12 20.12 21.12	日中防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合）） 日中防衛相会談（北京） 日中防衛相テレビ会談 日中防衛相テレビ会談
防衛当局者間の定期協議	19.5 20.1 21.2 21.3 21.12	第11回日中高級事務レベル海洋協議（小樽） 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第2回年次会合・専門会合（東京） 第12回日中高級事務レベル海洋協議（VTC） 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第3回年次会合・専門会合（VTC） 第13回日中高級事務レベル海洋協議（VTC）
部隊間の交流など	19.4 19.10 19.11	海幕長及び海自艦艇訪中（青島（中国海軍成立70周年観艦式など出席）） 中国海軍艦艇訪日 自衛隊代表団（团长：西部方面総監）による中国東部戦区などへの訪問

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (中国)
日中親善訓練	19.10.16	閩東南方海空域	護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	駆逐艦「タイユエン」

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料43 最近の日露防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2019.4.1～2022.3.31)

ハイレベル交流など	19.5 19.5 19.11	日露防衛相会談、第4回日露外務・防衛閣僚級協議（「2+2」）（東京） 陸幕長訪露 ロシア海軍総司令官訪日
-----------	-----------------------	--

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ロシア)
ロシア海軍との海賊対処共同訓練	20.1.20 ～1.21	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上部隊 護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「YAROSLAV MUDRY」、 補給艦「YELNYA」 タグボート「VICTOR KONETSKY」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ロシア)
日露捜索・救難共同訓練	19.6.10 ～6.15	ウラジオストク港及びウラジオストク周辺海空域	護衛艦「すずなみ」	艦艇 1隻	駆逐艦「アドミラル・パンテレーエフ」 艦艇 数隻

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料44 最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2019.4.1～2022.3.31)

【バプアニューギニア】

ハイレベル交流など	20.2 20.6	防衛副大臣バプアニューギニア訪問 日バプアニューギニア防衛相電話会談
-----------	--------------	---------------------------------------

【トンガ】

ハイレベル交流など	20.2 20.8 22.2	防衛副大臣トンガ訪問 日トンガ防衛相電話会談 統幕長とトンガ軍参謀総長との電話会談
-----------	----------------------	---

【フィジー】

ハイレベル交流など	19.9 20.1 20.8 22.2	フィジー海軍司令官訪日 防衛副大臣フィジー訪問 日フィジー防衛相テレビ会談 統幕長とフィジー国軍司令官との電話会談
部隊間の交流など	19.8	遠洋練習航海部隊の寄港（部隊間交流の実施）

【パラオ】

部隊間の交流など	19.10	空自U-4のパラオ派遣（国外運航訓練）
----------	-------	---------------------

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (パラオ)
日パラオ親善訓練	21.9.1	パラオ周辺	護衛艦「かが」、「むらさめ」、 「しらぬい」及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 3隻 航空機	巡視船「ケダム」、「レメリク」
日パラオ親善訓練	22.3.6	パラオ周辺	護衛艦「いなづま」、練習艦 「はたかぜ」	艦艇 2隻	巡視船「ケダム」

【ミクロネシア連邦】

部隊間の交流など	19.10	空自U-4のミクロネシア連邦派遣（国外運航訓練）
----------	-------	--------------------------

【バヌアツ共和国】

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (バヌアツ)
日バヌアツ親善訓練	21.9.13 ～9.16	バヌアツ周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	警察海上部隊 オペレーションセンター

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) 人員などの数については、公表時のものを基準

資料45 最近の中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2019.4.1～2022.3.31)

【UAE】

ハイレベル交流など	19.6 19.10 19.11 20.3 20.6 20.7 21.3 21.3 21.3 21.11 21.11	統幕長 UAE 訪問 日 UAE 防衛相電話会談 空幕長 UAE 訪問（ドバイ国際航空宇宙ショー） 日 UAE 防衛相電話会談 日 UAE 防衛相電話会談 統幕長と UAE 国軍参謀長との電話会談 統幕長と UAE 国軍参謀長とのテレビ会談 日 UAE 防衛相テレビ会談 空幕長と UAE 空軍司令官との電話会談 日 UAE 防衛相テレビ会談 空幕長 UAE 訪問（ドバイ国際航空宇宙ショー）
部隊間の交流など	19.6 19.11 21.11	日 UAE 部隊間交流（UAE）（空） 空自 C-2 輸送機の UAE 派遣（ドバイ国際航空宇宙ショーへの参加） 空自 C-2 輸送機の UAE 派遣（ドバイ国際航空宇宙ショーへの参加）

【イスラエル】

ハイレベル交流など	19.6	統幕長イスラエル訪問
	19.9	☆防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書署名
	20.6	統幕長とイスラエル国軍参謀総長との電話会談
	21.11	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（ドバイ）
	22.3	空幕長とイスラエル空軍司令官との電話会談
防衛当局者間の定期協議	21.1	第2回日イスラエル安保対話（VTC）

【イラン】

ハイレベル交流など	19.10	日イラン防衛相電話会談
	20.1	日イラン防衛相電話会談
	21.2	日イラン防衛相テレビ会談

【エジプト】

ハイレベル交流など	19.6	統幕長エジプト訪問
	20.6	統幕長とエジプト国軍参謀総長との電話会談

【オマーン】

ハイレベル交流など	19.10	日オマーン防衛相電話会談
	19.12	日オマーン防衛相会談（マスカット）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オマーン)
オマーン海軍との 海賊対処共同訓練	19.5.2	アデン湾	派遣海賊対処行動第33次水上 部隊 護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	哨戒艦「AL MABRUKAH」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オマーン)
オマーン海軍との 親善訓練	19.9.1	オマーン マスカット港及び 同周辺海域	派遣海賊対処行動第33次水上 部隊 護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	哨戒艦「アル・シーブ」
オマーン海軍との 親善訓練	19.12.21	オマーン ドゥクム港周辺海 空域	派遣海賊対処行動第34次水上 部隊 護衛艦「さざなみ」	艦艇 1隻	コルベット「アル・シャ ミーフ」

【カタール】

ハイレベル交流など	19.5	日カタール防衛相会談（東京）
	19.10	日カタール防衛相電話会談
	19.12	日カタール防衛相会談（ドーハ（第19回ドーハフォーラム））
	21.10	統幕長とカタール軍参謀総長とのテレビ会談

【サウジアラビア】

ハイレベル交流など	19.10	日サウジアラビア防衛相電話会談
	19.12	日サウジアラビア防衛相電話会談
	20.9	日サウジアラビア防衛相電話会談
	21.2	防衛大臣とサウジアラビア国防副大臣との電話会談

【トルコ】

ハイレベル交流など	19.6	トルコ陸軍総司令官訪日
-----------	------	-------------

【バーレーン】

ハイレベル交流など	19.10	防衛大臣とバーレーン国軍司令官との電話会談
	19.11	防衛大臣とバーレーン国軍司令官との会談（マナーマ（第15回マナーマ対話））
	20.8	統幕長とバーレーン国防軍参謀長とのテレビ会談
防衛当局者間の定期協議	20.10	第4回日バーレーン安保対話（VTC）

【ヨルダン】

ハイレベル交流など	19.12	防衛大臣ヨルダン訪問（フネイティ統合参謀本部議長との会談）
防衛当局者間の定期協議	19.7	第1回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（アンマン）
	20.10	第2回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（VTC）
	21.11	第3回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（VTC）

（注）ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

（注）ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

（注）VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議やWeb会議を指す。

（注）人員などの数については公表時のものを基準

資料46 最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2019.4.1～2022.3.31)

【スリランカ】

ハイレベル交流など	19.7	防衛副大臣スリランカ訪問
	19.7	☆日本国とスリランカ国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	21.7	防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防省を所管）とのテレビ会談

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (スリランカ)
スリランカ海軍との 共同訓練	20.1.21	スリランカ西方海空域	第2航空隊	P-3C×2機	ミサイル艇「スラニミラ」 高速警備艇「FAC-21」
日スリランカ 共同訓練 (JA-LAN EX)	20.9.24	コロombo港周辺海空域	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	哨戒艦「ガジャバフ」
日スリランカ 親善訓練	21.6.20	コロombo港周辺海域	練習艦隊「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ 共同訓練 (JA-LAN EX)	21.10.4	コロombo周辺	護衛艦「かが」	艦艇 1隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ 親善訓練	22.1.18	トリンコマリー沖	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ 親善訓練	22.2.28	コロombo沖	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	哨戒艦「シンデューララ」

【パキスタン】

ハイレベル交流など	19.6	☆日本国とパキスタン国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名 防衛大臣とパキスタン陸軍参謀長とのテレビ会談
	20.8	
防衛当局者間の定期協議	19.6 21.6	第7回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第10回日パキスタン防衛当局間協議（イスラマバード） 第8回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第11回日パキスタン防衛当局間協議（VTC）
部隊間の交流など	21.11	日パキスタン空軍部隊間交流（ドバイ・エアショー参加時）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (パキスタン)
パキスタン海軍との 海賊対処共同訓練	20.10.3	アデン湾	派遣海賊対処行動第36次水上 部隊 護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート「ZULFIQUAR」
パキスタン海軍との 海賊対処共同訓練	21.2.26、 3.1	アラビア海北部西方海域及び アデン湾	派遣海賊対処行動第37次水上 部隊 護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	フリゲート「ALAMGIR」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (パキスタン)
日パキスタン 親善訓練	21.7.10	パキスタン カラチ沖	護衛艦「ゆうぎり」、搭載航空 機（SH-60J）	艦艇 1隻 航空機	フリゲート「アラムジル」 Z-9EC

【モンゴル】

ハイレベル交流など	19.12	日モンゴル防衛相会談（東京） 日モンゴル防衛相テレビ会談
	20.6	
防衛当局者間の定期協議	19.4	第5回日モンゴル外務・防衛・安全保障当局間協議、第5回日モンゴル防衛当局間協議（東京）

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料47 最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2019.4.1~2022.3.31)

【ブラジル】

ハイレベル交流など	19.7 20.12	ブラジル陸軍司令官訪日 日ブラジル防衛相テレビ会談 ☆日本国防衛省とブラジル連邦共和国国防省との防衛協力・交流に関する覚書署名
-----------	---------------	---

【その他】

ハイレベル交流など	19.9 19.12 19.12	防衛審議官ジブチ訪問 日ジャマイカ防衛相会談（東京） 日ジブチ防衛相会談（ジブチ）
-----------	------------------------	---

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オマーン)
モルディブ国防軍との親善訓練	19.4.25	モルディブ マレ港及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第32次水上部隊 第4護衛隊護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	沿岸警備隊哨戒艇「フラヴィ」
モルディブ国防軍との親善訓練	19.7.22	モルディブ東方海空域	第2航空隊	P-3C×1機	沿岸警備隊哨戒艇「シャヒード・アリ」
バングラデシュ海軍との親善訓練	19.10.8	バングラデシュ人民共和国 チッタゴン及び同周辺海域	第3掃海隊 掃海母艦「ぶんご」、 掃海艇「たかしま」	艦艇 2隻	コルベット「プロトイ」、 哨戒艇「ダージョイ」
ペルー海軍との親善訓練	21.11.27	東シナ海	護衛艦「あぶくま」	艦艇 1隻	コルベット「ギセ」
日バングラデシュ親善訓練	22.1.10 ~1.11	チッタゴン周辺	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	フリゲート「プロッタシャ」 ミサイル艇「ニアムル」

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料48 多国間安全保障対話の主要実績（インド太平洋地域・過去3年間）

(2019.4.1~2022.3.31)

	項目	実績	
インド太平洋地域における安保対話への参加	政府間	○ 拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス）	
		・ 閣僚会合	(19.11、20.12、21.6)
		・ 高級事務レベル会合（ADSOM プラス）	(19.4、20.7、20.11、21.4)
		・ 高級事務レベル会合作業部会（ADSOM プラスWG）	(20.1、20.6、20.11、21.2、21.4、21.6、22.2)
		・ 専門家会合（EWG）	
		対テロEWG	(19.4、19.9、19.10、19.12、21.6、21.12)
		HA/DR-EWG	(19.4、19.7、19.10、21.4、21.11)
		海洋安全保障EWG	(19.2、19.5、19.9、21.3、21.7、22.2)
		防衛医学EWG	(18.12、19.2、19.3、19.10、21.3、21.6)
		平和維持活動EWG	(19.3、19.9、21.4、21.9、21.12)
地雷処理EWG	(19.9、19.12、21.9)		
サイバーEWG	(19.5、19.8、21.3、21.11)		
	○ 日ASEAN防衛担当大臣会合	(19.11、20.12)	
	○ ASEAN地域フォーラム（ARF）		
	・ 国防当局間会合	(19.5、20.7、21.5)	
	・ 安全保障政策会議	(19.5、20.7、21.5)	
	民間主催		
	○ IISS アジア安全保障会議（シャングリラ会合）	(19.5)	
	○ IISS 地域安全保障サミット（マナーマ対話）	(19.11)	
	政府主催		
	○ ドーハ・フォーラム	(19.12)	
防衛省主催による安保対話	○ 日ASEAN防衛当局次官級会合	(19.10)	
	○ 国際士官候補生会議	(22.3)	
	○ 日・太平洋島嶼国防大臣会合	(21.9)	

資料49 防衛省主催による多国間安全保障対話

安全保障対話		概要	最近の状況	
防衛省主催	内部部局など	日ASEAN防衛当局次官級会合 (Japan-ASEAN Defense Vice Ministerial Meeting)	防衛省の主催により、2009年から開催し、ASEAN加盟各国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	2019年10月、ASEAN全加盟国及びASEAN事務局の防衛当局次官級の参加を得て、第11回会合を東京において開催し、「地域の安全保障情勢」、「インド太平洋を巡る構想：自由で開かれた地域秩序に向けて」及び「地域の防衛協力に向けたASEANの取組」の3つのテーマについて、出席者の中で率直かつ建設的な意見交換を行った。 なお、2020年及び2021年は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中止となった。
		東京ディフェンス・フォーラム (Tokyo Defense Forum)	防衛省の主催により、1996年から開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	2019年3月に開催された第23回フォーラムでは、アジア太平洋地域の25か国に加え、フランス及び英国の計27か国、並びに、ASEAN事務局、欧州連合 (EU) 及び赤十字国際委員会 (ICRC) の参加を得て、①「インド太平洋地域における安全保障課題」、②「変動する安全保障課題と展望」について幅広く議論を行った。 なお、2020年、2021年は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中止となった。
		日・太平洋島嶼国防大臣会合 (JPIDD : Japan Pacific Islands Defense Dialogue)	防衛省の主催により、太平洋島嶼国及びパートナー国が参加し、2021年が初の開催となった。自由で開かれたインド太平洋、海洋安全保障、新型コロナウイルスへの対応、気候変動とHA/DR (人道支援・災害救援) などに関する意見交換を行い、参加国との間で相互理解・信頼醸成を促進する場としている。	2021年9月にテレビ会議形式で開催された第1回日・太平洋島嶼国防大臣会合では、太平洋島嶼国 (13か国)、パートナー国 (米英仏豪加新の6か国) が参加し、意見交換を実施するとともに、「日・太平洋島嶼国防大臣会合共同声明」が採択された。
		プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム (PAP : Professional Airmanship Program)	防衛相の主催により、ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づく取組として、ASEAN全加盟国及びASEAN事務局の空軍士官などを対象にし、知見の共有や意見を交換する場としている。	2021年10月、オンライン形式のテレビ会議により、第2回PAPを開催し、セッション1「国際航空法と規範」、セッション2「航空の安全保障」、セッション3「人道支援・災害救援」をそれぞれ議題として、知見の共有及び意見交換を実施した。
	陸自	陸上防衛部長級対話 (G5D : G5 Dialogue)	陸自の主催により、平成29 (2017) 年度から開催し、わが国と共通の価値観を有し、陸上自衛隊と緊密な関係にある各国の陸軍種などとアジア太平洋地域への平和と安定に陸軍種として主体的に貢献するため、多国間による同地域への関与のあり方について意見交換する場としている。	2018年2月、米国 (海兵隊を含む)、オーストラリア、英国、フランスの4か国5軍種の参加を得て、「陸軍種として、アジア太平洋地域の防衛協力の目指す方向性」をテーマとしたグループ討議、化学学校研修などを行った。
		陸軍兵站実務者交流 (MLST : Multilateral Logistics Staff Talks)	陸自の主催により、平成9 (1997) 年度から毎年開催し、インド太平洋地域、欧州地域の主要国などから兵站実務者を招き、兵站協力などに関する意見を交換する場としている。	2019年11月、インド太平洋地域及び欧州地域の25か国から兵站実務者などの参加を得て、第23回陸軍兵站実務者交流を開催し、「都市災害対応における兵站 (オリンピック対応含む)」をテーマとして意見交換を行った。
	海自	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー (APNCS : Asia Pacific Naval College Seminar)	海自の主催により、1998年から毎年開催し、インド太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	2022年2月、20か国の海軍から参加者を得て、第25回のセミナーをハイブリット形式 (対面形式及びオンライン形式) で開催し、「インド太平洋の海軍の将来」を主題として、参加者からの発表及び活発な意見交換を行った。また、バーチャル研修を行い、日本に対する理解増進に努めた。
		WPNS次世代海軍士官短期交流プログラム (WPNS STEP : Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program)	海自の主催により、2011年から毎年開催し、西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) 構成国などの海軍の次世代士官の参加を得て、わが国の安全保障環境、防衛政策及び防衛力整備、歴史・文化に対する参加者の理解を深化させる場としている。	2021年10月、38か国の海軍士官などの参加を得て、第10回WPNS次世代海軍士官短期交流プログラムをハイブリット形式 (対面形式及びオンライン形式) で開催し、「海軍は環境の変化にいかに対応していくか」をテーマとして、各国海軍の新たな取組や装備品の展望などについての発表、活発な意見交換を行った。
	空自	空軍大学セミナー	空自の主催により、2015年から開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。(※1996年から2014年までは国際航空防衛教育セミナーとして実施)	2021年8月、各国空軍大学関係者及び研究員を招へいし、「変革期にある航空戦力 -従前のエアパワーや航空作戦の在り方に関する死亡前死因分析-」をテーマとして、オンライン形式のテレビ会議にて研究発表及び意見交換を実施した。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、2001年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	2021年11月、18か国の空軍大学学生などの参加を得て、第21回セミナーをオンラインで開催し、「各国空軍の現状及び課題を踏まえた今後の方向性」をテーマとして意見交換を実施した。

安全保障対話		概要	最近の状況	
防衛省 主催	防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、1996年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。	2016年7月、10か国を招へいし、第21回目のセミナーを開催し、「サイバーセキュリティに寄与する士官学校の教育・研究」をテーマとして意見交換を行った。なお、当該セミナーは2016年を最後に閉会した。
		国際士官候補生会議	防大の主催により、1998年から毎年開催し各国の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	2022年3月、第25回目の会議を開催し、「変化する世界、変わらない信念」をテーマとして意見交換を行った。
	防衛研究所	安全保障国際シンポジウム・コロキウム	防研の主催により、1999年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	2021年12月、第22回目の安全保障国際シンポジウムを、「技術革新と安全保障—東アジアの戦略環境に及ぼす影響」をテーマとして、米国、ロシア、オーストラリア、シンガポール及び日本の専門家との間で、オンラインにて意見交換を行った。
		戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、2002年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	2021年9月、第19回目の戦争史研究国際フォーラムを開催し、米国、英国及び国内の著名な研究者の間で、「歴史としての湾岸戦争」を主題として、オンラインにて意見交換を行った。
		ASEANワークショップ	防研の主催により、2010年から毎年開催し、アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。2018年からは地域をASEAN諸国とした。	2021年3月、フィリピン、ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポールの研究者との間で、「変化する国際環境とASEAN諸国の対応」を議題にオンラインにて意見交換を行った。

資料50 その他の多国間安全保障対話など

その他の多国間対話		概 要
内部部局など	拡大ASEAN国防相会議 (ADMM プラス : ASEAN Defence Ministers' Meeting-Plus)	2010年10月に発足した、インド太平洋地域における政府主催の国防大臣級会議であり、地域の安全保障に関する問題について意見交換を実施している。2017年10月の第4回ADMM プラスにおいて、大臣会合の開催を従来の2年に一度から年次化することを決定した。
	日ASEAN防衛担当大臣会合 (ASEAN-Japan Defence Ministers' Informal Meeting)	日ASEAN防衛担当大臣会合は2014年に初めて開催した。日本とASEAN全加盟国の防衛担当大臣が、広範な安全保障問題について討議するとともに、今後の日ASEAN防衛協力を具体的に進展させる道筋について意見交換を行っている。
	ASEAN地域フォーラム (ARF : ASEAN Regional Forum)	政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994年から開催されている。現在26か国(ASEAN10か国(ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア(1995年から)、ミャンマー(1996年から)に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド(1996年から)、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル(1998年から)、北朝鮮(2000年から)、パキスタン(2004年から)、東ティモール(2005年から)、バングラデシュ(2006年から)、スリランカ(2007年から)を加えた26か国)と1機関(欧州連合(EU : European Union))がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。
	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS : Asia-Pacific Military Operations Research Symposium)	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。1993年の第2回から参加している。
	ソウル安全保障対話 (SDD : Seoul Defense Dialogue)	韓国国防部主催により、アジア太平洋、欧米各国の国防担当次官級の参加を得て、朝鮮半島問題を含む地域の安全保障課題などに関して意見交換を行う場である。2012年の第1回から参加している。
	ドーハ・フォーラム (Doha Forum)	カタール政府が主催し、地域内外から、外交・安全保障・地球規模課題(気候変動、グローバルパワーの台頭など)・エネルギーなどに関わる閣僚・政府関係者、有識者、国際機関関係者が集まり、自由闊達な議論を目的とする国際会議である。2001年以降毎年開催されており、2019年に初参加した。
	インド太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD : Indo-Pacific Chief of Defense Conference)	米国の主催または参加国との持ち回り共催により毎年開催され、インド太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。1998年の第1回から参加している。
政府主催	アジア太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS : Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar)	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては1995年の第24回から参加している。2018年の第47回セミナーは、わが国において約30か国及び機関の参加を得て開催された。
	ライシナ・ダイアログ (Raisina Dialogue)	インド外務省及びORF(The Observation Research Foundation)が共催し、世界100か国以上から外相、防衛相、参謀総長などが参加し、安全保障分野を含む多様な分野に関する議論を実施する国際会議である。防衛省からは2018年の第3回から参加している。※第1回：外務審議官、第2回：外務政務官、第3回：統合幕僚長、内閣総理大臣補佐官 第4回及び第5回：統合幕僚長
	インド太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (IPACC : Indo Pacific Army Chiefs Conference)	米国と参加国の持ち回り共催により、IPAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各国陸軍参謀総長などの意見交換の場である。1999年の第1回から参加している。
陸自	インド太平洋地域陸軍管理セミナー (IPAMS : Indo Pacific Armies Management Seminar)	米国と参加国の持ち回り共催により、インド太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。1993年の第17回から参加している。
	太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC : Land Forces Pacific Symposium and Exposition)	米陸軍協会(AUSA)主催により毎年米国ハワイにおいて実施されるシンポジウムであり、インド太平洋地域の各国陸軍種高官が、地域内における戦略的課題についてパネル討議及び懇談などを通じて意見交換する場である。
	陸軍種参謀長セミナー (CALFS:Chief of Army Land Forces Seminar)	2016年まで、豪州陸軍本部長会議(CAEX : Chief of Army's Exercise)と呼称した。豪陸軍の主催により隔年で開催され、豪陸軍の高級幹部のほか、アジア太平洋地域の陸軍種などの長及び有識者が参加して、地域の陸軍種の課題などについて幅広く意見交換を行う場である。陸自は2012年に初参加し、2014年9月には陸幕長が初めて参加して講演を行った。
	太平洋軍水陸両用指揮官シンポジウム (PALS : Pacific Amphibious Leaders Symposium)	アジア太平洋地域内友好国の水陸両用作戦能力向上に資するとともに、米太平洋軍海兵隊との関係強化、相互運用性向上を通じて地域の安定に寄与する観点から、米太平洋軍海兵隊の主催により、2015年5月に初めて開催された。以降、毎年1回開催され、第1回から参加している。
	米国陸軍協会(AUSA)年次総会 (AUSA : Association of U.S. Army)	米国陸軍協会(AUSA)の主催により毎年米国ワシントンD.C.で開催されるシンポジウムである。陸自代表団長(陸幕長、陸幕副長)による米陸軍将官との懇談、講演などを実施している。

その他の多国間対話		概 要
海 自	国際シーパワーシンポジウム (ISS : International Sea power Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。1969年の第1回から参加している。
	西太平洋海軍シンポジウム (WPNS : Western Pacific Naval Symposium)	参加国の持ち回りにより開催され、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。1990年の第2回から参加している。
	西太平洋国際掃海セミナー (International MCM Seminar)	WPNS参加国の持ち回りにより開催され、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。2000年の第1回から参加している。2007年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
	アジア太平洋潜水艦会議 (Asia Pacific Submarine Conference)	米国の主催またはアジア太平洋地域の参加国の持ち回りにより開催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。2001年の第1回から参加しており、2006年10月には海自主催で実施した。
	インド洋海軍シンポジウム (IONS : Indian Ocean Naval Symposium)	参加国の持ち回りにより隔年ごと開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀総長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。2012年の第3回から参加している。
	豪海軍シーパワー会議 (SPC : RAN Sea Power Conference) (2022年から名称変更、IP : Indo-Pacific Seapower Conference)	太平洋国際海洋展示会 (PACIFIC International Maritime Exposition) の一環として隔年で実施され、世界各国の海軍から参謀長級又は将官級の代表が多数参加するため、2国間交流及び多国間交流の機会となっている。
	地域シーパワーシンポジウム (RSS : Regional Seapower Symposium)	イタリア海軍の主催により隔年ごと開催され、NATO各国の海軍参謀長などを中心に、海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。2008年の第7回から参加している。
	国際海洋安全保障シンポジウム (IMSS : International Maritime Security Symposium)	インドネシア海軍の主催により隔年ごと開催され、西太平洋諸国の海軍参謀長などを中心に、海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。2013年の第1回から参加している。
	ゴールダイアログ	スリランカ海軍の主催により毎年開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀長などが海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。2010年の第1回から参加している。
政 府 主 催	太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム (PACS : Pacific Air Chiefs Symposium)	米国の主催により隔年ごと開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。1989年の第1回から参加している。
	宇宙シンポジウム (Space Symposium)	米国の主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などが宇宙分野における共通の課題について意見交換を行う場である。2019年の第35回シンポジウムから参加している。
	グローバル・エア・チーフ・カンファレンス (Global Air Chief's Conference)	英空軍主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などがその年のテーマに沿った航空・宇宙分野の課題などについて意見交換を行う場である。2009年参加以降、これまでに9回参加している。
	エア・スペース・パワー会議 (APC : Air and Space Power Conference)	オーストラリアの主催により、隔年ごと開催される空軍力に関する国際的な意見交換の場である。2000年以降、これまでに7回参加している。
	エアフォース・シンポジウム (Air Force Symposium)	フィリピン空軍の主催により毎年開催され、安全保障に関するテーマに沿って、参加者の意見交換が行われる場である。2015年以降、これまでに5回参加している。
	航空医学カンファレンス (Aerospace Medicine Conference)	インド空軍の主催により毎年開催され、航空医学に関して意見交換を行う場である。2019年以降2回参加している。
	空軍司令官等ドバイ国際会議 (Dubai International Air Chiefs Conference)	UAE空軍主催により隔年で開催され、各国空軍参謀総長などがその年のテーマに沿った課題について意見交換を行う場である。2013年以降5回参加している。
	コロombo・エア・シンポジウム (Colombo Air Symposium)	スリランカ空軍の主催により毎年開催され、空軍力や航空戦略に関して意見交換を行う場である。2016年以降、これまでに3回参加している。
	軍事飛行訓練国際交流会議	中国空軍主催により隔年で開催され、飛行訓練などに関して意見交換を行う場である。2016年以降2回参加している。
情 報 本 部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC : Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference)	米太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催により、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。2011年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。
	防 衛 研 究 所	ARF 国防大学校長等会議
NATO 国防大学校長等会議		NATO国防大学とNATO加盟国・パートナー国の国防教育機関が持ち回りで開催する年次の国際会議である。各国の学校長が、国防高等教育を改善するための観点から意見交換を実施するとともに、NATO加盟国や中・東欧、地中海の対話国などとの間の教育交流促進に主眼を置く。日本からは防衛研究所が平成21(2009)年度より、ほぼ毎回参加している(平成25(2013)年度は招待なし)。なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものの、直近では2021年10月にデンマークで開催された会議に参加した。

その他の多国間対話		概 要
民間 主催	IISSアジア安全保障会議 (シャングリラ会合) (IISS Shangri-la Dialogue)	英国の国際戦略研究所 (IISS) の主催により、2002年から開催され、インド太平洋地域の国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場である。2004年の第3回会合及び2012年の第11回会合を除き、2002年の第1回から防衛大臣 (2012年は防衛副大臣) が参加している。2020年と2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。
	IISSフラートン・フォーラム (The IISS-Fullerton Forum)	IISS主催による、シャングリラ会合へのシェルバ会合 (準備会合) である。シャングリラ会合に参加する国の防衛当局関係者 (局長級/参謀副長級) が対象で、地域の安全保障に関する問題について議論を行う。2013年の第1回から参加している。
	IISS地域安全保障サミット (マナーマ対話) (IISS Manama Dialogue)	IISS主催により、2004年から毎年開催され、湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場である。2009年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、2010年の第7回及び2016年の第12回及び2017年の第13回に防衛大臣政務官が参加し、第15回に初めて防衛大臣が参加した。
	ミュンヘン安全保障会議 (Munich Security Conference)	1962年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米国、英国、フランスなどのNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席している。2009年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加し、2016年の第52回、2017年の第53回、2018年の第54回及び2019年の第55回に防衛副大臣が参加、2020年2月の第56回には防衛大臣が参加した。
	ハリファックス国際安全保障会議 (Halifax International Security Forum)	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティ・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者 (EU各国NATO担当相・国防相) の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。2009年の第1回から参加している。
	北東アジア協力ダイアログ (NEACD: The Northeast Asia Cooperation Dialogue)	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) が中心となり、参加国 (中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア及び米国) から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。1993年の第1回から参加 (2018年は不参加) している。

アップデートの趣旨

- 2016年11月のビエンチャン・ビジョン表明以降3年間の日ASEAN防衛協力に係る取組をレビュー
- インド太平洋地域を一体と捉えるより広い文脈でビジョンを再定義
- 日ASEAN防衛協力の実施3原則を提示するとともに、ASEANの強靱性の強化を協力の目的として明示

内容

1. ビエンチャン・ビジョンに基づく取組のレビュー

- (1) 多国間の取組：乗艦協力プログラム、HA / DR招へいプログラム、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム
 - 多様なメニューを通して参加者の技量向上に寄与するとともに、共通の課題に向け参加者が行動を共にする機会を提供して一体感の醸成に寄与するなど、心と心の協力を実施
- (2) 二国間の取組：海洋安全保障、HA / DR、施設等の分野に係る能力構築支援、装備・技術協力、人材育成・学術交流等
 - 対象国における能力の定着を目指した事業を複数年度にわたる計画の下で実施するなど、透明性の高いプロセスを重視した、きめ細やかで息の長い協力を実施
- (3) これらの取組を通じ、特に以下の分野において、ASEAN全体としての能力の蓄積に寄与するとともに、ASEANの中心性と一体性を支援する観点から、取組の継続・発展を通じてASEANの強靱性に寄与することの重要性を確認
 - ①「法の支配」の貫徹、②海洋安全保障の強化、③災害や非伝統的脅威等の地域的な課題への自律的な対処の支援
 ⇒ ASEANの中心性と一体性、それらの素地となる強靱性の3要素の関係性に留意し、より実践的な防衛協力を追求

2. 「インド太平洋地域」の文脈でのビエンチャン・ビジョンの再定義

- (1) ASEANはインド洋と太平洋の結節であり地域協力の要
- (2) 「ASEANインド太平洋アウトルック」に示された理念（開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み）は、日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」構想と、基本的な考え方において通底
- (3) 日本は、「自由で開かれたインド太平洋」構想を推進する上で、「ASEANインド太平洋アウトルック」を尊重しつつ、ASEAN諸国及び基本理念を共有する全ての国とのパートナーシップを通じた、対等で開かれた協力を推進

3. 日ASEAN防衛協力の実施3原則

- (1) 心と心の協力：ASEANの理念の尊重、人的ネットワークの重視、個別ニーズに率先して耳を傾ける姿勢
- (2) きめ細やかで息の長い協力：計画的・継続的で透明性のある関与、持続可能なアウトカムの追求
- (3) 対等で開かれた協力：ASEANの中心性・一体性・強靱性に資する国際連携の強化

I. 協力の目的：東南アジア地域を結節とする「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けた、

- ① 日ASEANの戦略的パートナーシップの強化、②ASEANの強靱性の強化を通じた中心性と一体性への貢献

II. 協力の方向性：ASEANの中心性・一体性・強靱性に資する取組を、実施3原則に基づき、以下の重点領域を中心に展開

- ① 中心性・一体性の原則に根差したアプローチ
 - ASEAN中心の枠組みを主軸として、ASEAN諸国及び域外関係国との国際連携を促進
 - 防衛当局間の連結性の向上や規範・慣行等の共有により、信頼醸成と相互運用性を促進
- ② 重点領域：ASEANの強靱性の強化に資する協力
 - 「法の支配」の貫徹：海洋及び航空分野に係る普遍的な国際規範の形成・共有を促進
 - 海洋安全保障の強化：地域の平和と安定を見据えた域内国の取組を支持し、海洋状況把握等に係る能力向上を促進
 - 地域的な課題への自律的な対処の支援：災害や非伝統的脅威等に対する対処能力向上を促進

III. 協力の手段：以下の多様な手段を組み合わせ、関係各省庁との緊密な連携の下、実践的な防衛協力を実施

- ① 国際規範の実行に向けた認識共有促進：セミナー等を通じた規範・慣行に係る知見の共有
- ② 能力構築支援：自衛官等の派遣及び実務者等の招へいを通じ支援対象国の能力向上に向けた自律的・主体的な取組を支援
- ③ 防衛装備・技術協力：装備品・技術移転、防衛装備・技術協力に係る人材育成、防衛産業に関するセミナー等の開催
- ④ 訓練・演習：二国間訓練の実施、多国間共同訓練・演習の実施及び参加形態の拡充、自衛隊訓練へのオブザーバー招へい
- ⑤ 人材育成・学術交流：留学生・研修生の人的ネットワークの強化、オピニオンリーダー招へい

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
韓国主催PSI訓練 (イースタン・ エンデバー19)	19.7.10 ～ 19.7.11	釜山	米国、オーストラリア、 ニュージーランド、韓国、シ ンガポール（他、オブザー バー参加国が複数）	統合幕僚監部、陸上 自衛隊化学学校	人員 3名	—
拡大ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) 人道支援・災害救 援演習（幕僚訓練 及び通信訓練）	19.7.30 ～8.1	幕僚訓練：マレーシ ア（クアラルンプー ル） 通信訓練：市ヶ谷	マレーシア、米国、オースト ラリア、ブルネイ、カンボジ ア、中国、インド、インドネ シア、ラオス、ミャンマー、 ニュージーランド、フィリピン、韓国、ロシア、シンガ ポール、タイ、ベトナム	統合幕僚監部、情報 本部	人員 約5名	—
ニューカレドニア 駐留仏軍主催 HA/DR多国間訓 練 (赤道19)	19.9.21 ～10.5	ニューカレドニア	フランス、オーストラリア、 カナダ、フィジー、インドネ シア、ニュージーランド、バ プアニューギニア、ソロモン 諸島、トンガ、英国、米国、 バヌアツ	統合幕僚監部、統幕 学校	人員 3名	—
NATOサイバー 防衛演習 (サイバー・ コアリション 2019)	19.12.2 ～12.6	エストニア、日本	NATO加盟国、パートナー国、 EU	内部部局、統合幕僚 監部、自衛隊指揮通 信システム隊	人員 約20名	—
多国間共同訓練 コブラ・ゴールド20	20.1.26 ～3.9	タイ王国	タイ、米国、インドネシア、 マレーシア、シンガポール、 韓国、中国、インド	統合幕僚監部など、 陸上自衛隊、海上自 衛隊、航空自衛隊	C-130H×1機 人員 約240名	—
EU海上部隊及び 韓国海軍との 海賊対処共同訓練	20.7.16 ～7.17	アデン湾西方海域	スペイン、韓国	派遣海賊対処行動第 36次水上部隊 護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	(スペイン海軍) フリゲート「サン タ・マリア」 (韓国海軍) 駆逐艦「テ・ジョ ヨン」
欧州連合海軍部隊 との海賊対処共同 訓練	20.10.5 ～10.6	アデン湾	スペイン、ドイツ	派遣海賊対処行動第 36次水上部隊護衛艦 「おおなみ」	艦艇 1隻	(スペイン海軍) フリゲート 「SANTA MARIA」 (スペイン空軍) P-3M (ドイツ海軍) P-3C
サイバー防衛演習 (ロックド・シー ルズ2021)	21.4.13 ～4.16	エストニア、日本	NATO加盟国を含む約30か 国	内部部局、統合幕僚 監部、自衛隊指揮通 信システム隊	約30名（防衛 省・自衛隊以 外の参加者を 含む。）	—
フランス海軍等との 海賊対処共同訓練	21.5.1	アデン湾	フランス、米国	護衛艦「せとぎり」	艦艇 1隻	(フランス海軍) 空母「シャルル・ ド・ゴール」、駆 逐艦「シュヴァリ エ・ポール」 (米海軍) 駆逐艦 「マハン」
EU海上部隊及び ジブチ海軍等 との海賊対処共同 訓練	21.5.10	アデン湾	イタリア、スペイン、ジブチ	護衛艦「せとぎり」	艦艇 1隻	(イタリア海軍) フリゲート「カラ ビニエリ」 (スペイン空軍) P-3M (ジブチ海軍及び 沿岸警備隊) 巡視 艇「ダメルジョグ」
多国間共同訓練 コブラ・ゴールド 21	21.7.10 ～8.23	タイ王国及び防衛省 市ヶ谷地区	タイ、米国、インドネシア、 マレーシア、シンガポール、 韓国、中国、インド及びオー ストラリア	統合幕僚監部、情報 本部、自衛艦隊、自 衛隊指揮通信システ ム隊	人員 約20名	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
英空母打撃群との 海賊対処共同訓練	21.7.11 ～7.12	アデン湾	英国、米国、オランダ	護衛艦「せとぎり」 哨戒機 P-3C	艦艇 1隻 航空機	(英海軍) 空母「ク イーン・エリザベス」 フリゲート「リッチ モンド」、「ケント」 補給艦「タイドス プリング」、「フォ ート・ビクトリア」 (米海軍)：駆逐艦 「ザ・サリバンス」 (オランダ海軍) フ リゲート「エファ アーツェン」
米国主催大規模広 域訓練2021 (LSGE21) 前段	21.8.2 ～8.8	珊瑚海からフィリピン 東方に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「まきなみ」、 搭載航空機 SH-60K	艦艇 1隻 航空機	(米軍) 強襲揚陸艦 「アメリカ」、ドック 型輸送揚陸艦 「ニューオーリンズ」 (オーストラリア軍) 強襲揚陸艦「キャ ンベラ」、フリゲ ート「バララット」、 哨戒機 P-8A
米国主催大規模広 域訓練2021 (LSGE21) 後段	21.8.24	沖縄南方海空域	米国、英国、オランダ	水陸機動団、第1ヘ リコプター団 (CH-47JA)、西部方 面航空隊(AH-64D)、 護衛艦「いせ」及び 搭載航空機(SH- 60K)、護衛艦「あさ ひ」、 第9航空団(F-15J/ DJ)、南西航空警戒 管制団	艦艇 2隻 航空機	(米軍) 強襲揚陸艦 「アメリカ」及び搭 載航空機(F-35B)、 ドック型揚陸艦 「ニューオーリンズ」、 駆逐艦「ザ・サリ バンス」、 F-15C、MV-22B (英軍) 空母「クイーン・エ リザベス」及び搭 載航空機(F-35B、 MERLIN MK2)、駆 逐艦「ディフェン ダー」、フリゲ ート「ケント」 (オランダ軍) フリ ゲート「エファ アーツェン」
シンガポール主催 「拡散に対する安 全保障構想(PSI)」 訓練(Deep Sabre21)	21.10.28 ～10.29	日本国内(テレビ会 議による参加)	シンガポールなど	統合幕僚監部、陸上 自衛隊中央特殊武器 防護隊	人員 3名	—
多国間共同訓練 コブラ・ゴールド22	22.2.18 ～3.4	タイ及び日本国内 (防衛省市ヶ谷地区 及び陸上自衛隊朝霞 駐屯地)	タイ、米国、インドネシア、 マレーシア、シンガポール、 韓国、中国、インド、 オーストラリア	統合幕僚監部、陸上 総隊、自衛艦隊、シ ステム通信隊群、航 空システム通信隊、 自衛隊指揮通信シ ステム隊及び情報本部	人員 約60名	—

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
豪州における豪陸軍主催射撃競技会	19.3.23 ～4.5	豪州ビクトリア州バックパニヤル訓練場	オーストラリアなど	陸上総隊、各方面隊、富士学校など	人員 約20名	—
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカル)	19.5.10 ～6.14	豪州クイーンズランド州 ショール・ウォーターベイ演習場	米国、オーストラリア	第12旅団第13普通科連隊	人員 約160名	(豪陸軍) 約720名 (米海兵) 約250名
多国間共同訓練 (カーククエスト19)	19.6.14 ～6.28	モンゴル国(ファイブ・ヒルズ訓練場)	オーストラリア、バングラデシュ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カンボジア、カナダ、中国、エルサルバドル、フィジー、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、ヨルダン、マレーシア、モルドバ、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルワンダ、シンガポール、スリランカ、トーゴ、トルコ、英国、ウクライナ、ウルグアイ、米国、ベトナム、ザンビア	陸上総隊など	人員 約60名	—
ADMM プラスPKO 専門家会合参加国 合同実動訓練	19.9.8 ～9.22	インドネシア国軍 平和維持ミッション PKO センター	ASEAN10 各国、米国、オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、韓国、ロシア	陸上総隊など	人員 約20名	—
米比共同訓練 (カマンダグ19)	19.10.6 ～10.23	フィリピン共和国	米国、フィリピン	水陸機動団など	人員 約80名	—
令和3年度国内における仏陸軍及び米海兵隊との実動訓練 (ARC21)	21.5.11 ～5.17	相浦駐屯地、霧島演習場及び九州西方海空域	米国、フランス	水陸機動団、西部方面航空隊	—	(仏陸軍) 第6軽機甲旅団 (米海兵隊) 第3海兵師団、第3海兵兵站群、第1海兵航空団
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカル-21)	21.5.23 ～7.4	豪州ノーザンテリトリー州 マウント・バンディ演習場	米国、オーストラリア	第14旅団第50普通科連隊基幹	—	(豪陸軍) 第1旅団 (米海兵隊) 第3海兵機動展開部隊 ダーウィンローテーション部隊
令和3年度豪州における米豪英軍との実動訓練 (タリスマン・セイバー21) (※注2)	21.6.25 ～8.7	豪州クイーンズランド州 ショールウォーターベイ演習場等	米国、オーストラリア、英国	水陸機動団第2水陸機動連隊	—	(豪陸軍) 第1師団 (米海兵隊) 第3海兵機動展開部隊 ダーウィンローテーション部隊 (英海兵隊) ロイヤルマリンコマンドウ

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印比共同 巡航訓練	19.5.3 ～5.9	九州西方から南シ ナ海に至る海域	米国、インド、 フィリピン	護衛艦「いずも」、 「むらさめ」	艦艇 2隻	(米) ミサイル駆逐艦「ウィ リアム P. ローレンス」 (印) ミサイル駆逐艦「コル カタ」、補給艦「ジャクティ」 (比) フリゲート「アンドレ ス・ボニファシオ」
日仏豪米共同訓練 (ラ・ペルーズ)	19.5.19 ～5.22	スマトラ島西方海 空域 (インド洋)	フランス、 オーストラリア、 米国	護衛艦「いずも」、 「むらさめ」	艦艇 2隻	(仏) 空母「シャルル・ド・ ゴール」、ミサイル駆逐艦 「フォルバン」、フリゲート「ブ ロヴァンス」、ラトゥーシュ・ トレヴィル、補給艦「マルヌ」 (豪) フリゲート「ツウウム バ」、潜水艦 (米) ミサイル駆逐艦「ウィリ アム P. ローレンス」
日米豪韓共同訓練 (パンフィック・ ヴァンガード 19-1)	19.5.23 ～5.28	グアム島周辺海空域	米国、 オーストラリア、 韓国	護衛艦「ありあけ」、 「あさひ」	艦艇 2隻	(米) 揚陸指揮艦「ブルー・ リッジ」、巡洋艦「アンティ タム」、駆逐艦「カーティス・ ウィルバー」、補給艦「ラバ ハノック」、リチャード E. バード、P-8A、EA-18G (豪) フリゲート「メルボル ン」、パラマタ、潜水艦 「ファーンコム」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
日米豪共同訓練	19.5.29	グアム島周辺海空域	米国、 オーストラリア	護衛艦「ありあけ」、 「あさひ」	艦艇 2隻	(米) 駆逐艦「カーティス・ ウィルバー」 (豪) 潜水艦「ファーンコム」
機雷戦訓練 (陸奥 湾) 及び掃海特別 訓練 (日米印共同訓練)	19.7.18 ～7.30	陸奥湾	米国、インド	掃海母艦、掃海艦、 掃海艇、掃海管制艇	艦艇 18隻 MCH-101×3 機 P-3C×4機 P-1×1機	(米) 掃海艦 1隻、MH-53E ×2機、水中処分員 約10名 (印) 水中処分員 約4名
日米印共同訓練 (マラバル2019)	19.9.26 ～10.4	停泊フェーズ： 佐世保 洋上フェーズ： 佐世保から関東南 方に至る海空域	米国、インド	護衛艦「さみだれ」、 「ちようかい」、「かが」 補給艦「おうみ」	艦艇 4隻 P-1×1機	(米) 駆逐艦「マッキャンベ ル」、P-8A、潜水艦 (印) フリゲート「サヒャドゥ リ」、コルベット「キルタン」、 P-8I
米国主催 国際海上訓練	19.10月下旬 ～11月中旬	パーレーン周辺海 域	米国、オーストラ リア、中東・欧州・ 南アジア・東南ア ジア・アフリカ・ 南米各国など	第3掃海隊掃海母艦 「ぶんご」、掃海艇 「たかしま」	艦艇 2隻 人員 約180 名	—
米比共同訓練 (MTA SAMA SAMA 2019)	19.10.14 ～10.19	パラワン島東方海 空域	米国、フィリピン	第5航空隊	P-3C×2機	(米) P-8A×1機、艦艇 2隻 など (比) C-90×1機、艦艇 1隻 など
第8回西太平洋 潜水艦救難訓練 (パシフィック・ リーチ2019)	19.11.4 ～11.15	洋上訓練：パース 西方海域 陸上訓練・諸行事： 豪海軍スターリン グ基地	米国、オーストラ リア、韓国、シン ガポール、マレー シア (オブザーバー 参加国約20か国)	潜水艦救難艦「ちよ だ」	艦艇 1隻 人員 約150 名	—
海上自衛隊演習 (実動演習 (日米豪加共同訓練))	19.11.4 ～11.21	日本周辺海空域	米国、 オーストラリア、 カナダ	—	艦艇 約20隻 航空機 約40 機	(米) 艦艇 約5隻 (豪) 艦艇 2隻、航空機 2隻 (加) 艦艇 1隻
掃海特別訓練 (日米豪共同訓練)	19.11.18 ～11.28	日向灘	米国、 オーストラリア	掃海母艦、掃海艦、 掃海艇、掃海管制艇	艦艇 17隻 MCH-101×2 ～3機 人員 約1000 名	(米) 掃海艦 1隻、MH-53E ×2機、水中処分員 約10名 (豪) 掃海艇 2隻
令和元年度米海軍 主催固定翼哨戒機 多国間共同訓練 (シードラゴン2020)	20.1.20 ～1.31	グアム島周辺海空 域	米国、 オーストラリア、 ニュージーランド、 韓国	第51飛行隊	P-3C×1機 人員 約30名	—
コープ・ノース20 における日米豪 共同訓練 (注3)	20.1.31 ～3.6	米国グアム島アン ダーセン空軍基地 及び同周辺海空域	米国、 オーストラリア	第71飛行隊	US-2×1機 人員 約30名	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米豪共同訓練	20.7.19 ～7.23	南シナ海及びフィリピン東方沖からグアム周辺海域に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「てるづき」	艦艇 1隻	(米) 空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、駆逐艦「マスティン」(豪) 強襲揚陸艦「キャンベラ」、駆逐艦「ホバート」、フリゲート「アラント」、スチュアート」、補給艦「シリウス」
米海軍主催多国間共同訓練 (SEACAT2020)	20.7.21 ～7.23	—	米国など	海上幕僚監部	—	—
米国主催環太平洋合同演習 (RIMPAC2020)	20.8.17 ～8.31	ハワイ諸島周辺海空域	—	護衛艦「いせ」、 「あしがら」	艦艇 2隻 人員 約550名	—
日米豪韓共同訓練 (パシフィック・ヴァンガード20)	20.9.12 ～9.13	グアム島周辺海空域	米国、オーストラリア、韓国	護衛艦「いせ」、 「あしがら」	艦艇 2隻	(米) 駆逐艦「バリー」、補給艦「ジョン・エリクソン」、潜水艦、航空機 (豪) フリゲート「アラント」、 「スチュアート」 (韓) 駆逐艦「イ・スンシン」、 「ソエ・リュ・ソンニョン」
日米豪共同訓練	20.10.19 ～10.20	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 (豪) フリゲート「アラント」
日米豪共同訓練	20.11.6 ～11.7	ベンガル湾	米国、オーストラリア	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 (豪) フリゲート「バララット」
日米印豪共同訓練 (マラバル2020)	20.11.3 ～11.6	インド洋東方海空域 (ベンガル湾)	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 (印) 駆逐艦「ランヴィジェイ」、フリゲート「シヴァリク」、補給艦「シャクティ」、潜水艦「シンドウライ」、P-8I など (豪) フリゲート「バララット」
	20.11.17 ～11.20	アラビア海北部海空域	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「むらさめ」、 第51航空隊	艦艇 1隻 人員 2名	(米) 空母「ニミッツ」、巡洋艦「プリンストン」、駆逐艦「ステレット」、P-8A (印) 空母「ヴィクラマディチャ」、駆逐艦「コルカタ」、 「チェンナイ」、フリゲート「タルワー」、潜水艦「カンデリ」、補給艦「ディバック」、 P-8I、MIG-29K、DORNIER など (豪) フリゲート「バララット」
日米仏共同訓練	20.12.15 ～12.17	沖ノ島島周辺海空域	米国、フランス	護衛艦「ひゅうが」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」、P-8A (仏) 潜水艦「エメロード」
令和2年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練 (シードラゴン2021)	21.1.14 ～1.28	グアム島周辺海空域	米国など	第12飛行隊	P-1×2機 人員 約40名	—
パキスタン海軍主催多国間共同訓練 (AMAN21)	21.2.11 ～2.16	アラビア海北部海空域	パキスタンなど	護衛艦「すずなみ」	艦艇 1隻 人員 2名	—
日米仏共同訓練	21.2.19	九州西方海空域	米国、フランス	補給艦「はまな」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「カーティス・ウィルバー」 (仏) フリゲート「プレリアル」
日仏ベルギー共同訓練	21.3.17 ～3.18	アデン湾	フランス、ベルギー	護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	(仏) 空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「プロヴァンス」、補給艦「ヴァール」 (ベルギー) フリゲート「レオボルド1世」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米仏ベルギー 共同訓練	21.3.19 ～3.20	アラビア海	米国、フランス、 ベルギー	護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	(米) 巡洋艦「ポートロイヤル」、強襲揚陸艦「マキンアイランド」 (仏) 空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「プロヴァンス」、「シェバリエ・ポール」 (ベルギー) フリゲート「レオポルド1世」
日仏米豪印共同訓練 (ラ・ベルズ21)	21.4.5 ～4.7	ベンガル湾	フランス、米国、 オーストラリア、 インド	護衛艦「あけぼの」	艦艇 1隻	(仏) 強襲揚陸艦「トネール」、 フリゲート「シュクーフ」 (米) ドック型輸送揚陸艦「サマセット」 (豪) フリゲート「アンザック」、 補給艦「シリウス」 (印) フリゲート「サツブラ」、 コルベット「キルタン」、 哨戒機 (P-8I)
日豪加共同訓練	21.4.8	スマトラ島西方	オーストラリア、 カナダ	護衛艦「あけぼの」	艦艇 1隻	(豪) フリゲート「アンザック」、 補給艦「シリウス」 (加) フリゲート「カルガリー」
日米豪仏共同訓練 (ARC21) (注4)	21.5.11 ～5.17	東シナ海	米国、オーストラ リア、フランス	護衛艦「いせ」、「あ しがら」、「あさひ」、 「こんごう」 輸送艦「おおすみ」 ミサイル艇「おおた か」、「しらたか」 哨戒機 潜水艦	艦艇 8隻 哨戒機	(米) ドック型輸送揚陸艦 「ニューオーリンズ」、P-8A、 MV-22 (豪) フリゲート「パラマッタ」 (仏) 強襲揚陸艦「トネール」、 フリゲート「シュルクーフ」
米スリランカ主催 共同訓練 (CARAT)	21.6.30	トリンコマリー沖	米国、スリランカ	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	(米) 沿海域戦闘艦「チャール ストン」、P-8A (スリランカ) 哨戒機「ガジャ バフ」、「サユララ」、 BELL212等
日米豪韓共同訓練	21.6.30 ～7.3	オーストラリア東 方	米国、オーストラ リア、韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(米) 駆逐艦「ラファエル・ベ ラルタ」 (豪) 駆逐艦「ブリスベン」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
日米豪韓共同訓練 (パシフィック・ ヴァンガード21)	21.7.5 ～7.10	オーストラリア東 方	米国、オーストラ リア、韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(米) 駆逐艦「ラファエル・ベ ラルタ」、P-8A (豪) 駆逐艦「ブリスベン」、 潜水艦、P-8 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
日豪韓共同訓練	21.7.14 ～7.17	オーストラリア東 方	オーストラリア、 韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(豪) 駆逐艦「ブリスベン」、 フリゲート「パラマッタ」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
米豪主催多国間共 同訓練 (タリスマン・セ イバー21) (注4)	21.7.18 ～7.27	オーストラリア東 方	米国、オーストラ リア、カナダ、韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(米) 強襲揚陸艦「アメリカ」、 ドック型輸送揚陸艦「ニュー オーリンズ」、ドック型揚陸艦 「ジャーマンタウン」、駆逐艦 「ラファエル・ベラルタ」、補 給艦「アラン・シェバード」、 「ラバハノック」、P-8A (豪) 強襲揚陸艦「キャンベ ラ」、揚陸艦「チャールズ」、 駆逐艦「ブリスベン」、フリ ゲート「パラマッタ」、「バラ ラット」、P-8 (加) フリゲート「カルガリー」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
米海軍主催多国間 共同訓練 (SEACAT2021)	21.8.10 ～8.20	シンガポール共和 国及び所定場所 (リモート形式)	米国など	海上幕僚監部	人員 2名	—
日米印豪共同訓練 (マラバール 2021) フェーズ1前段	21.8.23 ～9.10	グアム島及び同島 周辺海域	米国、インド、オ ーストラリア	特別警備隊	-	(米) 駆逐艦「バリー」、補給 艦「ユーコン」、「ビックホー ン」、P-8A、C-17、太平洋特 殊作戦コマンド (印) フリゲート「シヴァリ ク」、コルベット「カドマッ ト」、P-8I、海軍特殊作戦部隊 (豪) フリゲート「ワラマンガ」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印豪共同訓練 (マラバール 2021) フェーズ1後段	21.8.26 ～8.29	西太平洋(フィリ ピン海)	米国、インド、オー ストラリア	護衛艦「かが」、「む らさめ」、「しらぬい」 潜水艦 P-1	艦艇4隻 P-1	(米) 駆逐艦「バリー」、補給 艦「ユーコン」、P-8A (印) フリゲート「シヴァリ ク」、コルベット「カドマッ ト」、P-8I (豪) フリゲート「ワラマンガ」
日英米蘭共同訓練 (PACIFIC CROWN21-1)	21.8.25 ～8.26	沖縄南方	英国、米国、オラ ンダ	護衛艦「いせ」、「あ さひ」及び搭載航空 機(SH-60K)	艦艇 2隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、フリゲート「ケント」、 駆逐艦「ディフェンダー」 (米) 駆逐艦「ザ・サリバンズ」 (オランダ) フリゲート「エ ファーツェン」
日英米蘭共同訓練 (PACIFIC CROWN21-2)	21.8.27 ～8.28	沖縄東方から東シ ナ海	英国、米国、オラ ンダ	護衛艦「いせ」、「て るつき」及び搭載航 空機(SH-60K)	艦艇 2隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、駆逐艦「ディフェン ダー」、補給艦「フォート・ビ クトリア」、「タイドスプリン グ」 (米) 駆逐艦「ザ・サリバンズ」 (オランダ) フリゲート「エ ファーツェン」
日英米蘭加共同訓 練 (PACIFIC CROWN21-3) (注3)	21.9.2 ～9.7	東シナ海から四国 南方を経て 関東南方に至る海 空域	英国、米国、オラ ンダ、カナダ	護衛艦「いせ」、「あ さひ」、「はるさめ」、 「たかなみ」、「きり しま」、「おおなみ」、 「てるつき」及び搭 載航空機(SH-60J/ K) 潜水艦 P-1	艦艇 8隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、駆逐艦「ディフェン ダー」、F-35B (米) 駆逐艦「ザ・サリバン ズ」、P-8A、F-35B (オランダ) フリゲート「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート「ウィニ ペグ」
日英米蘭加共同訓 練 (PACIFIC CROWN21-4) (注3)	21.9.8 ～9.9	関東東方	英国、米国、オラ ンダ、カナダ	護衛艦「いせ」、「い ずも」及び搭載航空 機(SH-60J/K) MCH-101	艦艇 2隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、駆逐艦「ディフェン ダー」、補給艦「フォート・ビ クトリア」、「タイドスプリン グ」、F-35B (米) F-35B (オランダ) フリゲート「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート「ウィニ ペグ」
日米英蘭加新共同 訓練	21.10.2 ～10.3	沖縄南西	米国、英国、オラ ンダ、カナダ、 ニュージーランド	護衛艦「いせ」、「き りしま」、「やまぎり」	艦艇 3隻	(米) 空母「ロナルド・レーガ ン」、「カール・ヴィンソン」、 巡洋艦「シャイロー」、「レイ ク・シャンプレーン」、駆逐艦 「ザ・サリバンズ」、「チャ フィー」 (英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、フリゲート「ケント」、 駆逐艦「ディフェンダー」、補 給艦「フォート・ビクトリア」、 「タイドスプリング」 (オランダ) フリゲート「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート「ウィニ ペグ」 (ニュージーランド) フリゲー ト「テ・カハ」
日米英蘭加新共同 訓練	21.10.4 ～10.9	南シナ海	米国、英国、オラ ンダ、カナダ、 ニュージーランド	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ザ・サリバンズ」 (英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、フリゲート「ケント」、 駆逐艦「ディフェンダー」、補 給艦「フォート・ビクトリア」、 「タイドスプリング」 (オランダ) フリゲート「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート「ウィニ ペグ」 (ニュージーランド) フリゲー ト「テ・カハ」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印豪共同訓練 (マラバール 2021) フェーズ2	21.10.11 ~10.14	ベンガル湾	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	(米) 空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ストックデル」、補給艦「ユーコン」、P-8A (印) 駆逐艦「ランヴィジャイ」、フリゲート「サツブラ」、P-8I、潜水艦 (豪) フリゲート「バララット」、補給艦「シリウス」
米比主催共同訓練 (Exercise SAMA SAMA 2021)	21.10.11 ~10.12	海上幕僚監部	米国、フィリピン	海上幕僚監部	人員 3名	—
日米豪英共同訓練 (Maritime Partnership Exercise)	21.10.15 ~10.18	ベンガル湾	米国、オーストラリア、英国	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	(米) 空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ストックデル」、「ザ・サリバンズ」、補給艦「ユーコン」、P-8A (豪) フリゲート「バララット」 (英) 空母「クイーンエリザベス」、駆逐艦「ディフェンダー」、フリゲート「リッチモンド」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」
日米豪共同訓練	21.10.25	沖縄東方	米国、オーストラリア	護衛艦「あきづき」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ベンフォールド」 (豪) 駆逐艦「ブリスベン」
海上自衛隊演習 (実動演習(日米 共同演習及び日米 豪加独 共同訓練))	21.11.21 ~11.30	日本周辺	米国、オーストラリア、カナダ、ドイツ	—	艦艇 約20隻 航空機 約40機	(米) 艦艇約10隻 (豪) 艦艇2隻 (カナダ) 艦艇1隻 (ドイツ) 艦艇1隻
令和3年度米海軍 主催固定翼哨戒機 多国間共同訓練 (シードラゴン 2022)	22.1.2 ~1.20	グアム島周辺	米国など	P-1 2機	航空機 2機 人員約50名	—
コープ・ノース22 における 日米豪共同訓練 (注3)	22.2.2 ~2.18	アメリカ合衆国グアム島アンダーセン空軍基地及び同周辺海空域	米国、オーストラリア	救難飛行艇(US-2)	航空機US-2 1機 人員 約30名	—
米国主催国際海上 訓練(IMX/ CE22)	22.1.31 ~2.17	バーレーン周辺	米国等	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻 人員 約200名	—
インド海軍主催多 国間共同訓練 (MILAN2022)	(1) 停泊 フェーズ 22.2.25 ~2.28 (2) 洋上 フェーズ 22.3.1 ~3.4	インド東部 ヴィシャカパト ナム周辺	インド等	(1) 停泊フェーズ 海上幕僚長ほか海上 幕僚監部幕僚等5名 (2) 洋上フェーズ 護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻 人員 6名	—
日米豪共同訓練	22.3.14 ~3.16	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「マンセン」、P-8 (豪) フリゲート「アランタ」、AP-3C

航空自衛隊

資料編

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米豪共同訓練 (コープ・ノース・ グアム)	19.2.7 ～3.19	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 北マリアナ諸島サイ パン島、テナン島、 ロタ島及びファラロ ン・デ・メディニラ 空対地射場並びに同 周辺空域	米国、 オーストラリア	航空総隊第8航空団、 第9航空団、航空救 難団、警戒航空隊 航空支援集団第1輸 送航空隊	航空機 約20機 人員 約450名(延べ)	—
ミクロネシア連邦 等における人道支 援・災害救援共同 訓練 (クリスマス・ドロ ップ)	19.12.4 ～12.16	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 米国北マリアナ諸島、 パラオ及びミクロネ シア並びにこれらの 周辺空域	米国、 オーストラリア、 ニュージーランド	航空支援集団第1輸 送航空隊	航空機 1機 人員 約30名	(米) C-130J×3機 (豪) C-130J×1機 (NZ) C-130H×1機
コープ・ノース20 における日米豪 共同訓練及び 日米豪人道支援・ 災害救援共同訓練	日米豪共 同訓練： 20.1.31 ～3.8	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 北マリアナ諸島テナ ン島及びファラロ ン・デ・メディニラ 空対地射場並びにこ れらの周辺空域	米国、オーストラ リア	航空総隊第8航空団、 第9航空団、航空救 難団、警戒航空隊、 航空支援集団第1輸 送航空隊、第3輸送 航空隊	F-15J/DJ×8機 F-2A/B×6機、 U-125A×2機 E-2C×2機 C-2×1機 KC-767×1機 人員 約450名	—
	日米豪人 道支援・ 災害救援 共同訓練： 20.2.12 ～2.26	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 北マリアナ諸島サイ パン島、テナン島 及びロタ島並びにこ れらの周辺空域	米国、オーストラ リア	航空総隊航空救難団、 航空戦術教導団、航 空支援集団第3輸送 航空隊、航空機動衛 生隊等	U-125A×2機 C-2×1機 人員 約70名	—
米宇宙軍主催多国 間机上演習 (シュリーパー演習 2020)	20.11.4 ～11.5	市ヶ谷 (オンライン)	米国、オーストラ リア、カナダ、フ ランス、ドイツ、 ニュージーランド、 英国	内部部局、統合幕僚 監部、航空幕僚監部	人員 18名	—
コープ・ノース21 における日米豪 共同訓練及び日米 豪人道支援・災 害救援共同訓練 (注2)	日米豪共 同訓練： 21.1.18 ～2.28	アメリカ合衆国グア ム島アンダーセン空 軍基地、ファラロン ・デ・メディニラ空 対地射場並びに同周 辺空域、パラオ共和 国バベルダオブ島ロ マン・トメトウチェ ル国際空港及びアン ガウル島	米国、オーストラ リア	航空総隊第2航空団、 第8航空団、警戒航 空隊、航空支援集 団第3輸送航空隊	F-15J/DJ×6機 F-2A×3機 E-767×1機 C-2×1機 人員 約250名	—
	日米豪人 道支援・ 災害救援 共同訓練： 21.1.18 ～2.28	アメリカ合衆国グア ム島アンダーセン空 軍基地、ファラロン ・デ・メディニラ空 対地射場並びに同周 辺空域、パラオ共和 国バベルダオブ島ロ マン・トメトウチェ ル国際空港及びアン ガウル島	米国、オーストラ リア	航空総隊基地警備教 導隊、航空支援集 団第3輸送航空隊	C-2×1機 人員 約110名	—
日英米蘭加共同訓練 (PACIFIC CROWN21) (注2)	21.9.2 ～9.9	四国沖及び関東東方 の太平洋上の空域並 びに横田基地	英国、米国、オラ ンダ、カナダ	第3航空団、第5航 空団、第8航空団、 第9航空団、警戒航 空隊、第1輸送航空 隊	F-2A/B×4機、 F-15J/DJ×8機、 F-35A×2機、E-767 ×1機、E-2C/D×1 機、KC-767×1機	(英) 空母「クイーン・ エリザベス」、フリゲ ート「ケント」、駆逐艦 「ディフェンダー」、補 給艦「タイドスプリン グ」、F-35B (米) 駆逐艦「ザ・サ リバンズ」、P-8A、 F-35B (オランダ) フリゲ ート「エファーツェン」 (カナダ) フリゲート 「ウィニベグ」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練 (クリスマス・ドロップ)	21.12.1 ～12.13	アメリカ合衆国グアム島アンダーセン空軍基地、アメリカ合衆国北マリアナ諸島、パラオ共和国及びミクロネシア連邦並びに同周辺空域	米国等	航空支援集団第1輸送航空隊	C-130H×1機、人員約20名	—
コープ・ノース22における日米豪共同訓練等 (注2)	日米豪共同訓練: 22.2.2 ～2.18	アメリカ合衆国グアム島アンダーセン空軍基地及びファラロン・デ・メディニラ空対地射場並びにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア	第2航空団、第8航空団、航空戦術教導団、航空救難団、警戒航空団、第1輸送航空隊	F-15J/DJ×6機、F-2A×6機、U-125A×1機、UH-60J×1機及びE-767×1機、KC-767×1機、人員約380名	—
	人道支援・災害救援共同訓練: 22.2.2 ～2.18	アメリカ合衆国グアム島アンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島並びにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア、フランス	航空救難団、第1輸送航空隊、第2輸送航空隊、第3輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群、航空機動衛生隊	U-125A×1機、UH-60J×1機、人員約150名(日米豪共同訓練と重複して参加するものを含む。)	—

(注1) 人員等数については公表時のものを基準

なお、人員が概数のものについては、概数同士を足し合わせているため、実際の計とは一致しない場合がある。

(注2) 海上自衛隊も参加(海自の欄に重複で記載)

(注3) 航空自衛隊も参加(空自の欄に重複で記載)

(注4) 陸上自衛隊も参加(陸自の欄に重複で記載)

(注5) 新型コロナウイルス感染症の影響により参加国などに変更

(1) 国連機関への職員派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、 04.8.1～07.7.31	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (将補) ※1
97.6.23～00.6.23	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1尉)
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局運用・計画部長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1佐)
05.7.11～09.7.10	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
09.1.9～13.1.8	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
13.8.27～16.8.31	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1尉)
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
11.1.16～14.1.15	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
13.9.18～16.9.17	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部部隊形成課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
15.6.1～17.11.30	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 運用部アフリカ第1部上級連絡官 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (1佐)
16.3.1～16.8.31	国連フィールド支援局後方支援部戦略支援課 (ニューヨーク)	事務官1名※2
16.8.29～19.8.26	国連平和活動局軍事部軍事計画課 (ニューヨーク) ※3	陸上自衛官1名 (2佐)
17.2.11～20.2.18	国連活動支援局後方支援部戦略支援課 (ニューヨーク) ※4	事務官1名
18.4.1～20.12.31	国連安保理決議第1540号に関する1540委員会専門家グループ (ニューヨーク)	教官1名
19.10.19～	国連平和活動局軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (1佐)
20.8.8～	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
21.3.15～	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課 (ニューヨーク)	事務官1名

※1 OPCW 査察局長については、07.8.1 付での自衛官退官後も引き続き09.7 まで勤務した。

※2 外務省事務官の身分での派遣

※3 19.1.1 の組織改編により、「国連平和維持活動局」から「国連平和活動局」に名称を変更

※4 19.1.1 の組織改編により、「国連フィールド支援局」から「国連活動支援局」に名称を変更

(2) PKOセンターなどへの講師などの派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
08.11.21～08.11.30	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官2名（2佐）
09.5.22～09.6.6	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（将補）
09.8.28～09.9.5	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官2名（2佐）
10.4.10～10.4.17	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（2佐）※1
10.8.14～10.8.30	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官1名（1佐）
11.11.15～11.11.20	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター（ガーナ）	陸上自衛官1名（1佐）
12.7.31～12.8.5	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（1佐）
12.12.15～12.12.19	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	航空自衛官1名（2佐）
13.3.9～13.3.14	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
13.8.28～13.9.1	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（2佐）
13.10.5～13.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.8～14.3.13	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.23～14.5.25	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
14.8.12	国際平和維持訓練センター（ケニア）（南スーダンでの出張講義）	陸上自衛官1名（2佐）
14.10.5～14.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.10.6～14.10.23	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
15.3.19～15.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
15.6.4～15.7.1	平和支援訓練センター（エチオピア）※2	陸上自衛官1名（2佐）
15.9.5～15.9.20	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
15.10.22～15.11.7	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.3.21～16.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
16.5.31～16.6.17	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.11.4～16.11.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
17.3.6～17.3.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.6.2～17.6.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.12.1～17.12.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
18.6.30～18.7.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
18.8.22～18.8.28	インドネシア国軍平和維持ミッションセンター（インドネシア）	陸上自衛官1名（2佐）
18.11.2～18.11.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.3.3～19.3.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.6.28～19.7.12	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.11.8～19.11.22	平和支援訓練研究センター（エチオピア）※3	陸上自衛官1名（2佐）
20.3.6～20.3.15	平和支援訓練研究センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
22.3.4～22.3.16	平和支援訓練研究センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）

※1 初の女性自衛官派遣

※2 15年6月、「国際平和維持訓練センター」から「平和支援訓練センター」に名称変更

※3 19年10月、「平和支援訓練センター」から「平和支援訓練研究センター」に名称変更

資料54 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和支援法	国際平和協力法	国際緊急援助隊法	旧イラク人道復興支援特措法 (2009年 7月31日失効)	旧補給支援特措法 (2010年 1月15日失効)
目的	○ 国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国際協力の推進に寄与すること	○ 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 協力支援活動(注1) ○ 捜索救助活動(注1) ○ 船舶検査活動(注3)	○ 国連平和維持活動 ○ 国際連携平和安全活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 救助活動 ○ 医療活動(防疫活動を含む) ○ 災害応急対策及び災害復旧のための活動 ○ 上記活動を行う人員又は機材・物資輸送	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要) ○ 公海及びその上空	○ わが国以外の領域(公海を含む。)(紛争当事者間の停戦合意及び受入れ国の同意が必要)	○ 海外の地域、特に開発途上にある海外の地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要)(注2) ○ 公海およびその上空(注2)	○ わが国領域 ○ 外国(インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注2) ○ 公海(インド洋などに限る)およびその上空(注2)
国会承認	○ 例外なき事前承認	○ 自衛隊の部隊等がいわゆる停戦監視業務や安全確保業務を行う場合に限り、原則として、事前に国会付議(注4)	なし	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議(注4)	(注5)
国会報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	なし	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われていない現場に限る。

(注2) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注3) 外国による船舶検査活動に相当する活動と明確に区別された海域において行う。

(注4) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注5) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の領域を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

(1) ベルシャ湾機雷掃海派遣

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ベルシャ湾など	ベルシャ湾掃海派遣部隊	91.4~91.10	約510人	約510人	・ベルシャ湾における機雷の除去及びその処理

(2) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア 暫定機構 (UNTAC) (PKO)	停戦監視 要員	92.9~93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視 ・停戦監視
	施設部隊	92.9~93.9	600人	1,200人	・道路・橋の修理など ・給油・給水活動 ・給食、宿泊または作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ) (PKO)	司令部要員	93.5~95.1	5人	10人	・中長期的な業務計画の立案及び輸送業務に関する 企画・調整
	輸送調整 部隊	93.5~95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関す る技術的調整
ルワンダ難民救援 (人道)	ルワンダ 難民救援隊	94.9~12	260人	260人	・医療・防疫・給水活動
	空輸派遣隊	94.9~12	118人	118人	・ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空 輸送 ・国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力 引き離し監視隊 (UNDOF) (PKO)	司令部要員	96.2~09.2	1~13次要員： 2人	38人	・広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に 関する企画・調整
		09.2~13.1	14~17次要員： 3人		
	輸送部隊	96.2~12.8	1~33次要員： 43人	1,463人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、 重機材などの整備、消防、除雪
		12.8~13.1	34次要員： 44人		
東ティモール 避難民救援	空輸部隊	99.11~00.2	113人	113人	・援助物資及びUNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン 難民救援	空輸部隊	01.10	138人	138人	・援助物資の航空輸送
国連東ティモール 暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは 国連東ティモール支援団 (UNMISSET) (PKO)	司令部要員	02.2~04.6	1次要員： 10人 2次要員： 7人	17人	・施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3~04.6	1、2次要員： 680人 3次要員： 522人 4次要員： 405人	2,287人	・道路、橋の維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用 する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援 (人道)	空輸部隊	03.3~4	50人	50人	・援助物資の航空輸送
イラク被災民救援 (人道)	空輸部隊	03.7~8	98人	98人	・物資などの航空輸送
国連ネパール政治 ミッション (UNMIN) (PKO)	軍事監視 要員	07.3~11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の 監視など
国連スーダン・ ミッション (UNMIS) (PKO)	司令部要員	08.10~11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関する調整 ・データベース管理

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連ハイチ 安定化ミッション (MINUSTAH) (PKO)	司令部要員	10.2～13.1	2人	12人	・施設関係業務の企画調整、及び兵站全般に関する企画調整
	施設部隊	10.2～13.1	1次要員： 203人 2次要員： 346人 3、4次要員： 330人 5、6次要員： 317人 7次要員： 297人 撤収支援要員： 44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など
国連東ティモール統合 ミッション (UNMIT) (PKO)	軍事連絡要員	10.9～12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集
国連 南スーダン共和国 ミッション (UNMISS) (PKO)	司令部要員	11.11～	4人	47人	・軍事部門の兵站全般の需要に関する調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画・調整 ・航空機の運航支援に関する企画・調整
	派遣施設隊	12.1～17.5	1次要員： 239人 2～4次要員： 349人 5、6次要員： 401人 7～10次要員： 353人 11次要員： 354人 撤収支援要員： 58人 (1～4次要員数は、現地支援調整所の要員数も含む)	3,912人	・インフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊活動にかかる UNMISS などとの協議・調整 ・後方補給業務などに関する調整
	現地支援調整所	12.1～ 13.12	(1～4次要員数は、現地支援調整所の要員数も含む)		・施設部隊活動にかかる UNMISS などとの協議・調整 ・後方補給業務などに関する調整
シナイ半島国際平和 協力業務 (国際連携)	司令部要員	19.4～	2人	6人	・エジプト及びイスラエルと MFO との連絡調整

- (注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）及び航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(3) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス 国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11～12	80人	185人	・治療・防疫活動
	空輸部隊		105人		・医療部隊の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9～11	426人	426人	・国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2	16人	94人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資及び支援部隊などの航空輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送 (地震災害)	空輸部隊	03.12～04.1	31人	31人	・国際緊急援助活動に必要な物資（テントなど）の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	派遣海上部隊	04.12～05.1	590人	590人	・被災者の捜索及び救助活動
インドネシア 国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1～03	22人	925人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	医療・航空援助隊		228人		・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・援助物資などの海上輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資などの航空輸送
ロシア連邦カムチャツカ半島沖国際緊急援助 (潜水艇事故)	海上派遣部隊	05.8	346人	346人	・ロシア潜水艇の救助

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
パキスタン等地震における国際緊急援助活動（地震災害）	航空援助隊	05.10～12	147人	261人	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（地震災害）	医療援助隊	06.5～6	149人	234人	・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（地震災害）	統合連絡調整所	09.10	21人	33人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	医療援助隊		12人		・医療活動
ハイチ国際緊急援助活動（地震災害）	統合連絡調整所	10.1～2	33人	234人	・ハイチ共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸部隊		97人		・国際緊急援助隊等の航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	医療援助隊		104人		・医療活動
パキスタン水害における国際緊急援助（洪水災害）	統合運用調整所	10.8～11	27人	514人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	航空援助隊		184人		・物資等の航空輸送
	海上輸送隊		154人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員及び物資輸送（地震災害）	空輸部隊	11.2～3	40人	40人	・国際緊急援助活動を行う要員及び物資の航空輸送
フィリピン国際緊急援助活動（台風災害）	現地運用調整所	13.11～12	約10人	約1,100人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	統合任務部隊		約1080人		・医療（診療・ワクチン）・防疫活動 ・救援物資などの輸送
マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動（捜索）	現地運用調整所	14.3～5	約10人	約140人	・マレーシア関係機関、関係国などとの調整
	国際緊急援助活動飛行隊		約130人		・捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に必要な物資の輸送（感染症）	現地調整所	14.11～12	4人	14人	国際緊急援助活動に従事する外務省及び国際協力機構（JICA）並びにUNMEERその他関係機関との調整
	空輸隊		10人		・航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（航空機事故）	現地支援調整所	14.12～15.1	3人	約350人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動に関する情報収集、関係機関、関係国との調整
	国際緊急援助水上部隊		約350人		・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動（感染症）	疫学調査支援	15.4～5	1人	1人	・シエラレオネでのWHOが行う疫学調査などに対する支援
ネパール国際緊急援助活動（地震災害）	統合運用調整所	15.4～5	4人	約140人	・ネパール連邦民主共和国関係機関・関係国などとの調整
	医療援助隊		約110人		・医療活動
	空輸部隊		約30人		・医療活動の実施に必要な機材・物資の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動（地震災害）	航空隊	16.11	約30人	約30人	・被災状況の確認
インドネシア国際緊急援助活動（地震・津波災害）	現地調整所	18.10	約10人	約60人	・被災状況及び現地活動に係る情報収集 ・インドネシア共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約50人		・人員・物資の輸送
ジブチ国際緊急援助活動（大雨・洪水災害）	海賊対処行動部隊の一部※	19.11～12	約230人	約230人	・公共施設（小中学校）の排水及び機能復旧、緊急援助物資の輸送及び配布
オーストラリア国際緊急援助活動（森林火災災害）	現地調整所	20.1～2	約10人	約80人	・オーストラリア連邦国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約70人		・消火や救援活動に必要な物資、消防隊員などの航空輸送
トンガ王国における国際緊急援助活動（火山災害）	現地調整所	22.1～2	7人	約370人	トンガ王国・オーストラリア連邦関係機関、関係国等との調整
	国際緊急援助空輸隊等		約120人		緊急援助物資の航空輸送
	統合任務部隊		約240人		緊急援助物資の海上輸送、給水活動

※海賊対処行動のために派遣されていた部隊（(7) 海賊対処行動を参照）の一部をもって、活動を実施

(4) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
インド洋	補給活動等を行う部隊	01.11～ 07.11	約320人	約10,900人	・各国艦船への補給など
在日米軍基地など	輸送活動を行う部隊		—	約2,900人	・物品の輸送

(5) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
インド洋	補給支援部隊	08.1～10.2	約330人	約2,400人	・各国艦船への補給など

(6) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
イラク南東部など	復興支援群 (1次～10次) 業務支援隊 (1次～5次)	04.1～06.7	約600人	約5,600人	・医療・給水・公共設備の復旧整備など
クウェートなど	後送業務隊	06.6～06.9	約100人	約100人	・物品の後送に必要な業務
ペルシャ湾など	海上輸送部隊	04.2～04.4	約330人	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
クウェートなど	輸送航空隊 (1期～16期)	03.12～ 08.12	約210人	約3,500人	・人道復興関連物資などの航空輸送
クウェートなど	撤収業務隊	08.12～ 09.2	約130人	約130人	・撤収に係る業務

(7) 海賊対処行動（海上警備行動としての派遣を含む。）

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ソマリア沖・アデン湾	水上部隊	09.3～16.12	約400人	約10,000人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
		16.12～	約200人※	約3,200人※	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	航空隊（海自）	09.5～11.2	約100人	約1,640人	アデン湾の警戒監視及び総務、経理、広報、衛生などの業務など
		11.2～12.6	約120人		
		12.6～14.7	約110人		
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	航空隊（海自）	14.7～15.7	約70人	約210人	アデン湾の警戒監視など
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ		15.7～	約60人※	約1,780人※	アデン湾の警戒監視など (20.1から、海賊対処行動を実施している国際推奨航路上空を中心としたアデン湾及びアラビア海北部の西側の公海の範囲内における情報収集を実施)
ジブチ	支援隊（海自）	14.7～	約30人	約510人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
バーレーンなど	第151連合任務部隊司令部派遣隊	14.8～21.6	20人以内	約70人	第151連合任務部隊に参加する各国部隊などとの連絡調整
	第151連合任務群司令部派遣隊	21.6～	15人以内	2人	第151連合任務群に参加する各国部隊などとの連絡調整
	連合海上部隊司令部派遣隊	21.6～	2人	5人	第151連合任務群司令部及び第151連合任務群に参加する各国部隊などとの連絡調整
ジブチ	現地調整所	12.7～14.7	3人	約12人	水上部隊及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局などとの連絡調整
ジブチ	航空隊（陸自）	09.5～11.2	約50人	約970人	活動拠点及びP-3Cの警備など
		11.2～12.6	約60人		
		12.6～14.7	約80人		
ジブチ	支援隊（陸自）	14.7～	約80人	約1,360人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など

(8) 中東地域における情報収集活動

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
オマーン湾、 アラビア海北部及び バブ・エル・マンデブ 海峡東側のアデン湾	水上部隊	20.2～22.2	約200人	約1,200人	日本関係船舶の航行の安全確保のための情報収集活動
	水上部隊 (派遣海賊対処行動 水上部隊が兼務)	22.2～	約200人	約200人	日本関係船舶の航行の安全確保のための情報収集活動
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	航空隊（海自） (派遣海賊対処行 動航空隊が兼務)	20.1～	約60人	約600人	海賊対処行動を実施している国際推奨航路上空を中心としたアデン湾及びアラビア海北部の西側の公海の範囲内における情報収集

※中東地域における情報収集活動は、海賊対処部隊の活用によるものであり、水上部隊及び航空隊の人数及び延べ人数は、それぞれ(7)海賊対処行動の※の内数

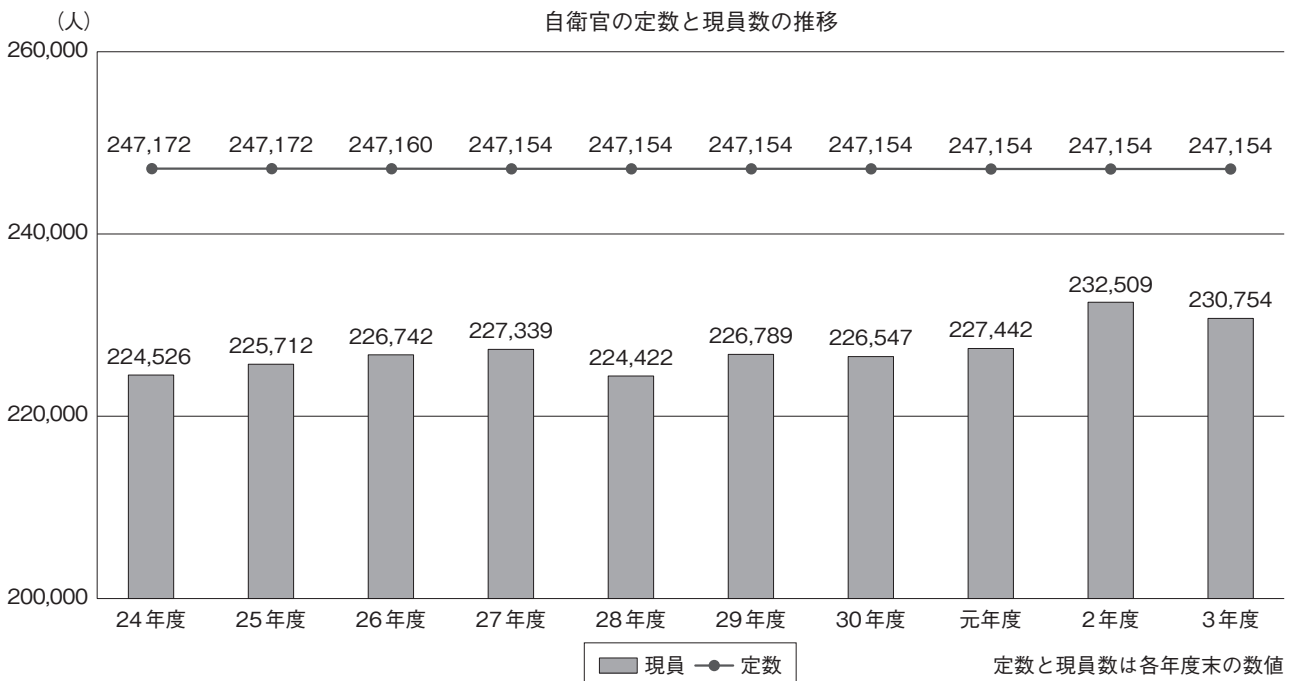
資料56 自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移

(2022.3.31 現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,590	45,307	46,928	4,329	247,154
現員	139,620	43,435	43,720	3,979	230,754
充足率(%)	92.7	95.9	93.2	91.9	93.4

区分	非任期制自衛官								任期制自衛官	
	幹部		准尉		曹		士			
定員	46,357		4,927		141,468		54,402			
現員	43,421	(2,640)	4,687	(108)	139,224	(9,356)	25,011	(3,490)	18,411	(3,566)
充足率(%)	93.7		95.1		98.4		79.8			

(注) 1 現員の()は女子で内数
2 定員は予算定員



資料57 自衛官などの応募及び採用状況（令和3（2021）年度）

区 分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率	
一般幹部候補生	陸	2,258 (376)	174 (24)	13.0 (15.7)	
	海	1,165 (220)	89 (17)	13.1 (12.9)	
	空	1,575 (399)	70 (15)	22.5 (26.6)	
	計	4,998 (995)	333 (56)	15.0 (17.8)	
曹	技術海曹	海	76 (36)	9 (3)	8.4 (12.0)
	技術空曹	空	6 (1)	1 (—)	6.0 (—)
航空学生	海	762 (95)	78 (5)	9.8 (19.0)	
	空	1,287 (159)	72 (3)	17.9 (53.0)	
	計	2,049 (254)	150 (8)	13.7 (31.8)	
一般曹候補生	陸	16,808 (3,403)	4,027 (526)	4.2 (6.5)	
	海	5,007 (1,173)	1,510 (251)	3.3 (4.7)	
	空	6,611 (1,783)	913 (343)	7.2 (5.2)	
	計	28,426 (6,359)	6,450 (1,120)	4.4 (5.7)	
自衛官候補生	陸	17,509 (3,479)	3,167 (683)	5.5 (5.1)	
	海	4,557 (930)	673 (140)	6.8 (6.6)	
	空	6,206 (1,602)	1,510 (279)	4.1 (5.7)	
	計	28,272 (6,011)	5,350 (1,102)	5.3 (5.5)	
防衛大学校学生	推薦	人社	152 (56)	34 (10)	4.5 (5.6)
		理工	232 (39)	136 (20)	1.7 (2.0)
		計	384 (95)	170 (30)	2.3 (3.2)
	総合選抜	人社	119 (26)	14 (2)	8.5 (13.0)
		理工	141 (22)	41 (3)	3.4 (7.3)
		計	260 (48)	55 (5)	4.7 (9.6)
	一般	人社	4,713 (1,959)	60 (10)	78.6 (195.9)
		理工	6,296 (1,365)	203 (26)	31.0 (52.5)
		計	11,009 (3,324)	263 (36)	41.9 (92.3)
防衛医科大学校医学科学生		5,704 (1,948)	83 (22)	68.7 (88.5)	
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		1,719 (1,323)	75 (55)	22.9 (24.1)	
高等工科学校学生 徒	推薦	303	104	2.9	
	一般	1,476	237	6.2	
	合計	1,779	341	5.2	

(注) 1 () は女子で内数

2 数値は令和3（2021）年度における自衛官などの募集にかかるものである。

資料58 防衛省の職員等の内訳

(2022.3.31 現在)

	特別職		一般職	
	定員内	定員外	定員内	定員外
防衛大臣 防衛副大臣 防衛大臣政務官(2人) 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与(3人以内)	防衛大臣秘書官		事務官等 26人	非常勤職員
	自衛隊の隊員			
	防衛事務次官	自衛官候補生		
	防衛審議官	予備自衛官 47,900人		
	書記官等 793人	即応予備自衛官 7,981人		
	事務官等 20,105人	予備自衛官補 4,621人		
	自衛官 247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
		陸上自衛隊高等工科学校生徒		
	非常勤職員			

※ 定員数は法令上の定員（自衛官は法令上の定数）

※ 防衛省の職員等の「等」は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官を指す。

資料59 再就職等支援のための主な施策

区分	再就職等支援施策	内容	
退職予定自衛官に対する施策	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査	
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与	
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与	
	職業訓練	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格などを取得できる能力を付与（大型自動車、フォークリフト、電気工事士、危険物取扱者、ボイラー技士、車両系建設機械、普通自動車、クレーン運転士、介護職員初任者研修、大型特殊自動車、登録販売者、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務、電気工事施工管理技士、消防設備点検資格者、ガス溶接作業主任者など）
		防災・危機管理教育	若年定年退職予定の幹部自衛官に対し、防災行政の仕組み及び国民保護計画などの専門知識を付与（本教育の受講は、内閣府が行う地域防災マネージャー証明の要件）
		通信教育	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格などを取得できる能力を付与（危険物取扱者、電気工事士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、マンション管理士、衛生管理者、ボイラー技士、行政書士、消防設備士、進学希望者に対する大学進学支援など）
	インターンシップ	再就職先のミスマッチなどによる早期離職を防止するとともに、再就職先の拡充を図る観点から、退職予定自衛官に対するインターンシップを実施	
進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託		
部内援護担当者に対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育	
部外に対する施策	企業主などに対する援護広報	企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報	
	企業主などに対する部隊見学など招へい	企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、再就職等支援状況の説明などを実施	

都道府県	在職状況
北海道	北海道庁5名、札幌市役所2名、函館市役所2名、小樽市役所、旭川市役所、室蘭市役所、釧路市役所、帯広市役所2名、岩見沢市役所、苫小牧市役所、稚内市役所、美瑛市役所、芦別市役所2名、赤平市役所、紋別市役所、士別市役所、名寄市役所、千歳市役所3名、滝川市役所、砂川市役所、富良野市役所、登別市役所、恵庭市役所2名、伊達市役所、北広島市役所2名、北斗市役所、松前町役所、七飯町役所、鹿部町役所、島牧村役所、黒松内町役所、蘭越町役所、ニセコ町役所、倶知安町役所、余市町役所、上砂川町役所、長沼町役所、月形町役所、上富良野町役所、中富良野町役所2名、南富良野町役所、下川町役所、浜頓別町役所、天塩町役所、豊富町役所、礼文町役所、利尻町役所、美幌町役所、遠軽町役所2名、厚真町役所、安平町役所、新ひだか町役所、音更町役所2名、上士幌町役所、芽室町役所、幕別町役所、足寄町役所、釧路町役所、標茶町役所、弟子屈町役所2名
青森県	青森県庁2名、青森市役所4名、弘前市役所、八戸市役所3名、十和田市役所、三沢市役所、つがる市役所、鯉ヶ沢町役所、深浦町役所、おいらせ町役所
岩手県	岩手県庁、盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、釜石市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役所、矢巾町役所、大槌町役所、山田町役所2名、野田村役所
宮城県	宮城県庁、仙台市役所2名、石巻市役所、名取市役所、角田市役所、多賀城市役所、登米市役所、栗原市役所、東松島市役所、富谷市役所、柴田町役所、丸森町役所、亘理町役所、山元町役所、利府町役所、大和町役所、大衡村役所、南三陸町役所、
秋田県	秋田県庁3名、秋田市役所、大館市役所、湯沢市役所、潟上市役所、大仙市役所
山形県	山形県庁、山形市役所、酒田市役所、上山市役所、村山市役所、天童市役所、東根市役所
福島県	福島県庁、福島市役所2名、郡山市役所、いわき市役所、伊達市役所
茨城県	古河市役所、龍ヶ崎市役所、下妻市役所2名、高萩市役所、守谷市役所、常陸大宮市役所、かすみがうら市役所、境町役所2名
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所、佐野市役所
群馬県	群馬県庁2名、吉岡町役所、中之条町役所
埼玉県	埼玉県庁、さいたま市役所2名、深谷市役所2名、朝霞市役所、和光市役所、桶川市役所、富士見市役所、吉川市役所、川島町役所
千葉県	千葉県庁、千葉市役所、市川市役所、船橋市役所、館山市役所、木更津市役所、松戸市役所、茂原市役所、成田市役所、佐倉市役所、習志野市役所、柏市役所、勝浦市役所、市原市役所、流山市役所、八千代市役所、君津市役所、富津市役所、浦安市役所、四街道市役所、八街市役所、印西市役所、富里市役所、香取市役所、山武市役所、いすみ市役所、大網白里市役所、酒々井町役所
東京都	東京都庁7名、墨田区役所、江東区役所、品川区役所3名、大田区役所2名、渋谷区役所2名、北区役所、荒川区役所、板橋区役所2名、足立区役所、葛飾区役所、日野市役所、瑞穂町役所
神奈川県	神奈川県庁4名、横浜市役所9名、川崎市役所、相模原市役所、横須賀市役所、平塚市役所、鎌倉市役所、藤沢市役所4名、小田原市役所、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、三浦市役所、海老名市役所3名、座間市役所、大磯町役所、松田町役所、山北町役所、開成町役所、箱根町役所2名、湯河原町役所
新潟県	新潟県庁、新潟市役所、村上市役所、燕市役所、上越市役所、胎内市役所、弥彦村役所、関川村役所
富山県	富山県庁、富山市役所、砺波市役所
石川県	石川県庁、金沢市役所、輪島市役所
福井県	福井県庁3名、あわら市役所
山梨県	山梨県庁2名、富士吉田市役所、南アルプス市役所、身延町役所2名、山中湖村役所、富士河口湖町役所
長野県	長野県庁、長野市役所、松本市役所、茅野市役所、塩尻市役所、安曇野市役所
岐阜県	岐阜県庁2名、岐阜市役所、瑞浪市役所、飛騨市役所、海津市役所
静岡県	静岡県庁5名、静岡市役所、浜松市役所、伊東市役所、島田市役所、御殿場市役所3名、下田市役所、裾野市役所、牧之原市役所、函南町役所、小山町役所
愛知県	愛知県庁、名古屋市役所、豊橋市役所、半田市役所、春日井市役所、碧南市役所、刈谷市役所、豊田市役所、西尾市役所、蒲郡市役所、常滑市役所、小牧市役所、稲沢市役所、東海市役所、大府市役所、知多市役所、高浜市役所、豊明市役所、田原市役所、清須市役所、北名古屋役所2名、弥富市役所、みよし市役所、あま市役所、長久手市役所、豊山町役所、大口町役所、大治町役所、蟹江町役所、飛島村役所、美浜町役所、武豊町役所、幸田町役所
三重県	三重県庁、津市役所、四日市市役所、伊勢市役所、桑名市役所、名張市役所、亀山市役所、鳥羽市役所、志摩市役所
滋賀県	滋賀県庁、湖南市役所
京都府	京都府庁2名、京都市役所、舞鶴市役所、城陽市役所、八幡市役所2名、京田辺市役所、木津川市役所2名、精華町役所3名
大阪府	大阪府庁、大阪市役所4名、堺市役所、岸和田市役所、池田市役所、泉大津市役所、貝塚市役所、枚方市役所、茨木市役所、泉佐野市役所、富田林市役所、河内長野市役所、大東市役所、高石市役所、四條畷市役所、大阪狭山市役所
兵庫県	兵庫県庁、神戸市役所2名、姫路市役所、明石市役所、川西市役所、豊岡市役所、小野市役所、宍粟市役所、加東市役所、猪名川町役所
奈良県	奈良県庁3名、奈良市役所3名、大和高田市役所、五條市役所2名、生駒市役所、田原本町役所
和歌山県	和歌山県庁、白浜町役所
鳥取県	鳥取県庁5名、鳥取市役所、米子市役所、南部町役所
島根県	島根県庁、松江市役所、浜田市役所、雲南市役所
岡山県	岡山県庁、倉敷市役所、浅口市役所、奈義町役所
広島県	広島県庁3名、広島市役所、呉市役所、福山市役所、府中市役所、三次市役所、大竹市役所、廿日市市役所、海田町役所、熊野町役所、坂町役所
山口県	山口県庁、下関市役所、山口市役所、萩市役所、防府市役所、岩国市役所、光市役所、長門市役所、和木町役所
徳島県	徳島県庁7名、徳島市役所、阿南市役所、吉野川市役所2名、阿波市役所、美馬市役所、三好市役所、勝浦町役所
香川県	香川県庁、丸亀市役所、坂出市役所、善通寺市役所、さぬき市役所、琴平町役所、まんのう町役所
愛媛県	愛媛県庁、松山市役所、今治市役所、西条市役所、愛南町役所
高知県	高知県庁、高知市役所、須崎市役所、香南市役所
福岡県	福岡県庁、北九州市役所、福岡市役所2名、久留米市役所2名、飯塚市役所2名、筑後市役所、行橋市役所、小都市役所、春日市役所、大野城市役所2名、宗像市役所、太宰府市役所、朝倉市役所、みやま市役所、糸島市役所、那珂川市役所2名、粕屋町役所、芦屋町役所、大刀洗町役所
佐賀県	佐賀県庁4名、唐津市役所、武雄市役所、嬉野市役所、吉野ヶ里町役所、上峰町役所、玄海町役所
長崎県	長崎県庁5名、長崎市役所、佐世保市役所3名、島原市役所、大村市役所、壱岐市役所、西海市役所、雲仙市役所
熊本県	熊本県庁4名、熊本市役所、八代市役所、荒尾市役所、水俣市役所、菊池市役所、上天草市役所、合志市役所、大津町役所、山都町役所、芦北町役所、球磨村役所、あさぎり町役所
大分県	大分県庁2名、大分市役所、別府市役所2名、日田市役所、杵築市役所、日出町役所
宮崎県	宮崎県庁5名、宮崎市役所、都城市役所3名、延岡市役所、日南市役所、小林市役所2名、日向市役所、串間市役所、西都市役所、えびの市役所、高原町役所、高鍋町役所、新富町役所、都農町役所、門川町役所
鹿児島県	鹿児島県庁5名、鹿児島市役所、鹿屋市役所、出水市役所、垂水市役所、薩摩川内市役所、霧島市役所2名、始良市役所、十島村役所、さつま町役所、湧水町役所、錦江町役所、南大隅町役所
沖縄県	豊見城市役所、多良間村役所

※2022.3.31現在で防衛省が把握しているもの（非常勤職員を含む。）

資料61 防衛装備移転三原則

（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定）
閣議決定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいため、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能と

する。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをい

い、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

資料62 防衛装備移転三原則の運用指針

平成26年4月1日	国家安全保障会議決定
平成27年11月24日	一部改正
平成28年3月22日	一部改正
令和4年3月8日	一部改正

防衛装備移転三原則（平成26年4月1日閣議決定。以下「三原則」という。）に基づき、三原則の運用指針（以下「運用指針」という。）を次のとおり定める。

（注）用語の定義は三原則によるほか、6のとおりとする。

1 防衛装備の海外移転を認め得る案件

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、次に掲げるものとする。

（1）平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの（平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア 移転先が外国政府である場合

イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関、国際機関の要請に基づいて活動を行う機関又は活動が行われる地域の属する国の要請があつてかつ国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けた活動を行う機関である場合

（2）我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転

イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であつて、次に掲げるもの

（ア）法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転

（イ）米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供

（ウ）米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供

（エ）我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転

（オ）国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転

ウ 自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動（自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。以下同じ。）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であつて、次に掲げるもの

（ア）自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸

出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供（要修理品を良品と交換する場合を含む。）

（イ）公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出

（ウ）危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出

（3）誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転

2 海外移転の厳格審査の視点

個別案件の輸出許可に当たっては、1に掲げる防衛装備の海外移転を認め得る案件に該当するものについて、

・仕向先及び最終需要者の適切性

・当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

具体的には、仕向先の適切性については、仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等を踏まえて検討し、最終需要者の適切性については、最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮して検討する。

また、安全保障上の懸念の程度については、移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等を考慮して検討する。

なお、最終的な移転を認めるか否かについては、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、移転時点において利用可能な情報に基づいて、上述の要素を含む視点から総合的に判断することとする。

3 適正管理の確保

防衛装備の海外移転に当たっては、海外移転後の適正な管理を確保するため、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

（1）平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合

ア 緊急性・人道性が高い場合

イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合

ウ 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合

エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合

（2）部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合

- (3) 部品等をライセンス元に納入する場合
- (4) 我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
- (5) 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
- (6) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

仕向先の管理体制の確認に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。そのほか、移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性、移転先の国又は地域の輸出管理制度やその運用実態等についても、移転時点において利用可能な情報に基づいて確認するものとする。

なお、海外移転後の防衛装備が適切に管理されていないことが判明した場合、当該防衛装備を移転した者等に対する外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく罰則の適用を含め、厳正に対処することとする。

4 審査に当たっての手續

(1) 国家安全保障会議での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合は、国家安全保障会議で審議するものとする。イ又はウに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

- ア 基本的な方針について検討するとき。
- イ 移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき。
- ウ 仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するとき。
- エ 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

(2) 国家安全保障会議幹事会での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合には、国家安全保障会議幹事会で審議するものとする。イに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

- ア 基本的な方針について検討するとき。
- イ 同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき。
- ウ 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

(3) 関係省庁間での連携

防衛装備の海外移転の可否の判断においては、総合的な判断が必要であることを踏まえ、防衛装備の海外移転案件に係る調整、適正管理の在り方において、関係省庁が緊密に連携して対応することとし、各関係省庁の連絡

窓口は、次のとおりとする。ただし、個別案件ごとの連絡窓口は必要に応じて別の部局とすることができるものとする。

- ア 内閣官房国家安全保障局
- イ 外務省総合外交政策局安全保障政策課
- ウ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
- エ 防衛省防衛装備庁装備政策部国際装備課

5 定期的な報告及び情報の公開

(1) 定期的な報告

経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表するものとする。

(2) 情報の公開

4 (1) の規定により国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。情報の公開に当たっては、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることのないよう留意する。

6 その他

(1) 定義

「国際共同開発・生産」とは、我が国の政府又は企業が参加する国際共同開発（国際共同研究を含む。以下同じ。）又は国際共同生産であって、以下のものを含む。

- ア 我が国政府と外国政府との間で行う国際共同開発
- イ 外国政府による防衛装備の開発への我が国企業の参画
- ウ 外国からのライセンス生産であって、我が国企業が外国企業と共同して行うもの
- エ 我が国の技術及び外国からの技術を用いて我が国企業が外国企業と共同して行う開発又は生産
- オ 部品等を融通し合う国際的なシステムへの参加
- カ 国際共同開発又は国際共同生産の実現可能性の調査のための技術情報又は試験品の提供

(2) これまでの武器輸出三原則等との整理

三原則は、これまでの武器輸出三原則等を整理しつつ新しく定められた原則であることから、今後の防衛装備の海外移転に当たっては三原則を踏まえて外為法に基づく審査を行うものとする。三原則の決定前に、武器輸出三原則等の下で講じられてきた例外化措置については、引き続き三原則の下で海外移転を認め得るものと整理して審査を行うこととする。

(3) 施行期日

この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 改正

三原則は外為法の運用基準であることを踏まえ、この運用指針の改正は、経済産業省が内閣官房、外務省及び防衛省と協議して案を作成し、国家安全保障会議で決定することにより行う。

資料63 演習場一覧

区分	名称	所在地	土地面積				備考
			行政財産	他省庁財産	民公有財産	合計	
大演習場	矢白別	北海道	168,134	—	15	168,149	
	北海道	北海道	95,805	143	9	95,957	7地区より成る。
	王城寺原	宮城	42,487	11	4,059	46,557	
	北富士	山梨	19,659	6	26,930	46,595	
	東富士	静岡	29,338	5,139	53,831	88,308	
	日出生台	大分	49,870	—	—	49,870	
	合計	6件	405,292	5,299	84,845	495,436	
中演習場	鬼志別	北海道	14,925	—	—	14,925	
	上富良野	北海道	42,851	3	14	42,867	
	然別	北海道	33,288	—	4	33,292	
	岩手山	岩手	22,891	—	0	22,891	
	白河布引山	福島	18,108	1	1,716	19,825	
	相馬原	群馬	6,312	—	2,725	9,036	
	関山	新潟	15,854	—	2,994	18,848	
	あいば野	滋賀	22,555	—	2,234	24,789	
	青野ヶ原	兵庫	6,085	—	—	6,085	
	日本原	岡山	14,661	—	4,982	19,643	
	大野原	長崎、佐賀	5,992	—	83	6,075	
	大矢野原	熊本	16,328	12	—	16,340	
	十文字原	大分	6,328	—	79	6,407	
	霧島	宮崎、鹿児島	11,093	5	—	11,098	
合計	14件	237,272	22	14,830	252,123		
小演習場	50件	62,176	106	3,393	65,675		
合計	70件	704,740	5,426	103,067	813,233		

単位：千平方メートル

※単位未満を四捨五入

※「0」は単位未満を、「—」は該当数量のないことを示す。

資料64 市民生活の中での活動

項 目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (自衛隊法附則)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自が、地方公共団体などの要請を受けて実施 ○令和3(2021)年度の処理実績：件数1,255件(平均すれば週約24件)、量にして約31.9トン。特に、沖縄県での処理実績は、処理件数では423件(全国の処理件数の約34%)、処理量では約11.5トン(全国の処理量の約36%) (なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力)
機雷等の除去 (自衛隊法84条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海並びに地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去及び処理を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了 ○令和3(2021)年度の処理実績：2,646個、約4.0トン(なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力)
医療面での活動 (自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛医科大学校病院(埼玉県所沢市) および一部の自衛隊病院(全国16か所のうち、自衛隊中央病院(東京都世田谷区)など7か所)では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校病院は、特定機能病院(高度の医療の提供等)および第3次救急医療機関(重篤な救急患者の受け入れ)として運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊(東京都世田谷区)、海自潜水医学実験隊(神奈川県横須賀市)、空自航空医学実験隊(東京都立川市および埼玉県狭山市)が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター(埼玉県所沢市)では、災害・救急医療に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力(自衛隊法100条の3など)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放するなど様々な形で地域社会との交流を実施

施設・区域名	用途	所在地						面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積	2-4 (a) 面積	2-4 (b) 面積
キャンプ千歳	通信	北海道千歳市						4,274	4,274	4,263	0
東千歳駐屯地	演習場	北海道千歳市						81	0	0	81
北海道・千歳演習場	演習場	北海道恵庭市	北海道千歳市	北海道札幌市	北海道北広島市			92,288	0	0	92,288
千歳飛行場	飛行場	北海道千歳市	北海道苫小牧市	北海道札幌市	北海道札幌市			2,584	0	0	2,584
別海矢白別大演習場	演習場	北海道野付郡別海町	北海道厚岸郡厚岸町	北海道厚岸郡浜中町				168,178	0	0	168,178
釧路駐屯地	兵舎	北海道釧路郡釧路町						26	0	0	26
鹿追駐屯地	演習場	北海道河東郡鹿追町						59	0	0	59
上富良野中演習場	演習場	北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡中富良野町	北海道富良野市				34,688	0	0	34,688
札幌駐屯地	演習場	北海道札幌市						8	0	0	8
鹿追然別中演習場	演習場	北海道河東郡鹿追町						32,832	0	0	32,832
帯広駐屯地	演習場	北海道帯広市						757	0	0	757
旭川近文台演習場	演習場	北海道旭川市						1,416	0	0	1,416
丘珠駐屯地	その他	北海道札幌市						2	0	0	2
名寄演習場	演習場	北海道名寄市						1,734	0	0	1,734
滝川演習場	演習場	北海道滝川市	北海道樺戸郡新十津川町					1,367	0	0	1,367
美幌訓練場	演習場	北海道網走郡美幌町						2,269	0	0	2,269
倶知安高嶺演習場	演習場	北海道虻田郡倶知安町						928	0	0	928
遠軽演習場	演習場	北海道紋別郡遠軽町						1,082	0	0	1,082
三沢飛行場	飛行場	青森県三沢市	青森県八戸市	青森県上北郡東北町	青森県むつ市			15,968	15,780	5,181	188
八戸貯油施設	倉庫	青森県八戸市	青森県三沢市	青森県上北郡おいらせ町				173	173	1	0
三沢対地射撃場	演習場	青森県三沢市	青森県上北郡六ヶ所村					7,655	7,655	7,655	0
仙台駐屯地	演習場	宮城県仙台市						51	0	0	51
八戸駐屯地	兵舎	青森県八戸市						53	0	0	53
岩手岩手山中演習場	演習場	岩手県滝沢市	岩手県八幡平市					23,264	0	0	23,264
大和王城寺原大演習場	演習場	宮城県加美郡色麻町	宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大衡村				45,377	0	0	45,377
霞の目飛行場	飛行場	宮城県仙台市	宮城県岩沼市					260	0	0	260
青森小谷演習場	演習場	青森県青森市						3,183	0	0	3,183
弘前演習場	演習場	青森県中津軽郡西目屋村	青森県弘前市					4,904	0	0	4,904

施設・区域名	用途	所在地							面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (b) 面積
											2-4 (a) 面積	
神町大高根演習場	演習場	山形県村山市	山形県東根市						1,308	0	0	1,308
車力通信所	通信	青森県つがる市							135	135	0	(建物)
赤坂プレス・センター	事務所	東京都港区							27	27	0	0
横田飛行場	飛行場	東京都福生市	東京都西多摩郡瑞穂町	東京都武蔵村山市	東京都羽村市	東京都立川市	東京都昭島市	埼玉県狭山市	7,139	7,136	138	3
多摩サービス補助施設	その他	東京都稲城市	東京都多摩市						1,948	1,948	0	0
木更津飛行場	飛行場	千葉県木更津市							2,095	2,095	2,066	(建物)
キャンプ朝霞	兵舎	埼玉県和光市							118	118	0	0
所沢通信施設	通信	埼玉県所沢市							966	966	0	0
入間飛行場	その他	埼玉県入間市	埼玉県狭山市						4	0	0	4
大和田通信所	通信	埼玉県新座市	東京都清瀬市						1,198	1,198	0	0
硫黄島通信所	通信	東京都小笠原村							6,630	3,810	114	2,820
ニューサンノー米軍センター	その他	東京都港区							7	7	0	0
高田関山演習場	演習場	新潟県妙高市	新潟県上越市						14,080	0	0	14,080
百里飛行場	飛行場	茨城県小美玉市							1,089	0	0	1,089
相馬原演習場	演習場	群馬県高崎市	群馬県北群馬郡榛東村						5,796	0	0	5,796
朝霞駐屯地	演習場	埼玉県朝霞市	埼玉県和光市	埼玉県新座市					17	0	0	17
羽田郵便管理事務所	事務所	東京都大田区							(建物)	0	0	(建物)
根岸住宅地区	住宅	神奈川県横浜市							429	429	0	0
横浜ノース・ドック	港湾	神奈川県横浜市							523	523	(建物)	0
キャンプ座間	事務所	神奈川県相模原市	神奈川県座間市						2,292	2,292	170	0
厚木海軍飛行場	飛行場	神奈川県綾瀬市	神奈川県大和市						5,056	2,497	1,076	2,559
相模総合補給廠	工場	神奈川県相模原市							1,967	1,967	0	0
池子住宅地区及び海軍補助施設	住宅	神奈川県逗子市	神奈川県横浜市						2,884	2,884	0	0
吾妻倉庫地区	倉庫	神奈川県横須賀市							802	802	254	0
横須賀海軍施設	港湾	神奈川県横須賀市							2,363	2,363	46	(建物)
相模原住宅地区	住宅	神奈川県相模原市							593	593	0	0
長坂小銃射撃場	演習場	神奈川県横須賀市							97	0	0	97
浦郷倉庫地区	倉庫	神奈川県横須賀市							194	194	0	0
富士営舎地区	兵舎	静岡県御殿場市							1,177	1,177	47	0
鶴見貯油施設	倉庫	神奈川県横浜市							184	184	0	0
沼津海浜訓練場	演習場	静岡県沼津市							28	28	28	0

施設・ 区域名	用途	所在地							面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (a) 面積	2-4 (b) 面積
富士演習場	演習場	山梨県富士 吉田市	山梨県南都 留郡山中湖 村	静岡県御殿 場市	静岡県駿東 郡小山町	静岡県裾野 市			133,925	0	0	0	133,925
滝ヶ原駐屯地	演習場	静岡県御殿 場市							8	0	0	0	8
岐阜飛行場	その他	岐阜県各務 原市							1,626	0	0	0	1,626
小松飛行場	飛行場	石川県小松 市	石川県輪島 市	京都府京丹 後市					1,606	0	0	0	1,606
今津饗庭野中 演習場	演習場	滋賀県高島 市							24,085	0	0	0	24,085
伊丹駐屯地	演習場	兵庫県川西 市	兵庫県伊丹 市						20	0	0	0	20
経ヶ岬通信所	通信	京都府京丹 後市							36	36	0	0	0
福知山射撃場	演習場	京都府福知 山市							55	0	0	0	55
秋月弾薬庫	倉庫	広島県江田 島市							559	559	0	0	0
川上弾薬庫	倉庫	広島県東広 島市							2,604	2,604	0	0	0
広弾薬庫	倉庫	広島県呉市							359	359	0	0	0
岩国飛行場	飛行場	山口県岩国 市	広島県大竹 市						8,648	8,648	5,615	0	0
祖生通信所	通信	山口県岩国 市							24	24	0	0	0
呉第六突堤	港湾	広島県呉市							12	12	0	0	0
第一術科学校訓練 施設	演習場	広島県江田 島市							(建物)	0	0	0	(建物)
原村演習場	演習場	広島県東広 島市							1,687	0	0	0	1,687
日本原中演習場	演習場	岡山県勝田 郡奈義町	岡山県津山 市						18,844	0	0	0	18,844
美保飛行場	飛行場	鳥取県境港 市	鳥取県米子 市						778	0	0	0	778
灰ヶ峰通信施設	通信	広島県呉市							1	1	0	0	0
板付飛行場	飛行場	福岡県福岡 市							515	23	0	0	491
佐世保海軍施設	港湾	長崎県佐世 保市							496	488	11	0	9
佐世保ドライ・ ドック地区	港湾	長崎県佐世 保市							83	41	27	0	41
赤崎貯油所	倉庫	長崎県佐世 保市							754	754	0	0	0
佐世保弾薬補給所	倉庫	長崎県佐世 保市							582	582	0	0	0
庵崎貯油所	倉庫	長崎県佐世 保市							227	227	45	0	0
横瀬貯油所	倉庫	長崎県西海 市							679	679	0	0	0
針尾島弾薬集積所	倉庫	長崎県佐世 保市							1,297	1,297	48	0	0
立神港区	港湾	長崎県佐世 保市							135	135	28	0	0
新田原飛行場	飛行場	宮崎県児湯 郡新富町							1,833	0	0	0	1,833
崎辺小銃射撃場	演習場	長崎県佐世 保市							(建物)	0	0	0	(建物)
針尾住宅地区	住宅	長崎県佐世 保市							354	354	0	0	0
日出生台・ 十文字原演習場	演習場	大分県玖珠 郡玖珠町	大分県玖珠 郡九重町	大分県由布 市	大分県別府 市	大分県速見 郡日出町	大分県杵築 市	大分県大分 市	56,317	0	0	0	56,317

施設・区域名	用途	所在地						面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (b) 面積
									2-4 (a) 面積		
築城飛行場	飛行場	福岡県行橋市	福岡県築上郡築上町	福岡県春日市				906	0	0	906
大村飛行場	その他	長崎県大村市						(建物)	0	0	(建物)
大矢野原・霧島演習場	演習場	熊本県上益城郡山都町	宮崎県えびの市	鹿児島県始良郡湧水町				26,965	0	0	26,965
北熊本駐屯地	演習場	熊本県熊本市						21	0	0	21
健軍駐屯地	演習場	熊本県熊本市						39	0	0	39
鹿屋飛行場	飛行場	鹿児島県鹿屋市						490	0	0	490
北部訓練場	演習場	沖縄県国頭郡国頭村	沖縄県国頭郡東村					36,590	35,331	0	1,259
奥間レスト・センター	その他	沖縄県国頭郡国頭村						546	546	0	0
伊江島補助飛行場	演習場	沖縄県国頭郡伊江村						8,015	8,015	0	0
八重岳通信所	通信	沖縄県名護市	沖縄県国頭郡本部町					37	37	1	0
キャンプ・シュワブ	演習場	沖縄県名護市	沖縄県国頭郡宜野座村					20,626	20,626	7,077	0
辺野古弾薬庫	倉庫	沖縄県名護市						1,214	1,214	0	0
キャンプ・ハンセン	演習場	沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡宜野座村	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県名護市			48,728	48,114	39,383	615
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県国頭郡金武町						14	14	0	0
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県国頭郡金武町						381	381	0	0
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県うるま市		26,584	26,584	133	0
天願栈橋	港湾	沖縄県うるま市						31	31	0	0
キャンプ・コートニー	兵舎	沖縄県うるま市						1,339	1,339	0	0
キャンプ・マクトリアス	兵舎	沖縄県うるま市						379	379	0	0
キャンプ・シールズ	兵舎	沖縄県沖縄市						700	700	0	0
トリイ通信施設	通信	沖縄県中頭郡読谷村						1,895	1,895	0	0
嘉手納飛行場	飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県那覇市	沖縄県糸満市		19,856	19,856	23	(建物)
キャンプ桑江	兵舎	沖縄県中頭郡北谷町						675	675	0	0
キャンプ瑞慶覧	兵舎	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡北中城村	沖縄県宜野湾市	沖縄県沖縄市	沖縄県うるま市		5,342	5,342	0	0
泡瀬通信施設	通信	沖縄県沖縄市						552	552	0	0
ホワイト・ビーチ地区	港湾	沖縄県うるま市						1,568	1,568	221	0
普天間飛行場	飛行場	沖縄県宜野湾市						4,758	4,758	0	0
牧港補給地区	倉庫	沖縄県浦添市						2,675	2,675	0	0
那覇港湾施設	港湾	沖縄県那覇市						559	559	3	0
陸軍貯油施設	倉庫	沖縄県うるま市	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県宜野湾市		1,277	1,277	14	0
鳥島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町						41	39	0	2

施設・区域名	用途	所在地						面積 (千m ²)	2-1 (a)		2-4 (b) 面積
									面積	2-4 (a) 面積	
出砂島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡渡名喜村					245	245	245	0	
久米島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町					2	2	0	0	
津堅島訓練場	演習場	沖縄県うるま市					16	16	0	0	
黄尾嶼射撃場	演習場	沖縄県石垣市					874	874	0	0	
赤尾嶼射撃場	演習場	沖縄県石垣市					41	41	0	0	
沖大東島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡北大東村					1,147	1,147	1,147	0	
浮原島訓練場	演習場	沖縄県うるま市					254	0	0	254	
那覇飛行場	その他	沖縄県那覇市					7	0	0	7	
全国計	130施設・区域						980,149	262,917	75,059	717,232	
本土 (沖縄以外) 計	97施設・区域						793,178	78,083	26,813	715,095	
沖縄計	33施設・区域						186,971	184,834	48,246	2,137	

注)・本表は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域(米側が管理。同協定第2条第4項(a)に基づき、自衛隊等も使用するものを含む。)及び同協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域(日本側が管理)別の面積等の一覧である。

- ・「面積」欄の数値は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域の面積と、同協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域の面積の合計である。
- ・「2-4(a)面積」欄の数値は、日米地位協定第2条第4項(a)に基づき、自衛隊が一時的に使用している施設・区域の面積であり、「2-1(a)面積」欄の数値の内数である。
- ・計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。
- ・「0」は、該当する面積がないことを示す。

資料66 防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要

分類	施策名	内容	対象施設、事業の例
防衛施設周辺環境整備法※1等	障害防止工事の助成	自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う工事に対して助成	○用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
	騒音防止工事の助成	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響で著しいものを防止または軽減するために地方公共団体等が行う工事に対して助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保健所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設
	住宅防音工事の助成	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域において、その障害を防止または軽減するために住宅の所有者等が行う工事に対して助成	○住宅
	移転補償等	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域において、建物等を当該区域以外の区域への移転又は除却により通常生ずべき損失の補償等を実施	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備等	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域に所在する土地に緑地帯の整備等を実施	○植樹、草地整備など
	民生安定施設の助成	防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備に対して助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、漁業用施設など
	特定防衛施設周辺整備調整交付金	防衛施設の設置又は運用がその周辺地域の生活環境や開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に対し、公共用の施設の整備又はその生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
駐留軍再編特別措置法※2等	再編交付金	駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加等を考慮し、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、再編関連特定周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	
	再編関連訓練移転等交付金	訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民生活の安定に及ぼす影響が再編交付金の交付終了後も継続することを考慮し、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
	再編関連特別地域整備事業	駐留軍等の再編の円滑な実施に資するため、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる防衛施設が所在する県が広域的な観点から行う住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	
	再編推進事業	駐留軍等の再編の実施に向けた措置の推進を図り、駐留軍等の再編を的確かつ迅速に実施することの重要性に鑑み、再編関連特定周辺市町村が行う施設の整備に対して助成	○民生安定施設と同様の施設
米空母艦載機部隊配備特別交付金	米空母艦載機部隊が我が国の安全保障に果たす役割の重要性及び米空母艦載機部隊の配備が航空機騒音等により住民の生活の安定に及ぼす著しい影響を考慮し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など	

※1 防衛施設周辺環境整備法：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）

※2 駐留軍再編特別措置法：駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）

資料67 南極地域観測協力実績

回次	期間	活動日数	南極圏活動日数	物資輸送量	観測隊員	越冬隊員	総航程（海里）
第43次	2001.11.11～ 2002.4.6	151日	91日	約1,100トン	56人	40人	約22,000
第44次	2002.11.11～ 2003.4.7	151日	99日	約1,230トン	57人	40人	約22,000
第45次	2003.11.11～ 2004.4.8	151日	99日	約1,120トン	56人	40人	約21,000
第46次	2004.11.11～ 2005.4.9	151日	99日	約980トン	55人	40人	約21,000
第47次	2005.11.11～ 2006.4.10	151日	99日	約1,080トン	53人	37人	約22,000
第48次	2006.11.11～ 2007.4.11	151日	99日	約1,110トン	56人	36人	約21,000
第49次	2007.11.11～ 2008.4.12	151日	99日	約870トン	49人	35人	約20,000
第51次	2009.11.10～ 2010.4.9	151日	99日	約1,130トン	48人	28人	約21,000
第52次	2010.11.11～ 2011.4.5	146日	99日	約1,310トン	60人	28人	約20,000
第53次	2011.11.11～ 2012.4.9	151日	98日	約820トン	56人	30人	約19,000
第54次	2012.11.11～ 2013.4.10	151日	99日	約680トン	55人	31人	約21,000
第55次	2013.11.8～ 2014.4.7	151日	99日	約1,160トン	46人	30人	約20,000
第56次	2014.11.11～ 2015.4.10	151日	99日	約1,017トン	53人	24人	約18,000
第57次	2015.11.16～ 2016.4.14	151日	89日	約1,040トン	52人	30人	約24,000
第58次	2016.11.11～ 2017.4.10	151日	99日	約1,060トン	62人	33人	約20,000
第59次	2017.11.12～ 2018.4.11	151日	99日	約1,000トン	59人	27人	約20,000
第60次	2018.11.10～ 2019.4.9	151日	99日	約1,000トン	57人	31人	約20,000
第61次	2019.11.12～ 2020.4.10	151日	99日	約1,000トン	57人	31人	約20,000
第62次	2020.11.6～ 2021.2.22	109日	51日	約1045トン	44人	31人	約16,000
第63次	2021.11.10～ 2022.3.28	139日	99日	約1140トン	69人	31人	約20,000

※第50次は協力を行っていない。

資料68 部外土木工事の実績

年度	工事別実施件数				
	計	整地	道路	除雪	その他
1988年以前	7,987	5,152	2,208	307	320
1989	39	33	4	2	0
1990	40	33	5	2	0
1991	29	23	6	0	0
1992	27	23	4	0	0
1993	25	22	2	0	1
1994	20	19	1	0	0
1995	20	15	5	0	0
1996	10	7	3	0	0
1997	11	9	2	0	0
1998	13	11	2	0	0
1999	12	10	1	0	1
2000	10	9	1	0	0
2001	7	6	1	0	0
2002	5	5	0	0	0
2003	3	3	0	0	0
2004	2	2	0	0	0
2005	1	1	0	0	0
2006	0	0	0	0	0
2007	0	0	0	0	0
2008	2	2	0	0	0
2009	0	0	0	0	0
2010	0	0	0	0	0
2011	1	1	0	0	0
2012	0	0	0	0	0
2013	1	0	1	0	0
2014	2	0	2	0	0
2015	1	1	0	0	0
2016	1	0	1	0	0
2017	0	0	0	0	0
2018	0	0	0	0	0
2019	0	0	0	0	0
2020	1	1	0	0	0
2021	1	0	1	0	0
合計	8,271	5,388	2,250	311	322

(1) 自衛隊施設

施設名	所在地
防衛省市ヶ谷庁舎	東京都新宿区市谷本村町5番1号
名寄駐屯地宗谷通信所	北海道稚内市大字宗谷村字大岬
名寄駐屯地礼文分屯地	北海道礼文郡礼文町大字船泊村字沼の沢番外地
旭川駐屯地	北海道旭川市春光町国有無番地
釧路駐屯地標津分屯地	北海道標津郡標津町南2条西5丁目3番地1 (川北通信所) 北海道標津郡標津町字川北 (羅臼分室) 北海道日梨郡羅臼町礼文町7番地2
札幌駐屯地	北海道札幌市中央区南26条西10丁目
丘珠駐屯地	北海道札幌市東区丘珠町161番地
真駒内駐屯地	北海道札幌市南区真駒内17番地
東千歳駐屯地	北海道千歳市祝梅1016番地
帯広駐屯地	北海道帯広市南町南7線31番地
青森駐屯地	青森県青森市大字浪館字近野45番地
霞目駐屯地	宮城県仙台市若林区霞目1丁目1番1号
仙台駐屯地	宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号
神町駐屯地	山形県東根市神町南3丁目1番1号
霞ヶ浦駐屯地	茨城県土浦市右碓2410番地
北宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市上横田町1360番地
相馬原駐屯地	群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017番地2
朝霞駐屯地	東京都練馬区大泉学園町
習志野駐屯地	千葉県船橋市薬円台3丁目20番地1
木更津駐屯地	千葉県木更津市吾妻地先
練馬駐屯地	東京都練馬区北町4丁目1番1号
立川駐屯地	東京都立川市緑町5番地
武山駐屯地	神奈川県横須賀市御幸浜1番1号
守山駐屯地	愛知県名古屋守山区守山3丁目12番1号
明野駐屯地	三重県伊勢市小俣町明野5593番地1
八尾駐屯地	大阪府八尾市空港1丁目81番地
伊丹駐屯地	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1番地の1
千僧駐屯地	兵庫県伊丹市広畑1丁目1番1号
海田市駐屯地	広島県安芸郡海田町寿町2番1号
善通寺駐屯地	香川県善通寺市南町2丁目1番1号
福岡駐屯地	福岡県春日市大和町5丁目12番地
目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番地
健軍駐屯地	熊本県熊本市東区東町1丁目1番地の1
健軍駐屯地高遊原分屯地	熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
北熊本駐屯地	熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
川内駐屯地	鹿児島県薩摩川内市冷水町上床539番地2
奄美駐屯地	鹿児島県奄美市名瀬大字大熊字中畑ヶ266番地49
奄美駐屯地瀬戸内分屯地	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山684番地2
那覇駐屯地	沖縄県那覇市字鏡水679番地
那覇駐屯地白川分屯地	沖縄県沖繩市字白川119番地
那覇駐屯地勝連分屯地	沖縄県うるま市勝連内間仲間屋原2530番地
那覇駐屯地知念分屯地	沖縄県南城市知念字知念上原1177番地1
那覇駐屯地八重瀬分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛2608番地
那覇駐屯地南与座分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座糸無名原1110番地1
宮古島駐屯地	沖縄県宮古島市上野字野原カゴモリ原83番地5
与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町与那国樽舞3765番地1
習志野演習場	千葉県船橋市習志野3丁目
下北海洋観測所	青森県下北郡東通村大字小田野沢字荒沼65番地
横須賀地方総監部船越庁舎	神奈川県横須賀市船越町7丁目73番地
横須賀地方総監部逸見庁舎	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
舞鶴地方総監部第1地区	京都府舞鶴市余部下1190番地
大湊地方総監部	青森県むつ市大湊町4番1号

施設名	所在地
佐世保地方総監部	長崎県佐世保市平瀬町18番
呉地方総監部	広島県呉市幸町8番1号
鹿屋航空基地	鹿児島県鹿屋市西原3丁目11番2号
八戸航空基地	青森県八戸市大字河原木字高館
館山航空基地	千葉県館山市宮城無番地
大村航空基地	長崎県大村市今津町10番地
岩国航空基地	山口県岩国市三角町1丁目
舞鶴航空基地	京都府舞鶴市字長浜731番地20
小松島航空基地	徳島県小松島市和田島町字洲端4番地3
大湊航空基地	青森県むつ市大字城ヶ沢字早崎2番地
下総航空基地	千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1
徳島航空基地	徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38番地
小月航空基地	山口県下関市松屋本町3丁目2番1号
硫黄島航空基地	東京都小笠原村硫黄島
南鳥島航空基地	東京都小笠原村南鳥島
沖縄基地隊	(本部地区) 沖縄県うるま市勝連平敷屋源河原3095番地 (枝橋地区) 沖縄県うるま市勝連平敷屋源河原1703番地2
函館基地隊本部	北海道函館市大町10番3号
松前警備所	(本部地区) 北海道松前郡松前町字建石53番地6 (レーダー局舎等) 北海道松前郡松前町字建石226番地2
竜飛警備所	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜54番地
対馬防備隊本部	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地191
壱岐警備所	長崎県壱岐市勝本町東触2776番地6
上対馬警備所	長崎県対馬市上対馬町大浦847番地
下対馬警備所	長崎県対馬市巖原町安神550番地
余市防備隊	北海道余市郡余市町港町国有地
飯岡受信所	千葉県旭市三川13820番地
市原送信所	千葉県市原市新巻296番地
えびの送信所	宮崎県えびの市大字榎田字北野570番地1地先
樺山送信所	青森県むつ市大字田名部字下平
近川受信所	青森県むつ市大字奥内字栖立場69番地
串良送信所	鹿児島県鹿屋市串良町細山田2031番地1
国頭受信所	沖縄県国頭郡国頭村字伊地595番地11
市ヶ谷基地柏送信所	千葉県柏市十余二175番地4
千歳基地	北海道千歳市平和無番地
三沢基地	青森県三沢市大字三沢字後久保125番地7号
松島基地	宮城県東松島市矢本字板取85番地
百里基地	茨城県小美玉市百里170番地
府中基地	東京都府中市浅間町1丁目5番地5
入間基地	埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地
静浜基地	静岡県焼津市上小杉1602番地
浜松基地	静岡県浜松市西区西山町無番地
小牧基地	愛知県小牧市春日寺1丁目1番地
岐阜基地	岐阜県各務原市那加官有地無番地
小松基地	石川県小松市向本折町戊267番地
美保基地	鳥取県境港市小篠津町2258番地
防府北基地	山口県防府市大字田島無番地
築城基地	福岡県築上郡築上町大字西八田
築城基地築城高射教育訓練場	福岡県京都市都みやこ町皆見1506番1
芦屋基地	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455番地1
春日基地	福岡県春日市原町3丁目1番地1
新田原基地	宮崎県児湯郡新富町大字新田19581番地
那覇基地	沖縄県那覇市字当間301番地
長沼分屯基地	北海道夕張郡長沼町字馬追台
稚内分屯基地	北海道稚内市恵比須5丁目2番1号

施設名	所在地
網走分屯基地	北海道網走市字美岬官有無番地
根室分屯基地	北海道根室市光洋町4丁目15番地 (牧の内訓練場) 北海道根室市牧の内
当別分屯基地	北海道石狩郡当別町字弁華別番外地
奥尻島分屯基地	北海道奥尻郡奥尻町字湯浜
襟裳分屯基地	北海道幌泉郡えりも町字えりも岬407番
八雲分屯基地	北海道二世郡八雲町緑町34番地
大湊分屯基地	青森県むつ市大字大湊字大近川44番地ノ内官有地
車力分屯基地	青森県つがる市富港町屏風山1番地
山田分屯基地	岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林9林班か小班
加茂分屯基地	秋田県男鹿市男鹿中国有地内
秋田分屯基地	秋田県秋田市雄和椿川字山籠23番地26
大滝根山分屯基地	福島県双葉郡川内村大字上川内字花の内6番地
峯岡山分屯基地	千葉県南房総市丸山平塚乙2番地564
佐渡分屯基地	新潟県佐渡市金井新保丙2番地27
新潟分屯基地	新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地
輪島分屯基地	石川県輪島市河井町十部29番地7
御前崎分屯基地	静岡県御前崎市御前崎2825番地1
笠取山分屯基地	三重県津市榊原町4183番地12
経ヶ岬分屯基地	京都府京丹後市丹後町袖志無番地
串本分屯基地	和歌山県東牟婁郡串本町須江1383番地12
白山分屯基地	三重県津市白山町大原297番地
饗庭野分屯基地	滋賀県高島市新旭町饗庭3356番地1
高尾山分屯基地	島根県松江市美保関町森山1488番地2 (森山地区) 島根県松江市美保関町森山632番地
見島分屯基地	山口県萩市見島1518番地1
土佐清水分屯基地	高知県土佐清水市下益野2078番地2 (中継所地区) 高知県土佐清水市上野字島ノ内2521番地10
高良台分屯基地	福岡県久留米市荒木町藤田官有地
背振山分屯基地	佐賀県神埼市脊振町服巻字脊振山1358番地
海栗島分屯基地	長崎県対馬市上対馬町鱈浦1217番地
福江島分屯基地	長崎県五島市三井楽町嶽770番地1
高畑山分屯基地	宮崎県串間市大字本城4番地
下甌島分屯基地	鹿児島県薩摩川内市下甌町長浜無番地
奄美大島分屯基地	鹿児島県奄美市笠利町大字平字シリ原505番地2
沖永良部島分屯基地	鹿児島県大島郡知名町大字瀬利覚3196番地1
恩納分屯基地	沖縄県国頭郡恩納村字恩納7441番地113
久米島分屯基地	沖縄県島尻郡久米島町字江城山田原2064番地1
知念分屯基地	沖縄県南城市佐敷字佐敷1641番地
与座岳分屯基地	沖縄県糸満市字与座1780番地
宮古島分屯基地	沖縄県宮古島市上野野原1190番地189
東千歳通信所	北海道千歳市祝梅1016番地
大井通信所	埼玉県ふじみ野市亀久保1696番地3
小舟渡通信所	新潟県新発田市小舟町3丁目2番地12
美保通信所	鳥取県境港市渡町21番地
太刀洗通信所	福岡県朝倉郡筑前町下高場1376番地2
喜界島通信所	鹿児島県大島郡喜界町大字川嶺2913番地1

(2) 在日米軍施設・区域

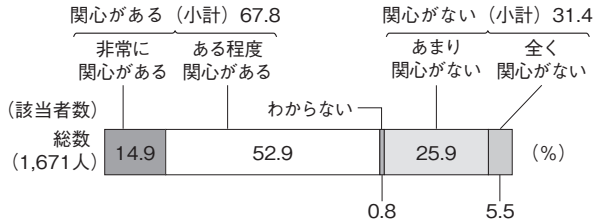
施設名	所在地
三沢飛行場	青森県三沢市大字三沢字平畑ほか
車力通信所	青森県つがる市豊富町屏風山
横田飛行場	東京都福生市大字熊川ほか
キャンプ座間	神奈川県座間市座間ほか
厚木海軍飛行場	神奈川県綾瀬市蓼川ほか
横須賀海軍施設	神奈川県横須賀市本町一丁目ほか
経ヶ岬通信所	京都府京丹後市丹後町袖志
岩国飛行場	山口県岩国市三角町一丁目ほか
佐世保海軍施設	長崎県佐世保市平瀬町ほか
立神港区	長崎県佐世保市立神町
キャンプ・シュワブ	沖縄県名護市字辺野古ほか
キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町字金武ほか
嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良ほか
キャンプ瑞慶覧	沖縄県宜野湾市字安仁屋ほか
普天間飛行場	沖縄県宜野湾市字佐真下ほか
横浜ノースドック	神奈川県横浜市瑞穂町ほか
富士宮舎地区	静岡県御殿場市中畑
呉第六突堤	広島県呉市昭和町
板付飛行場	福岡県福岡市大字東平尾ほか
佐世保ドライ・ドック地区	長崎県佐世保市立神町ほか
佐世保弾薬補給所	長崎県佐世保市前畑町ほか
横瀬貯油所	長崎県佐世保市西海町横瀬郷
針尾島弾薬集積所	長崎県佐世保市針尾北町ほか
辺野古弾薬庫	沖縄県名護市字辺野古ほか
嘉手納弾薬庫地区	沖縄県中頭郡読谷村字親志ほか
天願棧橋	沖縄県うるま市字昆布
キャンプ・コートニー	沖縄県うるま市字天願ほか
キャンプ・シールズ	沖縄県沖縄市字知花ほか
ホワイト・ビーチ地区	沖縄県うるま市勝連平敷屋ほか
那覇港湾施設	沖縄県那覇市垣花町ほか

資料70 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋（内閣府大臣官房政府広報室）

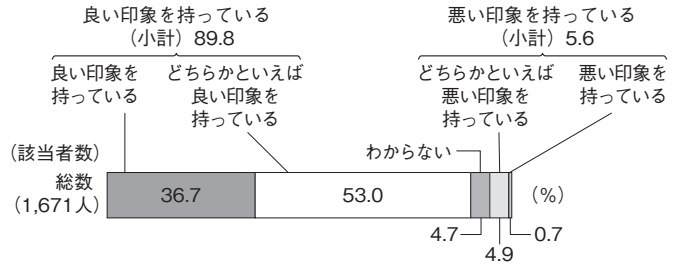
調査時期：2018年1月11日～1月21日

詳細については、〈<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bouei/index.html>〉参照

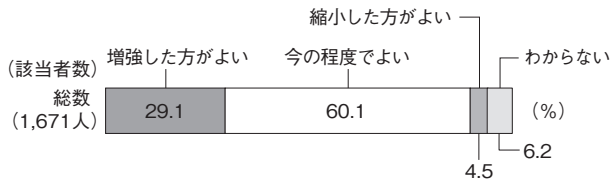
1 自衛隊に対する関心



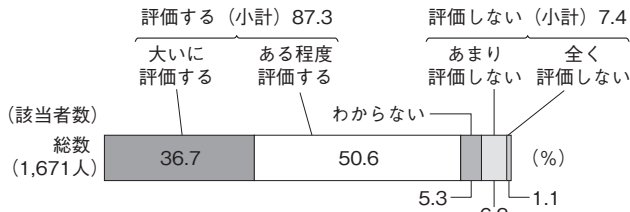
2 自衛隊に対する印象



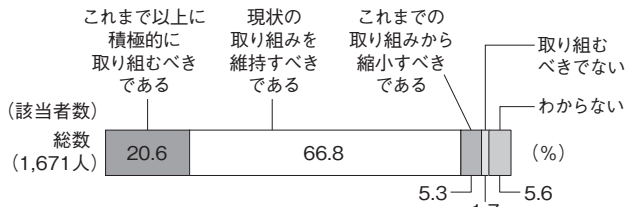
3 自衛隊の防衛力



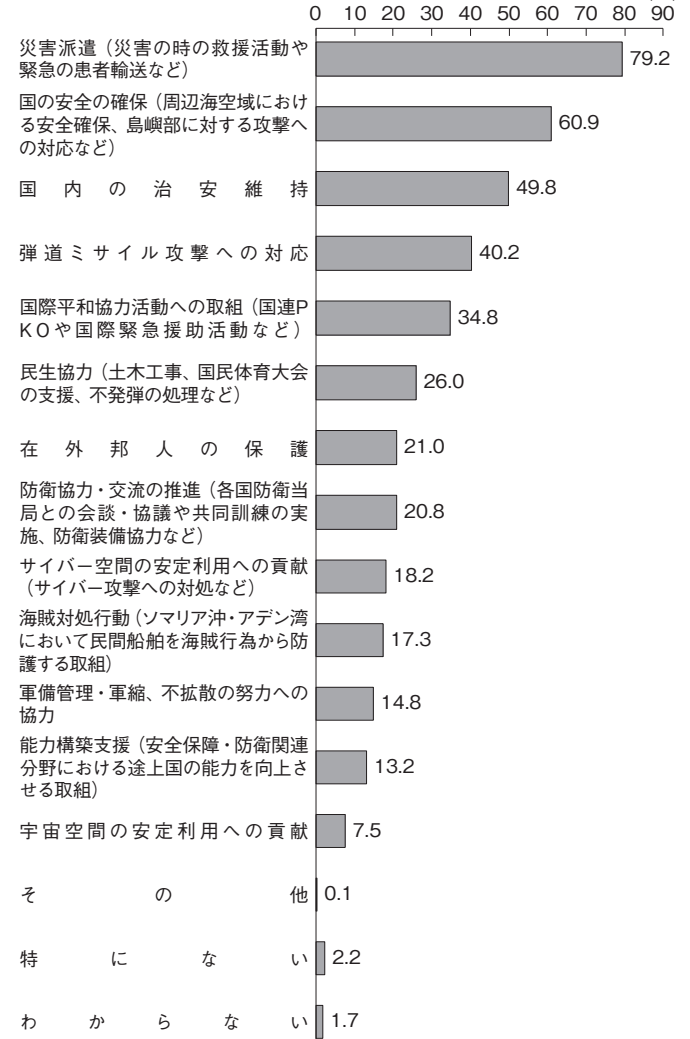
4 自衛隊の海外での活動に対する評価



5 国際平和協力活動への取組



6 自衛隊に期待する役割（複数回答）



■ 総数 (N=1,671人, M.T.=407.7%)

資料71 防衛省における情報公開の実績（2021年度）

	防衛省本省	地方防衛（支）局	防衛装備庁	計
1 開示請求受付件数	3,026	1,739	110	4,875
2 開示決定等件数	3,559	1,853	157	5,569
全部開示決定件数	1,699	703	66	2,468
一部開示決定件数	1,708	1,118	88	2,914
不開示決定件数	152	32	3	187
3 審査請求件数	11,394	0	1	11,395
4 訴訟件数	2	0	0	2